

狛江市地域防災計画

(令和 7 年修正)

<震災編>

狛江市防災会議

目 次

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針..... 1

第 1 節 計画の目的及び前提.....	1
第 2 節 計画の構成.....	1
第 3 節 計画の習熟.....	2
第 4 節 計画の修正.....	2
第 5 節 他の計画との関係.....	2

第 2 章 狛江市の現状..... 3

第 1 節 地勢の概況.....	3
第 2 節 面積・人口.....	3
別表第 1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、面積、人口密度.....	4
別表第 2 年齢別人口構成表.....	6

第 3 章 狛江市における被害想定..... 8

第 1 節 前提事項等.....	8
1 基本的な考え方.....	8
2 前提条件.....	8
第 2 節 想定結果の概要.....	9
1 狛江市地域防災計画における想定地震.....	9
2 地震動（地震のゆれ）.....	9
3 狛江市の被害想定.....	10
4 定性評価.....	12
第 3 節 被害軽減効果の推計.....	13
1 耐震化率の向上によるゆれが原因の建物被害や人的被害の軽減効果.....	13
2 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による屋内収容物の移動・転倒が原因の人的被害の軽減効果.....	14
3 出火抑制対策による火災被害の軽減効果.....	14
別表第 3 狛江市の被害想定（多摩東部直下地震）.....	15
別表第 4 狛江市の被害想定（都心南部直下地震）.....	17
別表第 5 狛江市の被害想定：周辺区市との比較（多摩東部直下地震）.....	19
別表第 6 狛江市の被害想定：周辺区市との比較（都心南部直下地震）.....	21

第 4 章 地震に関する地域危険度測定調査..... 24

第 1 節 調査の目的及び基本事項.....	24
1 調査の目的.....	24

2 調査の種類.....	24
3 調査の前提.....	25
第2節 狛江市の地震に関する地域危険度測定調査結果.....	26
1 総括表及び町丁目別危険度要図.....	26
2 調査結果に関する評価.....	26
別表第7 狛江市の地域危険度測定調査結果（第9回）.....	28
別図 狛江市の町丁目別危険度要図（第9回）.....	29
第5章 減災目標.....	30
第1節 これまでの経緯.....	30
第2節 これまでの主な取組状況と社会環境の変化等.....	30
1 課題の抽出.....	30
2 今後の防災対策の強化に向けた基本認識.....	36
3 基本認識に基づく今後の取組の方向性.....	36
第3節 減災目標の設定.....	37
1 減災目標.....	37
2 減災目標達成のための指標一覧.....	37
第6章 複合災害への対応.....	40
第1節 想定する複合災害.....	40
第2節 複合災害に備え留意すべき事項.....	41
第7章 防災におけるデジタル技術の活用.....	42
第1節 基本認識.....	42
1 デジタル技術活用の背景.....	42
2 デジタル技術活用上の留意事項.....	42
第2節 期待する効果.....	43
1 最適経路等の考察.....	43
2 情報の一斉発信.....	43
3 被災状況の収集・分析（SNSの活用）.....	43
4 被災状況の収集・分析（点群データの活用）.....	44
5 災害対応における情報共有.....	44
6 無人航空機の離発着場所の選定.....	44
7 テレワーク等の活用.....	45
8 被災者の迅速な登録.....	45
9 その他.....	46
第8章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割.....	47
第1節 基本理念及び基本的責務.....	47
1 基本理念.....	47

2 基本的責務.....	47
第2節 連携・協働.....	49
1 全 般.....	49
2 事業者との連携・協働における着意事項.....	49
第3節 市、都及び防災機関等の役割.....	50
1 市.....	50
2 消防団・地区消防隊.....	53
3 東京都.....	54
4 指定地方行政機関.....	55
5 自衛隊.....	55
6 指定公共機関.....	55
7 指定地方公共機関.....	56
8 協力機関等.....	57

第2部 災害予防

第1章 市民と地域の防災力向上..... 62

第1節 全 般.....	62
第2節 具体的な取組.....	65
1 自助による市民の防災力向上.....	65
2 地域による共助の推進.....	69
3 マンション防災における自助・共助の構築.....	71
4 消防団等の活動体制の充実.....	73
5 事業所による自助・共助の強化.....	75
6 ボランティアとの連携.....	76
7 市民・行政・事業所等の連携.....	80

第2章 安全な都市づくりの実現..... 81

第1節 全 般.....	81
第2節 具体的な取組.....	83
1 安全に暮らせる都市づくり.....	83
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進.....	86
3 液状化への対策.....	91
4 火災の防止及び危険物施設等の安全化.....	92
5 放射性物質対策.....	96

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保..... 98

第1節 全 般.....	98
第2節 具体的な取組.....	99
1 道路・橋梁.....	99

2	鉄道・バス.....	101
3	河川・内水排水施設.....	101
4	緊急輸送ネットワーク.....	102
5	水道.....	102
6	下水道.....	102
7	電気・ガス・通信等.....	103
8	エネルギーの確保.....	107
9	ライフライン事業者の連携体制の構築.....	108
第4章 応急対応力の強化.....		109
第1節	全 般.....	109
第2節	具体的な取組.....	111
1	初動対応体制の整備.....	111
2	事業継続体制の確保.....	114
3	消火・救助・救急活動体制の整備.....	117
4	連携体制の強化.....	117
5	応急活動拠点の整備.....	119
第5章 情報通信の確保.....		121
第1節	全 般.....	121
第2節	具体的な取組.....	123
1	情報通信連絡体制の整備.....	123
2	市民等への情報提供体制の整備.....	125
3	市民相互の情報連絡等の環境整備.....	126
第6章 医療救護等対策.....		128
第1節	全 般.....	128
第2節	具体的な取組.....	130
1	初動医療体制の整備.....	130
2	医薬品・医療資器材の確保.....	134
3	行方不明者の捜索・遺体の取扱い.....	135
第7章 帰宅困難者対策.....		136
第1節	全 般.....	136
第2節	具体的な取組.....	137
1	東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底.....	137
2	帰宅困難者への情報通信体制整備.....	142
3	一時滞在施設の確保.....	143
4	徒歩帰宅支援のための体制整備.....	144

第8章 避難者対策.....	147
第1節 全 般.....	147
第2節 具体的な取組.....	149
1 避難体制等の整備.....	149
2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化.....	151
3 避難所の管理運営体制の整備等.....	154
4 要配慮者等への対策.....	157
5 避難者等の生活環境等の改善.....	163
6 避難所運営等の訓練の実施.....	163
7 在宅の被災者の支援体制.....	164
8 車中泊.....	164
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進.....	166
第1節 全 般.....	166
第2節 具体的な取組.....	168
1 食料及び生活必需品等の確保.....	168
2 飲料水及び生活用水の確保.....	170
3 備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備.....	171
4 輸送体制の整備及び輸送手段の確保.....	173
5 燃料の確保.....	173
6 義援物資の取扱い.....	174
第10章 住民の生活の早期再建.....	175
第1節 全 般.....	175
第2節 具体的な取組.....	177
1 応急危険度判定.....	177
2 生活再建のための事前準備.....	178
3 トイレの確保及びし尿処理.....	179
4 ごみ処理.....	181
5 災害廃棄物処理.....	181
6 仮設住宅供給のための準備.....	182
7 学校の応急対策.....	183
8 保育園等の安全確保・応急保育.....	183
9 災害救助法等.....	184
第3部 災害対応	
第1章 基本構想.....	186
1 基本構想.....	186

2 期区分.....	186
3 災害対応の体制.....	187
別紙第1 災害対策本部の設置及び運営.....	189
1 災害対策本部の設置等.....	189
2 災害対策本部の編成.....	190
3 事務局及び各部等の実施事項.....	191
4 災害対策本部の運営.....	192
5 応援職員の受入れ.....	194
6 災害対策本部等の運営に必要な物資の調達.....	195
第2章 応急対策.....	196
第1節 応急対策の構想.....	196
1 全 般.....	196
2 活動態勢の確立.....	196
3 被災者の捜索・救助.....	197
4 被災者の安全確保.....	198
5 被害の拡大防止.....	200
6 物資等関連業務.....	200
7 住民生活の早期再建.....	201
第2節 災害対策本部事務局・各部等の実施事項.....	202
別紙第2 非常配備態勢及び職員の緊急参集等.....	212
1 災害対策本部の非常配備態勢等.....	212
2 職員等の活動基盤の設定.....	213
3 職員の子どもを預かる施設の開設.....	213
4 狛江市防災会議の招集.....	214
5 狛江市議会との情報共有.....	214
別紙第3 防災機関等の活動.....	215
1 狛江市災害対策本部への連絡員の派遣.....	215
2 狛江消防署.....	215
3 調布警察署.....	216
4 狛江市消防団.....	216
5 狛江市地区消防隊.....	217
6 応援協力・派遣要請.....	218
7 応急活動拠点の調整.....	222
別紙第4 情報通信の確保.....	223
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報）.....	223
2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）.....	225
別紙第5 被災者の捜索・救助.....	228
1 被災状況の収集.....	228
2 交通路の確保.....	229

3 被災者の捜索・救助.....	231
4 安否不明者に関する情報.....	232
別紙第6 市民及び報道機関等への情報提供.....	234
1 市民への情報提供.....	234
2 報道機関への情報提供.....	237
3 放送要請.....	238
4 市民相互の情報連絡等.....	238
別紙第7 避難行動等.....	240
1 避難誘導.....	240
2 避難所の開設・運営等.....	242
3 福祉避難所の開設・運営等.....	248
4 地震発生後の自宅での生活.....	249
5 ライフラインの確保.....	250
6 ボランティアの受入れ・派遣.....	252
7 学校の応急対策.....	253
8 保育園等の応急対策.....	253
9 車中泊の抑制.....	254
10 動物救護.....	255
別紙第8 帰宅困難者対策.....	257
1 初動対応.....	257
2 事業者等による帰宅困難者対策.....	260
3 駅周辺での混乱防止.....	262
別紙第9 医療救護活動.....	266
1 初動医療体制等.....	268
2 医薬品・医療資器材の供給.....	275
3 医療施設の確保.....	280
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等.....	281
別紙第10 第被害の拡大防止.....	286
1 大規模火災の発生抑制.....	286
2 社会公共施設等の応急対策.....	288
3 危険物等の応急措置による危険防止.....	290
4 複合災害への対応.....	298
別紙第11 物資等関連業務.....	299
1 備蓄物資の供給.....	299
2 飲料水の供給.....	300
3 物資の供給・要請.....	302
4 地域内輸送拠点の開設・運営.....	303
5 輸送手段の確保.....	304
6 燃料の確保.....	304
7 義援物資の取扱い.....	304

別紙第 12 住民生活の早期再建.....	305
1 応急危険度判定.....	305
2 住家被害認定調査等.....	306
3 罹災証明書の交付準備.....	307
4 義援金の募集・受付.....	308
5 トイレの確保及びし尿処理.....	308
6 ごみ処理.....	310
7 災害廃棄物処理.....	311
8 ボランティアとの連携.....	313
9 災害救助法の適用.....	316
10 激甚災害の指定.....	316
第 3 章 復旧対策.....	317
第 1 節 復旧対策の構想.....	317
1 全 般.....	317
2 継続的な活動体制の確立.....	317
3 避難所の運営等.....	318
4 在宅の被災者の支援.....	318
5 帰宅困難者の帰宅支援.....	319
6 交通ネットワーク及びライフライン等の確保.....	319
7 医療救護活動等.....	319
8 物資等関連業務.....	320
9 住民生活の早期再建.....	321
第 2 節 災害対策本部事務局・各部等の実施事項.....	322
別紙第 13 職員等の活動態勢の維持.....	330
1 職員等の活動基盤の維持.....	330
2 職員の子どもを預かる施設の運営.....	330
3 応援職員の宿泊場所の確保等.....	331
別紙第 14 防災機関等の活動.....	332
1 狛江市災害対策本部への連絡員の派遣.....	332
2 活動要領の調整.....	332
3 狛江消防署.....	332
4 調布警察署.....	332
5 狛江市消防団.....	333
6 狛江市地区消防隊.....	333
7 応援協力・派遣要請.....	333
8 応急活動拠点の調整.....	333
別紙第 15 避難所の運営等.....	334
1 避難所の運営.....	334
2 応援職員の避難所への配置.....	334

3	食料・生活必需品等の供給・貸与.....	335
4	飲料水及び食品の安全確保.....	335
5	トイレ機能の確保.....	335
6	避難者の生活環境等の改善.....	335
7	被災者の他地区への移送.....	336
8	福祉避難所の運営.....	337
9	避難所の縮小及び閉鎖.....	337
別紙第 16	在宅の被災者の支援.....	338
1	避難所に準じた支援の提供.....	338
2	マンション防災における復旧対策の実施.....	338
3	被災者の生活環境等の改善.....	339
別紙第 17	帰宅困難者の帰宅支援.....	340
1	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進.....	340
2	徒歩帰宅者の支援.....	342
3	一時滞在施設の閉鎖.....	343
別紙第 18	交通ネットワーク及びライフライン等の確保.....	344
1	道路・橋梁.....	344
2	鉄道施設.....	344
3	河川・内水排水施設.....	344
4	水道.....	345
5	下水道.....	345
6	電気・ガス・通信等.....	345
別紙第 19	医療救護活動等.....	347
1	防疫体制の確立.....	347
2	火葬.....	350
別紙第 20	物資等関連業務.....	353
1	物資の輸送.....	353
2	多様なニーズへの対応.....	354
3	炊き出し.....	354
4	水の安全確保.....	355
5	生活用水の確保.....	356
6	生活関連物資に関する市民への適切な情報の提供.....	356
別紙第 21	住民生活の早期再建.....	358
1	罹災証明書の交付.....	358
2	被災住宅の応急修理.....	359
3	応急仮設住宅等の供与.....	360
4	被災者の生活相談等の支援.....	363
5	義援金の募集・受付・配分.....	365
6	被災者の生活再建等の資金援助等.....	366
7	職業のあっせん.....	366

8	租税等の徴収猶予及び減免等.....	367
9	国・都・関係機関によるその他の生活支援.....	368
10	トイレの確保及びし尿処理.....	369
11	災害廃棄物の処理.....	369
12	ボランティアとの連携.....	370
13	学校の復旧時の対応.....	371
14	保育園等の復旧時の対応.....	371
15	災害救助法の運用等.....	372

第4部 災害復興

第1章 基本的考え方..... 375

1	復興の基本的考え方.....	375
2	復興に向けた体制.....	375

第2章 復興体制..... 376

1	狛江市災害復興本部の設置.....	376
2	災害復興チーム.....	376

第3章 災害復興計画等の策定..... 377

1	災害復興方針の策定.....	377
2	災害復興計画の策定.....	377
3	特定分野計画の策定.....	377
4	事前の整理.....	378

第4章 復興に向けた取組..... 379

1	生活復興と都市復興.....	379
2	各分野の復興.....	379

第 1 部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、狛江市防災会議が策定する計画である。その目的は、市、防災機関¹及びその他の関係機関が有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害対応及び災害復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護することであり、震災に強いまちづくりを行い、市民、地域社会、行政が連携・協働して「安心して暮らせる安全なまち」の実現を目指す。

2 計画の前提

この計画は、第1部第3章「狛江市における被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）等の過去の震災から得た教訓や市が行った各種災害における被災自治体への支援活動等を踏まえて策定する。

また、国、東京都等の調査・研究、そして市民、市議会等の各提言を、市民、地域社会及び行政の連携・協働、減災目標の達成等、震災に強いまちづくりの計画全般に可能な限り反映する。

なお、災害対策基本法を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

本計画は、市、都、防災機関、事業者及び市民等が行う震災対策を、平時から実施する災害予防、発災後に実施する災害対応とこれに続く災害復興の各段階に応じて、具体的に記載している。

¹ この計画において防災機関とは、災害対策基本法第2条にある「防災」に係わる業務を実施する国の機関、地方公共団体の機関、指定公共機関及び都の指定する指定地方公共機関とする。これ以外の機関を含めて対象とする場合は、「防災機関等」又は「防災機関及びその他の関係機関」と表記する。

構成と主な内容は、以下のとおりである。

構 成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的、前提となる被害想定、減災目標等
第2部 災害予防	○ 市、都、防災機関、事業者及び市民等が行う予防対策
第3部 災害対応	○ 市、都、防災機関、事業者及び市民等が行う応急対策、復旧対策、災害救助法の適用等
第4部 災害復興	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
資料編	○ 例規、協定、参考資料、用語の解説等

第3節 計画の習熟

市及び各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画を習熟し、地震災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、狛江市防災会議においてこれを修正する。市及び各防災機関は、本計画を修正する必要があると認めるときは、理由を付して計画修正案を狛江市防災会議に提出しなければならない。

第5節 他の計画との関係

- 本計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）（以下「都地域防災計画」という。）等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地区居住者等から、地区防災計画の素案を添えて、地域防災計画に地区防災計画を定める提案が狛江市防災会議に出された場合、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認められたときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2章 狛江市の現状

第1節 地勢の概況

- 市は、新宿から電車（小田急線）で南西へ約20分の位置にあり、市役所（東経139度34分43秒、北緯35度38分06秒、世界測地系による。）を中心に、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接している。
- 総面積6.39km²、東西2,940m、南北3,660mであり、市全域の標高が約20mの平坦な地形である。
- 地質は洪積層及び多摩川・野川沿いに広がる沖積層からなり、地味豊かで果菜等の栽培に適している。

第2節 面積・人口

1 地目別面積

（令和4年1月1日現在）

地目	面積（ha）	割合（％）
宅地	346.98	87.05
田	0	0.00
畑	34.39	8.63
山林	0.77	0.02
原野	0	0.00
池沼	0	0.00
雑種地等 ²	16.44	4.12
計	398.58	

（資料）統計こまえ（令和4年度版）

2 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積、人口密度

別表第1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、面積、人口密度

3 年齢別人口構成表

別表第2 年齢別人口構成表

² 雑種地等とは、雑種地（高圧鉄塔敷地、鉄軌道用地、駐車場等）と免税点以下（土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が30万円に満たないもの）の土地のこと。

別表第1

住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、面積、人口密度

(令和6年2月1日現在)

地 域 (町丁名)	人 口※				面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	世帯	総数	男	女		
和泉本町一丁目	3,075	6,229	2,919	3,310	0.237	26,283
和泉本町二丁目	766	1,611	776	835	0.145	11,110
和泉本町三丁目	1,221	2,634	1,295	1,339	0.195	13,508
和泉本町四丁目	2,093	3,243	1,413	1,830	0.247	13,130
和泉本町 計	7,155	13,717	6,403	7,314	0.824	16,647
中和泉一丁目	1,136	2,023	978	1,045	0.145	13,952
中和泉二丁目	965	1,891	961	930	0.136	13,904
中和泉三丁目	1,452	2,800	1,371	1,429	0.238	11,765
中和泉四丁目	707	1,490	728	762	0.130	11,462
中和泉五丁目	1,904	3,755	1,862	1,893	0.225	16,689
中和泉 計	6,164	11,959	5,900	6,059	0.874	13,683
西和泉一丁目	794	1,087	549	538	0.074	14,689
西和泉二丁目	166	290	128	162	0.058	5,000
西和泉 計	960	1,377	677	700	0.132	10,432
元和泉一丁目	734	1,187	552	635	0.148	8,020
元和泉二丁目	762	1,421	675	746	0.178	7,983
元和泉三丁目	545	835	401	434	0.140	5,964
元和泉 計	2,041	3,443	1,628	1,815	0.466	7,388
東和泉一丁目	2,084	3,237	1,478	1,759	0.182	17,786
東和泉二丁目	867	1,402	642	760	0.089	15,753
東和泉三丁目	950	1,646	772	874	0.078	21,103
東和泉四丁目	421	598	294	304	0.048	12,458
東和泉 計	4,322	6,883	3,186	3,697	0.397	17,338
猪方一丁目	569	1,054	539	515	0.095	11,095
猪方二丁目	749	1,592	808	784	0.129	12,341
猪方三丁目	1,446	2,726	1,346	1,380	0.199	13,698
猪方四丁目	640	1,250	624	626	0.058	21,552
猪方 計	3,404	6,622	3,317	3,305	0.481	13,767

地 域 (町丁名)	人 口※				面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	世帯	総数	男	女		
駒井町一丁目	811	1,625	803	822	0.137	11,861
駒井町二丁目	571	1,339	656	683	0.119	11,252
駒井町三丁目	743	1,591	812	779	0.136	11,699
駒井町 計	2,125	4,555	2,271	2,284	0.392	11,620
岩戸南一丁目	1,287	2,518	1,216	1,302	0.111	22,685
岩戸南二丁目	1,238	2,280	1,107	1,173	0.151	15,099
岩戸南三丁目	1,365	2,680	1,310	1,370	0.194	13,814
岩戸南四丁目	829	1,889	937	952	0.126	14,992
岩戸南 計	4,719	9,367	4,570	4,797	0.582	16,095
岩戸北一丁目	1,004	1,963	948	1,015	0.118	16,636
岩戸北二丁目	1,023	2,179	1,018	1,161	0.138	15,790
岩戸北三丁目	1,765	2,986	1,377	1,609	0.130	22,969
岩戸北四丁目	1,092	1,698	824	874	0.124	13,694
岩戸北 計	4,884	8,826	4,167	4,659	0.510	17,306
東野川一丁目	1,005	1,974	982	992	0.167	11,820
東野川二丁目	705	1,638	813	825	0.113	14,496
東野川三丁目	1,192	2,585	1,247	1,338	0.123	21,016
東野川四丁目	936	2,012	1,003	1,009	0.165	12,194
東野川 計	3,838	8,209	4,045	4,164	0.568	14,452
西野川一丁目	902	1,812	867	945	0.133	13,624
西野川二丁目	737	1,617	766	851	0.150	10,780
西野川三丁目	380	807	369	438	0.088	9,170
西野川四丁目	1,388	2,844	1,434	1,410	0.187	15,209
西野川 計	3,407	7,080	3,436	3,644	0.558	12,688
総 計	43,019	82,038	39,600	42,438	5.784	14,184

(資料) 人口：市民生活部市民課、面積：企画財政部政策室

※ 人口は、外国人を含む。

別表第2

年齢別人口構成表

(令和6年2月1日現在)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
0- 4	2,839	1,427	1,412	25- 29	5,148	2,448	2,700	50- 54	6,765	3,340	3,425
0	473	243	230	25	1,069	513	556	50	1,301	631	670
1	528	263	265	26	1,058	499	559	51	1,434	735	699
2	585	288	297	27	1,005	469	536	52	1,331	659	672
3	605	317	288	28	992	474	518	53	1,355	640	715
4	648	316	332	29	1,024	493	531	54	1,344	675	669
5- 9	3,467	1,788	1,679	30- 34	4,630	2,198	2,432	55- 59	6,278	3,292	2,986
5	647	335	312	30	901	444	457	55	1,354	711	643
6	712	376	336	31	952	451	501	56	1,379	700	679
7	715	374	341	32	958	454	504	57	1,032	526	506
8	688	361	327	33	863	384	479	58	1,292	686	606
9	705	342	363	34	956	465	491	59	1,221	669	552
10- 14	3,238	1,650	1,588	35- 39	5,230	2,531	2,699	60- 64	4,724	2,403	2,321
10	694	353	341	35	982	466	516	60	1,043	551	492
11	677	357	320	36	989	472	517	61	962	487	475
12	657	311	346	37	1,057	498	559	62	887	450	437
13	611	313	298	38	1,031	512	519	63	943	470	473
14	599	316	283	39	1,171	583	588	64	889	445	444
15- 19	3,160	1,610	1,550	40- 44	5,890	2,914	2,976	65- 69	3,974	1,977	1,997
15	637	334	303	40	1,087	548	539	65	882	440	442
16	633	324	309	41	1,196	562	634	66	740	364	376
17	584	288	296	42	1,180	574	606	67	809	400	409
18	592	303	289	43	1,180	596	584	68	760	388	372
19	714	361	353	44	1,247	634	613	69	783	385	398
20- 24	4,363	2,214	2,149	45- 49	6,402	3,251	3,151	70- 74	4,213	2,030	2,183
20	736	394	342	45	1,224	616	608	70	731	364	367
21	777	401	376	46	1,305	706	599	71	793	391	402
22	878	453	425	47	1,293	645	648	72	764	366	398
23	944	457	487	48	1,235	627	608	73	898	423	475
24	1,028	509	519	49	1,345	657	688	74	1,027	486	541

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
75- 79	4,144	1,835	2,309	85- 89	2,426	845	1,581	95- 99	361	92	269
75	982	450	532	85	540	189	351	95	125	38	87
76	1,020	468	552	86	536	194	342	96	94	20	74
77	758	328	430	87	480	169	311	97	69	14	55
78	656	285	371	88	479	157	322	98	37	8	29
79	728	304	424	89	391	136	255	99	36	12	24
80- 84	3,519	1,388	2,131	90- 94	1,227	356	871	100-	40	11	29
80	788	311	477	90	352	121	231	100	22	4	18
81	740	282	458	91	311	98	213	101	7	2	5
82	754	291	463	92	235	63	172	102	6	3	3
83	671	271	400	93	183	44	139	ソレイジョウ	5	2	3
84	566	233	333	94	146	30	116	フショウ	0	0	0
								総 数	82,038	39,600	42,438

(資料) 市民生活部市民課

乳幼児（0～5歳）総数 3,486 人 4.2 %

65歳以上の高齢者総数 19,904 人 24.3 %

75歳以上の高齢者総数 11,717 人 14.3 %

第3章 狛江市における被害想定

第1節 前提事項等

1 基本的な考え方

- 防災対策を推進していく上では、科学的知見に基づき起こり得る被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減するため、より実効性ある方策を検討することが重要である。
- 東京都は、平成23年3月11日の東日本大震災を踏まえ、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- しかしながら、前回被害想定から約10年が経過する中、住宅の耐震化や不燃化対策等の取組の進展、高齢化、単身世帯の増加等都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇等、東京を取り巻く環境が変化している。
- このため、都は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示されている。
- また、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計されている。
- 本計画は、都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を基本的な被害想定として採用している。

2 前提条件

(1) 想定地震

項 目	内 容			
想定地震	多摩東部直下地震	都心南部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規 模	M7.3		M8クラス	M7.4
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後30年以内 0～6% (180年から590年の発生間隔)	今後30年以内 0.5～2%

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・早朝5時 風速 4m/s 8m/s	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4m/s 8m/s	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速 4m/s 8m/s	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第2節 想定結果の概要

1 狛江市地域防災計画における想定地震

都は、首都直下地震等の想定地震として4つの地震を想定しているが、地震において想定される狛江市の被害の規模及び発生確率に鑑み、本計画では市の被害が大きい「多摩東部直下地震」及び「都心南部直下地震」を想定地震とする。両地震への対策を進めることにより、市の被害が相対的に小さい「大正関東地震」及び「立川断層帯地震」にも対応できる体制を整備する。

2 地震動（地震のゆれ）

(1) 多摩東部直下地震 M7.3

	5強以下の割合	6弱の割合	6強の割合	7の割合
東京都全体	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%
区部	0.7%	55.7%	43.5%	0.1%
多摩	34.7%	44.2%	21.0%	0.0%
狛江市	0.0%	45.1%	54.9%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

(2) 都心南部直下地震 M7.3

	5強以下の割合	6弱の割合	6強の割合	7の割合
東京都全体	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%
区部	0.0%	38.2%	59.7%	2.0%
多摩	64.1%	33.3%	2.6%	0.0%
狛江市	0.0%	93.2%	6.8%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

3 狛江市の被害想定

(1) 総括表

- 別表第3 狛江市の被害想定（多摩東部直下地震）
- 別表第4 狛江市の被害想定（都心南部直下地震）
- 別表第5 狛江市の被害想定：周辺区市との比較（多摩東部直下地震）
- 別表第6 狛江市の被害想定：周辺区市との比較（都心南部直下地震）

(2) 想定結果の概要

- 多摩東部直下地震と都心南部直下地震を比較すると、震度6強の地域は前者が54.9%と大きいのに対して、後者は6.8%となっている。このため、全壊及び大規模半壊棟数の合計は、前者が508棟（建物棟数の2.8%）であり、後者の290棟（同1.6%）の1.75倍になっている。

東京都の実施した被害想定は、特性の出る任意の震源に対する被害を算定したシミュレーションであるため、実際の地震と想定地震の震源にずれが生じた場合、狛江市内でも震度7のゆれが発生する可能性は否定できない。この場合、さらに多くの建物の倒壊、焼失が発生すると考えられる。

- 狛江市の焼失棟数が最大となる多摩東部直下地震（冬・夕・風速8m）の状況を周辺市区と比較すると、狛江市の出火件数4件・焼失棟数1,682棟（建物棟数の9.2%）に対して、世田谷区47件・17,340棟（同9.2%）、調布市10件・1,160棟（同2.5%）、府中市10件・817棟（同1.5%）、稲城市3件・92棟（同0.5%）となっている。狛江市は、世田谷区と類似の傾向にあるが、他の3市と比較すると出火件数は少なく、一方で焼失棟数の割合が大きい。これは、東京都の被害想定で用いられている燃焼クラスターにおいて、狛江市の1個クラスター当たりの建物数が多いことによる。

【1個クラスターに含まれる平均建物数】

	100棟以上のクラスター	1000棟以上のクラスター
狛江市	1,096	3,743
多摩地域	483	1,975

- 地震発生時間による建物倒壊棟数に変化はないため、自力脱出困難者数は在宅者数の多い早朝が最大となる。
- 避難者数は、発災直後よりも、市内在住の帰宅困難者が市外から戻る4日目以降が大きくなると見積もられている。市の一般避難所の受入れ可能数（令和5年4月1日現在）は約8,600人であり、平成24年の被害想定（多摩直下地震）における避難所避難者数8,216人には対応しているが、令和4年5月の被害想定（多摩東部直下地震）で示された12,194人に対しては大きく不足している。なお、避難者数には在宅の被災者は含まれない。
- 多摩東部直下地震におけるライフラインの被害想定は、以下のとおり。

【電力】

配電線の被害による停電率は13.2%であり、市内の1割以上で停電が見積もられる。沿岸部にある発電所が震度6弱以上でおおむね運転を停止すると、電力需要に対する供給能力が不足して広範囲な地域での停電が発生し、ブラックアウトになる可能性がある。復旧作業により配電線の被害による停電は逐次減少し、1週間程度で解消すると見られるが、発電所が被害を受けている場合、計画停電は継続する可能性がある。また、停電した地域では、通電再開時の火災発生を警戒する必要がある。

【通信】

配線網被害による通信の不通率は9.9%であるが、発災後は安否問合せ等の電話通信が大量に発生し、通話の輻輳³が生じる。通信事業者は、警察、消防等の緊急かつ重要な通信を確保するために一般の通話を制御するので、一般の電話はかかりづらくなる。配線網の被害による通信の不通は通信ケーブルの復旧まで継続するが、安否確認の減少に伴い、輻輳は逐次緩和すると見られる。

携帯電話・スマートフォン等（以下、「携帯電話等」という。）の基地局は、伝送路の多くを固定回線に依存しているため、固定電話が利用困難な地域では、音声通信、パケット通信ともに利用困難となる。さらに、発災後1日以内に多くの基地局で非常用電源のバッテリーが枯渇し、不通となる地域が拡大する可能性がある。また、大規模な停電が発生すると、携帯電話等の充電が困難となり、利用できなくなる被災者が増加する可能性がある。

【上下水道】

水道管路の被害による上水道の断水率は25.0%であり、飲料水の確保が必要となる。一方、下水道の管きょ被害率は4.1%であるが、上水道が断水しているため、風呂水の汲み置き、災害用井戸の活用等により生活用水が確保できない場合、市内の広い地域で既存の自宅や施設のトイレが使用できない可能性がある。

³ 輻輳とは、さまざまなものが1か所に集中する混雑した状況のことであり、通信分野の用語としては、インターネット回線や電話回線にアクセスが集中すること。インターネット回線や電話回線で輻輳が発生すると、通信速度の低下、通信システムそのもののダウンといった弊害が発生する。

【ガス】

家庭用低圧ガスは、供給網全体で300を超えるブロックに分けられており、ゆれの大きな地域では安全装置が作動し、広域で供給が停止する。また、各家庭ではマイコンメーターにより、震度5程度以上で自動遮断される。供給停止は、原則として防災ブロック単位で行われ、供給停止の影響を最小限に留めることができるように構築されており、狛江市の供給停止率は0.0%である。

4 定性評価

(1) 都の定性評価

- 狛江市に特化した定性評価は出されていない。都の定性評価の細部は、都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の第5章「想定される被害（定性的な被害の様相）」を参照のこと。

(2) 身の回りで起こり得る被害の様相（東京都地域防災計画（第1部第2章第2節））

- 今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。
- なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。
- 被害の様相

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断等、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

《救出救助機関等による応急対策活動の展開》

建物倒壊等により至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

《避難所での避難》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブル等様々な課題が発生する可能性がある。

《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が転倒・移動し、人を下敷きにしたり、

人に衝突する可能性がある。また、排水管等建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄等必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

《帰宅困難者を取り巻く状況》

携帯電話の不通等により家族の安全が確認できず、多くの人が自宅等に帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下等が至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

第3節 被害軽減効果の推計

東京都地域防災計画（第1部第2章第2節）は、被害想定で実施された防災・減災対策が強化された場合の被害低減効果の推計を記載している。狛江市に特化した推計ではないが、減災目標の設定、災害予防施策の設定の参考になるものであり転記する。

1 耐震化率の向上によるゆれが原因の建物被害や人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少



2 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による屋内収容物の移動・転倒が原因の人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少



3 出火抑制対策による火災被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少



別表第3

狛江市の被害想定（多摩東部直下地震）

項目		単位	冬・早朝 風速 4 m/s	冬・早朝 風速 8 m/s	冬・昼 風速 4 m/s	冬・昼 風速 8 m/s	冬・夕 風速 4 m/s	冬・夕 風速 8 m/s
夜間人口（常住人口）		人	84,772	84,772	84,772	84,772	84,772	84,772
昼間人口		人	59,204	59,204	59,204	59,204	59,204	59,204
面積		km ²	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
震度別面積率	5強以下	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	6弱	%	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1
	6強	%	54.9	54.9	54.9	54.9	54.9	54.9
	7	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建物棟数	計	棟	18,352	18,352	18,352	18,352	18,352	18,352
	木造	棟	14,823	14,823	14,823	14,823	14,823	14,823
	非木造	棟	3,529	3,529	3,529	3,529	3,529	3,529
原因別建物全壊棟数	計	棟	287	287	287	287	287	287
	ゆれ	棟	283	283	283	283	283	283
	液状化	棟	4	4	4	4	4	4
	急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0	0	0
原因別建物半壊棟数	計	棟	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013
	ゆれ	棟	982	982	982	982	982	982
	液状化	棟	31	31	31	31	31	31
	急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0	0	0
	うち原因別建物 大規模半壊棟数	計	221	221	221	221	221	221
		ゆれ	210	210	210	210	210	210
		液状化	11	11	11	11	11	11
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
火災	出火件数	棟	2	2	2	2	4	4
	焼失棟数	倒壊建物を含む	534	545	644	657	1,645	1,682
		倒壊建物を含まない	524	535	632	645	1,613	1,649

項目			単位	冬・早朝 風速 4 m/s	冬・早朝 風速 8 m/s	冬・昼 風速 4 m/s	冬・昼 風速 8 m/s	冬・夕 風速 4 m/s	冬・夕 風速 8 m/s	
人的被害	死者	計	人	32	32	19	19	42	42	
		ゆれ建物被害	人	15	15	6	6	9	9	
		屋内収容物	人	2	2	1	1	1	1	
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0	
		火災	人	15	15	11	12	30	31	
		ブロック塀等	人	0	0	1	1	2	2	
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	計	人	422	422	278	279	415	418	
		ゆれ建物被害	人	355	355	215	215	234	234	
		屋内収容物	人	49	49	29	29	30	30	
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0	
		火災	人	18	19	14	15	97	100	
		ブロック塀等	人	0	0	20	20	53	53	
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0	
		うち重傷者	計	人	44	44	35	35	73	74
			ゆれ建物被害	人	28	28	17	17	19	19
			屋内収容物	人	11	11	6	6	7	7
			急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
火災	人		5	5	4	4	27	28		
ブロック塀等	人	0	0	8	8	21	21			
屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0			
要配慮者		死者数	人	30	30	17	18	39	39	
避難者		総数	人	13,472	13,516	13,934	13,997	18,136	18,290	
		避難所避難者数	人	8,981	9,011	9,289	9,332	12,091	12,194	
帰宅困難者		発生数	人	—	—	3,978	3,978	3,978	3,978	
都内滞留者		発生数	人	—	—	53,532	53,532	53,532	53,532	
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	台	13	13	14	15	15	15	
自力脱出困難者数※		発生数	人	146	146	89	89	96	96	
災害廃棄物		重量	万 t	11	11	11	11	14	14	
ライフライン	電力	停電率	%	6.7	6.7	7.3	7.4	13.0	13.2	
	通信	固定電話不通率	%	2.6	3.3	3.9	3.9	9.7	9.9	
	上水道	断水率	%	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	
	下水道	管きよ被害率	%	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	
	ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
物資	食料	～3日目	万食	4	4	4	4	7	7	
		4～7日目	万食	10	10	10	10	14	14	
	飲料水	～3日目	万L	5	5	5	5	5	5	
		4～7日目	万L	9	9	9	9	9	9	
	毛布	必要量	万枚	2	2	2	2	2	2	

別表第4

泊江市の被害想定（都心南部直下地震）

項目		単位	冬・早朝 風速4m	冬・早朝 風速8m/s	冬・昼 風速4m/s	冬・昼 風速8m/s	冬・夕 風速4m/s	冬・夕 風速8m/s
夜間人口（常住人口）		人	84,772	84,772	84,772	84,772	84,772	84,772
昼間人口		人	59,204	59,204	59,204	59,204	59,204	59,204
面積		km ²	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
震度別面積率	5強以下	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	6弱	%	93.2	93.2	93.2	93.2	93.2	93.2
	6強	%	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
	7	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建物棟数	計	棟	18,352	18,352	18,352	18,352	18,352	18,352
	木造	棟	14,823	14,823	14,823	14,823	14,823	14,823
	非木造	棟	3,529	3,529	3,529	3,529	3,529	3,529
原因別建物全壊棟数	計	棟	125	125	125	125	125	125
	ゆれ	棟	124	124	124	124	124	124
	液状化	棟	2	2	2	2	2	2
	急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0	0	0
原因別建物半壊棟数	計	棟	835	835	835	835	835	835
	ゆれ	棟	822	822	822	822	822	822
	液状化	棟	13	13	13	13	13	13
	急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0	0	0
	うち原因別建物 大規模半壊棟数	計	165	165	165	165	165	165
		ゆれ	161	161	161	161	161	161
		液状化	5	5	5	5	5	5
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
火災	出火件数	棟	1	1	1	1	2	2
	焼失棟数	倒壊建物を含む	274	281	362	371	1,265	1,299
		倒壊建物を含まない	259	265	342	351	1,181	1,209

項目			単位	冬・早朝 風速 4 m	冬・早朝 風速 8 m/s	冬・昼 風速 4 m/s	冬・昼 風速 8 m/s	冬・夕 風速 4 m/s	冬・夕 風速 8 m/s	
人的被害	死者	計	人	15	15	10	10	28	29	
		ゆれ建物被害	人	6	6	2	2	4	4	
		屋内収容物	人	1	1	1	1	1	1	
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0	
		火災	人	7	8	6	6	23	24	
		ブロック塀等	人	0	0	0	0	1	1	
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	計	人	252	252	144	145	245	247	
		ゆれ建物被害	人	214	214	109	109	133	133	
		屋内収容物	人	28	28	17	17	17	17	
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0	
		火災	人	9	10	8	8	65	68	
		ブロック塀等	人	0	0	11	11	29	29	
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0	
		うち重傷者	計	人	18	18	15	15	39	40
			ゆれ建物被害	人	9	9	5	5	6	6
			屋内収容物	人	6	6	4	4	4	4
			急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
火災	人		3	3	2	2	18	19		
ブロック塀等	人	0	0	4	4	11	11			
屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0			
要配慮者		死者数	人	14	14	9	9	26	27	
避難者		総数	人	6,978	7,011	7,372	7,412	11,390	11,541	
		避難所避難者数	人	4,652	4,674	4,915	4,941	7,593	7,694	
帰宅困難者		発生数	人	—	—	3,978	3,978	3,978	3,978	
都内滞留者		発生数	人	—	—	53,532	53,532	53,532	53,532	
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	台	11	11	11	11	12	12	
自力脱出困難者数		発生数	人	58	58	33	33	37	37	
災害廃棄物		重量	万 t	6	6	6	6	8	9	
ライフライン	電力	停電率	%	3.5	3.5	4.0	4.0	9.2	9.4	
	通信	固定電話不通率	%	1.4	1.7	2.2	2.2	7.4	7.6	
	上水道	断水率	%	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	
	下水道	管きよ被害率	%	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
	ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
物資	食料	～3日目	万食	3	3	3	3	5	5	
		4～7日目	万食	6	6	7	7	10	10	
	飲料水	～3日目	万L	3	3	3	3	3	3	
		4～7日目	万L	2	2	2	2	3	3	
	毛布	必要量	万枚	1	1	1	1	2	2	

別表第5

狛江市の被害想定：周辺区市との比較（多摩東部直下地震）（冬・タ・風速8m/s）

項目		単位	狛江市		世田谷区		調布市		府中市		稲城市	
				割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)
夜間人口（常住人口）		人	84,772	100.0%	943,664	100.0%	242,614	100.0%	262,790	100.0%	93,151	100.0%
昼間人口 ^{*1}		人	59,204	69.8%	856,870	90.8%	197,864	81.6%	245,693	93.5%	68,782	73.8%
面積		km ²	6.4	—	58.1	—	21.6	—	29.4	—	18.0	—
震度別面積率	5強以下	%	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—
	6弱	%	45.1	—	42.9	—	33.4	—	55.7	—	72.7	—
	6強	%	54.9	—	56.8	—	66.6	—	44.3	—	27.3	—
	7	%	0.0	—	0.3	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—
建物棟数	計	棟	18,352	100.0%	189,303	100.0%	46,735	100.0%	55,177	100.0%	17,394	100.0%
	木造 ^{*2}	棟	14,823	80.8%	128,950	68.1%	36,875	78.9%	39,651	71.9%	12,691	73.0%
	非木造 ^{*2}	棟	3,529	19.2%	60,353	31.9%	9,860	21.1%	15,526	28.1%	4,433	25.5%
原因別建物全壊棟数	計 ^{*2}	棟	287	1.6%	5,733	3.0%	675	1.4%	683	1.2%	229	1.3%
	ゆれ ^{*3}	棟	283	<u>98.6%</u>	5,710	<u>99.6%</u>	669	<u>99.1%</u>	676	<u>99.0%</u>	219	<u>95.6%</u>
	液状化 ^{*3}	棟	4	<u>1.4%</u>	12	<u>0.2%</u>	5	<u>0.7%</u>	5	<u>0.7%</u>	5	<u>2.2%</u>
	急傾斜地崩壊 ^{*3}	棟	0	<u>0.0%</u>	11	<u>0.2%</u>	1	<u>0.1%</u>	2	<u>0.3%</u>	5	<u>2.2%</u>
原因別建物半壊棟数	計 ^{*2}	棟	1,013	5.5%	16,444	8.7%	2,603	5.6%	2,911	5.3%	1,123	6.5%
	ゆれ ^{*4}	棟	982	<u>96.9%</u>	16,314	<u>99.2%</u>	2,559	<u>98.3%</u>	2,857	<u>98.1%</u>	1,059	<u>94.3%</u>
	液状化 ^{*4}	棟	31	<u>3.1%</u>	106	<u>0.6%</u>	43	<u>1.7%</u>	50	<u>1.7%</u>	53	<u>4.7%</u>
	急傾斜地崩壊 ^{*4}	棟	0	<u>0.0%</u>	25	<u>0.2%</u>	1	<u>0.0%</u>	4	<u>0.1%</u>	11	<u>1.0%</u>
	計 ^{*2}	棟	221	1.2%	3,644	1.9%	561	1.2%	605	1.1%	209	1.2%
	ゆれ ^{*5}	棟	210	<u>95.0%</u>	3,602	<u>98.8%</u>	546	<u>97.3%</u>	587	<u>97.0%</u>	188	<u>90.0%</u>
	液状化 ^{*5}	棟	11	<u>5.0%</u>	38	<u>1.0%</u>	15	<u>2.7%</u>	18	<u>3.0%</u>	19	<u>9.1%</u>
	急傾斜地崩壊 ^{*5}	棟	0	<u>0.0%</u>	5	<u>0.1%</u>	0	<u>0.0%</u>	1	<u>0.2%</u>	2	<u>1.0%</u>
火災	出火件数	棟	4	—	47	—	10	—	10	—	3	—
		棟	1,682	9.2%	17,340	9.2%	1,160	2.5%	817	1.5%	92	0.5%
		棟	1,649	9.0%	16,751	8.8%	1,139	2.4%	804	1.5%	90	0.5%
	焼失棟数 ^{*2}	棟	1,649	9.0%	16,751	8.8%	1,139	2.4%	804	1.5%	90	0.5%

項目			単位	狛江市		世田谷区		調布市		府中市		稲城市	
					割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
人的被害	死者	計 ^{*1}	人	42	0.0%	564	0.1%	55	0.0%	45	0.0%	11	0.0%
		ゆれ建物被害 ^{*6}	人	9	21.4%	187	33.2%	23	41.8%	23	51.1%	8	72.7%
		屋内収容物 ^{*6}	人	1	2.4%	18	3.2%	4	7.3%	3	6.7%	1	9.1%
		急傾斜地崩壊 ^{*6}	人	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		火災 ^{*6}	人	31	73.8%	344	61.0%	23	41.8%	17	37.8%	2	18.2%
		ブロック塀等 ^{*6}	人	2	4.8%	14	2.5%	4	7.3%	2	4.4%	0	0.0%
		屋外落下物 ^{*6}	人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	負傷者	計 ^{*1}	人	418	0.5%	6,394	0.7%	991	0.4%	989	0.4%	297	0.3%
		ゆれ建物被害 ^{*7}	人	234	56.0%	3,979	62.2%	686	69.2%	817	82.6%	265	89.2%
		屋内収容物 ^{*7}	人	30	7.2%	421	6.6%	104	10.5%	71	7.2%	23	7.7%
		急傾斜地崩壊 ^{*7}	人	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		火災 ^{*7}	人	100	23.9%	1,505	23.5%	68	6.9%	38	3.8%	4	1.3%
		ブロック塀等 ^{*7}	人	53	12.7%	487	7.6%	132	13.3%	62	6.3%	3	1.0%
		屋外落下物 ^{*7}	人	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	うち重傷者	計 ^{*1}	人	74	0.1%	1,063	0.1%	143	0.1%	112	0.0%	27	0.0%
		ゆれ建物被害 ^{*8}	人	19	25.7%	361	34.0%	49	34.3%	62	55.4%	19	70.4%
		屋内収容物 ^{*8}	人	7	9.5%	92	8.7%	23	16.1%	16	14.3%	5	18.5%
		急傾斜地崩壊 ^{*8}	人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		火災 ^{*8}	人	28	37.8%	420	39.5%	19	13.3%	11	9.8%	1	3.7%
		ブロック塀等 ^{*8}	人	21	28.4%	190	17.9%	52	36.4%	24	21.4%	1	3.7%
		屋外落下物 ^{*8}	人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
要配慮者		死者数 ^{*9}	人	39	92.9%	357	63.3%	38	69.1%	26	57.8%	7	63.6%
避難者		総数 ^{*1}	人	18,290	21.6%	227,137	24.1%	34,277	14.1%	32,570	12.4%	12,705	13.6%
		避難所避難者数 ^{*10}	人	12,194	66.7%	151,425	66.7%	22,851	66.7%	21,713	66.7%	8,470	66.7%
帰宅困難者		発生数	人	3,978	—	116,697	—	22,648	—	37,289	—	6,673	—
都内滞留者		発生数	人	53,532	—	768,014	—	194,659	—	250,746	—	70,162	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	台	15	—	1,173	—	185	—	233	—	15	—
自力脱出困難者数		発生数 ^{*1}	人	96	0.1%	1,713	0.2%	273	0.1%	293	0.1%	91	0.1%
災害廃棄物		重量	万 t	14	—	207	—	32	—	34	—	11	—
ライフライン	電力	停電率	%	13.2	—	16.4	—	5.5	—	4.4	—	3.7	—
	通信	固定電話不通率	%	9.9	—	10.0	—	2.5	—	1.6	—	0.6	—
	上水道	断水率	%	25.0	—	21.5	—	20.5	—	19.2	—	23.1	—
	下水道	管きよ被害率	%	4.1	—	4.8	—	3.5	—	3.5	—	4.8	—
	ガス	供給停止率	%	0.0	—	4.3	—	25.2	—	26.7	—	0.5	—
物資	食料	～3日目	万食	7	—	90	—	10	—	9	—	3	—
		4～7日目	万食	14	—	177	—	25	—	24	—	9	—
	飲料水	～3日目	万L	5	—	52	—	11	—	11	—	4	—
		4～7日目	万L	9	—	124	—	20	—	20	—	9	—
	毛布	必要量	万枚	2	—	30	—	5	—	4	—	2	—

別表第6

狛江市の被害想定：周辺区市との比較（都心南部直下地震）（冬・夕・風速8m/s）

項目		単位	狛江市		世田谷区		調布市		府中市		稲城市	
			割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)	
夜間人口（常住人口）		人	84,772	100.0%	943,664	100.0%	242,614	100.0%	262,790	100.0%	93,151	100.0%
昼間人口*1		人	59,204	69.8%	856,870	90.8%	197,864	81.6%	245,693	93.5%	68,782	73.8%
面積		km ²	6.4	—	58.1	—	21.6	—	29.4	—	18.0	—
震度別面積率	5強以下	%	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—
	6弱	%	93.2	—	31.0	—	59.0	—	84.7	—	86.3	—
	6強	%	6.8	—	68.9	—	41.0	—	15.3	—	13.7	—
	7	%	0.0	—	0.1	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—
建物棟数	計	棟	18,352	100.0%	189,303	100.0%	46,735	100.0%	55,177	100.0%	17,394	100.0%
	木造*2	棟	14,823	80.8%	128,950	68.1%	36,875	78.9%	39,651	71.9%	12,691	73.0%
	非木造*2	棟	3,529	19.2%	60,353	31.9%	9,860	21.1%	15,526	28.1%	4,433	25.5%
原因別建物全壊棟数	計*2	棟	125	0.7%	6,464	3.4%	612	1.3%	519	0.9%	149	0.9%
	ゆれ*3	棟	124	<u>99.2%</u>	6,439	<u>99.6%</u>	605	<u>98.9%</u>	515	<u>99.2%</u>	142	<u>95.3%</u>
	液状化*3	棟	2	<u>1.6%</u>	14	<u>0.2%</u>	7	<u>1.1%</u>	2	<u>0.4%</u>	3	<u>2.0%</u>
	急傾斜地崩壊*3	棟	0	<u>0.0%</u>	10	<u>0.2%</u>	1	<u>0.2%</u>	2	<u>0.4%</u>	5	<u>3.4%</u>
原因別建物半壊棟数	計*2	棟	835	4.5%	17,036	9.0%	2,535	5.4%	2,782	5.0%	955	5.5%
	ゆれ*4	棟	822	<u>98.4%</u>	16,892	<u>99.2%</u>	2,477	<u>97.7%</u>	2,761	<u>99.2%</u>	913	<u>95.6%</u>
	液状化*4	棟	13	<u>1.6%</u>	123	<u>0.7%</u>	57	<u>2.2%</u>	17	<u>0.6%</u>	31	<u>3.2%</u>
	急傾斜地崩壊*4	棟	0	<u>0.0%</u>	21	<u>0.1%</u>	1	<u>0.0%</u>	3	<u>0.1%</u>	11	<u>1.2%</u>
	計*2	棟	165	0.9%	3,827	2.0%	543	1.2%	553	1.0%	158	0.9%
	うち原因別建物 大規模半壊棟数	棟	161	<u>97.6%</u>	3,779	<u>98.7%</u>	523	<u>96.3%</u>	546	<u>98.7%</u>	145	<u>91.8%</u>
	ゆれ*5	棟	161	<u>97.6%</u>	3,779	<u>98.7%</u>	523	<u>96.3%</u>	546	<u>98.7%</u>	145	<u>91.8%</u>
	液状化*5	棟	5	<u>3.0%</u>	44	<u>1.1%</u>	20	<u>3.7%</u>	6	<u>1.1%</u>	11	<u>7.0%</u>
	急傾斜地崩壊*5	棟	0	<u>0.0%</u>	5	<u>0.1%</u>	0	<u>0.0%</u>	1	<u>0.2%</u>	2	<u>1.3%</u>
火災	出火件数	棟	2	—	50	—	9	—	8	—	2	—
	焼失棟数*2	棟	1,299	7.1%	19,899	10.5%	1,044	2.2%	543	1.0%	65	0.4%
	倒壊建物を含む 倒壊建物を含まない	棟	1,209	6.6%	19,293	10.2%	965	2.1%	504	0.9%	60	0.3%

項目			単位	狛江市		世田谷区		調布市		府中市		稲城市		
				割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)		
人的被害	死者	計 ^{*1}	人	29	0.0%	645	0.1%	49	0.0%	33	0.0%	8	0.0%	
		ゆれ建物被害 ^{*6}	人	4	13.8%	212	32.9%	22	44.9%	17	51.5%	5	62.5%	
		屋内収容物 ^{*6}	人	1	3.4%	18	2.8%	2	4.1%	3	9.1%	1	12.5%	
		急傾斜地崩壊 ^{*6}	人	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		火災 ^{*6}	人	24	82.8%	398	61.7%	21	42.9%	11	33.3%	1	12.5%	
		ブロック塀等 ^{*6}	人	1	3.4%	16	2.5%	3	6.1%	1	3.0%	0	0.0%	
		屋外落下物 ^{*6}	人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	負傷者	計 ^{*1}	人	247	0.3%	7,132	0.8%	888	0.4%	808	0.3%	210	0.2%	
		ゆれ建物被害 ^{*7}	人	133	53.8%	4,427	62.1%	652	73.4%	667	82.5%	181	86.2%	
		屋内収容物 ^{*7}	人	17	6.9%	427	6.0%	60	6.8%	72	8.9%	23	11.0%	
		急傾斜地崩壊 ^{*7}	人	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		火災 ^{*7}	人	68	27.5%	1,738	24.4%	57	6.4%	19	2.4%	3	1.4%	
		ブロック塀等 ^{*7}	人	29	11.7%	537	7.5%	120	13.5%	49	6.1%	2	1.0%	
		屋外落下物 ^{*7}	人	0	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		うち重傷者	計 ^{*1}	人	40	0.0%	1,212	0.1%	125	0.1%	82	0.0%	16	0.0%
			ゆれ建物被害 ^{*8}	人	6	15.0%	424	35.0%	49	39.2%	42	51.2%	9	56.3%
			屋内収容物 ^{*8}	人	4	10.0%	93	7.7%	13	10.4%	16	19.5%	5	31.3%
			急傾斜地崩壊 ^{*8}	人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			火災 ^{*8}	人	19	47.5%	485	40.0%	16	12.8%	5	6.1%	1	6.3%
			ブロック塀等 ^{*8}	人	11	27.5%	210	17.3%	47	37.6%	19	23.2%	1	6.3%
			屋外落下物 ^{*8}	人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
要配慮者		死者数 ^{*9}	人	27	93.1%	409	63.4%	35	71.4%	19	57.6%	5	62.5%	
避難者		総数 ^{*1}	人	11,541	13.6%	252,337	26.7%	28,555	11.8%	24,684	9.4%	8,975	9.6%	
		避難所避難者数 ^{*10}	人	7,694	66.7%	168,224	66.7%	19,037	66.7%	16,456	66.7%	5,983	66.7%	
帰宅困難者		発生数	人	3,978	—	116,697	—	22,648	—	37,289	—	6,673	—	
都内滞留者		発生数	人	53,532	—	768,014	—	194,659	—	250,746	—	70,162	—	
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	台	12	—	1,267	—	176	—	214	—	14	—	
自力脱出困難者数		発生数 ^{*1}	人	37	0.0%	1,957	0.2%	237	0.1%	219	0.1%	54	0.1%	
災害廃棄物		重量	万 t	9	—	231	—	29	—	28	—	8	—	
ライフライン	電力	停電率	%	9.4	—	18.9	—	4.9	—	3.5	—	2.7	—	
	通信	固定電話不通率	%	7.6	—	11.5	—	2.2	—	1.1	—	0.5	—	
	上水道	断水率	%	12.2	—	23.2	—	17.7	—	15.5	—	17.2	—	
	下水道	管きよ被害率	%	2.4	—	5.6	—	3.0	—	2.7	—	4.1	—	
	ガス	供給停止率	%	0.0	—	14.4	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	
物資	食料	～3日目	万食	5	—	101	—	9	—	7	—	2	—	
		4～7日目	万食	10	—	196	—	21	—	18	—	6	—	
	飲料水	～3日目	万L	3	—	58	—	9	—	8	—	3	—	
		4～7日目	万L	3	—	154	—	8	—	8	—	3	—	
	毛布	必要量	万枚	2	—	34	—	4	—	3	—	1	—	

別表第3から別表第6に係わる注記

別表第3から別表第6 共通

※ 自力脱出困難者数：阪神・淡路大震災時の建物全壊率と救助が必要な自力脱出困難者の数との関係を用い、ゆれによる建物全壊率から算出したもの。

$$(\text{自力脱出困難者数}) = (\text{屋内滞留人口}) \times (\text{自力脱出困難者発生率})$$

$$(\text{自力脱出困難者発生率}) = 0.117 \times (\text{ゆれによる建物全壊率})$$

別表第5及び別表第6の各区市の割合に関する事項

- * 1 各区市の夜間人口(常住人口)に対する昼間人口、死者、負傷者、重傷者、避難者、又は自立脱出困難者数の割合を示すもの。
- * 2 各区市の建物棟数に対する木造建物棟数、非木造建物棟数、全壊棟数、半壊棟数、大規模半壊棟数、又は焼失棟数の割合を示すもの。
- * 3 各区市の全壊棟数の原因別の割合を示すもの。
- * 4 各区市の半壊棟数の原因別の割合を示すもの。
- * 5 各区市の大規模半壊棟数の原因別の割合を示すもの。
- * 6 各区市の死者の原因別の割合を示すもの。
- * 7 各区市の負傷者の原因別の割合を示すもの。
- * 8 各区市の重傷者の原因別の割合を示すもの。
- * 9 各区市の死者に対する要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人）の割合を示すもの。
- * 10 各区市の避難者総数のうち、避難所に避難している避難者の割合を示すもの。

第4章 地震に関する地域危険度測定調査

第1節 調査の目的及び基本事項

1 調査の目的

「地震に関する地域危険度測定調査」は、東京都震災対策条例第12条に基づき、以下の目的でおおむね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するものである。都は、第8回調査に引き続き第9回調査を開始し、令和4年度に報告書を取りまとめた。

- ① 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

都が令和4年5月25日に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」は、東京で大規模な地震が発生した際の被害を軽減するための事前の備えや発災時の対応力を強化することを目的として特定の地震を想定していることから、想定した震源地から離れるとゆれが少ない等、影響を受ける地域やその程度が限定的なものとなっている。一方、地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さのゆれが生じた場合の危険性を測定している。

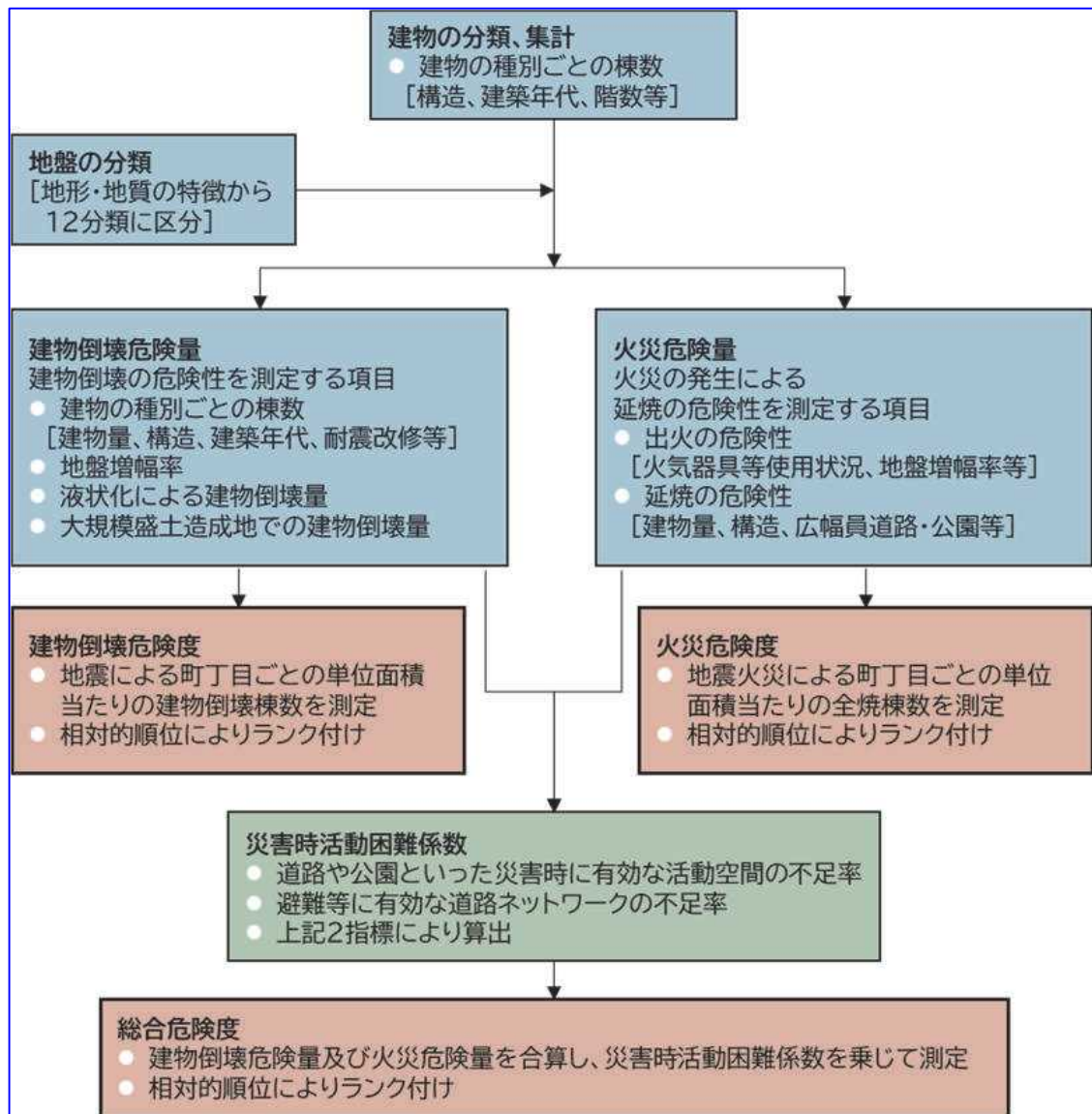
本章は、地震に関する地域危険度測定調査（第9回）の狛江市関係部分を抜粋し、本計画の作成に必要な評価を加えたものである。同調査の全体については、令和4年9月に東京都が公表した報告書を参照のこと。

2 調査の種類

地域危険度測定調査は、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標として、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度を測定・算出したものである。

建物倒壊危険度及び火災危険度は、地震動に起因する建物倒壊の危険性及び火災の危険性を示す指標であり、防災都市づくりに活用しやすい指標となるよう測定されている。災害時活動困難係数は、避難や救助、消火活動等の災害時活動の必要性に対して、災害時活動に寄与する道路基盤等の整備状況を算出したものである。総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度を合算し、災害時活動困難係数を乗じて総合化し、地震動に起因する危険性を総合的に測定したものである。

【地域危険度測定調査のフロー】



(「地震に関する地域危険度測定調査 (第9回)」図 1.3.1-1 p.1-2)

3 調査の前提

(1) 想定地震

地域危険度測定調査では、まちの被災可能性を地域間で比較するため、特定の地震（震源等）を想定するのではなく、都内の全ての町丁目において同条件となるように工学的基盤に同一の地震動の強さが設定されている。

また、季節及び発生時刻については季節（夏・冬）や時刻（昼間・夕方）で火気の使用状況が異なるため、これらのうち最も危険な状況となる冬・夕方の数値を用いた測定がされている。

(2) 危険量の測定方法と結果の表示要領

危険量を比較するために算出した市街化区域の各町丁目の倒壊棟数及び全焼棟数を当該町丁目の測定対象面積で除し、単位面積当たりの値に密度化したものが、建物倒壊危険量、火災危険量とされている。

結果の表示は、地域危険度のランクを5段階の相対評価とし、各ランクの存在比率があらかじめ定められ、危険量の大きい町丁目から順に高いランクが一定数割り当てられている。この際、各ランクの存在比率は、危険量の大きいものほど少なくなっている。

この調査の対象は、都内の市街化区域のある5,192町丁目であり、各ランクの町丁目数は表に示すとおりとなっている。

【東京都内各ランクの町丁目数】

ランク（危険度）	1	2	3	4	5	合計
町丁目数	2,344	1,653	822	288	85	5,192
存在比率（％）	45.15％	31.83％	15.83％	5.55％	1.64％	100.00％

（「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」表1.5.2-1 p.1-13）

第2節 狛江市の地震に関する地域危険度測定調査結果

1 総括表及び町丁目別危険度要図

- 別表第7 狛江市の地域危険度測定調査結果（第9回）
- 別図 狛江市の町丁目別危険度要図（第9回）

2 調査結果に関する評価

- 狛江市には、建物倒壊危険度、火災危険度及び総合危険度のランク5に該当する町丁目はなく、危険量が調査対象となっている市街化区域のある5,192町丁目のうち上位100に入る町丁目もない。ランク4に該当する町丁目は、岩戸南三丁目（総合危険度・火災危険度）及び岩戸南四丁目（総合危険度）となっている。

- 災害時活動困難係数では、上位 100 に入る町丁目が下表の 7 か所あり、地震による建物倒壊、火災発生に際して、他の地区と比較して相対的に危険地域からの避難や消火・救助活動に困難が伴うことが予想される。

都内の順位	町丁目名	災害時活動困難係数
16	猪方二丁目	0.55
25	駒井町一丁目	0.52
29	岩戸南四丁目	0.51
34	駒井町二丁目	0.48
47	岩戸南三丁目	0.46
94	猪方一丁目	0.42
96	駒井町三丁目	0.42

- 総合危険度では、岩戸南四丁目が第 8 回調査と比較して 2 ランク（2→4）高くなったが、この主たる要因は災害時活動困難係数が増加したことによる。

狛江市の地域危険度測定調査結果(第9回)

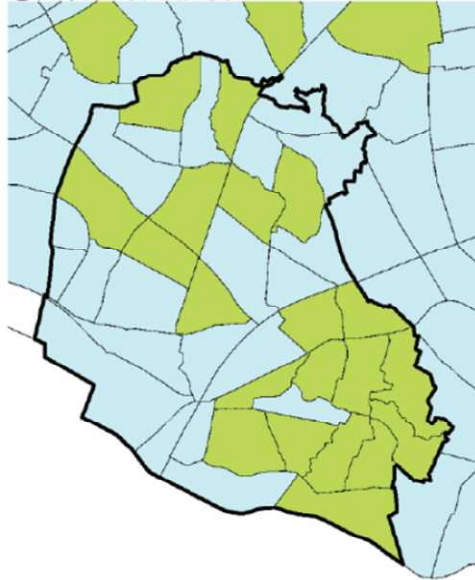
別表第7

区市町名	町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
			危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
狛江市	和泉本町一丁目	台地1	0.92	3475	1	0.21	1756	2	0.18	0.21	3088	1
狛江市	和泉本町二丁目	谷底低地2	1.94	1842	2	0.57	932	3	0.18	0.46	1649	2
狛江市	和泉本町三丁目	台地1	1.36	2586	2	0.46	1089	3	0.18	0.32	2287	2
狛江市	和泉本町四丁目	台地1	0.25	4672	1	0.00	4554	1	0.16	0.04	4629	1
狛江市	猪方一丁目	台地1	1.11	3085	1	0.26	1552	2	0.42	0.58	1240	2
狛江市	猪方二丁目	沖積低地1	1.29	2714	2	0.48	1048	3	0.55	0.98	636	3
狛江市	猪方三丁目	台地1	1.86	1929	2	1.45	384	3	0.36	1.21	459	3
狛江市	猪方四丁目	沖積低地1	1.16	2958	1	0.13	2262	2	0.38	0.50	1499	2
狛江市	岩戸北一丁目	台地1	1.19	2911	1	0.19	1839	2	0.22	0.31	2355	2
狛江市	岩戸北二丁目	台地1	1.06	3185	1	0.17	1967	2	0.23	0.29	2484	2
狛江市	岩戸北三丁目	台地1	1.32	2652	2	0.11	2423	2	0.24	0.34	2172	2
狛江市	岩戸北四丁目	台地1	1.68	2114	2	0.26	1565	2	0.24	0.45	1655	2
狛江市	岩戸南一丁目	谷底低地2	1.51	2357	2	0.21	1749	2	0.32	0.55	1319	2
狛江市	岩戸南二丁目	台地1	1.24	2823	2	0.34	1325	2	0.37	0.58	1231	2
狛江市	岩戸南三丁目	台地1	1.90	1878	2	1.53	353	4	0.46	1.60	266	4
狛江市	岩戸南四丁目	沖積低地1	1.87	1908	2	0.89	634	3	0.51	1.41	334	4
狛江市	中和泉一丁目	台地1	1.33	2627	2	0.18	1887	2	0.16	0.25	2791	2
狛江市	中和泉二丁目	台地1	1.60	2218	2	0.84	658	3	0.18	0.44	1716	2
狛江市	中和泉三丁目	台地1	1.12	3060	1	0.40	1209	2	0.20	0.31	2337	2
狛江市	中和泉四丁目	台地1	1.16	2960	1	0.15	2069	2	0.16	0.20	3103	1
狛江市	中和泉五丁目	台地1	1.93	1854	2	1.01	560	3	0.24	0.71	973	3
狛江市	西和泉一丁目	沖積低地1	0.09	4958	1	0.00	4923	1	0.10	0.01	5007	1
狛江市	西和泉二丁目	沖積低地1	0.03	5094	1	0.00	4951	1	0.07	0.00	5132	1
狛江市	西野川一丁目	谷底低地2	1.59	2237	2	0.26	1545	2	0.16	0.30	2390	2
狛江市	西野川二丁目	台地1	1.10	3102	1	0.15	2099	2	0.28	0.35	2124	2
狛江市	西野川三丁目	台地1	1.05	3201	1	0.08	2660	2	0.19	0.21	3051	1
狛江市	西野川四丁目	台地1	1.80	1974	2	1.11	511	3	0.24	0.71	976	3
狛江市	東和泉一丁目	台地1	1.13	3041	1	0.08	2716	2	0.18	0.22	2963	1
狛江市	東和泉二丁目	台地1	1.70	2082	2	0.25	1607	2	0.22	0.43	1745	2
狛江市	東和泉三丁目	台地1	1.09	3118	1	0.03	3627	1	0.16	0.18	3342	1
狛江市	東和泉四丁目	沖積低地1	1.03	3246	1	0.12	2296	2	0.17	0.19	3220	1
狛江市	東野川一丁目	谷底低地2	2.20	1625	2	0.81	680	3	0.20	0.61	1181	3
狛江市	東野川二丁目	台地1	1.13	3042	1	0.39	1231	2	0.21	0.32	2275	2
狛江市	東野川三丁目	台地1	1.11	3073	1	0.17	1963	2	0.26	0.34	2183	2
狛江市	東野川四丁目	台地1	1.21	2879	1	0.23	1677	2	0.29	0.41	1828	2
狛江市	元和泉一丁目	台地1	0.84	3651	1	0.10	2502	2	0.24	0.23	2928	1
狛江市	元和泉二丁目	沖積低地1	1.11	3080	1	0.21	1728	2	0.20	0.26	2703	2
狛江市	元和泉三丁目	沖積低地1	0.59	4143	1	0.06	2956	1	0.18	0.12	3876	1
狛江市	駒井町一丁目	沖積低地1	1.67	2121	2	0.51	1009	3	0.52	1.13	504	3
狛江市	駒井町二丁目	沖積低地1	1.31	2676	2	0.30	1432	2	0.48	0.78	883	3
狛江市	駒井町三丁目	沖積低地1	1.39	2546	2	0.26	1542	2	0.42	0.70	993	3

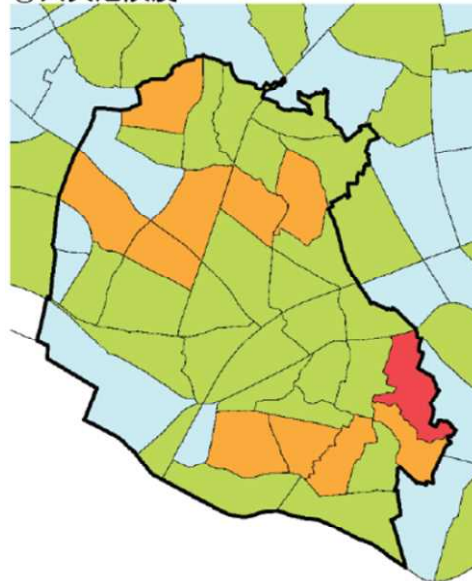
別 図

粕江市の町丁目別危険度要図（第9回）

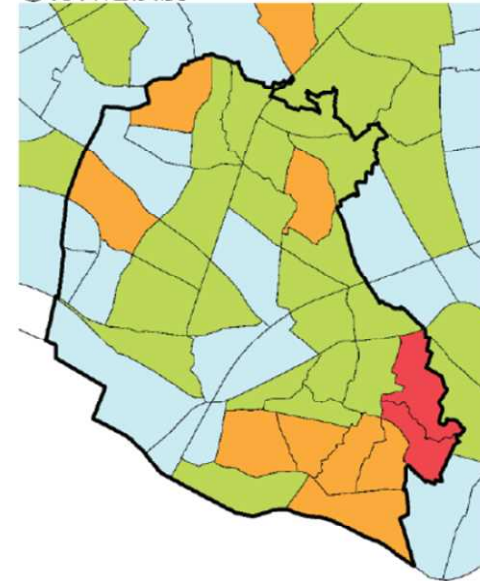
①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度



凡例

市区町村界
町丁目界

建物倒壊危険度
火災危険度
総合危険度

ランク	順位
5	(1-85位)
4	(86-373位)
3	(374-1195位)
2	(1196-2848位)
1	(2849-5192位)

危険度ランク 4：岩戸南三丁目

危険度ランク 4：岩戸南三丁目
岩戸南四丁目

第5章 減災目標

第1節 これまでの経緯

市は、災害による人的・物的被害の軽減に加え、市民生活の早期復旧・復興が重要であることから、平成24年に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」、同想定等を踏まえた「東京都地域防災計画（震災編）」を受け、市の地域防災計画において減災目標を定め、その達成に向けて、都、防災関係機関、事業者、市民と協力して対策を推進してきた。

第2節 これまでの主な取組状況と社会環境の変化等

1 課題の抽出

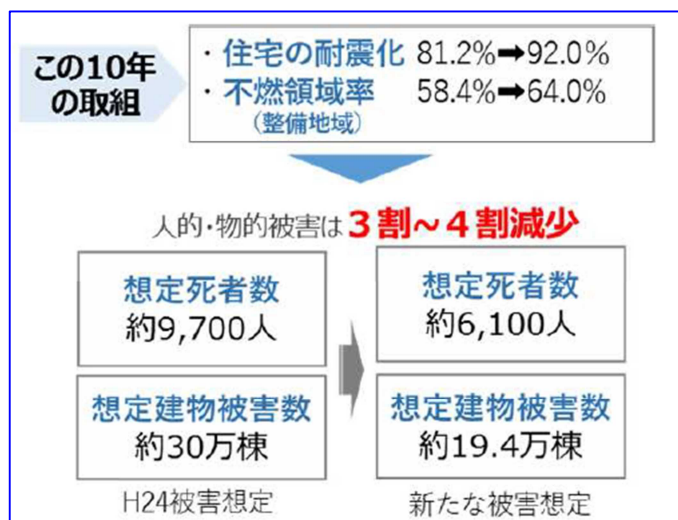
（1）全 般

- 都による前回の減災目標の設定から10年以上が経過し、この間の住宅の耐震化や不燃化対策等の取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化等、東京を取り巻く環境が変化してきた。これらを踏まえて都の認識する課題は、（2）以下に示すとおりである。
- 多摩地区の東南部、多摩川沿いに位置し、住宅地の発達した狛江市においても多くの面で東京全般と共通する取組の進展や環境の変化があると見られ、都の認識する課題を共有しつつ、異なる事項がある場合は、市の状況、認識を付記することとする。

（2）これまでの取組状況や社会環境の変化等①

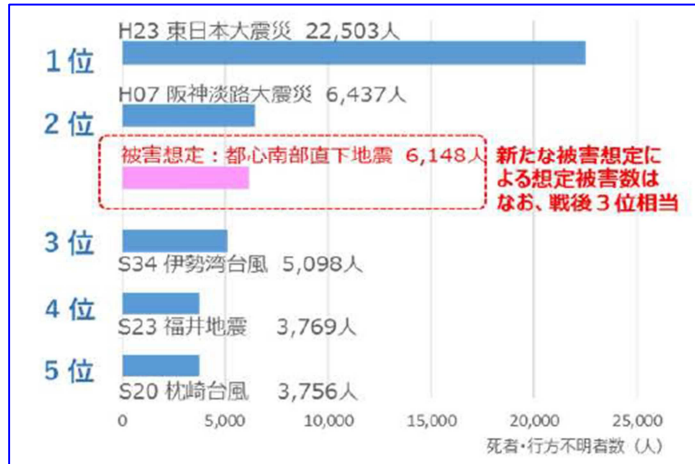
耐震化・不燃化等の取組の着実な進展により、被害は一定程度減少したが、都全体では、なおも阪神・淡路大震災と同規模である6千人以上の死者が発生する見込み

◆ 耐震化・不燃化の取組と被害想定の変化（都）



耐震改修の助成等により耐震化を促進するとともに、都税の減免措置等による不燃化の取組を着実に進めるなど、災害に強い都市づくりを着実に進めてきたこと等により、前回の被害想定と比べ、人的・物的被害が3割から4割程度減少することとなった。

◆ 戦後の我が国の自然災害における死者・行方不明者数の比較



都市づくりの進展により、着実に被害は減少する一方で、都内で最大の被害をもたらす都心南部直下地震では、いまだ、都内で6千人を超える死者数が想定されており、阪神淡路大震災と同規模である。これは、戦後の日本における自然災害と比べても、3位相当の甚大な被害が想定されている。

(3) これまでの取組状況や社会環境の変化等②

東日本大震災から10年が経過し、自助・共助を支える家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、テレワークの普及により働く世代の地域定着が促進

◆ 都内における自主防災組織1団体における活動数（防災訓練）（都）



都内における自主防災組織の1団体当たりの活動回数は、例えば、平時の任務としている防災訓練の実施状況が、この10年で半分以上となるなど、地域での防災行動が鈍化傾向になっている。

◆ 消防団員数（都・市）

消火活動や救助活動等地域防災の重要な役割を担う消防団員は、都全体では2.4万人から2.2万人に減少している。

一方、6個分団からなる狛江市の消防団は、90%以上の充足率を維持しており、地域防災の重要な担い手として積極的に活動している。

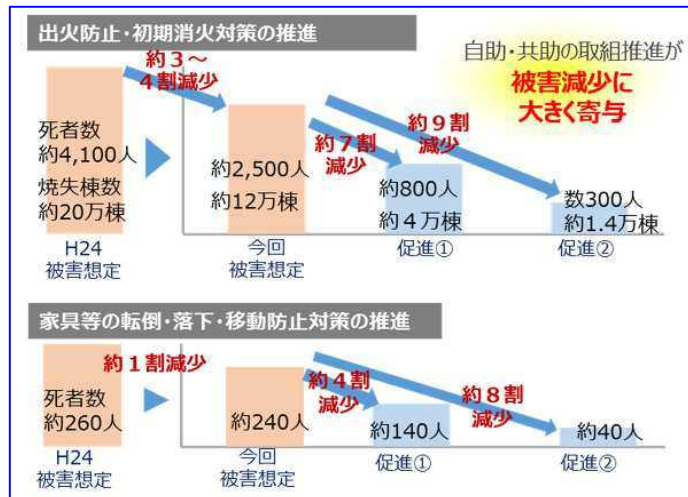
◆ テレワークの導入状況（都）

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、テレワークを導入している事業者が増

えており、働く世代の地域定着が進んでいる。

コロナ禍等で企業のテレワークは大きく
進展 都全体：14.8% → 64.3%

◆ 自助・共助の取組促進による被害軽減効果の事例（都）



この10年間の不燃化の促進等により、人的・物的被害の想定が3割から4割程度減少している。

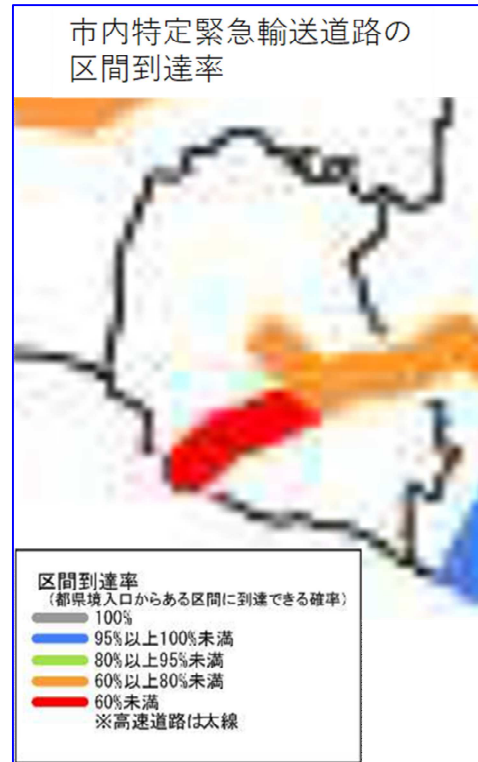
一方、いまだ甚大な被害が想定されるため、今後、感震ブレーカー設置等の出火防止対策や、消火器設置・消火訓練実施等の初期消火対策を推進することで、火災による人的・物的被害が7割から

9割程度減少すると推計されている。また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進することで、4割から8割程度減少すると推計される等、家庭や地域における自助・共助の取組推進が、被害減少に大きくつながっていく。

(4) これまでの取組状況や社会環境の変化等③

主要道路沿道建築物等の耐震化は一定程度進展も、全ての応急対策の「生命線」となる緊急輸送道路には、なお閉塞リスクの高い地域が存在

◆ 建物の倒壊等による道路閉塞等に伴い、救出救助部隊が被災地域に進出できないおそれ
(市)



市内の特定緊急輸送道路である世田谷通り及び同通りから狛江市役所までの区間は、沿道建築物の耐震化を進めているが、区間到達率は依然として厳しく、首都直下地震が生じた際には、救出救助部隊の進出や支援物資の輸送に障害の発生する可能性がある。市内の沿道建築物の耐震化を引き続き進める必要があるが、市内の区間到達率は、都内から市内への世田谷通りに至るまでの耐震化状況にも多く影響を受けるため、都内全域で対策を進める必要がある。

(各図は令和4年12月現在の状況として東京都ホームページで公開されている資料から作成)

(5) これまでの取組状況や社会環境の変化等④

ライフラインは、管路等の耐震化が進展したものの、基幹施設の被災等による復旧日数の長期化が懸念

◆ 既往大震災におけるライフラインの復旧状況

過去の大規模災害では、完全復旧までには時間を要している			
災害名	電気	水道	ガス
東日本大震災 (H23)	3日後に約80% 約3か月で復旧完了	1週間で約57% 約6か月半で復旧完了	約2か月で復旧完了
熊本地震 (H28)	約5日後に復旧完了	1週間で約9割 約3か月半で復旧完了	15日間で復旧完了
北海道胆振東 部地震(H30)	1日半後に約99% 約1か月で復旧完了	1週間で約92% 約1か月で復旧完了	被害なし

農林水産省「近年の主な自然災害によるインフラへの被害状況」

過去の大規模震災においても、各ライフラインの復旧完了までに、長期間を要した事例もある。

(6) これまでの取組状況や社会環境の変化等⑤

災害の教訓を踏まえた備蓄物資の拡充や、民間事業者との協定拡充による被災者支援体制の充実強化、被災者生活再建支援システムの導入等、早期復旧を支える基盤の整備が一定程度進展

◆ 都がこれまでに追加してきた主な備蓄物資（都）

過去の災害の教訓	主な追加備蓄品目	備考
阪神淡路大震災・東日本大震災等	紙おむつ 生理用品	乳幼児・要介護者 女性
熊本地震等	米粉クッキー	食物アレルギー対応
	ストーマ装具	オストメイト
	液体ミルク	乳児
令和元年台風15・19号等	段ボール製簡易ベッド 屋内テント	避難生活環境向上 感染症対策
	ブルーシート	被災家屋の応急対応

都は、過去の災害の教訓等も踏まえ、被災者の多様なニーズに的確に対応するため、備蓄物資の品目を随時追加するなど、被災者の生活環境のQOLの向上に努めてきた。

市は、都と同様に備蓄物資の充実を図ってきたが、都の被害想定の見直しにより避難者数が増加している。また、簡易ベッドや屋内テント等、導入数が限られている品目がある。一方、物資を保管する施設は限られているため、この点も考慮した備蓄物資の品目及び数量の見直しを図る必要がある。

◆ 協定締結数（市）

市は、災害時の各種応急・復旧業務を依頼する協定締結を進めており、令和6年3月1

日現在96の協定を締結している。

◆ 被災者生活再建支援システムの導入（市）

市は、住家被害認定調査や罹災証明書交付を効率的に実施できるように都と共通の被災者生活再建支援システムを導入している。

（7）これまでの取組状況や社会環境の変化等⑥

通信依存の増大やマンション居住者の増加等、居住形態やライフスタイルの大きな変化、感染症対策等複合的な事象も想定した対応が必要

◆ スマートフォンの保有世帯率（都）



災害時の情報収集のツールとしても 欠かせないスマートフォンを保有する世帯率は、都内において、この10年で 約6倍増加し、93%となっている。

◆ キャッシュレス決済の利用状況（都）

キャッシュレス決済比率
14.1% → 32.5%

電子マネー利用額が倍増するなど、消費支出のキャッシュレス決済が増加しており、停電や通信の不通による影響を受けるおそれがある。

◆ 被災後の在宅での生活が可能な耐震性の高いマンションの増加（都）



都内ではタワーマンション等の超高層建築物は約4割増加している。

耐震性が高く、自宅に留まることが可能な住民が増えるが、一

方、エレベーターの停止等により陸の孤島となるおそれがある。

◆ 複合災害の事例

- 震度7の地震が立て続けに発生した平成28年の熊本地震では、地震のショック・余震への恐怖による肉体的・精神的負担、避難所等の生活の肉体的・精神的負担、医療機関の機能停止等による初期治療の遅れ等による体調悪化等を要因とする災害関連死が直接死のおよそ4倍にのぼった。
- 令和2年7月に発生した熊本県での豪雨では、災害発生後の3週目から感染者が急増した。

2 今後の防災対策の強化に向けた基本認識

これまでの取組の効果と社会環境等の変化等により、顕在化した課題等を踏まえ、以下の基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図る。

- ① ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要
- ② 市民の生命を守る応急態勢のさらなる強化が必要
- ③ 全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保と早期に日常生活を取り戻すことが必要

3 基本認識に基づく今後の取組の方向性

- 基本認識を踏まえ、以下の3つの視点と分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図る。

【3つの視点】

視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
視点2 市民の生命を守る応急体制の強化	市の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復等により、市民の生命を守り抜く
視点3 全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、市民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	全ての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者等多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」等、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

- これらの視点に基づき、市は、都や防災関係機関、町会・自治会等、各主体との一層の連携強化により、各防災施策の重層化を図る。

第3節 減災目標の設定

1 減災目標

- 都は、都地域防災計画において、2040年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋として、「TOKYO 強靱化プロジェクト」を2022（令和4年）年12月に策定しており、そのおおむね中間地点となる2030年度（令和12年度）までに達成すべき減災目標を、「首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減する」と定めている。
- 市は、都の目標を踏まえ、2030年度までに達成すべき減災目標を、「首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減する」と定める。これに向け、以下に示す都が設定した各種指標を準用し、都や防災関係機関、町会・自治会等と連携して目標達成に努める。

2 減災目標達成のための指標一覧

（1）視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

項 目	2030年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率 25%（都内）
木造住宅密集地域を中心に、感震ブレーカーの設置に対する支援や普及啓発の促進等を積極的に行い、都内における設置率を向上	
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率 60%（都内）
木造住宅密集地域を中心に、消火器の設置を促進するとともに、あわせて消火訓練の実施や風呂水の汲み置き等の普及啓発等を行うなど、初期消火対策を促進	
家具類の転倒・落下・移動防災対策	75%
各種普及啓発ツールの活用等により、家具類の転倒防止等対策を促進	
自助の備えを講じている都民の割合	100%
防災ブック等各種媒体を活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄等の防災対策が万全になる取組を推進	

(2) 視点2：都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化

項 目	2030 年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	特定沿道 総合到達率 99% (2025 年度) 一般沿道 耐震化率 90% (2025 年度)
都は、これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進	
区市町村のBCP ⁴ 策定	都内全区市町村で受援応援計画等を策定
様々な事態にも対応できるBCPの作成・改定を促進 (注：狛江市は被害想定・地域防災計画等を踏まえ、既存のBCPの見直しを行う。)	
都内の受援応援体制の充実強化	都内全区市町村で受援応援計画等を策定
新たな被害想定や複合災害等を踏まえ、都内の受援応援体制を強化 (注：狛江市は、この観点から既存の受援応援計画の見直しを行う。)	
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
都内滞留者の大半を占める企業従業員に対し、効果的な普及啓発を実施	
一時滞在施設の確保	90%
行き場のない帰宅困難者のために必要となる一時滞在施設を早期確保	

(3) 視点3：全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

項 目	2030 年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
被災者が集まる避難先におけるWi-Fi等の設置を促進	
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
避難所運営の向上や必要な物資の確保体制の整備等を通じて、避難所環境を不断に見直し	
災害時トイレの確保	都内における災害時トイレ空白エリア解消
自助・共助・公助の連携による様々な方策を展開し、災害時に対応できるトイレを確保	

⁴ BCPは、Business Continuity Planningの略語、事業継続計画のこと。以下本計画では、特に個別の事業継続計画に言及する場合を除き、BCPと記述する。

(4) 分野横断的な視点：ハード対策

項 目		2030 年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進		特定沿道 総合到達率 99%（2025 年度） 一般沿道 耐震化率 90%（2025 年度）
都は、これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進		
住宅の耐震化	旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（2025 年度） 新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減（2030 年度）	
旧耐震基準の住宅やマンションはもとより、新耐震基準の中で、築年数が古く耐震性が不十分な木造住宅における耐震化を促進		
整備地域の不燃化	全整備地域の不燃領域率 70%達成	
整備地域 28 地域、約 6,500ha において不燃化の取組を促進		
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路 50%（2024 年度まで）	
環状七号線の内側エリアや第一次緊急輸送道路等、都内全域の無電柱化を加速 （注：狛江市内の世田谷通りの状況、無電柱化の目標年度は都と個別に調整が必要）		
水道管路の耐震継手化	断水率が高いと想定される地域の解消（2028 年度まで）	
都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域における水道管路の耐震継手化を重点的に推進		
下水道管路の耐震化推進※	重要な幹線等のうち耐震化を実施した施設の割合 27%（2028 年度） 液状化想定区域内の重要な幹線等のうち浮上抑制対策を実施した割合 71%（2028 年度）	
避難所、災害対策本部、活動庁舎及び緊急医療救護所等から排水を受ける下水道管路の耐震化等を推進		
液状化想定区域内の緊急輸送道路、市の緊急啓開道路及び避難所等から排水を受けるマンホールの浮上抑制対策を推進		

※ 下水道管路の耐震化推進の目標は、市の下水道総合地震対策計画（第四期）による。

第6章 複合災害への対応

第1節 想定する複合災害

- 東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故等、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れ等、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。
- また、都の被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大等との複合災害発生時に起こり得る事象が整理されている。

【都の被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	● 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ● 梅雨期や台風シーズン等、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	● 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去等の応急対策や復旧作業が困難化 ● 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	● 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ● 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

- 災害対応に従事する市職員、都や防災機関等からの連絡員等のための休憩・
- こうした、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急対策、復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

- 先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部及び第3部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響等も念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【共通事項】

- 「自らの命は自らが守る」との視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化等、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、被災後の在宅での生活・自主避難等分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策 等

【大規模自然災害＋大規模自然災害】

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

【感染拡大＋大規模自然災害】

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第7章 防災におけるデジタル技術の活用

第1節 基本認識

1 デジタル技術活用の背景

- デジタル技術を活用して防災における変革を進める防災DXに関して、東京都地域防災計画は、今後の取組の方向性における分野横断的な視点の一つとして、「防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進」⁵と記述しており、都は点群データの整備等、デジタルツインの高度化を図り、防災対策を推進するとしている。また、社会全般においても、スマートフォン保有世帯率が90%以上になり、新型コロナウイルス感染症への対応を契機としてテレワークを導入する企業が増加し、テレビ会議やウェブ会議への習熟が進むなど、デジタル技術の活用が進んでいる。
- 市は、狛江市DX戦略（令和4年1月）を策定して、デジタル技術を活用した利用者中心の行政サービスへの変革を推進している。また、令和5年度から国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けたプロジェクトを展開しており、令和7年度にはこのプロジェクトの中で首都直下地震に備えた防災・減災対策に取り組むこととしている。さらに、令和5年度に市全域の3D都市モデル（LOD2）を整備するとともに、庁内システムにおけるGIS⁶の使用を開始した。
- 市が防災DXに取り組むことは、都の考え方、社会状況の変化及び市のDX戦略等の施策に沿うものである。

2 デジタル技術活用上の留意事項

- デジタル技術は急速に進歩し、防災に活用できる技術と効果が拡大していく。このため、民間を含む技術開発の動向、国や都の動き、他の自治体における先行事例等に留意する必要がある。
- 防災DXを進めるに当たっては、期待する効果と、これに必要なシステムの導入（既存システムの使用又は新システムの開発）、システムを導入するための基盤の設定、データの取得・補正、事業者を含めた専門家の協力の必要性、準備及び運用に必要な人材の確保等を検討し、期待する効果とコストのバランスに留意する必要がある。
- デジタル技術の活用は、効果的かつ効率的な災害予防及び災害対応を可能にするが、一方、災害情報の伝達、避難所運営等の市民と直接かかわる部分では、デジタルデバイドによる差が発生するおそれがある。このため、防災におけるデジタル技術の活用を推進しつつ、デジタルデバイドへの手当てを災害予防の段階から進めることに留意する必要がある。

⁵ 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）〔本冊〕p.28

⁶ 地理情報システム（Geographic Information System）のこと。

第2節 期待する効果

1 最適経路等の考察

- 狛江市は、「首都直下地震等による東京の被害想定」において建物棟数に対する焼失棟数の割合が大きいこと及び「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」において災害時活動困難係数が都内において相対的に大きい地区があることから、地震による火災及び建物倒壊により、街路が閉塞される可能性が小さくないと推測される。このため、街路沿いの建物倒壊に伴う閉塞の可能性、火災が発生した場合の延焼にともなう閉塞の可能性を算定することにより、災害時集合場所の安全性（四周が閉塞され二次災害からの避難ができなくなる可能性）の評価、災害時集合場所から避難所までの避難経路の考察、地域内輸送拠点から各避難所等への輸送経路の考察等を災害予防として行うことは、防災・減災態勢の強化及び災害対応時の基礎資料の整備として有効と考えられる。
- 使用する技術は、地震による火災及び建物倒壊による街路閉塞のシミュレーション、シミュレーション結果の市の3D都市モデルへの反映、シミュレーション結果の二次元上への展開（GIS上に展開するための処置）等があると考えられる。
- また、建物倒壊のシミュレーション結果と平時の3D都市モデルとの差分比較を行うことにより、災害廃棄物の発生量の推計等が可能と考えられる。
- 本検討の実施には、シミュレーションの実施とそのためのデータ（必要な建物の耐震性等）の整備が必要となる可能性があり、事業者との調整を含む検討が必要となる。

2 情報の一斉発信

- 災害に関する情報を市民に迅速に伝達するためには、防災行政無線（音声情報）、メール（文字情報）、各種SNS（文字情報）、市ホームページ（文字情報）等の各種媒体を併用する必要がある。市には全ての媒体に一括して情報を入力するシステムがないため、災害情報の発信は媒体による時間差が発生し、迅速な伝達が困難となっている。また、複数の媒体への入力には多くの要員が必要となる。
- 情報の一斉配信の導入は、市民に対する迅速な情報発信と、災害対応時の人的資源が制約される状況での省人化に有効と考えられる。
- 情報の一斉配信の技術は実用化されており、導入済みの自治体がある。
- 既存及び今後開発されるシステムについて、市の特性及びニーズに照らした調査を行い、コスト面を含めた検討が必要となる。

3 被災状況の収集・分析（SNSの活用）

- 大規模災害時はSNSやニュースアプリによる市民の災害情報の投稿が広く行われ、その情報が拡散する可能性がある。これらの情報は、正確性や信頼性の面では玉石混交であり、中には意図的な偽情報が含まれることもある。一方、正確な情報を選別して使用できれば、

災害情報の収集及び偽情報への対処を行う上で有効と考えられる。

- SNSやニュースアプリを通じて収集した災害情報をAIにより分析し、偽情報を排除した上で使用するシステムは実用化されており、導入済みの自治体がある。
- 既存及び今後開発されるシステムについて、市の特性及びニーズに照らした調査を行い、コスト面を含めた検討が必要となる。

4 被災状況の収集・分析（点群データの活用）

- 地震後の点群データを収集して震災前の状況と比較することにより、地震により倒壊又は焼失した建物や街区の被災状況を把握する。この結果を街路の閉塞状況の確認、災害廃棄物の概算量の算出、大規模な被害が発生した街区の住家被害調査への活用、復興計画の策定等に活用することは有効と考えられる。
- 震災前の状況は、市が構築した3D都市モデル及び都が公開している点群データにより明らかである。地震後の点群データは、災害時の情報収集について協定を締結している無人航空機運用事業者に収集を依頼する。
- 一般に公開されているソフトウェアを使用し、地震後の点群データを都の公開する震災前のデータと比較することにより、被害の概要を把握できる。この業務には、平時から必要なソフトウェアをインストールしたコンピューターの準備と、操作要員の養成が必要になる。
- 一方、事業者の協力を得て地震後の3D都市モデルを構築し、震災前の3D都市モデルと比較することにより、さらに詳細な状況を把握できる。この業務は、事業者による作業が必要となることから、時間とコストを要する。
- このため、使用目的に応じた両者の使い分けを含めた検討が必要となる。

5 災害対応における情報共有

- 災害対応における情報共有は、市災害対策本部事務局及び各部相互間のみならず、都や防災機関等とも円滑に実施する必要がある。このため、互換性のあるシステムやデータの使用が有効と考えられる。
- マイクロソフト等の広く使用されているソフトウェアやGISを活用した情報の整理を行い、都や防災機関等とデータの交換を行うことにより、迅速な情報共有を図ることができる。この際、外部との情報共有に当たっては、都災害情報システム（以下「DIS」という。）が防災機関及び各区市町村に配備されていることを踏まえ、DISの活用にも留意する。
- 情報共有が円滑に実施できるようにGIS等を活用した情報整理の要領等の検討が必要となる。

6 無人航空機の離発着場所の選定

- 無人航空機による災害情報の収集を円滑に実施するためには、建物による電波の遮断を

防止し、操縦者と機体間の無線リンクを維持する必要がある。このため、市内の建築物の高さを踏まえた電波見通し（RLOS）を考慮して離発着場所を選定することが有効と考えられる。

- 市の協定締結事業者が運用する無人航空機は、離発着に滑走を必要としないので、建物の屋上を離発着場所として使用できる。
- 3D都市モデル（LOD2）は、視通解析機能を備えており、建物の屋根の形状を含めて再現されているので、RLOSを考慮した離発着場所の選定に活用可能と考えられる。
- 協定締結事業者と協力し、収集対象地域に応じた離発着場候補地の選定を平時から進める必要がある。

7 テレワーク等の活用

- 災害時に参集できない職員に資料の作成、整理を行わせ、あるいは他自治体からリモートによる支援を得ることは、被災地で活動する職員の負担を軽減することになり有効と考えられる。
- テレワークは平時に実施されており、また、被災地へのリモートによる支援は能登半島地震で東京都が実施していることから、災害時のテレワーク等の活用に必要な技術は実用化されていると考えられる。
- 一方、現在の市の情報システムは、市のシステム端末を持ち帰っていない限り、災害時に参集できない職員が自宅からテレワークを行うことは難しい。また、地震後の通信環境は、テレワーク等の実施の可否を左右する。
- 市の業務に使用するシステムの構成、通信環境の強靱化等、災害時のテレワーク等の実施に必要な環境が今後整備されることを想定したテレワーク等の活用要領の検討が必要となる。

8 被災者の迅速な登録

- 避難所等を通じて収集した正確かつ速やかな避難者及び在宅の被災者の情報は、各地区に対する物資の供給所要、医療救護の展開要領等の検討に使用でき、じ後の被災者の安全確保のために有効と考えられる。
- スマートフォンの世帯保有率の上昇、マイナンバーカードの普及等により、従来紙面で実施していた被災者の登録を、ログフォームやマイナンバーカードを活用してデジタル上で実施する技術が実用化されており、市でもログフォームを活用した避難者登録の試行を訓練において実施している。
- デジタル上での登録に必要な資機材の準備、複数の登録手段に対応するシステムの整備等、本格的な導入に向けた検討が必要となる。

9 その他

- デジタル技術の進歩が急速であること、スマートフォンの世帯保有率が90%を越えていること等を踏まえ、本章の記述にかかわらず、デジタル技術の活用が可能な事項についての柔軟な検討が必要となる。

第8章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

地震による被害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域における市民の助け合いによる共助の考え方、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携・協働を図っていくことが欠かせない。

2 基本的責務

(1) 市の責務

- 市は、基礎的な自治体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。このため、関係機関及び他の自治体の協力を得て、市の地域に関わる防災に関する計画を作成し、法令に基づき計画を実施する責務を有する。
- 市は、震災時における避難並びに救出救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資機材の整備に努めなければならない。
- 市は、災害の発生状況及び対応に関する情報を提供し、必要な予算等の措置を行うため、市議会の招集について、その時期、要領、その他必要な事項を議会と調整する。

(2) 市民の責務

- 市民は震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・ 家具の転倒・落下・移動、窓ガラスの飛散防止
 - ・ 出火の防止
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 飲料水、食料、簡易トイレ、生活必需品等の確保
 - ・ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - ・ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

- 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との連携・協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、震災対策活動への自発的な参加や過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

- 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前記の市民が連携・協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

第2節 連携・協働

1 全 般

地震による被害を少なくするために、市民、町会・自治会、自主防災組織、事業者、社会教育団体、ボランティア等が連携・協働することが求められている。

市及び防災機関は、こうした連携・協働に支援を行うとともに、自らもこれらの団体と連携・協働をしなければならない。

2 事業者との連携・協働における着意事項

(1) 複数の事業者との連携

- 連携先が単一の事業者の場合、当該事業者の被災状況、あるいは市の周辺市区等の被災状況により、災害時に必要な分野で必要な支援を受けられない可能性がある。このため支援受けの確実性を向上させるため、市内外の複数の事業者と連携する必要がある。

(2) 協定締結先事業者との良好な関係の促進

- 災害時の事業者との円滑な連携を図るため、平時から市・事業者の双方で協定締結、協同訓練実施等の成果を公表するとともに、物資の保管・輸送、防災用品の展示等の防災関連業務において協定締結先事業者を活用して相互理解を深め、市と事業者との良好な関係を促進する。

この際、防災訓練を含む各種活動に事業者が参加しやすい環境を醸成するため、必要な対価の支払いを行う。

(3) 定期的な連絡と防災訓練等への招致

- 災害時の連絡先の確認と円滑な連携を図るため、定期的な連絡と防災訓練等への招致を行う。

(4) 市内事業者の活用

- 災害時の支援受けの確実性を向上させるとともに、被災後の市民の士気高揚及び市内事業者の復興の後押しとするため、市内事業者の活用に着意する。

第3節 市、都及び防災機関等の役割

市、都及び防災機関が処理する防災業務は、おおむね以下のとおりとする。

1 市

部等の名称	部を構成する平時の組織	分掌事務
災対本部 事務局	危機管理監 安心安全課 職員課の一部 秘書広報室の一部 各部等からの支援職員	1 災害対策の総合調整に関すること 2 災害情報の収集、処理及び提供の統括に関すること 3 防災機関等との連携の総合調整に関すること 4 自衛隊の災害派遣要請の要求及び活動調整に関すること 5 消防団の出動に関すること 6 帰宅困難者対策の総合調整に関すること 7 要配慮者対策の総合調整に関すること 8 都及び他区市町村との応援・受援の調整・要請に関すること 9 他自治体職員の受入れ及び配分に関すること 10 市職員の派遣に関すること 11 防災行政無線の統制・活用に関すること 12 警戒区域の設定、避難指示等、その他本部長命令の伝達に関すること 13 避難誘導に関すること 14 広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に関すること 15 本部職員の動員に関すること 16 本部長、副本部長、事務局及び本部会議の庶務に関すること

部等の名称	部を構成する平時の組織	分掌事務
災対 総務部	総務課 職員課の一部 施設課	1. 庁用車の配備に関する事 2. 必要資機材、車両、舟艇、労務及び物品の調達、使用、収容及び発注に関する事 3. 災害時集合場所の連絡調整等に関する事 4. 災害時集合場所（避難所併設・初度要員配置場所以外）の運営 5. 職員の労務管理に関する事 6. 市施設の応急復旧に関する事 7. 公共施設の被害状況の取りまとめに関する事
災対 企画財政部	秘書広報室の一部 政策室 財政課 未来戦略室 情報政策課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 会計課	1. 女性、子ども等配慮を要する人の人権の確保に関する事 2. 災害救助法に関する事 3. 激甚災害の指定に関する事 4. 災害対策関係予算に関する事 5. 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関する事 6. 義援金品の受領及び配分に関する事 7. 災害対策本部（事務局・各部等）、避難所、その他における情報システム維持の支援に関する事
災対 市民生活部	市民課 課税課 納税課 地域活性課 農業委員会事務局	1. 埋葬、火葬の許可に関する事 2. 広域火葬に関する事 3. 罹災証明に関する事 4. 家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関する事 5. 地域における情報の収集及び伝達に関する事 6. 応急給水、食料及び生活必需品の供給に関する事 7. 中小企業及び農業への融資及び復興に関する事

部等の名称	部を構成する平時の組織	分掌事務
災対 福祉保健部	福祉政策課 福祉相談課 高齢障がい課 保険年金課 健康推進課	1 避難行動要支援者対策に関する事 2 福祉避難所に関する事 3 災害弔慰金に関する事 4 ボランティア活動に関する事 5 生活再建に関する事 6 遺体収容所の設置と遺体処理に関する事 7 被災者の生活に関する相談及び各種支援制度の受付に関する事 8 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関する事 9 医療救護に関する事 10 保健衛生に関する事 11 防疫に関する事
災対 子ども家庭部	子ども若者政策課 子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課	1 保育園等の応急対策に関する事 2 災害対応に従事する職員の子の臨時の預かり等に関する事
災対 環境部	環境政策課 下水道課 清掃課	1 放射性物質対策に関する事 2 下水道施設に関する事 3 管工事関係事業者との連絡調整に関する事 4 ごみ処理に関する事 5 し尿処理に関する事 6 がれき処理に関する事 7 住家流入土石、竹木等処理に関する事
災対 都市建設部	まちづくり推進課の一部 道路交通課 整備課	1 救出に関する事 2 行方不明者及び遺体の捜索に関する事 3 応急危険度判定に関する事 4 被害者の住宅の確保に関する事 5 家屋及び住家の応急修理に関する事 6 応急仮設住宅の整備に関する事 7 道路等における障害物除去に関する事 8 道路、橋梁、堤防等の点検、整備及び復旧に関する事 9 建築関係事業者との連絡調整に関する事 10 下水道を除くライフラインの応急復旧に関する事

部等の名称	部を構成する平時の組織	分掌事務
災対 教育部	学校教育課 指導室 社会教育課 公民館 図書館	1 災害時集合場所（避難所併設）の運営 2 避難所の開設及び運営に関すること 3 学用品の給与に関すること 4 学校の応急対策に関すること
災対 議会事務局	議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部から提供された災害等に関する情報に関する こと 3 本会議及び委員会等の開催準備等の調整に関する こと 4 市議会施設を利用する際の運営に関すること 5 他の部等への協力に関すること
災害復興本 部準備室	まちづくり推進課の一部 各部等からの支援要員	災害復興等の総合調整に関すること

2 消防団・地区消防隊

機関の名称	内 容
狛江市消防団	1 狛江市災害対策本部の要請に基づく本部会議等の参加に関すること 2 各分団の指揮統制に関すること 3 狛江消防署との連携に関すること 4 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること 5 人命の救出に関すること 6 災害時集合場所、避難所及び周辺の情報収集に関すること 7 担当地域の被害状況の把握に関すること 8 その他狛江市消防団に関すること
狛江市地区消防隊	大規模地震による同時多発火災・延焼拡大等の広域性を有する災害時に、 狛江市災害対策本部等の要請に基づいて出動し、消火活動等に当たること

3 東京都

機関の名称	内 容
多摩府中保健所	1 医療施設の診療状況に関すること 2 防疫その他保健衛生に関すること
北多摩南部建設事務所 ⁷	1 河川の保全及び復旧に関すること 2 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること 3 水防に関すること 4 河川における流木対策に関すること 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること
水道局	1 応急給水に関すること 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
下水道局	1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関すること
警視庁 第八方面本部 調布警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 交通規制に関すること 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること 6 遺体の調査等及び検視に関すること 7 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 第八消防方面本部 狛江消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

⁷ 多摩地域東部の7市(武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江、西東京)の区域を所管し、道路及び河川(管内の野川、仙川、入間川、石神井川、神田川)の整備・管理を行う東京都建設局に所属する機関

4 指定地方行政機関

機関の名称	内 容
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所	1 管轄区域河川の管理施設等の工事並びに施設との保全に関すること 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、水防情報、警報等水防に関するこ と 3 大規模自然災害が発生した場合において、自治体からの要請を受けた とき、又は自治体から要請がない場合であっても、特に緊急を要する と認められるときは、自治体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐた めの緊急対応を実施する等支援に努めること

5 自衛隊

機関の名称	内 容
陸上自衛隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること 2 災害派遣の実施に関すること

6 指定公共機関

機関の名称	内 容
日本郵便株式会社 狛江郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれらの施設等の保全に関す ること 2 災害時における郵便業務に関わる災害特別事務取扱に関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
東日本電信電話株式 会社 東京南支店	1 電気通信設備の建設及び保全に関すること 2 重要通信の確保に関すること 3 気象予警報の伝達に関すること 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること
東京電力パワーグリ ッド株式会社 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること
東京ガス株式会社 東京ガスネットワー ク株式会社	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること 2 ガスの供給に関すること

7 指定地方公共機関

機関の名称	内 容
小田急電鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること

8 協力機関等

区 分	団体の名称	協定の名称等
応急対策等関係	狛江市管工事組合	災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定
	東京都下水道局、多摩地域 29 市町村、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定
	日本下水道管路管理業協会	災害時における復旧支援協力に関する協定
	東京土建一般労働組合狛江支部	災害時における応急対策業務協力に関する協定
	狛江市造園組合	災害時における障害除去等応急措置に関する協定
	狛江市建設業協会	災害時における障害除去等応急措置に関する協定
	東京都自動車整備振興会調布多摩川支部	災害時における応急活動の協力に関する協定
	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社	災害時における相互連携に関する基本協定 (ライフライン(電力)の早期復旧に関する事項)
	東京都コンクリート圧送協同組合	災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定
医療・薬剤関係	狛江市医師会	災害時の医療救護活動についての協定
	狛江市薬剤師会	災害時の救護活動についての協定
	狛江市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	災害時における緊急医療救護所に関する協定
	アルフレッサ株式会社多摩第一支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
	株式会社スズケン府中支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
	株式会社メディセオ	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
	酒井薬品株式会社三鷹営業所	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
	東邦薬品株式会社東京営業部立川・府中営業所	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
施設の提供(避難所)	都立狛江高校	都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定
施設の提供 (福祉避難所)	清和学園子鹿幼稚園	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定
	狛江こだま学園	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定
	秋元学園狛江みずほ幼稚園	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定
	狛江福祉会こまえ苑	災害時における福祉避難所に関する協定

区 分	団体の名称	協定の名称等
施設の提供 (福祉避難所)	正吉福祉会こまえ正吉苑	災害時における福祉避難所に関する協定
	正吉福祉会こまえ正吉苑二番館	災害時における福祉避難所に関する協定
	未来活性ミライハウス元和泉	災害時における福祉避難所に関する協定
	心身会複合介護施設和楽	災害時における福祉避難所に関する協定
	愛光女子学園	災害時における福祉避難所に関する協定
	巢立ち会	災害時における福祉避難所に関する協定
	狛江さつき会	災害時における福祉避難所に関する協定
施設の提供 (災害時集合場所)	都立狛江高校	都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定
	防衛省	防衛省共済組合狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定
	清和学園子鹿幼稚園	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定
	狛江こだま学園	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定
	秋元学園狛江みずほ幼稚園	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定
	株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー	災害時における施設の使用に関する協定
	株式会社ニトリホールディングス カゴメアクシス株式会社	災害時における施設の使用に関する協定
施設の提供 (その他)	東京慈恵会医科大学附属第三病院	災害時における井戸の使用に関する協力協定
	泉龍寺	大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定
	株式会社かりはな製作所	災害時等における輸送拠点としての施設提供等に関する協定
物資等の提供	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定
	大和紙器株式会社	災害時における物資の供給に関する協力協定（段ボールベッド等の提供）
	株式会社京王ストア	災害時における救護物資の供給に関する協力協定
	小田急商事株式会社	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定
	株式会社三和	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定
	株式会社サンドラッグ	災害時における生活物資等の提供に関する協定
	株式会社ココカラファインヘルスケア	災害時における生活物資等の提供に関する協定

区 分	団体の名称	協定の名称等
物資等の提供	狛江市米穀商組合	災害時における米穀の供給に関する協力協定
	株式会社ピーシーエムシー	災害時における飲料水等の提供に関する協定
	有限会社東京オストミーセンター	災害時におけるストーマ装具等の調達業務に関する協定
	日本福祉用具供給協会	災害時における介護用品等の供給に関する協定
	大久保商事株式会社	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定
	東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定
	株式会社ニシヤマ	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定
	日産東京販売株式会社	災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定
	三菱自動車工業株式会社 東日本三菱自動車販売株式会社	災害時における電動車両等の支援に関する協定
	トヨタモビリティ東京株式会社	災害時における給電車両貸与に関する協定
	調布狛江LPガス協同組合	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定
	株式会社ニシヤマ	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定
	野村燃料店	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定
	株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー	災害時における物資供給の協力に関する協定
	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	災害時における量の提供等に関する協定
	狛江市量工業組合	災害時における量の提供等に関する協定
	株式会社ロゴスコーポレーション 船山株式会社	災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定
	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定
	株式会社アクティオ	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定
	東日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

区 分	団体の名称	協定の名称等
輸 送	小田急バス株式会社狛江営業所	災害時における輸送等の協力に関する協定
	株式会社ベストワーク旅行事業部	災害時におけるバス利用に関する協定
	有限会社ファン	災害時等に車両の提供等に関する協定
	武州交通興業株式会社	災害時における輸送等の協力に関する協定
	イースタンモータース調布株式会社	災害時における輸送等の協力に関する協定
	株式会社グリーンキャブ	災害時における輸送等の協力に関する協定
	ティガリアルエステート株式会社介護事業部介護タクシーのむつみ	災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定
	営利法人アジュリプレイス合同会社アジュリケア	災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定
	東京都トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定
	株式会社ジェイアール東日本物流狛江物流センター	災害時における協力に関する協定（施設の賃借、資機材等の提供、物資等の配送、物資等の集積施設の運営又は運営補助）
	株式会社ジェイコム東京世田谷局	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定
	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定（物資集積・搬送拠点の設置、支援物資の配送計画の策定・配送の実施、配送時における被災者の物資ニーズの収集、荷役作業、荷役作業に必要な人員及び機材の提供）
情報の収集	狛江市内に配達する各新聞販売店	災害時における情報収集活動に関する協定
	クライシスマップーズ・ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定
	日本UAV利用促進協議会	災害時における無人航空機を活用した協力体制に関する覚書
	株式会社トキ	災害時における無人航空機を活用した協力体制に関する協定
情報の発信	株式会社バカン	避難所に係る情報の提供に関する協定
	L I N E ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定

区 分	団体の名称	協定の名称等
情報の発信	株式会社ジェイコム東京世田谷局	災害時における災害情報の放送等に関する協定
		防災情報サービスに関する覚書
	狛江ラジオ放送株式会社	災害時等における情報の放送に関する協定
	東京ガス株式会社東京西支店	狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定
	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社	狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定
その他	東京都獣医師会多摩東支部 狛江市獣医師会	災害時における動物教護活動に関する協定
	東京多摩葬祭業協同組合	災害時における協力に関する協定
	株式会社加藤商事	災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定
	日本衛生興業株式会社	災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定
	狛江市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動等に関する協定
	東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック	災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定
	東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部狛江地区	災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定
	東京都行政書士会調布支部	災害時における被災者支援に関する協定
	株式会社旭化工 株式会社つくば商会	災害時におけるクリーニング等の協力に関する協定
	株式会社 Ooitto ハーティネス狛江	災害時における狛江市とハーティネス狛江との要介護高齢者の安否確認等に関する協定

協定締結以降に名称に変更のあった団体については、新しい名称を記述した。

第 2 部 災害予防

第1章 市民と地域の防災力向上

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営等の重要性が再認識された。
- 本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティアのほか、消防団が個々に、又はともに連携協力しあって行う取組を定めている。
- これら各主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間同士、また、行政、関係機関等との相互連携、相互応援を強め、自助・共助による防災力・災害対応力を向上していく。

2 現在の対策の状況

- 市はこれまで、狛江市防災ガイドをはじめとする各種媒体を通じて広く意識啓発を行うとともに、講演会や救命講習の開催、地域に出向いての講義等、市民の自助を促進する取組を進めている。
- 市の防災訓練等において、災害時に市民が実際に行うべき行動及び東日本大震災等の事例を示して、自助・共助の重要性を訴えている。また、防災機関や協定締結事業者の協力を得て、市民の訓練参加意欲の向上を図っている。
- 自主防災組織である狛江市防災会が市の全ての地域をカバーしており、各支部による地域における訓練等が行われ、防災リーダー研修を受講するなど、スキルアップが図られている。
- 避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が12か所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（令和6年2月1日現在）。
- これまで町会・自治会や学校、避難所運営協議会等が中心となった要配慮者の避難誘導訓練、宿泊訓練等、地域ごとに様々なテーマを設定した訓練を実施するなど、市民、地域による活発な取組がなされてきた。新型コロナウイルス感染症のために訓練等の実施に制約を受けた期間があったが、同感染症の感染症法上の位置付けが五類感染症に移行したことを受け、各種の訓練の再開を図っている。
- 狛江市には約150棟のマンションが存在する。このうち10階以上のマンションは19棟であり、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可等マンション防災におけ

る問題点が顕在化している。

- 狛江市消防団には102人（令和5年6月1日現在）の団員が所属している。年齢的にも30～40歳代が中心となっており、災害時を想定しての訓練等に注力している。
- 災害時のボランティア活動については、狛江市社会福祉協議会と協定を締結し、災害ボランティアセンターの設置訓練等を実施している。

3 狛江市における主な被害想定⁸

被害項目		多摩東部直下地震	都心南部直下地震
死者数		42人	29人
負傷者数		418人	247人
建物被害	全壊棟数	287棟	125棟
	半壊棟数	1,013棟	835棟
	焼失棟数	1,682棟	1,299棟
	倒壊建物を含む 倒壊建物を含まない	1,649棟	1,209棟
自力脱出困難者（ ）内は冬の早朝		96(146)人	37(58)人
避難者数	総数	18,290人	11,541人
	避難所避難者数	12,194人	7,694人

※地震の想定は、冬・夕方・風速8m/s

4 課 題

- 令和4年5月に公表された首都直下地震等による東京都の被害想定では、狛江市の被害が最大となる多摩東部直下地震において、全壊棟数287棟、焼失棟数1,682棟、死者42人、この内、火災による死者31人となっている。避難者総数は18,290人、この内、避難所避難者数は12,194人であり、平成24年度の想定約1.5倍となっている。また、ライフラインの被害として、停電（市内の13.2%）、断水（同25%）、下水道の管きょ被害（同4.1%）等が想定されている。こうした被害を抑制するとともに、発災後の生活を継続するためには、耐震化の向上、出火の抑制、家具類の転倒・落下・移動防止対策や食料等の備蓄、安否確認等の自助の取組、また、自主防災組織、消防団等による共助の体制整備を一層促進する必要がある。
- 狛江市防災会や避難所運営協議会等自主防災組織は、高齢化や人員不足等が課題となっており、その認知度を向上していく必要がある。
- 東日本大震災で課題となった女性、要配慮者等に対する視点からの取組、知識の普及、啓発等を行う必要がある。

⁸ 狛江市における主な被害想定は令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」から関係する値を抜粋したもの。本計画における他の章においても同様。

- マンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅での生活が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合は、トイレの使用不可、住民同士のつながりが稀薄等の諸問題によって、生活が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。マンションの居住者が地域の一員であることに変わりはないが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、戸建て住宅等の住民との均衡に配慮しつつも、特別の対策が必要となる。発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できたとどまることが可能であれば在宅での生活となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが求められる。
- 災害時の消火活動及び救出救助活動には、地域の実情に精通した消防団が極めて重要な役割を果たすことから、狛江市消防団が迅速かつ円滑に活動するため、過去の災害事例をもとにした訓練を行うほか、施設・資機材等を整備する必要がある。
- 狛江市消防団は、担い手不足や市外勤務者の増加等の課題があり、災害時の確実な活動を維持するため、多様な視点に立ち、人材を確保する必要がある。
- 市内ボランティアの増員、都や他自治体、関係機関等を通じたボランティアの受入体制、受入ルート等を定める必要がある。
- 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを的確に捉え、配置する体制を構築する必要がある。

5 主な対策の方向性

- 防災意識の啓発や防災訓練の充実等により、市民の自発的な防災活動の促進を図る。
- 実践的かつ効果的な防災訓練や総合的な防災知識の普及等により自助の備えを促進するとともに、共助の体制整備を図る。
- 市民の災害に対する機運の高まりを捉え、自主防災組織の強化のため、周知や支援等を行う。
- 狛江市防災会や避難所運営協議会等自主防災組織等と連携し、自主防災組織等の活動内容や重要性を広く周知し、活動に参加する市民等を増やし、その組織体制の強化を図る。
- 避難所運営協議会同士の交流や連携を図ることにより、市全体で避難所の運営体制を強化する。
- 女性、要配慮者等に配慮した防災知識の普及や意識啓発の手法を取り入れる。
- マンション居住者が日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、都と連携して居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象とするセミナーの実施、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。
- 都が普及を図る「東京とどまるマンション」は、停電時のエレベーターや水道の利用に必要な電源の確保や、防災マニュアル策定等の防災対策を講じたマンションのことであり、このためには、住民と、不動産会社や管理会社等のマンションに関わる団体、企業が連携して

マンション防災に取り組むことが重要である。市は、マンション防災における共助を推進するために、都の進める「東京とどまるマンション」について、周知を図っていく。

- 消防団員個々のさらなるスキルアップを行うとともに、施設や資機材等の環境整備を図るほか、地域特性や様々な状況を想定した訓練を実施するなど、狛江市消防団の活動体制の強化を図る。また、地域住民と連携し、地域防災力の強化を図る。
- 狛江市消防団に女性団員や機能別団員等を採用する等、状況に応じて柔軟かつ効率的に活動できる体制を整える。
- 多様なボランティアの掘り起こしによる人員確保に加え、災害時にボランティアが十分かつ円滑、機動的に活動できるように、事前の検討により受入体制や配置体制の構築を図る。

第2節 具体的な取組

1 自助による市民の防災力向上

1-1 市民による自助の備え

《市民》

- 次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。
 - ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・日頃からの出火の防止
 - ・消火器、感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
 - ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
 - ・ブロック塀等の点検補修等、家の外構の安全対策
 - ・在宅での生活に向けた水（1日一人30目安）、食料、医薬品、簡易トイレ・携帯トイレ（1日一人5回目安）等の（最低3日分、推奨1週間分）の備蓄
 - ・水、食料、貴重品、衣類、衛生用品、感染症対策用品、携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の非常持ち出し品の準備
 - ・在宅での生活に向けた備蓄や非常持ち出し品の準備に当たっては、高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等、個人の特性に合わせた食料や生活用品を取り入れる様に着意
 - ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
 - ・スマートフォンが使用できない状況に備え、公衆電話の設置場所や使用要領の確認
 - ・買い物や片付け等日頃の暮らしの中でできる災害への備え
 - ・自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
 - ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - ・都、市又は消防署が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - ・町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
 - ・避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅

速な避難への備え

- ・災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに情報収集方法の確認
- ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1-2 防災意識の啓発

《市（総務部・福祉保健部）》

- 防災機関と連携し、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、災害時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むように様々な機会を通じて啓発を行う。
 - ・防災訓練の実施
 - ・防災や要配慮者支援に関わる実践事例等を学ぶ防災講演会等の実施
 - ・防災マップ・ハザードマップ、防災に関する各種情報をまとめて掲載した分かりやすいガイドブック（「狛江市防災ガイド」）の作成と配布
 - ・現在地から避難所までの経路や各種防災情報を参照できるスマートフォン用アプリ（「狛江市防災マップアプリ」）の作成と配信
 - ・安心安全に関する啓発事項を掲載した機関紙「安心安全通信」の作成と配布
 - ・防災に関する動画の貸出し
 - ・過去の災害の写真等の展示や貸出し
- 自助に対する取組の重要性について周知を図るとともに、家庭用備蓄の事例等を分かりやすく紹介する等して、市民が水や食料等の備蓄をはじめとする防災対策に取り組みやすい環境を整える。
- 高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等にとって、個人で備えることが有効な食料や生活用品を具体的かつ分かりやすく紹介する。この際、特殊なアレルギー対応の食品等は、災害発生直後に支援物資として受け取ることが難しい可能性があるので、平時から備蓄し、避難所に携行することを啓発する。
- 在宅でのトイレの確保を進めるため、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄促進とともに、各家庭で行うトイレ使用再開チェックの普及・促進を図る。
- 災害時における流言やデマの危険性と正しい情報を得るための方法等を周知する。
- 過去の災害から得られた教訓を伝承することの重要性について、啓発を行うほか、災害に関する各種資料を案内し、災害の教訓を伝承する取組を推進する。
- 動物の適正な飼養、災害時の備え等に関する飼い主への普及啓発を実施する。
- 要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進める。

《狛江消防署》

- 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に関わる指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施
- 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発
- 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開
- 東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進
- 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施
- ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力
- 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施
- 出火防止及び初期消火に関する備えの指導
- 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発
- 東京消防庁の「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発を図る。
- 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発

《都総務局》

- 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進
- 「やさしい日本語」を含む多言語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進
- 自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握
- 防災に関わる各種冊子・パンフレットの作成、配布
- 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報の発信
- 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催
- 防災への取組が十分でない若年層に対し様々なツールを活用し、啓発を実施
- 屋外大型ビジョンを活用した平時の広報の実施
- 市と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進

《都（福祉局）》

- 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先等避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定等、区市町村の取組に対する支援の実施
- 市職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施

《都（保健医療局）》

- 動物の適正な飼養、災害時の備え等に関する飼い主への普及啓発を実施

1-3 防災教育・防災訓練の充実

《市（総務部・福祉保健部・教育部）》

- 自主防災組織の育成指導を図る。
- 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。
- 避難所運営訓練や総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援を行う。
- 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を図る。
- 実践的かつ効果的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上を図る。
- 参加体験型訓練の取り入れ、防災機関や協定締結事業者の協力等により、市民の訓練参加意欲の向上を図る。
- 各種防災訓練や研修等を通じて、市職員の防災知識の習得と防災行動力の向上を図る。
- 学校において、児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得を図る。

《狛江消防署》

- 女性防火の会、東京消防庁災害時支援ボランティア、消防少年団等の育成指導を実施する。
- 市民の防災意識の調査結果を踏まえ、出火防止対策、初期消火体制等の効果的な訓練の推進を図る。
- 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練を実施する。
- 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。
- 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。
- VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進を図る。
- デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実を図る。
- 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実を図る。
- 市民や事業所等に対し、AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含めた救命講習を実施する。

- 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上を図る。
- 教育機関等と連携した幼児期からの総合防災教育の推進を図る。
- 都立高校等で行われる防災訓練における総合防災教育を実施する。
- 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨する。
- 町会・自治会等を中心に、民生・児童委員及び町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出・救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。
- 狛江市消防団と連携した防災教育・防災訓練を実施する。
- 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練を推進する。

1-4 外国人対策支援

《市（総務部・企画財政部）》

- 狛江市国際交流協会等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、多言語対応防災ガイドの作成等を通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。
- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
- 先進自治体等の外国人対策支援の事例等を研究する。

2 地域による共助の推進

《市民・事業者》

- 備蓄等自助の備えだけでなく、地域の一員として町会・自治会に加入し、狛江市防災会や避難所運営協議会等自主防災組織等の活動に積極的に参加するなど、共助の担い手となるよう努める。
- 一定の地区内の居住者や事業者等が共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、狛江市防災会議に対して、市地域防災計画に定めるよう提案することができる。地区防災計画の内容は以下のとおりとする。
 - ・地区の特性（想定される被害、地区防災マップ）
 - ・防災活動（体制、平時の取組、災害時の活動）
 - ・実践と検証（訓練の実施、計画の見直し）
 - ・その他必要な事項

《市（総務部・市民生活部）》

- 市民への積極的な支援・助言による地域に根ざした自主防災組織の育成を推進する。この

際、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーの育成に留意する。

- 狛江消防署と連携し、救出救助訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講演会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努め、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材の育成を図る。
- 自主防災組織を活性化させ、発災時に効果的な活動をするために、資機材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備を図るとともに、平時の活動に対して支援を図る。
- 自主防災組織の組織化と活性化を図るため、パンフレットやマニュアルを作成する等、自主防災組織の活動内容や重要性について、積極的に市民に周知する。
- 町会等が実施する事業に対する助成において、防災訓練を助成対象とし、地域の防災活動を支援する。
- 平日の日中に発災した場合を想定し、市内にいる市民等が迅速かつ的確に行動できる体制づくりを検討する。また、市内に在学する中学生、高校生等を支援する側として取り込むなど、地域の共助の多様な担い手となるよう必要な支援を実施していく。
- 避難所運営協議会同士の連携強化や情報交換等を図るため、定期的に連絡会等を開催する。
- 市民等から地区防災計画の提案があった場合、必要に応じて市地域防災計画の中に位置付ける。
- 市民等の地区防災計画の作成を推進するため、相談等、必要な支援にあたる。

《狛江市防災会》

- 地域住民により自主的に結成された自主防災組織の役割、取るべき措置は以下のとおりである。
 - ・ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - ・ 初期消火、救出救助、応急救護及び避難等各種訓練の実施
 - ・ 消火、救助、炊出資機材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄
 - ・ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
 - ・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
 - ・ 行政や地域内の事業者との連携・協力体制の整備
- 震災に対し「自分たちのまちは自分たちで守る」との合言葉の下に、防災意識の高揚、知識の普及活動、各種の訓練を重ねて、地域ぐるみの防災体制の確立に努める。

《避難所運営協議会》

- 平時から、会議の開催や訓練等を定期的実施し、災害発生時に自主的な避難所運営がで

きるよう努める。

《狛江消防署》

- 防災意識の啓発を図る。
- 防災教育・防災訓練の充実を図る。
- 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を図る。
- 市民の防災行動力向上を目的とした初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を行う。
- 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等を開催する。

3 マンション防災における自助・共助の構築

3-1 マンション居住者による自助・共助の構え

《マンション居住者》

- 市民としての自助の備え及び共助の推進を図るとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策を行う。
 - ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
 - ・排水管等の修理が終了していない場合、トイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

3-2 防災意識の啓発

《市（総務部）》

- 東京都、不動産会社、マンション管理組合等と連携して、マンション防災に関する啓発を推進する。

《都（総務局）》

- マンション防災に関わる各種冊子・パンフレットの作成、配布

《都（住宅政策本部）》

- 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付
- ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発
- 被災後の在宅での生活の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知

《不動産会社等》

- 災害時にマンションに想定される被害とその備えについて、マンションを販売した場合は購入者に対しての（賃貸契約を結んだ場合は賃借人に対しての）周知に協力する。

《マンション管理組合等》

- 自治会がある場合は自治会と連携し、マンション居住者に対する自助の備えの周知、防災計画の作成、訓練の実施等共助の取組についての周知に協力する。

《マンション管理会社等》

- 自治会がある場合は自治会と連携し、マンション居住者に対する自助の備えの周知、防災計画の作成、訓練の実施等共助の取組についての周知に協力する。

3-3 防災教育・防災訓練の充実

《市（総務部）》

- 東京都、不動産会社、マンション管理組合等と連携して、マンション防災に関わる教育及び訓練の充実を図る。

《都（総務局）》

- マンション防災セミナーの開催
- マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化

《都（住宅政策本部）》

- 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施

《不動産会社等》

- マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

《マンション管理組合等》

- マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

《マンション管理会社等》

- マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

3-4 様々な取組を連携させたマンション防災力の向上

《市（総務部）》

- 様々な取組の連携による相乗効果が発揮されるように、東京都、不動産会社、マンション管理組合等と連携して、マンションの防災力の向上を図る。
- 在宅での被災生活時のトイレの確保のために、マンションにおけるトイレ使用再開チェックの普及と携帯トイレ、簡易トイレの備蓄促進を図る。
- 大規模なマンション等の被災者に対する災害時の支援物資供給のあり方について検討を進める。

《市（市民生活部）》

- マンション管理組合等の狛江市町会・自治会連合会への加盟を促し、災害時における既存の町会・自治会との地域連携が図られるよう関係性の構築を支援する。

《都（総務局）》

- 住民や管理組合等を対象とした各種セミナーの実施
- リーフレットを防災ブックとともに全戸配布

《都（生活文化スポーツ局）》

- 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じた防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化
- マンションにおける自治会活動や地域コミュニティとのつながりの強化

《都（住宅政策本部）》

- 「東京とどまるマンション」のPR
- 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援
- 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進

4 消防団等の活動体制の充実

4-1 狛江市消防団の体制強化

《市（総務部）》 《狛江消防署》 《狛江市消防団》

- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる狛江市消防団本部（以下「団本部」という。）の活動に必要な資機材等を整備する。
- 狛江消防署と協力し、各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 狛江消防署と協力し、応急手当普及員及び応急手当指導員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

- 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- 狛江市消防団の活動等に関わる自主学习用教材を配布するなど、消防団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、消防団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて狛江市消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき、災害が発生した場合に地域で即時に対応できる消防団が中核的な役割を果たすことを踏まえ、以下のとおり狛江市消防団の強化を図る。
 - ・ 狛江市消防団への積極的な参加が促進されるよう自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図る。この際、女性、学生等の対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用等、多様な手法で消防団をPRする。
 - ・ 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに取り組む。
 - ・ 出勤、訓練その他の活動の実態に応じた報酬及び費用弁償を支給する。
 - ・ 狛江市消防団の活動の充実強化を図るため、装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図る。
 - ・ 所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努める。
 - ・ 狛江市消防団が自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うため、必要な措置を講ずるよう努める。

《都（総務局）》

- 消防団の存在と活動を知ってもらう広報や女性、学生、会社員等をターゲットにした消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団員の確保策をさらに推進する。
- 都消防協会が実施する消防操法大会の開催を支援するなど、消防団の教育訓練の充実を図り、人材育成面での支援を行う。
- 消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、新たな技術を使った技能の向上や女性消防団員同士の交流を深め、入団・定着促進等を行うことで人材を確保する取組等多面的に消防団の活動を支援し、その体制の強化を促進する。

4-2 狛江市地区消防隊

《市（総務部）》

- 平成7年6月に阪神・淡路大震災を教訓として設立した狛江市消防団OB等によるボランティア組織である狛江市地区消防隊について、災害時に円滑に消防活動が実施できるよう、

活動体制の整備を図る。

5 事業所による自助・共助の強化

《事業所》

- 災害時の事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して以下のような対策を図っておくことが必要である。
 - ・帰宅困難者対策に関わる都の「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」（平成24年9月）を参考に、利用者の保護に関わる計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画やBCP等の計画に反映（その際、可能であれば、他の事業者との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
 - ・社屋内外の安全化、防災資機材や飲料水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ・災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に関わる計画、いわゆる、重要業務継続のためのBCPを策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等の事前対策の推進
 - ・組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策

《市（総務部）》

- 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりの推進を図る。

《狛江消防署》

- 自衛消防訓練の指導を通じ、消火、救出・救護等自衛消防に関する活動能力の充実強化を図る。
- 危険物施設等の事業所に対し、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく自衛消防の組織結成を指導する。
- 事業所防災計画の作成手順を示した冊子等を活用し事業所防災計画の作成を促進するとともに、作成に関わる指導にあたり、自主防災体制の充実強化を図る。
- 自衛消防活動中核要員等、各事業所内の自衛消防活動の任務分担に応じて、救命講習等の受講を促進し、事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。
- 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。
- 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指

定された事業者との連携訓練を実施する。

《都（産業労働局）》

- 都内中小企業のBCPの策定に関わる取組を支援する。
- BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に関わる費用の一部を補助する。
- 都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援する。

6 ボランティアとの連携

6-1 一般ボランティアの活動支援に関わる粕江市社会福祉協議会との連携

《市（総務部・福祉保健部）》 《粕江市社会福祉協議会》

- 災害時のボランティア活動の調整等について、市は粕江市社会福祉協議会と協定を締結しており、災害時に活動するボランティアの登録を受け付けている。必要に応じ登録制度の拡充の検討等、体制の整備を進める。
- 粕江市社会福祉協議会等との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施するとともに、ボランティアの活動拠点の整備等を検討する。
- 被災自治体の事例を学び、必要とされるボランティアニーズや配置等、ボランティアの活動形態に対応した災害時の受入れ・情報発信の体制、役割分担やコーディネートについて、粕江市社会福祉協議会と連携して検討、調整する。
- 災害時のボランティア対応に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練を実施する。
- 平時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築するよう努める。
- 様々な研修の場や広報等を活用し、平時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行うほか、様々なボランティアの育成を図るよう努める。
- NPO法人等との連携、活用方法等についても検討する。

《都（生活文化スポーツ局）》

- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- 平時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。
- 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保する。

《東京ボランティア・市民活動センター》

- 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進する。

- 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施する。

6-2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成7年5月11日6総災防第280号）を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

【応急危険度判定員】

所 管	資 格	業務内容
都 (都市整備局)	建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は都知事が特に必要と認めた者であつて都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。

【被災宅地危険度判定士】

所 管	資 格	業務内容
都 (都市整備局)	宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

【防災（語学）ボランティア】

所 管	資 格	業務内容
都 (生活文化スポーツ局)	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

【建設防災ボランティア】

所 管	資 格	業務内容
都 (建設局)	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握を実施する。

6-3 警視庁交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資機材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

要 件	活動内容
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資機材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

6-4 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

＜狛江消防署＞

- 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、狛江消防ボランティアの一層の充実強化を図る。
- 狛江消防ボランティア用救助資機材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上

を図る。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

要 件	活動内容
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動等を実施 2 平時 消防署が都民に行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

6-5 狛江市赤十字奉仕団との連携

《狛江市赤十字奉仕団》 《市（福祉保健部）》

（1）役割

- 災害時に市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。

（2）赤十字エイドステーション

① 目 的

帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション・狛江市元和泉三丁目6番地和泉多摩川児童公園内）を設置し、徒歩で帰宅する者を支援する。

② 内 容

炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供等を必要に応じ組み合わせて行う。

③ 活動主体

狛江市赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア及び周辺住民等の協力者

7 市民・行政・事業所等の連携

7-1 自主防災組織と事業所等との連携体制の整備

《市（総務部・福祉保健部）》 《狛江消防署》

- 自助、共助及び協働による市民総ぐるみの防災体制の推進を図る。
- 地震時に火災等の災害から住民や地域社会を守るために、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等との相互応援協定の締結や合同で行う防災訓練の推進により、相互に協力して連携できる体制を整備する。
- 要配慮者の通所・入所施設と地域内他組織との相互協力体制に関して強力的に推進する。
- 市民一般を対象とした基礎訓練、自主防災組織等を対象とした高度で実践的な訓練、都民防災教育センター（防災館）を活用した体験訓練を推進し、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
- 全ての事業所に対する防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。事業所相互間の協力体制の強化、自主防災組織等との連携を強化、保有資機材を整備した地域との協力体制づくりを推進する。

7-2 合同防災訓練の実施

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 消防機関に加え専門的な知識、技能を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの支援活動、自主防災組織等の各組織間の連携促進を図るため、各組織間と狛江消防署及び狛江市消防団との連携を目的とした、定期的な合同防災訓練の実施を推進し、地域の防災力を向上させる。

7-3 地域別防災訓練の実施

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する狛江市消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等の協力を得て、救命講習会の実施を推進する。
- 市及び防災機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 地震による災害から一人でも多くの生命及び財産を守るとともに、震災時において都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。
- 市における想定避難者数は、避難所の収容可能者数を大きく上回っていることから、できる限り避難者数を抑制するためにも住宅等の耐震化を促進していくことが重要である。
- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京地域においても様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を講じる必要がある。

2 現在の対策の状況

- 市は、令和4年12月に狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画を公表し、耐震化や不燃化の促進、避難空間の創出や延焼遮断帯の適正配置等による防災性の高い都市構造や、安全性の高い都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定に取り組んでいる。
- 学識経験者や公募市民による狛江市和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想策定委員会等を設置し、防災上の機能確保も含めた見地から、和泉多摩川緑地の都立公園誘致に向けた検討を行い、平成27年12月に、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想を策定している。
- 市は、狛江市耐震改修促進計画（令和3年3月）に基づき、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。公共建築物の耐震化は、防災上重要な施設（狛江市防災センター、狛江市地域防災計画に規定する避難所、福祉避難所及び狛江市庁舎）を平成27年度末に、その他の施設を平成30年度末に完了している。また、一般の住宅に対しては耐震診断や耐震補強に関わる費用を助成し、耐震化を促すとともに、市民の耐震化に対するきっかけづくりに努めている。
- 都市計画道路等の幹線道路の整備については、調布都市計画道路3・4・4号線、同3・4・17号線の一部が開通し新たな避難・救援ルートの確保や延焼遮断帯としての機能充実が図られた。
- 東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に定める原子力災害の対策と都内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線量の測定を市内各施設や市内全域の道路で行うとともに、風評被害の払拭に向け農作物の放射能測定等を実施した。
- 狛江市耐震改修促進計画に基づき防災上重要な公共建築物及びその他の公共建築物の耐

震化を実施した。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目			多摩東部直下地震	都心南部直下地震
建物被害	全壊棟数		287 棟	125 棟
	ゆれ		283 棟	124 棟
	液状化		4 棟	2 棟
	半壊棟数		1,013 棟	835 棟
	ゆれ		982 棟	822 棟
	液状化		31 棟	13 棟
	焼失棟数	倒壊建物を含む	1,682 棟	1,299 棟
		倒壊建物を含まない	1,649 棟	1,209 棟
死者数			42 人	29 人
ゆれ建物被害		9 人	4 人	
屋内収容物		1 人	1 人	
火災		31 人	24 人	
ブロック塀等		2 人	1 人	
負傷者			418 人	247 人
ゆれ建物被害		234 人	133 人	
屋内収容物		30 人	17 人	
火災		100 人	68 人	
ブロック塀等		53 人	29 人	
避難者数	総 数		18,290 人	11,541 人
	避難所避難者数		12,194 人	7,694 人
帰宅困難者数			3,978 人	3,978 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数			15 台	12 台

※地震の想定は、冬・夕方・風速8m/s

4 課 題

- 木造建物や狭あい道路がまとまって存在することにより、地震時において、建物倒壊や火災延焼の危険性が高いエリアが存在し、建物倒壊は市全域、火災延焼は特に南東部一帯で想定されている。
- 多摩東部直下地震でのゆれを原因とする建物の被害想定では、全壊が283棟、半壊が982棟想定されるとともに、火災による焼失棟数は1,649棟が想定され、建物棟数に対する焼失棟数の割合は都内の区市町村で最も高い割合を示している。このため、地震時の被害拡大を防止するための建物の耐震化・不燃化の一層の促進、狭あい道路の拡幅等の対策が求められ

る。

- 防災機能を備えた公園の整備を望む市民が多いほか、被害想定を踏まえた避難者及び帰宅困難者対策として和泉多摩川緑地を整備する必要性が高まった。
- 放射性物質に関して、市民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供等の対策を講じる必要がある。

5 主な対策の方向性

- 地震に強い都市づくりの実現に向けて、狛江市都市計画マスタープラン等に基づき、安全な市街地整備を推進し、災害に対して「粘り強さとしなやかさ(レジリエンス)」を備えた都市空間の形成を進めていく。また、狛江市緑の基本計画（令和2年3月）等に基づく施策に合わせて公園等を活用した十分な避難スペースを確保することや、緑地、緑化の効果的な配置による延焼防止等の取組を推進するなど、まちづくり、緑づくりの中に防災の視点を取り入れていく。
- 延焼等のおそれのある地域の不燃化や延焼拡大等の防止に向け、狛江市都市計画マスタープランをはじめとする各計画に基づき、都市計画道路等の整備、狭あい道路の解消等を推進する。また、当該地域の居住者に危険性等を注意喚起するとともに、将来的には用途地域の変更等も検討していく。
- 市民の強い要望や防災上の必要性等を考慮し、和泉多摩川緑地の整備を積極的に推進するため、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想の内容を踏まえ、防災機能を有する都立公園として整備するよう都に要請していく。
- 戸建住宅や共同住宅等について耐震化を進めるため、耐震診断、耐震改修、家具類の転倒・落下・移動の防止等、安全対策の推進を図る。また、死傷者の減や自助の観点からも、住宅の倒壊や家具類の転倒等が生命に関わる危険性があること、また、こうした対策が有効かつ重要であることを訴えていくほか、市が実施する制度を十分に周知していく。
- 放射性物質等による影響について、市民に対して情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

第2節 具体的な取組

1 安全に暮らせる都市づくり

1-1 安心と安全を感じられるまち

《市（総務部・都市建設部）》

- 狛江市都市計画マスタープランに基づき、市民が安全を実感して生活できる環境を目指し、市内に発生する可能性の高い災害リスクを想定し、特に木造住宅密集地域等への延焼防止対策を検討するとともに、住宅の耐震化、空家等の対策について計画的に推進する。
- 被害の防止・低減に向けたハード対策と、市民等の意識啓発や避難・防災体制の充実等に向けたソフト対策を組み合わせ、多角的・広域的な対策を逐次進め、災害への総合的な対応

力を向上させる。

《都（都市整備局）》

- 震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保等、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として、東京都震災対策条例第13条の規定に基づき、防災都市づくり推進計画を定めている。
- 本計画により、東京都内の市街化区域（23区28市町）を対象とし、木造住宅密集地域が連なる地域を中心とした23区及び多摩地域の7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市）について防災生活圏を設定し、延焼遮断帯の整備を進めていく。

1-2 建築物の不燃化

《市（都市建設部）》

- 土地利用現況調査と都市計画基礎調査により市の実態を把握し、木造住宅が密集する地区や避難所周辺等、防災上重要な地域を中心に防火・準防火地域等、防火指定の見直しを行う。
- 今後、都市計画道路の整備路線と合わせて、用途地域の指定を検討し、整備される沿道の施設の高度利用や狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）により建物の不燃化や消防施設の付設等、災害による火災等の遮断帯としての機能も有するよう、防災と都市計画、道路整備と相互に連携した整備を検討していく。

1-3 都市空間の確保

（1）公園の整備

《市（環境部・都市建設部）》

- 公園は、震災時における延焼防止の機能、避難場所、救援、復興の拠点としても重要な役割を持っていることから、必要な都市計画決定・変更及び事業認可の取得による公園の整備を推進する。

（2）和泉多摩川緑地の整備

《市（都市建設部）》

- 市民からの強い要望、東日本大震災での教訓、市の被害想定等を踏まえ、広域防災拠点内及び西側一帯の和泉多摩川緑地における「狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想」に基づき、広域避難場所や帰宅支援等に資する広域防災機能や遊水地機能を確保するため、都立公園誘致の実現が図れるよう、都に対して積極的に整備を要請していく。

(3) 調布都市計画道路3・4・16号線の整備

《市（都市建設部）》

- 市南部の南北軸の交通を集約し、緊急車両の通行改善や避難路や延焼遮断帯となるなど、防災性の向上に寄与する調布都市計画道路3・4・16号線の整備を推進する。

(4) 調布都市計画道路3・4・2号線の拡幅整備

《市（都市建設部）》 《都（建設局）》

- 多摩水道橋と二子橋方面を結ぶ幹線道路として、緊急車両の通行改善のほか避難路や延焼遮断帯となるなど、防災性の向上に寄与するよう、調布都市計画道路3・4・2号線の早期の拡幅整備を促進する。

(5) 調布都市計画道路3・4・23号線の拡幅整備

《市（都市建設部）》

- 市全体の広域連携機能を強化するとともに、多摩川の洪水浸水想定区域内において、広域避難の観点で防災性の向上に効果を発揮することから、将来のネットワーク構築に向けて、調布都市計画道路3・4・23号線の計画的な整備を推進する。

(6) 緑地・農地の活用

《市（総務部・市民生活部・環境部）》

- 狛江市緑の基本計画に基づき、緑地や農地の保全や整備を図ることで、災害時の延焼拡大防止や避難場所としての活用等、防災機能の確保を促進する。
- 農地については、多面的な機能を持っており、狛江市第3次農業振興計画（平成30年3月）等に基づき、その保全を図っていく。
- 避難場所として活用できる農地及び生鮮食料品の優先調達ができる農地を防災協力農地として登録を積極的に推進する。

1-4 ブロック塀等の崩壊の防止

(1) ブロック塀等の安全化

《市（環境部・都市建設部）》

- 主に避難道路及び通学路沿い等の転倒したブロック塀等は、震災時には人命のみならず避難、救出救助、消防活動に大きな障害となることから、危険なブロック塀等の把握に努めるとともに危険なものについては、撤去又は必要な補強を行うよう改善要請を行う。
- 新たに設置する場合は、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守した構造とするよう、安全化の促進について関係機関と連携を図っていく。
- 新たに生垣を設置する者又は既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造する者に対して、

造成に必要な経費の一部を補助する。

- ブロック塀等の安全化を促進するため、市民等が危険なブロック塀等を撤去する場合に必要な費用の一部を補助する。

《都（都市整備局）》

- 市と連携し、建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。
- 令和2年3月に一部改定した東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、一定規模以上の塀に耐震診断を義務付けており、令和7年度末までに耐震性が不十分な塀をおおむね解消することを目指し取組を進める。
- 都都市整備局は、自己点検のチェックポイントや、区市町村における助成制度及び相談窓口の一覧等を耐震ポータルサイトに掲載し、広く情報発信することで、所有者による安全対策の取組を支援する。
- 都都市整備局は、民間のブロック塀等の撤去や新設等を行う者に対し補助金を交付する区市町村に対して支援し、ブロック塀等の安全対策の促進を図る。

1-5 ソフト・ハードの連携による土砂災害対策

《市（総務部）》

- ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。
- 市内の土砂災害が発生するおそれのある地域の対象世帯数は少数に限定されているので、個別の連絡体制を設定する。

《都（建設局）》

- 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告等ソフト対策を推進する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化の促進

（1）公共建築物

《市（総務部・教育部）》

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき防災上重要な公共建築物（市庁舎や避難所となっている学校等）及びその他の公共建築物（地域センター、公民館、保育園、学童保育所等）については、耐震化を完了している。

- 災害時に市災害対策本部の機能維持を図るため、免震構造を備えた防災センターを使用する。
- 災害時において、避難者や帰宅困難者等の一時的な収容を想定し、必要な準備を整え、活動庁舎としての機能維持を確保する。
- 避難所となる学校の体育館については、ガラス、外壁、設備機器等の落下防止を図るため、日頃から点検・確認を行い、必要な措置を講じる。
- 災害時の公共建築物の安全確認に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練を実施する。
- 災害時の公共建築物の応急危険度判定が円滑に対応できるよう建築士等民間の協力者や団体等と協定の締結を推進するほか、備品の準備等受入体制の整備に努める。

（２）民間特定建築物

《市（都市建設部）》

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不十分な特定建築物については、所有者等に対し、耐震化に向けた助言・指導を行っていく。

（３）住宅

《市（都市建設部）》

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修費助成等の施策を行うことで、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 住宅の耐震化の重要性と耐震診断・改修費助成事業等を積極的に周知するため、木造住宅及び分譲マンションの個別訪問やアドバイザーの派遣等を行い、耐震化の向上を図る。
- 耐震診断・改修については、令和6年度から、新耐震基準で平成12年5月末までの建築確認により建設された木造住宅も助成対象に拡充した。今後も市民ニーズに適合した耐震化対策の検討を行う。

（４）マンション

《市（都市建設部）》 《都（住宅政策本部）》

- 都及び市は、耐震化促進計画に基づき、マンションの耐震化を推進し、令和7年度末までに耐震性が不十分なマンションをおおむね解消することを目指す。
- 都は、耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合への郵送やメールによる送付を通じて啓発を進める。
- 都は、マンションについては、合意形成の困難さがあることから、専門家を繰り返し派遣して技術的支援を行うなど、管理組合の取組を後押しする。
- 都は、マンションの長寿命化を促進するため、共用部分を計画的に修繕、改良する管理組合に対して利子補給を行う（マンション改良工事助成制度）。また、市は、国の社会資本整

備総合交付金を活用し、耐震診断等への助成を行い、マンションの耐震化の推進を図る。

- 一方、令和7年度末までに過大な改修費、困難な合意形成等により、耐震化にすぐには取り組めないマンションに対し、都は、大規模な地震で被害が大きくなる傾向のあるピロティ階の対策を支援する。
- 市は、老朽化したマンションの建替えに当たり、都市計画の手法を用いた支援を検討する。

(5) 緊急輸送道路の沿道建築物

《市（都市建設部）》 《都（都市整備局）》

- 東京都は、平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物について、重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目指すとしている。
- 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、東京都は所有者に対して耐震判断を義務付けるとともに、助成制度や耐震化アドバイザーの派遣、改修計画作成支援を行うとしている。市は、東京都や関係団体と連携して耐震化を推進する。
- 東京都は、一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用等により、区市町村や関係団体と連携しながら令和7年度末までに耐震化率90%を目指すとしている。

2-2 エレベーター対策

《市（各部）》

- 都施設の対策に準じて、市立施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置を推進する。東京都地域防災計画（震災編）に記載されているエレベーター閉じ込め防止装置は、以下のとおり。

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型 地震時間管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄階に着床させ、ドアを開放する装置

《都（各局）》

- 都住宅政策本部は、都営住宅の既設エレベーターへの停電時自動着床装置の設置を推進

する。なお、P波感知型地震時管制運転装置等は設置済み。

- 都は、都営住宅以外の都の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。
- エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、ホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物の所有者等に閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく。
- 日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。
- 都都市整備局は、日本エレベーター協会等と連携し、都内のエレベーター閉じ込め等の情報を収集する体制を構築する。
- 地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とすることを、日本エレベーター協会と連携し、協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く都民・事業者等に普及啓発する。
- 地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発が進められている。都は、今後の開発状況を見ながら、防災上重要な都施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 天井等の落下防止対策

《市（総務部・教育部）》

- 避難所となる学校の体育館については、ガラス、外壁、設備機器等の落下防止を図るため、日頃から点検・確認を行い、必要な措置を講じる。

《都（都市整備局）》

- 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。
- 学校施設や幼稚園、保育所等の吊り天井、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を進める。

(2) 屋外広告物に対する規制

《都（都市整備局）》

- 地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広

告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

（3）自動販売機の転倒・移動防止

《市（都市建設部）》

- パトロール時等に不法占用等の自動販売機を発見した場合は、設置者に対して速やかに撤去又は改善するよう指導していく。

《都（各局）》

- 業界団体を通じ、自動販売機の転倒・移動防止対策の強化を図る。

《関東経済産業局》

- 自動販売機の転倒防止対策について、関東経済産業局は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。

（4）家具類の転倒・落下・移動の防止

《市（各部）》

- 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 過去の震災の事例、防災機関等により研究・作成された映像等を利用し、災害時における家具類転倒・落下・移動の危険性を市民等に広く周知し、身の安全と被災後の在宅での生活の前提となる自宅内の安全の確保のために、家具類転倒・落下・移動防止対策が重要であることを普及・啓発する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発に際しては、耐震診断・耐震改修等も合わせて案内し、自助の取組を推進する。
- 防災訓練の参加者に簡易的な家具類転倒・落下・移動防止対策グッズを配布する等、あらゆる機会に家具類転倒・落下・移動防止に関する意識啓発を図る。

《狛江消防署》

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を活用し、市民や事業所に対する指導を行う。
- 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発を実施する。
- 関係機関、関係団体等と連携し、対策の必要性の周知を図る。
- 高層建築物における長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者等に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

《都（各局）》

- 保有する施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

《都（都市整備局）》

- 市民・事業者に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

2-4 文化財施設の安全対策

《市（教育部）》

- 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。
- 消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- 文化財防災点検表を作成する。
- 文化財所在リストを整備する。

3 液状化への対策

《市（都市建設部）》

- 多摩東部直下地震における液状化危険度では、市は、多摩川や野川が隣接しているため、液状化になりやすい地形特性を有しており、地盤の総合的な液状化の激しさを表す指標であるPL値に基づく判定により、「液状化危険度がやや高い（ $5 < PL \leq 15$ ）」に分類される箇所もみられる。このため、液状化に関する各種情報等を踏まえ、液状化のおそれのある地域では、木造建築物は基礎を鉄筋で補強し、根入れを深くすることや、中高層建築物は液状化のおそれのある地盤より下にある良好な地盤に直接杭を支持させること等、液状化地盤に対応するような設計に留意するよう都の建築指導事務所等へ要請する。
- 東京の液状化予測図の閲覧や東京都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」の活用等、都と連携し、市民等からの相談に対し適切に対応していく。

《都（都市整備局・建設局）》

- 液状化のおそれのある地域の建築物を対象とした対策工法等について情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図る。
- 木造住宅等の建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査等の機会を捉え、建築物の設計者等に対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- 東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえて作成した液状化による建物被害に備えるための手引やリーフレットを活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法等について情報提供する。
- 都民からの相談に対し地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に関し

必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、液状化による建物被害に備えるための手引の活用等について、市と連携し取り組んでいく。

- 「東京の液状化予測図」（令和4年3月見直し）により情報提供を行う。

4 火災の防止及び危険物施設等の安全化

4-1 消防水利の整備、防火安全対策

（1）出火等の防止

《市（総務部・都市建設部）》

- 狛江市まちづくり指導基準に基づき、消火器の設置や分電盤への感震ブレーカーの設置を求め、初期消火や出火防止対策を進める。

《狛江消防署》

- 火気設備・器具の安全化について、東京都火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤を含む電気火災の防止に向けた普及促進を図り、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- 飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。
その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火防災診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

（2）初期消火体制の強化

《市（総務部）》

- 火災を初期のうちに消火することができるよう、市内全域に街頭消火器を設置し、初期消火体制充実を図る。
- 街頭消火器については、狛江市街頭消火器設置要綱（令和2年要綱第102号）に基づき、原則として半径50m圏内に1本を目途に設置を進める。
- 既存消火器については、定期保守点検等により不良箇所の発見や簡易補修等を行う。

《狛江消防署》

- 屋内消火栓やスプリンクラー設備等の消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

（３）火災の拡大防止

《市（総務部・環境部・都市建設部）》

- 既存水利の維持管理を図るほか、狛江消防署と協議し、延焼危険度が高い地域等を中心に耐震性防火水槽等の設置に努める。
- 集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、狛江市まちづくり条例及び狛江市まちづくり指導基準（平成15年規則第44号）に基づき、防火水槽等を確保するように働きかける。
- 震災時の市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、雨水貯留施設及び河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- 木造住宅が密集する地区等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- 木造住宅が密集する地区等で水量が不足する地域において、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- 道路狭あい等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、軽可搬消防ポンプの整備、狛江市消防団の災害活動体制の充実等を進める。
- 地区計画の導入の際は、防火規制の強化、区画道路の指定、壁面後退・隅切りの設置等を進める。
- 幹線道路の整備による延焼遮断機能の向上を進める。
- 狭あい道路の拡幅により、避難経路及び消防活動路の確保を進める。

《狛江消防署》

- 消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

（１）石油等危険物施設の安全化

《狛江消防署》

- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施等、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 製造所、給油取扱所等に対して立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 震災時の安全性の確保のため、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導する。

（２）液化石油ガス消費施設の安全化

《都（環境局）》

- 所管する液化石油ガス（L P G）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。

また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、以下の措置を講ずるよう指導する。

 - ・学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
 - ・料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置
- 地震時の容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害を最小限に抑え、L P G漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」等に基づき指導する。
- 災害時におけるL P ガス等の供給に関する協定に基づき、L P ガス等の避難所への供給に関し、東京都L P ガス協会と相互に協力して実施する。

（３）高圧ガス保管施設の安全化

《都（環境局）》

- 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
 - 東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。
- ※ 和泉本町浄水所の塩素設備
- 塩素の漏えいによる二次被害を防止するため、液化塩素から安全性の高く取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへの転換が終了している。
- 防災計画指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識

の高揚と保安全管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。

- 高圧ガス施設について、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保することとした。

（４）毒物・劇物取扱施設の安全化

《市（教育部）》

- 教育部は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、理科系実験用薬品類の管理方法等を市立小中学校に周知し、事故防止に努める。
- 事故発生時の活動について、以下のような項目を記載した危害防止規定を策定するよう指導する。
 - ・ 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
 - ・ 出火防止及び初期消火活動・危険物等の漏えい、流出等による危険防止
 - ・ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
 - ・ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
 - ・ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
 - ・ 避難場所及び避難方法

《都（保健医療局）・多摩府中保健所・健康安全研究センター》

- 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を記載した危害防止規定の策定及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

（５）化学物質関連施設の安全化

《市（環境部）》

- 化学物質取扱事業者の化学物質の管理体制の実態把握に努める。
- 都と連携し、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の取扱事業者の情報共有に努める。

《都（環境局）》

- 化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講じる。さらに、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。

また、化学物質取扱事業者で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）の流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカー等による表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。

（6）石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

《都（環境局）》

- 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。
- 都環境局、協定締結団体及び区市は協力して、年1回災害訓練を実施する。

4-3 危険物等の輸送の安全化

《狛江消防署》

- タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、関係機関等と連絡を密にし、安全指導を進める。
- 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

《調布警察署》

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

《都（保健医療局・多摩府中保健所・健康安全研究センター）》

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

5 放射性物質対策

5-1 情報連絡体制の強化

《市（総務部）》

- 震災による原子力災害等、放射性物質等が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる体制を構築するため、平時から狛江消防署、調布警察署、都等の各種防災機関との連絡を密にし、連携体制の強化を図る。

5-2 市民への情報提供等

《市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）》

- 平時から適宜、空間放射線量を把握するとともに、測定結果を市ホームページで公表する等して、放射性物質に対する市民の不安の解消に努める。
- 市立小中学校において原子力防災に関する教育の充実に努める。
- 都による農畜産物中の放射性物質検査結果等、関係機関から得た放射性物質に関する情報について、市ホームページで周知する等して、市民の不安の解消に努める。

《都（総務局）》

- 国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - ・放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - ・原子力施設の概要に関すること。
 - ・原子力災害とその特性に関すること。
 - ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - ・緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - ・緊急時に住民が取るべき行動に関すること。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方の視点や性の多様性に十分に配慮するよう努める。
- 教育機関において原子力防災に関する教育の充実に努める。

5-3 放射線等使用施設の安全化

《調布警察署》

- 施設周辺における住民の避難、誘導態勢を確立する。
- 関係機関及び団体との連絡体制を確立する。

《都（保健医療局）》

- R I 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都（総務局・保健医療局・産業労働局）》

- R I による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、R I 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのR I 対策を推進する。

第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。
- 発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するために、電気、ガス、上下水道、通信といった主要なライフラインの機能を確保するとともに、被害を受けた場合は早期復旧を図る。
- こうした施設を災害時においても引き続き機能させるためのエネルギー（電力）の確保が不可欠である。
- 本章では、市民生活や都市機能を支える交通ネットワーク、ライフライン、エネルギー確保についての対策を示す。

2 現在の対策の状況

- 市は、都と連携して緊急輸送道路及び緊急啓開道路等の整備を進めている。
- 下水道については、狛江市下水道総合地震対策計画（令和6年3月）等に基づき、マンホールと下水道管路の接続部の可とう化等による耐震整備やマンホールの浮上抑制対策等による緊急輸送路の確保等の取組を進めている。
- 市と都下水道局の間で、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結し、北多摩一号水再生センターでのし尿の受入体制を整備している。
- 都水道局による水道管路の耐震継手化や、電気、ガス、通信等の各事業者による施設の耐震化等の取組が進められている。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目	多摩東部直下地震	都心南部直下地震
電力（停電率）	13.2%	9.4%
通信（固定電話不通率）	9.9%	7.6%
上水道（断水率）	25.0%	12.2%
下水道（管きよ被害率）	4.1%	2.4%
ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%

4 課 題

- 救急・消火活動、物資輸送等の生命線となる緊急輸送道路においては、地震により沿道建築物が倒壊すると通行が閉塞し、その後の応急・復旧対策に大きな支障となる。
- 災害時には、細街路等の閉塞が予想されるほか、橋梁の老朽化が進んでいることから、平時から道路・橋梁の整備、耐震化を着実に進める必要がある。
- 耐震補強や改修をされないまま残された空家は、倒壊や延焼拡大の危険性があり、防災上の課題となる。
- 災害時には、停電、電話の不通、断水、下水道の管きよ被害等のライフラインの被害が想定される。上水道については、都において耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でない管路が存在している。下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するための下水道管路の耐震化やマンホールの浮上抑制対策等の取組とともに、ポンプ施設の耐震化をさらに強化する必要がある。電気・ガス・通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、バックアップ機能の強化等、引き続き事業者による取組を着実に進める必要がある。
- 防災センター、避難所等の防災上重要な施設等については、発災後もその機能を維持できるようにエネルギーの確保が重要であり、自立電源の確保と燃料確保の取組を推進する必要がある。

5 主な対策の方向性

- 都と連携し、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進める。
- 事業者等と協力関係を構築し、災害時の道路啓開体制の整備を図る。
- 市道や橋梁等について、計画的に安全管理・整備を進めていく。
- 狛江市空家等対策計画に基づき、空家対策を進めていく。
- 下水道施設等について、計画的に耐震化を進めるとともに、災害時の早期復旧体制を整備する。
- 電気、ガス、通信については、事業者による災害時の耐震性を高める取組とともに、被害発生から復旧までのバックアップ機能や早期復旧の取組を継続する。

第2節 具体的な取組

1 道路・橋梁

(1) 道路・橋梁の安全確保等

＜市（都市建設部）＞

- 都道については、都道の拡幅及び改良を都に要請していく。
- 市道については、市民生活の安全確保と利便性の向上を図るため、その道路網と整備スケジュールに留意し、狛江市道路修繕計画（令和5年3月改定）に基づき、優先して修繕する

道路及びその路線整備を進めていく。なお、無電柱化については、狛江市無電柱化推進計画（平成31年4月）に基づき整備を進める。

- 市が管理する道路及び附属施設については、平時からの点検・補修の強化に努め、道路陥没等の事故を未然に防ぐとともに、応急処理体制の強化を図っていく。
- 平時から資機材の整備を行うとともに、狛江市建設業協会等、協定先を通じて使用できる建設機械等を把握する。
- 被災者の救援、救護活動及び緊急物資の輸送を確保するため、市内の災害対策拠点を結ぶ道路を緊急啓開道路として指定し、都と連携してその整備を促進する。
- 災害時の道路障害物の除去について、機材等を有する事業者等との協定締結を推進する。
- 災害時の道路啓開について、協力事業者等の担当道路を事前に選定しておく等、早期の道路啓開体制の整備を検討する。
- 災害時の道路啓開等に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。
- 第四次事業化計画優先整備路線に、市施行として位置付けられた都市計画道路（調布都市計画道路3・4・16号線）の整備を推進する。

＜調布警察署＞

- 震災時の交通情報については、収集した被害状況の情報等を速やかに市民等に対して発信するための体制を整備する。

＜都（建設局）＞

- 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に、都施行として位置付けられた都市計画道路の整備を推進する。
- 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。
- 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。
- 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保する。

＜都（都市整備局）＞

- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。
- 被災時の円滑な交通の確保に向け、面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援する。

（2）橋梁の整備・点検

＜市（都市建設部）＞

- 「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画」（令和5年3月）に基づき、計画的に橋梁の耐用年数の長期化・耐震化を図る。

(3) 共同溝

《市（都市建設部）》 《都（建設局）》

- 大規模な埋設物工事等が発生する箇所については、関係者等と連携し、共同溝整備の検討・調整を行う。

2 鉄道・バス

(1) 鉄道

《小田急電鉄》

- 駅、高架橋等の鉄道施設の耐震化を推進するとともに、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。
- 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、被害が予想される場合には全列車に自動的に緊急停止信号を通報する「早期地震警報システム」を導入している。
- 運行再開に当たっての運転再開時刻等、必要な調整を関係自治体等と実施するため、自社通信設備のほか、衛星携帯電話等の通信手段を確保する。
- 発災後の緊急輸送を速やかに行うため、あらかじめ輸送計画を策定しておく。
- 大規模地震が発生した場合を想定した「総合防災訓練」を実施する。

《都（都市整備局）》

- 駅や高架橋等の鉄道施設の耐震化を支援する。

(2) バス

《小田急バス（狛江営業所）》

- 災害を未然に防止するための予防対策を確立して、関係係員の防災訓練を実施する。
- 本社及び各営業所との連絡体制を確立する。
- 車両の点検整備を万全にする。

(3) コミュニティバス

《市（都市建設部）》

- こまバスを含め関係者に対して、災害対応に必要な防災訓練を実施するよう、市は運営会社に指導を行う。

3 河川・内水排水施設

《市（総務部・環境部）》

- 水防活動を十分に行うことができるよう水防資機材及び施設の整備に努める。
- 水防活動に直ちに対応できるよう車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

《北多摩南部建設事務所》

- 応急資機材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

4 緊急輸送ネットワーク

《都（各局）》

- 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県等及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークを整備する。

【緊急輸送ネットワークの分類と目的】

分 類	目 的	市 内
第一次緊急輸送ネットワーク	都と区市町村本部間及び都と他県等との連絡を図る。	・ 市役所
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	・ 狛江消防署 ・ 市あいとびあセンター ・ 東京慈恵会医科大学附属第三病院 ・ 多摩川緑地公園グラウンド（野球場）
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	・ 市民総合体育館

5 水道

《都（水道局）》

- 水道施設の耐震化を推進する。
- 管路の効果的な耐震継手化を推進する。
- バックアップ機能の強化を推進する。
- 自家発電設備の新設・増強を推進する。

6 下水道

《市（環境部）》

- 下水道施設は、地震被害等が発生すると復旧に長時間かかることから、狛江市下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化、避難所でのマンホールトイレシステムの設置等、計画的に施設の整備を推進していく。
- 避難所や主な防災拠点等の下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受ける下水道管路の耐震化等を推進する。

- 下水道管きよの被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、非常用発電機、汚水ポンプ、土のう袋等の緊急用資機材を備蓄する。
- 災害時の下水道施設の応急対応協力について、締結済みの協定に基づき、管路施設等が被災した際の応急復旧支援体制の整備を推進する。
- 協定締結事業者及び都下水道局と連携して、災害時のし尿の収集・運搬体制の整備を進める。
- 災害時の下水道施設の応急対応に関するマニュアル等に基づき、適宜、訓練等を実施する。

《都（下水道局）》

- 締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を拡充していく。
- 市町村による下水道施設の耐震化を支援する。
- 市町村の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入れを円滑に行うための体制を充実させる。また、市町村との協定等に基づき、訓練を実施する。

7 電気・ガス・通信等

《市（総務部）》

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害時の被害状況確認等に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

《調布警察署》

- 信号機の滅灯対策を進める。

《狛江消防署》

- 災害時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

《東京電力》

- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- 国等から発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価の上、継続して対策内容の検討を進めている。

- 電気施設は、以下の耐震設計基準に基づき設置されている。

【設備別基準】

設備名		耐震設計基準
変電		機器は、動的設計（0.3G 共振正弦2波）、屋外鉄構は静的水平加速度 0.5 G（地震時においては風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2G以上としている。
送電	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電		地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。
通信		変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

（注）1 Gは、おおむね地球の重力による加速度に相当する 980 ガル

《東京ガスグループ》

- 製造所・制圧所設備
 - ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - ・防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。
- 供給設備
 - ・導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
 - ・全ての地区ガバナにS Iセンサーを設置し、ゆれの大きさ（S I 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
 - ・この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

【施設別安全化対策】

施設名	安全化対策
製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔等緊急対応設備を整備
通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	○ 地震センサーの設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度以上の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

《通信事業者》

- 電気通信設備及び附帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

【設備別安全化対策】

事 項	安全化対策
電気通信設備	電気通信設備等の高信頼化 以下のとおり電気通信設備と、その付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施 ○ 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 ○ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施

事 項	安全化対策
電 気 通 信 シ ス テ ム	電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、以下の各項に基づき通信網を整備 ○ 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ○ 主要な中継交換機を分散設置 ○ 通信ケーブルの地中化を計画的に推進し、既設ケーブルを含め地下ルートへの収容替えを進める。また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施し、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用する。 ○ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保 ○ 市役所、警察、消防等の防災上重要な加入者については、加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進

《NTT東日本》

- 市内の公衆電話の設置場所をホームページを通じて広報する。
- 市の指定する避難所・福祉避難所等のうち、市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置し、災害時における避難者、帰宅困難者等の通信手段を確保することを可能とする。

【災害時用公衆電話設置場所】

	設置場所	台数
1	狛江第一小学校	5
2	狛江第三小学校	5
3	狛江第五小学校	5
4	狛江第六小学校	5
5	和泉小学校	5
6	緑野小学校	5
7	狛江第一中学校	5
8	狛江第二中学校	5
9	狛江第三中学校	5
10	狛江第四中学校	5
11	中央公民館	5

	設置場所	台数
12	西河原公民館	5
13	あいとぴあセンター	5
14	総合体育館	5
15	西和泉体育館	5
16	上和泉地域センター	5
17	岩戸地域センター	3
18	野川地域センター	3
19	南部地域センター	3
20	和泉多摩川地区センター	1
21	根川地区センター	3
22	こまえ苑	3

《通信事業者》

- 市防災センター等の災害対策拠点、医療機関等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。
- 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

8 エネルギーの確保

市は、都及び関係機関と連携し、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備等により電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入やL Pガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

《市（総務部・環境部）》

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害対策本部が設置される防災センター及び市庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備、維持管理等を推進する。
- 災害時における各種燃料等の確保を図るため、関係業者等と災害時における優先供給に関する協定の締結を推進する。
- 災害時の非常用電源となる電気自動車の導入を拡充する。ただし、停電間の災害対応車両の運行を確保するため、ガソリン車等も引き続き保有する必要がある。

《都（各局）》

- 病院や社会福祉施設等都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点等都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園等災害時の拠点となる施設に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料等各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結等を行う。

《都（環境局・産業労働局）》

- 都市開発と連動したコージェネレーションシステム等の導入等、自立・分散型電源の確保を促進する。
- 災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合等、災害時のエネルギー源としてのL Pガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により促進する。
- 災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭

用燃料電池等の導入を支援する。また、新築中小住宅等を対象にした「建築物環境報告書制度」を令和7年4月より運用し、再生可能エネルギー発電設備等の導入を促進する。あわせて当該設備が非常時にも利用できることや活用法等について、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。

- 災害時に避難所機能等を担う都市施設等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優先的に設置する。
- ZEV（Zero Emission Vehicle）等の導入を促進し、外部給電器等と合わせた非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。

《都（住宅政策本部）》

- 停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（東京とどまるマンション）の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。

9 ライフライン事業者の連携体制の構築

《市（総務部・環境部）》

- 平時より、市と都及びライフライン事業者間の連絡・情報共有を密にし、災害時の円滑な応急復旧体制を構築する。

この際、災害時に想定される活動内容、被害・復旧状況等の情報、要請・依頼事項、連絡手段等をあらかじめ共有し、災害時に円滑な復旧活動を行える相互連携の推進を図る。

第4章 応急対応力の強化

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの人を救うことに繋がる。このため、市災害対策本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、都、近隣区市町村、防災機関等との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。
- 一方で、市単独での対応にはおのずと一定の限界もあり、東日本大震災や熊本地震等の近年の災害の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。
- 本章では、大規模な地震が発生した場合における、市災害対策本部をはじめとする初動体制の確立や、都や他自治体、防災機関等との連携及び応援部隊の活動体制等について示す。

2 現在の対策の状況

- 市は、大規模な震災時に迅速かつ効果的に災害対策を行うため、その中心となる市災害対策本部を設置する防災センターを平成25年10月から運用している。
- 市は、毎年総合防災訓練を実施している。実施に当たっては、地域住民で組織された防災会、避難所運営協議会や各防災機関と連携、協力しながら、また、様々な状況を想定しながら、より実践に即した内容とし、市全体の防災力向上に努めている。
- 市内部においても、市災害対策本部の設置運営訓練をはじめ、職員研修や大地震が発生した想定での消防訓練等を実施し、職員のスキルアップに努めている。
- 市では、大地震が発生した際に迅速な復旧体制を確保するため、また、できる限り早期に通常業務を再開できるよう狛江市事業継続計画<震災編>（BCP）を策定した。また、災害対応の行動をまとめた狛江市震災対応マニュアルを作成した。
- 同時被災しない遠方自治体として、新潟県長岡市川口地域、静岡県三島市、宮城県石巻市、山梨県上野原市及び小菅村、熊本県宇土市と災害時における相互応援協定を締結している。さらに、令和6年に狛江市を含む北海道芦別市から鹿児島県枕崎市までの広域に渡る10自治体からなる相互応援協定を締結した。一方で、密接な連携をとりながら活動する必要がある近隣自治体との行動体制を確保するため、島しょを除く東京都市町村における「震災時等の相互応援に関する協定」、世田谷区との「災害時における相互応援に関する実施細目」を取り交わすなど、遠近の自治体と相互応援体制を確保して応急対応力の向上を図っている。
- 協定により市への情報連絡員の派遣を定めている国土交通省関東地方整備局をはじめとして、消防、自衛隊、NTT東日本等の防災機関から市への連絡員を受け入れ、情報交換を行う体制を整備している。

- 応急資機材となる物資供給に関する協定や作業員等の現場への搬送を含む輸送に関する協定を民間事業者と締結し、応急対応力の向上を図っている。
- 迅速かつ正確な被災状況の調査等を実施するため、複数の事業者と無人航空機を活用した支援活動等に関する協定を締結している。
- その他の連携体制として、各種災害対応に関わる資源を有する事業者等の協力が得られるよう体制づくりを進めている。
- 東京都地域防災計画震災編において、多摩川緑地公園グランドが大規模救出救助活動拠点に指定されており、市は場外離着陸場の整備を実施している。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目			多摩東部直下地震	都心南部直下地震
死者数			42 人	29 人
負傷者（うち重傷者）			418(74) 人	247(40) 人
建物被害	全壊棟数		287 棟	125 棟
	半壊棟数		1,013 棟	835 棟
	焼失	倒壊建物を含む	1,682 棟	1,299 棟
	棟数	倒壊建物を含まない	1,649 棟	1,209 棟
自力脱出困難者数（冬・早朝の場合）			96(146) 人	37(58) 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数			15 台	12 台

※地震の想定は、冬・夕方・風速8m/s

4 課 題

- 初動態勢の早期確立のためには、平時から防災機関等と連携した各種防災訓練等により習熟を図っていく必要がある。
- 市独自の対応力は限られているため、災害時に十分かつ効果的に応援を受けられるよう関係機関、組織、団体等からの受援体制を整えておく必要がある。
- 市職員に対しても防災、災害対策に対する意識啓発や、各自の役割を熟知し、災害時に迅速かつ的確に行動できるようにしておく必要がある。
- 狛江市事業継続計画＜震災編＞（BCP）や狛江市震災対応マニュアル等の随時見直し、更新を行い、災害時において常に有効に機能するようにしておく必要がある。
- 他の自治体や事業者、組織、団体等からの応援者が行う業務内容や役割を整理する必要がある。
- 災害対応に従事する職員を努めて多く確保するため、市職員の活動と参集を阻害する要因の軽減を図る必要がある。

5 主な対策の方向性

- 防災機関、東京都、協定を締結している自治体及び事業者と、連絡先の確認、平時からの情報交換等を行い、災害時の連携の基盤を整える。
- 防災機関、東京都、協定を締結している事業者等とともに各種防災訓練等を行うことにより連携を強化し、迅速な初動態勢の確立及び実践的な災害対応力の向上を図る。
- 訓練の実施に当たっては、固定的・画一的な訓練に陥ることなく、目的と焦点を定め、訓練内容と関連する防災機関、事業者、防災会や避難所運営協議会等の自主防災組織、市民と連携することにより、災害対応力の向上を図る。
- 各種訓練、研修を通じて市職員の災害対応力の向上を図るとともに、作成したマニュアル等の見直し・改善を図る。
- 市内部の初動応急態勢、事業継続態勢、各所管における業務の内容及び手順をマニュアル等の作成により明確にする。
- 他の自治体、事業者、ボランティア等からの応援を受けた際、その応援を迅速、効率的に配置し、応援の効果を十分に発揮できるよう、受援計画の策定等により、必要とする応援内容、人員配置、業務の割振り、指示内容等をあらかじめ明らかにしておく。
- 災害対応に従事する職員等の継続的な活動を支える基盤を設定する。
- 災害時の市職員の参集を阻害する要因の軽減と、参集できない市職員の活用について、検討を進める。

第2節 具体的な取組

1 初動対応体制の整備

(1) 活動庁舎（市庁舎・防災センター）

《市（総務部）》

- 情報通信機器や免震構造を備えた防災センターにおいて、震災時の市災害対策本部の迅速な設置とその機能維持等を図る。
- 防災センターは、災害時に市災害対策本部を設置するため、防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を迅速かつ円滑に行えるよう、映像・通信機器等の災害対策用設備を充実させる等、災害対応力の強化を常に図っていく。
- 狛江市消防団本部を防災センター内に設置する。
- 災害時に活動庁舎としての機能を維持するため、必要に応じて市庁舎の整備を行うとともに、避難者や帰宅困難者等の収容が必要となった場合に備えて所要の検討を行う。

【防災センター・市庁舎の設備概要】

○ 防災センター

項目		平時の設備	非常時用の設備
構造		鉄筋コンクリート造 基礎免震工法	
		地上6階	
面積	敷地	10,373.16m ² (市庁舎と同一敷地内)	
	延床	1613.93m ²	
電気設備		契約電力 245KW (市庁舎と共用) (デマンド契約のため随時変更あり。容量の50%想定)	発電機 1,000KVA×1台 (軽油タンク容量 40,000ℓ) (100%の負荷対応で3日間の電力供給可能)
		高圧変電設備 6,600V	
給水衛生設備		飲料水受水槽 7m ³ (市庁舎と共用)	・井戸水利用 ・緊急排水槽 80m ³
消防水利		防火貯水槽 40m ³	

○ 市庁舎

項目		平時の設備	非常時用の設備
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造	
		地下1階、地上5階、塔屋1階	
面積	敷地	10,373.16m ² (防災センターと同一敷地内)	
	延床	10,742.86m ²	
電気設備		契約電力 245KW (デマンド契約のため随時変更あり。)	防災センターの発電機より供給 (70%の負荷対応で3日間の電力供給可能)
		・高圧変電設備 6,600V	
給水衛生設備		飲料水受水槽 7m ³ 井戸処理水槽 5.6m ³ 雨水槽 270m ³ 雑用水槽 45m ³	井戸水利用 雨水利用 緊急排水槽 60m ³

(2) 初動要員の任命

《市(総務部・教育部)》

- 平日の夜間や休日等に発災した場合でも、避難所の開錠等の初動対応を速やかに行うことができるよう市内又は近隣市区に在住する職員を初動要員として任命する。

（３）防災訓練・人材育成等

《市（総務部・各部）》

ア 総合防災訓練

- 狛江市に大地震が発生したことを想定し、市及び防災機関が地域住民、協定締結事業者等と一体となった実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関等相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画に基づく災害対応への習熟と防災意識の高揚を図る。
- 参加対象は、市の各部等に加え、東京都、狛江消防署、調布警察署、自衛隊、その他の防災機関、狛江市消防団、狛江市地区消防隊、事業者、狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織、町会・自治会、市民等とし、実施する訓練の目的と内容に応じて選定する。
- 訓練項目は、参集訓練、情報連絡訓練、本部運営訓練、避難・避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練、支援物資取扱訓練、応急対策訓練、救出救助訓練、道路障害物除去訓練、その他とし、この中から訓練目的に応じて、単独又は適宜の訓練を組み合わせて実施する。
- 訓練目的及び内容に応じて、実動訓練、図上訓練等の適宜の訓練方式を選定する。
- 自助、共助の観点から多くの市民等が参加するよう、あらゆる広報媒体を活用し、積極的に参加を呼びかける。

イ 市災害対策本部設置訓練・職員参集訓練等

- 市災害対策本部の機能向上を図るため、必要により東京都や防災機関等の協力を得て、市災害対策本部運営に関わる訓練等を実施する。訓練においては、事務局をはじめとする訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。
- 休日夜間発災時の早期初動態勢の確立を図るため、職員の参集訓練を実施する。
- 市災害対策本部設置等に関するマニュアル等を作成し、訓練等を通じてマニュアルの習熟を図る。

ウ 災害対応業務訓練

- 市地域防災計画に定める分掌事務について、各部マニュアル等を整備するとともに、所属職員に周知徹底する。また、適宜、各部の災害対応訓練を実施することで、各部マニュアル等を更新し、実効性の確保に努める。
- 災害対応業務は全庁をあげて取り組むべきものであることから、各部は、作成したマニュアル等に基づき、災害発生時に他部課又は他自治体からの応援要員が円滑に業務を実施できるように、平時から準備する。
- マニュアル等の作成に当たっては、各部等の継続的な災害対応業務が可能となるように勤務ローテーションを設定する。この際、適宜休憩や帰宅の機会を設けるように配慮する。

エ 市職員研修・人材の確保等

- 市職員一人ひとりが災害時に的確かつ迅速な判断・行動ができるように、地震及び災害対策に関する知識や技術等を習得するための各種研修等を実施する。
- 市職員は、各種研修等に積極的に参加するとともに、日頃から地震及び災害対策に関する知識や技術等の習熟に努める。
- 災害時の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者、民間人材、専門家等の活用等、災害時の人材確保の方策の整備に努める。

《狛江消防署》

- 震災消防活動の向上を図るため、震災消防訓練を実施するとともに、年1回、東京消防庁において全庁的な総合震災消防訓練を実施する。
- 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。
- 訓練にあっては、市及び狛江市消防団との連携により行う。

2 事業継続体制の確保

(1) 事業継続計画

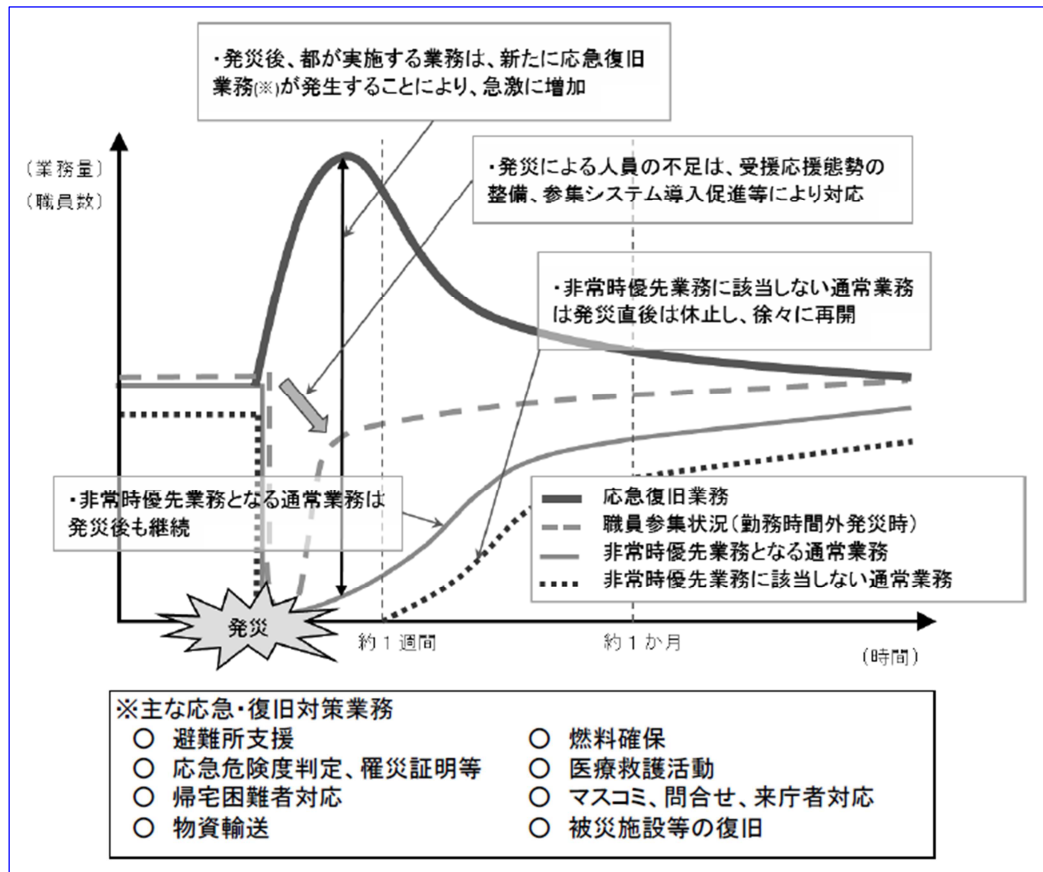
《市（各部）》

- 狛江市事業継続計画＜震災編＞（BCP）に基づく迅速な事業継続態勢を構築できるように、職員に対してBCPの周知を図る。
- 各種訓練等の機会を通じてBCPの見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施する。

《都（総務局）》

- 市のBCPの策定・見直し支援を行う。

【非常時優先業務の整理に基づく休日・夜間発災時における業務継続のイメージ】



(東京都地域防災計画(p. 319)の図を転記したもの。市のイメージとして見る場合、図中の「都」を「市」と読み替える必要がある。)

(2) 職員の活動基盤の確保

ア 職員が業務継続できる環境の設定

《市(総務部・各部)》

- 災害対応に従事する市職員、都や防災機関等からの連絡員等のための休憩・仮眠場所を確保するとともに、食料、トイレ等の必要な物資を備蓄する。この際、休憩・仮眠に使用できる場所が限られていることから、震災後も自宅等から徒歩又は自転車で通勤可能な職員は通勤を認めるように計画する。
- 各部等は、継続的な災害対応業務が可能となるように、休憩・睡眠時間の確保を含む勤務ローテーションについて、平時から検討する。
- 職員の業務継続を阻害する心理的要因を除去するための準備を平時から行う。この際、災害時に家族と離れていることの不安・孤独感、遺体の取扱い等に伴う惨事ストレス等への対応について、専門家の意見も踏まえた対策を準備する。

イ 職員の参集を可能にする環境の促進

《市(総務部・子ども家庭部・教育部)》

- 震災時は学校、保育園、介護所等が閉鎖され、子どもの監護や親の介護等のために職員の参集が困難となる可能性がある。職員の参集を困難にする全ての要因を排除することは容易ではないが、災害対応の職員を確保するために、市は平時から参集を可能にする環境の整備に取り組む必要がある。
- この環境整備の一環として、災害対応に従事する市職員の子どもの臨時に預かる施設の開設について、他機関の先行事例も参考に、以下の点に留意して検討する。
 - ・使用する施設は、市役所近傍の子どもの預かりに適した施設（市立保育園、学童保育所、公民館）とし、預かる子どもの人数及び震災時の施設の状況に応じて選定する。この際、保育園や学童保育所は、平素から子どもを受け入れている施設であり、子どもの受入れに適している。一方、発災のタイミングによっては、現に施設を使用している子どもを保護者に引き渡すまで、本目的のための使用が制約される可能性がある。
 - ・子どもの預かり担当者として、市の保育士等の活用を考慮する。ただし、保育士等の活用は、保育園や学童保育所の使用が制約されるのと同様に制約される可能性がある。
 - ・預かる子どもの年齢・アレルギー等を考慮した食事や飲料、寝具、紙おむつ、机、玩具、文具等を平時から備蓄する必要がある。
 - ・子どもの預かり間、万一事故が発生した場合の補償について体制を整備する必要がある。
 - ・開設に向けた所要の検討がなされたならば、施設の規模、場所、受入れに必要な職員数を見積もるため、子どもの預け入れを希望するかの調査を毎年度実施する。この際、子どものアレルギー等の要配慮事項を合わせて調査する。アレルギー等の要配慮事項の回答は、子どもの受入時にも再度提出させ、事故防止を期する。

ウ 将来的なテレワーク等の活用に関する検討

《市（総務部・企画財政部・各部）》

- 通信環境、市の業務に使用するシステムの構成等、災害時を含む市の業務環境が将来変化する、一部の災害対応業務をテレワーク等により実施できる状況が到来することを予期して、災害対応におけるテレワーク等の活用を以下の点に留意して検討する。
 - ・災害対応では、避難所を含む現地や災害対策本部等の活動に多くの職員が必要であるところ、災害対応時のテレワークは、これらの現地等で活動する職員の負担を軽減するものであること。
 - ・テレワークを実施する職員は、何らかの事情により参集がどうしても困難な者とし、その基準は別途定める必要がある。
 - ・総務部はテレワーク等の検討の全体を総括し、企画財政部はテレワークの実施に関わる技術的な情報提供・助言を各部等に実施する。各部等は、災害時に実施する業務（災害時に実施する平時からの継続業務を含む。）の内、テレワークにより実施できる業務の有無と内容を、技術的な進展も踏まえて継続的に検討する。
 - ・テレワークに関する検討の成果を、逐次、他自治体からの受援要領の検討に反映してい

く。

3 消火・救助・救急活動体制の整備

《市（総務部）》

- 災害時に必要な市の資機材や設備等の充実を図る。
- 活動しやすい環境や資機材整備等により狛江市消防団の訓練の充実強化を図る。
- 庁舎消防訓練等を定期的に実施する。

《調布警察署》

- 災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化を図る。
- 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化を図る。

《狛江消防署》

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の様態に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。
- 震災時に同時に多発する救急事象に対応するため、非常用救急車の運用を含め、震災時の傷病者搬送体制を強化するとともに、関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制を強化する。

《自衛隊》

- 災害派遣に関する計画等の整備を図る。

《防災機関》

- 所管に関わる災害応急と対策の実施及び市が実施する応急対策業務へ協力するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

4 連携体制の強化

4-1 東京都との連携体制の強化

《市（総務部・各部）》

- 災害対策上必要な資料の交換や訓練の実施等を通じて、平時から東京都総務局及び関係各局との連絡を密にし、連携体制の強化を図る。

4-2 防災機関との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 調布警察署、狛江消防署をはじめとする防災機関等と、災害対策上必要な資料及び調査結果の成果等の情報を相互に交換し、平時から協力体制の確立を図る。

4-3 民間団体との連携体制の強化

《市（総務部・各部）》

- 地域の設備及び人的資源、並びに事業者、各種団体等が持つノウハウを活かしながら円滑な災害対応に取り組むため、事業者、各種団体等と災害時の応援協定の締結を推進する。
- 災害時の連絡先の確認と円滑な連携を図るため、事業者等との定期的な連絡と防災訓練等への招致を行い、協力体制の確立に努める。この際、防災訓練を含む各種活動に参加しやすい環境を醸成するため、必要な対価の支払いを行う。

4-4 公共的団体等との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 自主防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法の基本を本計画の中で示し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。
 - ・異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
 - ・災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
 - ・震災時における広報広聴活動に協力すること。
 - ・震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - ・避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - ・被災状況の調査に協力すること。
 - ・被災区域内の秩序維持に協力すること。
 - ・その他の災害応急対策業務に協力すること。

4-5 他自治体等との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 災害時に国、都、他自治体から支援物資や人的支援等を受け入れるための受援体制等を平時から整備する。
- 災害時には行政区域を越えた対応が必要となるため、避難所の相互利用に関する取り決めや合同の防災訓練の実施等、平時から隣接市区との連携・協力体制の確立を図る。
- 自治体間の応援が円滑に行われるように、以下のような事項について事前に調整し、受援計画等の整備を図るものとする。
 - ・応援職員の受入・調整

- ・応援職員への依頼業務の選定
 - ・引継ぎ等を含めた応援職員の受入体制
 - ・業務に必要な備品の検討
 - ・応援職員の健康管理等
- 将来、通信環境やシステム構成が整った場合には、国や都と連携し、支援自治体の所在地から遠隔で支援を受けることも想定する。

4-6 自衛隊との連携体制の強化

＜市（総務部）＞

- 東京都を通じた自衛隊の災害派遣の要請手続について、平時から関係職員に周知する。
- 市災害対策本部への自衛隊連絡員の受入れについて、狛江市担任部隊と平時から調整し、受入体制を整備する。
- 市の防災訓練等に自衛隊の部隊、連絡員等を招致し、連携体制の強化を図る。
- 震災時に想定される派遣の分野、部隊の受入れに必要な地積、資機材等について、東京都及び狛江市担任部隊と協力して検討を進めるとともに、必要な施設の使用に関して管理者の了解を得る。

5 応急活動拠点の整備

5-1 オープンスペースの確保

＜市（総務部）＞

- 震災時に、災害時集合場所やボランティア参集場所等、多様な用途に活用できるオープンスペースを確保するため、事業者等との協定締結を推進する。

5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

＜市（総務部）＞

- 東京都震災対策条例に基づき大規模救出救助活動拠点（候補地）として多摩川緑地公園グラウンドが指定されたことを受け、整備等を推進する。
- 大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員（都現地機動班等）の活動場所として以下のとおり指定する。

活動スペース	資器材置場
和泉多摩川地区センター	防災センター

＜都（総務局）＞

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

- 都は、大規模救出救助活動拠点として指定する多摩川緑地公園グラウンドについて、施設の使用等に関する協定を狛江市と締結している。
- 都は、東京都震災対策条例に基づき狛江市と調整の上、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な利用計画を作成する。

5-3 ヘリサインの設置

《市（総務部）》

- 震災時に、応援航空部隊の道しるべや避難所を上空から特定する上で重要な役割を果たすヘリサインについて、市内公共施設では6か所（和泉小学校、狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江消防署、都立狛江高等学校、都営狛江アパート12号棟）整備している。今後必要に応じて、ヘリサインの整備を進めていく。

《都（総務局）》

- 都立建築物の屋上へ、ヘリサインを表示する取組を進める。

第5章 情報通信の確保

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 被災状況等の災害関連情報は、関係機関による応急対策等の具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信手段を確保していく必要がある。
- 行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も発災時の混乱を避けるために必要である。
- 本章では、発災後の情報通信の確保に向け、市と都や関係機関等との相互通信や、市民をはじめ発災時に市内に所在している者への情報提供、住民相互の情報伝達に関する対策を示す。

2 現在の対策の状況

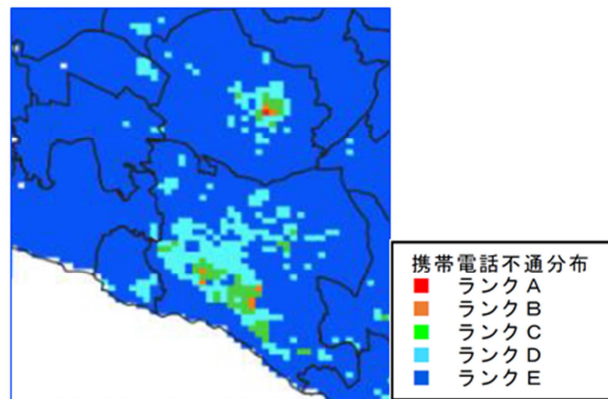
- 市と都や関係機関等との間の情報通信体制については、都防災行政無線網が都、他の都内区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備されているほか、D I Sが防災機関、区市町村等に整備されている。さらに、令和6年度には都が各区市町村にスターリンクを配備したことにより、一定の通信網が確保されているといえる。
- 本庁舎に計測震度計を設置し、地震発生後、即座に都を經由して気象庁へ伝達できるシステムを備えている。
- 一方、市民に向けた情報発信については、避難勧告や緊急情報を一度に広く伝達する手段である防災行政無線（同報系）を市内27か所に設置するとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）とも連動させて運用している。
- こまね安心安全情報メールや狛江市緊急災害情報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（S N S）等を利用した市民への情報発信を行っている。
- 免震構造を備えた防災センターや本庁舎の耐震化により、基幹システム等への被害が起きないよう対策を取っている。
- 避難所等にWi-Fiスポットや自動販売機併設型デジタルサイネージを設置し、避難者等の情報収集に関わる体制を整備している。
- 市内のコミュニティラジオFM放送局と災害協定を締結し、情報発信の強化を図っているほか、自動起動機能付き防災ラジオを避難行動要支援者で個別避難計画を作成済みの希望者に配布し、災害時における緊急情報等の迅速な伝達を図っている。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目	多摩東部直下地震	都心南部直下地震
電力（停電率）	13.2%	9.4%
通信（固定電話不通率）	9.9%	7.6%
携帯電話の不通ランク ⁹ 分布	ランクD及びランクE	ランクE

※地震の想定は、冬・夕方・風速8m/s

多摩東部直下地震における携帯電話不通分布図



4 課題

- 首都直下地震が発生したときは、固定電話の不通や停電等の被害、また、携帯電話の不通等が想定される。電話やファクシミリ等の情報連絡手段の機能が大きく低下すると、市内部や都をはじめとする関係機関との情報連絡や情報収集に影響を受ける。その結果、市内の被害状況や各部における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容を迅速、的確に把握しきれず、その後の応急・復旧に支障が生じるおそれがある。
- 同時に、市民等に対して、正確な情報をいち早く伝えることが困難となるため、住民に向けた情報発信手段の多様化に取り組む必要がある。
- 東日本大震災等の混乱時には情報が錯そうすることによる誤報やデマ等が見受けられた。情報は一度発出するとその修正、訂正は非常に困難であるため、情報発信の際には細心の注意を払う必要がある。
- 携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

5 主な対策の方向性

- 市内部や市と都、関係機関との間で確実に通信できるよう、既存の都防災行政無線やD I

⁹ 携帯電話の不通ランクは次のとおり。ランクA：停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域。ランクB：同40%以上となる地域。ランクC：同30%以上となる地域。ランクD：同20%以上となる地域。ランクE：停電率、不通回線率がいずれも20%未満となる地域。

Sを補完するため、防災行政無線、MC A無線、災害時優先電話、スターリンク等の衛星通信等、多様な手段を用いて強化を図る。

- 防災行政無線、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、狛江市緊急災害情報メール、各種SNS、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報、コミュニティFM、広報車による巡回等、多様な手段を用いて市民等への情報提供を行う。
- 収集した情報の内容が、正確かつ適正であることを情報発信前に確認する体制を確保する。
- 通信事業者が提供する市民の安否確認ツールの周知及び利用体験の促進を図る。

第2節 具体的な取組

1 情報通信連絡体制の整備

（1）体制の整備

《市（総務部）》

- 市防災行政無線（移動系）又はその他の手段により、市内にある防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- 調布警察署、陸上自衛隊（狛江市担当部隊）等の市外にある関係防災機関との間で通信を確保する。
- 電気・ガス事業者、通信事業者、交通運輸機関等の生活関連機関との間の情報連絡のため、多様な通信手段の確保に努める。
- 被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、あらかじめ調査報告体制を整備する。
- 適切な情報通信連絡体制を確立できるよう市職員を対象に、機器の操作等を伴う具体的な訓練等を行うとともに、防災機関等の協力を得た訓練等を実施する。

《都（総務局）》

- 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、防災機関と情報連絡体制を構築する。（都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網を整備する。）

（2）情報通信機器の適正な管理・運用

《市（総務部）》

- 災害時において、都や防災機関、近隣自治体等との連絡・情報網を確保するため、災害時に以下の機器が全て正常に作動し、その機能が十分に発揮できるように平時から機器の維持管理を行うとともに、定期的な試験、研修等を実施し、通信運用の習熟を図る。
 - ・ 東京都防災行政無線
都が整備する設備であり、地震災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のた

め、都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間をつなぐ総合的な防災行政無線網のこと。無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を配備している。D I S、都地震計ネットワーク、画像伝送システム、ファクシミリ、無線専用電話機等で構成されている。

- ・全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して自治体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。総務省消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する自治体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

- ・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と自治体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおりファクシミリによる情報伝達も並行して行う。

- ・Lアラート（災害情報共有システム）

総務省が全国に普及促進しているもので、I C Tを活用して、災害時の避難指示等地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

- ・狛江市防災行政無線（同報系）

J-A L E R Tによる情報や避難情報等の緊急を要する情報等を、電話回線を介さずに、市独自の無線回線により地域住民に提供するため、市が整備する防災行政無線。

- ・狛江市防災行政無線（移動系）

震災時において電話回線等が途絶した場合に備え、市が地域内に整備する防災行政無線。

- ・狛江市計測震度計システム

市における震度を計測するため、市役所敷地内に設置されたシステム。震度計がゆれをキャッチして、発生時刻、震度、震度階級、最大加速度等を瞬時に判断し、防災行政無線の子局を通じて一斉放送（震度4以上）するほか、D I Sへの送信、同システムを経由して気象庁へ情報を送る。

- ・狛江市消防団指令システム

- ・スターリンク等の衛星通信、災害時優先電話等の通信端末

○ 停電時にも使用できるよう自家発電機の燃料を確保している。

（３）情報通信機器、機能の拡充

《市（総務部）》

- 現在、市防災行政無線（同報系）は、全局デジタル方式の機器に更新が完了し、運用を行っている。今後は、現在アナログ式の市防災行政無線（移動系）のデジタル化、あるいはM C A無線やI P無線等の他の形式の無線の導入等による機能の強化を検討する。
- 狛江市災害対策本部員をはじめ、市内巡回・避難所対応等災害対策業務を行う上で必要とする職員、各公共施設、市と応援協定を締結している機関・事業者、帰宅困難者のための一時滞在施設等、災害時において緊急かつ緊密な連絡が必要な者や施設との連絡について、通信手段の確保に努める。
- 市における震度や被害状況の収集を迅速かつ正確に把握、整理・集計、伝達して被害を最小限に抑えるため、D I S等を活用した電子データ管理等により、正確性の向上、情報処理の短縮化に向けた訓練を行う。
- 被害状況や人命危険等を早期に把握するため、F M C対応スマートフォン¹⁰等の活用を検討する。
- 避難所や巡回中の職員等と災害対策本部との連絡を確保するため、防災行政無線（同報系）の相互通信機能をはじめとする各種手段の活用を図る。

2 市民等への情報提供体制の整備

《市（総務部・企画財政部・福祉保健部）》

- 地域住民への情報伝達体制の強化を図るため、市防災行政無線（同報系）を整備するとともに、これを補完する自動応答電話システムを運用している。
- 各種の先進事例や課題等を踏まえ、防災マップの作成を含む多様な手段により防災関連情報を提供する。
- 市民等への迅速かつ確実な情報発信を行うため、市ホームページ、こまめ安心安全情報メール、狛江市緊急災害情報メール、各種S N S、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報、コミュニティFM等、市が導入、実施している防災等に関する情報発信手段やその入手方法等について周知広報し、市民の利用促進に努める。
- 市民等への情報発信の際は、迅速であることを求めつつ、情報が正確かつ適正なものかを判断した上で、情報提供を行う必要がある。そのため、確かな情報を迅速かつ正確に把握するため、あらかじめ情報収集ルートの確立を図る。
- 意思疎通に支援を要する者、外出者、外国人、市への来訪者、通過者等にも配慮した伝達方法を検討する。
- 災害時における被災状況や市からの連絡事項等が広く市民に周知できるように、地域の

¹⁰ F M C対応スマートフォンは、狛江市働き方改革プランに基づく多様な働き方の推進（在宅勤務時の業務効率化）、平常時や災害時等における情報伝達・情報共有体制の迅速化・効率化等を目的に導入されたもの。庁舎外においても内線の発信・着信が可能なほか、スマートフォンとして画像の撮影・伝送が可能である。

放送機関及び近隣自治体との協力を進める。

- 気象庁が運用する緊急地震速報について、その機能や効果等について、市民への周知を図る。
- 市民等への情報提供、市民からの問合せ等に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下に適宜訓練等を実施する。

《市（総務部）》 《狛江消防署》 《調布警察署》

- 平時から市民自ら耐震の状況、備蓄品、避難するタイミング、避難する場所及び避難経路、避難情報の取得方法等を確認するよう啓発を行う。

《都（総務局）》

- 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。
 - ・災害時のアクセス集中に強く、外国語対応を迅速に行うための自動翻訳機能を持った東京都防災ホームページを整備する。
 - ・防災X及びLアラートを利用した東京都防災アプリやデジタルサイネージ等多様な情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を整備する。

《都（各局）》

- 在住外国人に対して、防災に関する動画のインターネット配信等、平時から情報提供を行う。

《ライフライン事業者》

- ライフライン6社（NTT東日本、NTTドコモ、KDDI、東京電力グループ、東京ガスグループ、都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況等の情報を共有する。

《携帯通信事業者3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）》

- 「災害時訪日外国人支援SMS」として、通信3社は訪日外国人に向け、SMSを用いて動画ニュースや災害時無料Wi-Fi等の情報を4言語で適時に配信を行う。

3 市民相互の情報連絡等の環境整備

《市（総務部・企画財政部・福祉保健部・環境部・教育部）》

- 市民が相互に安否確認を取れる手段の周知を行うとともに、その方法の熟知の促進や市民が個々に平時から訓練等を行うよう啓発を行う。
- 市民が日頃から安否確認等発災時の行動について家族等と相談するよう啓発を行う。

- 市民等の情報収集に資するため、避難所等に Wi-Fi スポットを設置している。また、自動販売機併設型デジタルサイネージの設置を進める。

《通信事業者》

- 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- 早期復旧に向けた取組内容について周知する。

《小田急電鉄》

- 駅での情報提供やホームページ及び SNS 等を利用した情報提供等発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

第6章 医療救護等対策

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 震災時には、家屋やブロック塀等の倒壊、火災等により多くの負傷者が発生することが想定され、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、遺族等に十分配慮するとともに、慎重かつ適切に取り扱わなければならない。
- 本章では、発災時における初動医療体制の確立や医師、医薬品、医療資器材の確保、遺体の火葬について示す。

2 現在の対策の状況

- 調布市及び東京慈恵会医科大学附属第三病院と、平成25年6月に災害時における緊急医療救護所に関する協定を締結し、狛江市医師会等の協力を得て、緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施している。
- 市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターを指名している。
- 災害時における医師の派遣、医薬品や医療資器材の確保を図るため、狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会、医薬品等の卸売販売事業者等と協議を重ねている。
- 医療初動体制を補完するものとして、市では担架、救急箱、トリアージタグ等の医療資材を備蓄している。
- 市は、災害時に迅速かつ円滑な医療体制を構築できるよう、医師会等と連携し、トリアージ訓練等を実施している。
- 市は、災害時における傷病者等の搬送体制を整備するため、自動車運送事業者（4社）と災害時における輸送等の協力に関する協定を締結している。
- 市は、避難行動要支援者から災害時集合場所（避難所）までの移送について支援の依頼があることを想定し、介護タクシー事業者（2社）との間に災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定を締結している。
- 医療的ケア児・者のうち在宅人工呼吸器児・者のうち同意を得られた方には、多摩府中保健所等と連携して、個別支援計画を策定している。
- 市は、医薬品の供給体制を整備するため、医薬品の卸売販売事業者（5社）と災害時における医薬品等の調達業務に関する協定を締結している。
- 市は、遺体収容の体制を整備するため、東京多摩葬祭業協同組合及び宗教法人泉龍寺と災害時における協力に関する協定を締結している。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目	多摩東部直下地震	都心南部直下地震
死者	42 人	29 人
負傷者（重傷者）	418(74) 人	247(40) 人
電力（停電率）	13.2%	9.4%
通信（固定電話不通率）	9.9%	7.6%
上水道（断水率）	25.0%	12.2%
下水道（管きょ被害率）	4.1%	2.4%
ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%

※地震の想定は、冬・夕方・風速 8 m/s

4 課 題

- 市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーターの指名、緊急医療救護所の設置等、市が行うべき医療救護体制を整備しているが、引き続き震災時の初動医療体制の強化を図る必要がある。
- 市災害医療コーディネーターが、大規模地震又はこれに準じる大災害に直面した場合における行動指針を定める必要がある。
- 狛江市医師会や医療機関等との通信連絡手段が途絶した場合、医療救護所等での医療救護活動に支障をきたすおそれがあるほか、多数の負傷者の発生等により限られた医療資源等を有効に活用できなくなる可能性がある。
- 災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院には軽重を問わず多数の負傷者が集まる可能性があり、迅速かつ効果的なトリアージが実施できないと災害拠点病院としての機能が低下するおそれがある。
- 東日本大震災で課題となった透析患者、在宅難病患者、人工呼吸器使用者等に対しては、被災後の在宅での生活の観点からの特段の配慮が必要である。
- 避難所等におけるこころのケアの必要性がある。
- 多数の負傷者の発生や医療機関等の被災により、災害発生直後は医薬品・医療資器材が不足し、市内の医療救護活動に支障をきたすおそれがある。
- 医薬品・医療資器材について、必要な品目や備蓄場所等を整理・検討していく必要がある。
- 遺体の収容等については、災害時特有の業務であることから、その内容を十分に理解、整理しておく必要がある。

5 主な対策の方向性

- 市災害医療コーディネーターの実施する市内の医療活動の総合調整、市への指導及び助言、地域災害医療コーディネーターとの調整等により、都が示した医療救護に対する取組に対応し、初動医療体制の強化を図る。

- 地域災害医療コーディネーターや狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会、各医療機関の意見をもとに、「狛江市災害医療コーディネーター行動指針」を作成し、非常時における市災害医療コーディネーターの行動について定める。
- 狛江市医師会等、関係機関が初動応急期において、十分に対応できるよう情報連絡体制等の整備を図る。
- 緊急医療救護所を設置し、災害拠点病院の負担を軽減することで機能確保を図る。
- 周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続するが、それ以外の病院は、医療救護班等を編成し、医療救護所等における医療救護及び避難所等の巡回診療を行う体制の整備を図る。
- 負傷者にトリアージを実施し、医療救護所等で対応できない重症者及び中等症者は、災害拠点病院等に搬送する体制の整備を図る。
- 在宅難病患者、医療的ケア児・者は医療機関への移送が必要となるため、市は、平時から災害時の受入れについて医療機関等との連携を図る。
- 避難者等に対して、保健師や専門家等によるこころのケアに努める。
- 医薬品卸売販売事業者と災害時の医薬品の提供について協力関係を構築するとともに、費用面、保管場所・方法等を考慮しながら医薬品・医療資器材の備蓄を検討する。
- 遺体に対する処置が迅速かつ適正に行われるよう、遺体発見から収容までの手続を整理するとともに、遺体収容所の円滑な運営、火葬場への遺体搬送体制の確保を図る。

第2節 具体的な取組

1 初動医療体制の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

《市（福祉保健部）》

- 狛江市医師会の協力の下、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを指名している。
- 市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、狛江市医師会等との通信連絡方法を検討する。
- 災害時の情報連絡体制に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 市の指名する市災害医療コーディネーターの活動に協力する。
- 災害時における、医療救護班の編成と連絡体制を検討する。
- 役員（会員）の自主参集等、通信手段途絶時の行動を検討する。

《都（保健医療局）》

- 都は、地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。
- 地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、東京DMAT¹¹や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携等、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。
- 二次保健医療圏¹²ごとに、傷病者の搬送や受入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制等を確認・検証するための図上訓練を実施する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
狛江市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う市が指定する医師

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療に関わる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

1-2 医療救護活動の確保

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院敷地内に緊急医療救護所の設置場

¹¹ 東京DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team）は、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームのこと。

¹² 狛江市の入る二次保健医療圏は北多摩南部（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）であり、地域災害拠点中核病院は東京都立多摩・小児総合医療センターである。

所を確保する。

- 医療救護所設置の候補地となる場所をあらかじめ検討する。
- 医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

《市（総務部・福祉保健部）》 《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》

《狛江市薬剤師会》

- 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成について検討・整備する。
- 災害時の医療救護活動等に関わる協定について、現状に合わせて適宜見直しを図る。
- 災害時の医療救護活動等に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

《都（保健医療局）》

- 東京DMAT及び東京DPAT¹³の隊員を養成する。
- 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。
- 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班による医療救護活動の体制を確保している。
- 病院や薬局等医療機関のBCP策定を支援する。
- DHEAT¹⁴の構成員を養成する。
- 応援保健医療活動チームの受入体制を整備する。

【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属病院敷地内に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ ¹⁵ 、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。
医療救護所	市が、おおむね急性期以降に設置する医療救護所。設置場所は、災害時の状況に合わせて設置可能な避難所等とする。
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。設置場所は、あいとぴあセンターとする。

¹³ 東京DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team）は、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのこと。

¹⁴ DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team）は、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に関わる指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チームのこと。

¹⁵ トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

《市（総務部・福祉保健部）》

- 市は、負傷者の搬送方法を検討するとともに、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築し、適宜、訓練等を実施する。
- 都の指定する大規模救出救助活動拠点候補地であり、災害時臨時離着陸場候補地である多摩川緑地公園グラウンドにおいて、平時から航空機の受入れ体制の整備を進める。

《市（総務部・福祉保健部）》 《都（総務局・保健医療局）》 《東京消防庁》

- 関係機関等との新たな協定締結を推進する等、搬送手段の拡充を図る。

《都（総務局・保健医療局）》

- 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。

《都（保健医療局）》

- 傷病者の航空搬送を行うため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。
- 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保する。

1-4 保健衛生体制の整備

《市民》

- 在宅難病患者や在宅人工呼吸器使用者とその家族・支援者等は、災害時に対応するための備蓄や設備等の整備に努めるとともに、機器の使用訓練等、災害に必要な準備に努める。

《市（福祉保健部）》

- 保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班について、こころのケアも含め活動内容や編成体制等を整備しておく。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう体制を整備しておく。
- 保健所との連携等により、在宅難病患者や在宅人工呼吸器使用者の事前把握に努めるとともに、在宅療養の継続も含めた救護・支援体制等を検討する。
- 災害時に在宅人工呼吸器使用者に適切な支援ができるように東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（令和2年7月改定（令和6年3月一部改定））に基づき、平時からの準備と発災時の対応について検討する。
- 透析可能な施設について、事前把握に努めるとともに、救護・支援体制等を検討する。

1-5 防疫体制の整備

《市（総務部・福祉保健部）》

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
- 防疫活動に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

《都（保健医療局）》

- 薬品等の受入・調達計画を策定する。
- 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成する。
- 市、関係団体等と連携した動物救護体制を整備する。

2 医薬品・医療資器材の確保

《市（総務部・福祉保健部）》

- 狛江市薬剤師会等と締結している災害時の協力協定等に基づき、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 狛江市薬剤師会と連携して、市災害薬事コーディネーターをセンター長としてあいとぴあセンターに設置する災害薬事センターの運営方法、医薬品等の納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。
- 医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に狛江市薬剤師会及び卸売販売業者と協議し、適宜、訓練等を実施する。
- 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝市災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と市が協議の上決定する。市災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 医療品・医療資器材の確保について、必要な医療品等に関する助言や在庫提供の検討等、市に協力する。

《都（保健医療局）》

- 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄を進める

とともに、必要な医薬品等の確保に努める。

- 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議する。
- 東京DMA T指定病院に災害時医療支援車（東京DMA Tカー）や医療資器材等を配備する。

3 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

《市（福祉保健部・都市建設部）》

- 遺体収容所の運営等に関する以下の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
 - ・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - ・行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
 - ・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ・遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するように、谷戸橋地区センター（予備施設として泉龍寺）を使用するものとし、関係機関に公表する。
- 具体的な業務内容、人員配置（職員へのケア体制含む）、搬送体制、収容所の設置、遺族に対する心遣い等、遺体の取扱い業務に関する対応マニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。
- 他地方公共団体との連携や協定先である東京多摩葬祭業協同組合、ボランティア、市民団体等、各機関等との連携強化を図るための体制づくりを検討する。

《市（市民生活部）》

- 火葬（特例許可書の発行、都による広域火葬）の取扱い業務に関する対応マニュアル等に基づき、適宜、訓練等を実施する。

《都（保健医療局）》

- 市が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導する。
- 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築する。
- 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化する。

第7章 帰宅困難者対策

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルや大規模集客施設等都内において混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される震災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性等、帰宅困難者自身の安全が脅かされるおそれがある。
- このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校等において、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。
- 本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく市民、事業者、学校等社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。

2 現在の対策の状況

- 都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成25年4月に施行した。また、令和5年5月の東京都地域防災計画の修正時より、東京都地域防災計画震災編第9章を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく、「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けている。
- 都は、一斉帰宅抑制の実効性を高めるため、令和4年3月から「事業所防災リーダー」制度を開始した。さらに、最新のDX技術を活用し、発災時の対応を高度化するため、令和4年度からは帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発に着手している。
- 市は、都の基本方針や条例、計画に則り、徒歩等帰宅者の発生抑制や安全な帰宅ができるよう条例等の主旨、それぞれの役割等の周知、啓発を行っている。

3 狛江市における主な被害想定

- 想定される帰宅困難者数は、3,078人である。なお、帰宅困難者の発生は早朝の地震では想定されていない。また、昼及び夕方の方の地震での想定数、並びに各地震における想定数は、いずれも本値と同一である。

4 課 題

- 東日本大震災を受け、帰宅困難者に対する取組を示した東京都帰宅困難者対策条例の内容を周知する必要がある。
- 被害想定では、3,978人の帰宅困難者が市内で発生すると想定されている。市及び小田急線の沿線はベッドタウンとしての性格が強く、通勤・通学時間帯に大規模な地震が発生した場合、小田急線の3駅周辺、幹線道路沿い等に、行き場のない帰宅困難者が多数発生するおそれがあり、一時滞在施設の確保並びに水及び食料の備蓄が必要となる。
- 帰宅困難者等は、救命救助活動が落ち着く発災4日目以降を目途に順次帰宅することが想定されるが、例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。また、徒歩帰宅者による幹線道路沿線、多摩水道橋付近等に混雑や滞留の発生が想定される。
- 災害時におけるスマートフォンをはじめとする情報端末からの情報入手の重要性は高まっているが、地震発生当初は、停電や通信回線の輻輳等により、滞留者等が情報を得ることが困難な状況が想定されるため、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が必要となる。
- 乳幼児、児童・生徒等の保護者等が帰宅困難となった場合に、相互の安否や現況等の状況を確認できるようにしておく必要がある。

5 主な対策の方向性

- 東京都帰宅困難者対策条例にある従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等の内容を、市民及び事業者にも周知していく。
- 駅周辺や幹線道路沿線等、帰宅困難者が多く発生すると想定される場所周辺に一時滞在場所となる誘導先を確保する。
- 都や交通機関等からの情報を収集するとともに、帰宅困難者に対する情報提供、誘導等の支援を行う。
- 屋外滞留者や帰宅困難者に対する情報提供の場として、都が進める災害時帰宅支援ステーションに加え、市としても市内事業者に対して同ステーションとして協力してもらうよう求めていく。
- 学校、保育園等子どもを預かる施設において、保護者等との連絡手順を整備しておき、子どもたちの安全確保、保護者等への確実な引渡しを図る。

第2節 具体的な取組

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

(1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

《市（総務部）》 《都（総務局）》

- 市及び都は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

《調布警察署》

- 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。

《狹江消防署》

- 防災訓練等の指導の機会を捉え、広報・啓発活動を推進する。

(2) 事業者における施設内待機体制の確立

《事業者》

ア 体制について

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（平成24年9月）を参考に、事業所防災計画、BCP等において、あらかじめ従業員等の施設内待機に関わる体制を定めておく。

その際、他の事業者等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において明記する。

- テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、ビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に関わる体制を従業員等に周知する。

イ 備蓄について

- 従業員等が事業者等の施設内に一定期間待機するため、あらかじめ必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄を行う。この際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

- 発災後3日間は、救出救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、備蓄量の目安は3日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
- ・ 3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来訪中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）のために、例えば、10%

程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

ウ 施設の安全確保について

- 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 安全点検のためのチェックリストを作成するなど、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく。
- 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保について、事業所防災計画、BCP等であらかじめ定めておく。

エ 従業員等との連絡手段の設定

- 発災時における外出する従業員等の所在を確認できるよう連絡の手段・手順をあらかじめ定めておく。
 - ・ 外出する従業員等の所在確認
従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うこと等により発災時に事業者等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。
 - ・ 安否確認手段
安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。
固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
（例）災害用伝言ダイヤル（171）
固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの
（例）災害用伝言板（web171）、SNS、IP電話、専用線の確保等
- 従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知するとともに、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように促す。

オ 訓練等について

- 地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、あわせて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 施設内待機体制確立に関する訓練を年1回以上定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に関わる体制を改善していく。

《狛江消防署》

- オフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策や在館者の安全確保等について、事業所防災計画に定めるよう指導を行う。

《狛江青年会議所・狛江市商工会》

- ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び事業者備蓄の啓発等を行う。
- 市や地域と連携し、団体及び会員事業者向け対策を実施する。地域住民と会員事業者との連携・協力について、会員事業者等に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

(3) 駅前滞留者対策

《市（総務部）》 《調布警察署》 《狛江消防署》 《小田急電鉄》

《小田急バス》 《駅前周辺事業者》 《通信事業者》 《都（総務局）》

《近隣自治体》

- あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、各機関の間で役割分担や手順を決めておく。
- 各機関は、平時より市が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 事業所や帰宅困難者が正確かつ必要な情報を得られるよう、都、防災機関、報道機関、通信事業者、公共交通機関及び近隣自治体等と連携・協力体制の整備を図る。

《調布警察署》 《狛江消防署》

- 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、各機関に対して必要な助言を行う。
- 各機関と連携した訓練を実施する。

(4) 集客施設及び駅等の利用者保護

《集客施設・小田急電鉄》

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドラインを参考に、事業所防災計画、BCP等において、利用者の保護に関わる計画をあらかじめ定めておく。その際、他の事業者等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で明記する。
- テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、ビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 冊子等（電子媒体）により、利用者保護に関わる計画を従業員等に周知し、理解の促進を図るとともに、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。
- 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導、案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法も検討しておく。
- 要配慮者、通学中の児童・生徒、急病人等への対応等の具体的な内容について検討しておく。
 - ・ 要配慮者、通学中の児童・生徒、急病人への対応

施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。
例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

・外国人への対応

誘導の案内や情報提供等について配慮する。

- 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場等、市等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。
- 施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。
- 施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。
- 建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

《狛江消防署》

- 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

(5) 学校等における児童・生徒等の安全確保

《市（教育部）》 《学校等》

- 学校防災マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。
- 学校防災マニュアル等に基づき、各関係機関と連携して適宜訓練等を実施する。
- 携帯電話を配備する等、学校と市との連絡体制の強化を図っている。
- PTAの協力による災害対応型自動販売機の設置を含め、食料・飲料水等の備蓄を進める。

《市（子ども家庭部）》 《私立保育園・幼稚園》

- 公立保育園において策定している危機管理マニュアルを運用、平時からの訓練等を推進するとともに、私立保育園や幼稚園に対して必要な情報提供を行う。
- 保護者との直接連絡の手段として、携帯電話の配備と災害時伝言ダイヤル等の案内を行う。
- 公立保育園と市との連絡体制の強化を図る。
- 食料や飲料水等の備蓄を検討する。

（６）帰宅困難者対策訓練の実施

《各関係機関》

- 首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者等が連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。
- 都や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援等帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

（７）市民における準備

《市民》

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等その他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。
- 特に女性については、夜間でも安心して帰宅できるよう、街灯の設置や人通りが多い帰宅経路の把握に努めるほか、防犯ブザー等の携帯品の準備をする。

《市（総務部）》

- 都の東京都防災ホームページ、東京防災アプリ等の情報ツールや携帯品を周知しておく。特に女性が安全に帰宅するための事前対策について、具体例を示しながら周知啓発を図る。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

《市（総務部・企画財政部）》

- 帰宅困難者等への円滑な情報提供の確保に当たっては、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（平成24年9月）をもとに取組を進めていく。
- 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知を行う。
- 都、防災機関、報道機関、通信事業者及び公共交通機関等と連携協力して、事業所等が正確かつ必要な情報を得られるように仕組を構築しておく。

《都（総務局）》

- 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

- 都民向け防災ブック、Web広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。
- 今後、一時滞在施設において帰宅困難者がスマートフォン等の通信端末を用いて安否確認や情報収集ができるよう、施設の電力・通信環境等を調査し、既存のインフラを活用しエリア単位で強靱化を図るなど具体的な取組を検討し進めていく。
- 電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるよう、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。

《調布警察署》

- 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材を整備する。

《通信事業者》

- あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

3 一時滞在施設の確保

《市（総務部・市民生活部）》 《都（総務局）》

- 市は、所管する施設のうち、避難所以外の施設で受入可能な施設として、エコルマホール及び和泉多摩川地区センターを一時滞在施設の候補とし、必要な体制の整備を図る。
- 必要に応じて、集客施設（ホール等）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう働きかける。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、地域における施設への誘導方法等と整合性を図ることにより開示する。あわせて関係機関において情報共有する。
- 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。
 - ・ 一時滞在施設に関する普及啓発
市及び都は、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についてもあわせて普及啓発に努める。
 - ・ 防災機関等への周知
市及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災機関等へ周知し、災害時における連携に努める。
 - ・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、市、都、国は、必要な仕組や補助等の支援策について検討する。

《事業者》

- 市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

《一時滞在施設となる施設》

- 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備する。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

(1) 混乱収拾後の帰宅方法の周知

《都（総務局）》

- 国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのある方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者に周知していく。
- 事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。

《事業者》 《学校》

- 帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員又は児童・生徒(以下「従業員等」という。)が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。
 - ・ 帰宅時間が集中しないための対応
日頃から、従業員等の居住地、家族の事情等の把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
 - ・ 帰宅状況の把握
従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に事業者又は学校と所在確認すること等も検討する。

(2) 災害時帰宅支援ステーションによる支援

【災害時帰宅支援ステーション】

- 災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。
- 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。なお、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。



ステッカー

《市（総務部・都市建設部）》

- 市内で営業する事業者とは、必要に応じて市が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保・充実に努めるとともに、市民・事業者に周知する。
- 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。
- 世田谷通りや多摩水道橋付近では、膨大な数の徒歩帰宅者の滞留が予測されるため、和泉多摩川緑地について、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想の内容も踏まえながら、帰宅困難者対策や避難者対策等の広域的な対策拠点となる防災機能を有する都立公園として整備するよう積極的に都に要請する。

《都（総務局）》

- 全都立学校（島しょを除く）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。
- 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営に関するハンドブックを事業者配布する。
- 災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換等の普及啓発事業を実施する。
- 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、統一されたステッカーの掲示、のぼりの設置を行う。

【市内の災害時帰宅支援ステーション（公共施設）】

都立狛江高等学校（狛江市元和泉三丁目9番1号）

《事業者》

- 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

《事業者》 《学校》

- 従業員等に対して、災害時帰宅支援ステーションの意義の普及啓発を行う。

《通信事業者》

- 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用体験を実施する。

(3) 徒歩帰宅訓練の実施

《各関係機関》

- 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の開設や事業者等の帰宅ルールの検証等、徒歩帰宅支援対策の周知・充実を図る。

【市内の赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）】

狛江市元和泉三丁目6番地和泉多摩川児童公園内

- 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を把握し、運動靴や携帯可能な食品、携帯トイレ等、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しない」という前提のもと、発災後4日目以降の想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

第8章 避難者対策

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 市民の避難に備え、事前に災害時集合場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておく必要がある。
- 首都直下地震における大規模な被害に備え、市の枠を越える避難先の確保や広域避難を含む避難のあり方について検討が必要である。
- 本章では、要配慮者も含めた避難者対策として、避難所・災害時集合場所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に関わる取組を定めている。

2 現在の対策の状況

- 市においては、災害時集合場所 22 か所、避難所 13 か所、福祉避難所 20 か所を指定している。
- 市内幼稚園 3 園と災害時における災害時集合場所及び福祉避難所の使用等に関する協定を締結しているほか、農地を緊急避難の場所として使用すること等を目的とした防災協力農地の登録を推進し、災害時集合場所等の確保を図っている。
- 世田谷区と締結した協定実施細目により、市と区の行政境界周辺にある避難所等の相互利用について具体化を図った。
- 安全かつスムーズな避難行動がとれるよう、避難ルート等を確認できる防災マップやハザードマップを作成し、全戸及び転入者に配布しているほか、現在地から最寄の避難所までの経路を探索できるスマートフォン用のアプリケーション（防災マップアプリ）を配信している。
- 避難所を含む防災上重要な施設の耐震化に続き、その他の公共の施設についても平成 30 年度末に耐震化率 100%を達成している。
- 避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が 12 か所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（令和 6 年 2 月 1 日現在）。
- 避難行動要支援者の対策として、避難行動要支援者名簿の作成を行うほか、モデル地区の実地検証を通じてモデルプランを作成し、自治会等の支援組織の避難体制の整備を進めている。
- 自動車運送事業者 8 社と災害時における輸送等の協力に関する協定を締結する等、災害時における要配慮者を含む避難者の輸送支援体制の整備を進めている。
- 東京都獣医師会多摩東支部及び狛江市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、災害時に飼育動物等を保護するための体制づくりを進めている。

- 自動車販売会社等3社と災害時における電動自動車の供給に関する協定を締結し、避難所等における停電対策の強化を図った。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目		多摩東部直下地震	都心南部直下地震
避難者数	総 数	18,290 人	11,541 人
	避難所避難者数	12,194 人	7,694 人
電力（停電率）		13.2%	9.4%
通信（固定電話不通率）		9.9%	7.6%
上水道（断水率）		25.0%	12.2%
下水道（管きょ被害率）		4.1%	2.4%
ガス（供給停止率）		0.0%	0.0%

※地震の想定は、冬・夕方・風速8m/s

避難者数は最大数が見積もられる発災後4日から1週間の値

4 課 題

- 被害想定では多摩東部直下地震における避難所避難者数が12,194人であり、指定避難所の収容可能人数（8,613人）を超過している。
- 女性や要配慮者の特性を踏まえた避難所となり得る施設、設備等を確保する必要がある。
- 東日本大震災等の過去の災害事例では、避難所運営における防犯、衛生、プライバシー等の安心安全面、また、女性や要配慮者等への配慮が十分でなかったという課題が浮き彫りとなった。
- 熊本地震等の過去の災害事例では、多くの災害関連死が発生し、その主要な要因の一つに避難生活における肉体的・精神的疲労が挙げられており、避難生活の質的改善を図る必要がある。
- 自力で避難できない、また、支援者のいない避難行動要支援者等に対する避難手段を確保する必要がある。

5 主な対策の方向性

- 被害想定での避難所避難者数等を踏まえ、震災後の自宅での生活を可能にする対策等を進めて避難者の発生の抑制に努めるとともに、新たな避難先の確保、避難方法のあり方について検討する。
- 女性や要配慮者に配慮した多様な避難所のあり方を検証し、それを踏まえた施設の確保や機能の拡充を図る。
- 避難所運営協議会同士の交流や連携を図ることにより、市全体で避難所の運営体制を強化する。

- 災害関連死¹⁶の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊等避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定める。
- 自力で避難できない、また、支援者のいない避難行動要支援者等に対して、地域における支援体制の確立を推進する。

第2節 具体的な取組

1 避難体制等の整備

(1) 市内における避難体制

《市（総務部・教育部）》

- 避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 隣接する市区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する市区であらかじめ協議して対処する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所や災害時集合場所の役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら市民に周知していく。
- 災害時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、農地、寺社の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。
- 震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区についても、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もあるため、平時から、寺社の境内、近隣の小公園等一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 負傷者や要配慮者を迅速に輸送するため、輸送事業者とあらかじめ協定等を締結するなど協力体制の整備を図る。

¹⁶ 災害関連死は、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

- 平日の夜間や休日等に発災した場合でも、避難所の開錠等の初動対応を速やかに行うことができるよう市内又は近隣市区に在住する職員を初動要員として任命する。
- 平日の夜間や休日等、職員が対応できない状況にあっても、地域で災害時集合場所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、消防団、町会・自治会や狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織の役員等に避難所等の鍵の管理を委任する。

《都（総務局）》

- 災害時集合場所等の周知に関して市と連携する。

《狛江消防署》

- 「地震その時 10 のポイント」¹⁷における「確かな避難」¹⁸に関わる知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

（2）市外への広域避難

《市（総務部・各部）》

- 災害時に円滑な協力が得られるように、他自治体と協定を締結し、協力体制の確立を図る。
- 平時から都及び協定締結自治体と協力し、市外への広域避難を希望する市民のための施設の確保を図る。
- 平時から協定締結事業者と協力し、市外への広域避難を希望する市民のための輸送手段の確保を図る。

《都（総務局）》

- 自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、市や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導のあり方について検討していく。

（3）震災後の自宅での生活を支援する体制

《市（総務部）》

- 自宅等での生活が可能な場合における在宅での生活や親戚知人宅への避難等、状況に応じた多様な避難行動の実践について、市民に周知していく。
- 震災後の自宅での生活に必要な食料、飲料、携帯トイレ等の物資の備蓄について、市民に周知していく。
- 震災後も自宅で生活する市民への物資の供給要領等、必要な支援体制の整備を進める。

¹⁷ https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/bou_topic/jisin/point10.html (2024 年 3 月 20 日)

¹⁸ 「地震その時 10 のポイント」の地震後の行動の一つである「火災や津波 確かな避難」として、「地域で大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら声を掛け合い、一時集合場所や避難場所に避難する。」「沿岸部や川沿いでは、大きなゆれを感じたり、津波警報が出されたら、高台等の安全な場所に素早く避難する。」と書かれている。

- 耐震性を有する大規模マンションに対して、避難所を介さずに物資を供給する要領の検討を進める。

2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化

(1) 避難所・災害時集合場所の指定・安全化

《市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部・都市建設部）》

- 指定した避難所及び福祉避難所、並びに災害時集合場所について、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、DISへの入力等により、都に報告する。
- 避難所や災害時集合場所の場所及び収容人数、避難所と福祉避難所の役割及び運用の違い、ペットの受入れ方法等について市民に周知する。
- 避難所が不足する場合に備え、避難所に指定されていない公共施設、例えば使用終了後の帰宅困難者の一時滞在施設による補完を検討するとともに、市内に適当な民間施設が開設された場合には、協定を締結し避難所の確保を図る。
- 都立狛江高等学校は、都の災害時帰宅支援ステーションに指定されており、避難所と並行して使用されることを考慮した避難所運営とする。
- 避難所の指定基準は、おおむね以下のとおりとする。
 - ・避難所は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造を備えた公共建物等（学校等）を利用する。
 - ・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室4.0㎡あたり1人とする。
- 避難所に指定した建物については、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。あわせて、備蓄品等の収納スペースの確保に努める。
- 指定した災害時集合場所について、住民に周知しておく。指定する際は、自主防災組織や防災機関と協議して選定する。
- 災害時集合場所の指定については、安全を確保できるように選定する。
- 避難所等の選定に当たっては、市外や民間施設等を含めて多様な視点からの確保を検討する。また、協定締結自治体等との間で、市が被災したとき、災害の規模に応じた先方の受入体制や施設活用等についての情報交換等を行うほか、先方の被災に際し、受入に活用する施設を決めておくなど、あらかじめ協力体制を整備しておく。
- 地域の安全性をより一層確保するため、和泉多摩川緑地について、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想の内容も踏まえながら、避難者対策や帰宅困難者対策等を含めた広域的な対策の拠点となるよう防災機能を有する都立公園として整備することを都に積極的に要請していく。

《都（総務局）》

- 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールを検討する。
- 避難所・災害時集合場所等を住民へ周知する。

《狛江消防署》

- 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

【避難所等】

名 称	内 容
災害時集合場所	近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいう。 ※災害対策基本法での指定緊急避難場所を指す。（災害対策基本法第49条の4）
避難所	地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。 ※災害対策基本法での指定避難所を指す。（災害対策基本法第49条の7）
福祉避難所	介護の必要な高齢者、障がい者等一般の避難所では生活に支障を来す者に対して、ケアが行われるほか、これらの者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ等バリアフリー化が図られた避難所のことをいう。 （「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン」（令和3年修正）25ページによる。）

【震災時の災害時集合場所・避難所】

	名 称	災害時集合場所	避難所	所在地
1	狛江第一小学校	○	○	和泉本町 1-37-1
2	狛江第三小学校	○	○	猪方 1-11-1
3	狛江第五小学校	○	○	東野川 1-35-13
4	狛江第六小学校	○	○	駒井町 1-21-1
5	和泉小学校	○	○	中和泉 3-33-1
6	緑野小学校	○	○	和泉本町 4-3-1
7	狛江第一中学校	○	○	和泉本町 2-15-1
8	狛江第二中学校	○	○	猪方 2-7-1
9	狛江第三中学校	○	○	元和泉 1-23-1
10	狛江第四中学校	○	○	東野川 4-1-1
11	市民グラウンド	○	—	和泉本町 2-15-2
12	西和泉グラウンド	○	—	西和泉 1-16-1

	名 称	災害時集合場所	避難所	所在地
13	前原公園	○	—	西野川 3-11-1
14	都営団地（公園）	○	—	和泉本町 4-7
15	多摩川住宅（公園）	○	—	西和泉 1・2 丁目
16	西和泉体育館	—	○	西和泉 1-16-1
17	上和泉地域センター	—	○	和泉本町 4-7-51
18	都立狛江高等学校	○※	○	元和泉 3-9-1
19	多摩川左岸一帯	○※	—	元和泉 3 丁目～駒井町 3 丁目
20	西河原公園	○※	—	元和泉 2-38-1
21	防衛省共済組合狛江スポーツ センター	○※	—	元和泉 2-30
22	狛江こだま幼稚園	○	—	中和泉 3-14-8
23	狛江みずほ幼稚園	○	—	岩戸南 4-14-1
24	子鹿幼稚園	○	—	東野川 3-17-1

※印は、旧広域避難場所

（２）避難上重要な道路・ライフラインの安全化

《市（総務部・都市建設部）》

- 市では、避難者を安全かつ円滑に確実に誘導するため、都と連携して今後も都道の整備を進めるとともに、市道の整備や橋梁等の公共土木施設の耐震性の維持に努める。
- 避難路のために用いられる道路周辺の火災が延焼拡大した際に、避難者の安全を確保するため、街頭消火器をはじめとする消防水利の整備に努める。

《市（環境部）》

- 避難所・主な防災拠点等の下水道機能を確認するため、これらの施設から排水を受ける下水道管路の耐震化等を進める。

《東京電力》

- 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成とする。
- 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施する。
- 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施する。

《東京ガスグループ》

- 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

3 避難所の管理運営体制の整備等

(1) 避難所の管理運営体制

《市（総務部・教育部）》

- 避難所の管理運営は、避難所運営協議会を中心とする地域住民等による自主運営を基本とする。なお、避難所運営協議会がない場合は、当初、市職員が避難所を開設し、避難している住民等に運営を引き継ぐこととする。
- 避難所運営協議会が平時に行っておくべき協議内容は以下のとおりである。
 - ・避難所の運営・管理体制の検討に関すること。
 - ・避難所の運営・管理計画の作成に関すること。
 - ・避難所開設・運営訓練に関すること。
- 避難所運営協議会同士の連携強化や情報交換等を図るため、定期的に連絡会等を開催するとともに、各協議会の活動を支援する。
- 「狛江市避難所運営基本マニュアル」に基づき、市は避難所派遣職員を各避難所に派遣し、避難所運営協議会による避難所運営との連携を図る。
- 市職員に代えて他自治体等からの応援職員を避難所に配置する場合に備え、必要なマニュアル等の整備を進める。この際、他自治体等からの応援職員を避難所に配置する場合も、市災害対策本部との連絡調整のために、努めて複数の市職員の避難所配置を継続する。
- 平日の夜間や休日等、勤務時間外でも円滑な避難所運営が行われるよう、職員の初動態勢を整備するとともに、職員が対応できない状況にあっても、災害時集合場所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、避難所運営協議会の役員等に災害時集合場所等の鍵の管理を委任する。
- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都の「避難所管理運営の指針」（平成30年3月改訂）や「狛江市避難所運営基本マニュアル」（令和5年4月改定）に基づき、地域住民が中心となって避難所ごとに避難所管理運営マニュアルを作成する。
- 避難所においてボランティアを円滑に受け入れる担当を設置する。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置し、避難所の衛生管理対策を促進し、また、感染症の流行等に対応できるよう、平時から避難所のレイアウトや動線の確認、保健担当部局との連携に努める。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 都に対して、人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよ

う、体制整備を図る。

- 各避難所を通じて支援する自宅等の被災者の登録を効率的に進めるため、登録の電子化等の準備を進める。
- 避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、トランシーバー等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 上記のほか、避難所の管理運営体制の整備や自宅等の被災者に対する支援等に関するマニュアル等を作成するとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努め、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。

《狛江消防署》

- 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、避難所管理運営に関するマニュアル等に反映するよう働きかける。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、市に働きかける。
- 市地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策の策定を支援し、市等の避難所運営を支援する。

《都（総務局）》

- 避難所管理運営の指針を改訂し、市の避難所運営体制の整備を支援する。
- トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所等のトイレ機能を確保する取組を進める。
- 指定避難所へ冷房設備の整備を行う市を支援し、避難所機能の向上を図る。

《都（教育庁）》

- 避難所に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、市職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

（2）女性等に対する配慮

《市（総務部・教育部）》

- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所運営が行われるよう体制の整備を図る。
- 避難所運営の体制の整備に当たっては、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生

理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

- 性別や年齢等によって、固定的な役割分担に固執せず、誰もが積極的に参画できる避難所運営を行うことができるように必要な支援等を行う。
- 避難所の管理運営体制の整備等に関して、マニュアル等を作成する際には、女性の視点等に配慮した具体的な内容となるようにする。
- 避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

（３）多様な視点からの管理運営

《市（総務部・福祉保健部・教育部）》

- 避難生活の長期化等に伴う避難生活者のこころのケアに対応できるよう、専門家の確保や職員の養成に努める。
- 各避難所の福祉避難スペースには、専門の要員を配置することなく、必要に応じて市の保健師若しくは看護師の派遣又は保健活動班による避難所巡回時に対応する様に計画する。
- 避難所において障がい者や障がい特性への理解推進をポスターの掲載等を通じて努める。
- 環境省による「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成25年6月）」を参考に、都、獣医師会等と連携し、災害対策に関する飼い主等への普及啓発、飼養動物の同行避難の訓練等、動物救護の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

《都（保健医療局）》

- 被災動物の救護活動について、市や都獣医師会をはじめとした関係各団体等との連携を強化し、避難所等での動物の受入体制の整備や動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していく。
- 避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入れ等に関する仕組を整備していく。
- 福祉関係団体の協力によりボランティア派遣体制を確保する。

（４）物資の管理運営

《市（総務部・教育部・市民生活部）》

- 避難所避難者及び避難所を通じて支援する自宅等での生活者の双方に対して、食料、その他の物資を提供できるように準備する。この際、発災後の避難所において避難所避難者用の物資と自宅等での生活者の物資を分けて保管するなど、必要な保管要領を含めて検討する。
- 避難所において食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を

図る。

- 避難の長期化に備え、発災後の各段階で必要となる物資を見積もり、備蓄及び取得の準備を進める。この際、都と連携して支援可能な物資の状況を平時から確認するように努める。
- 避難所避難者及び自宅等での生活者から必要とする物資のニーズを汲み上げる要領について、検討を進める。
- 食物アレルギーのある人が安心して食料を受領できるように、原材料一覧の掲示等、必要な要領を定める。
- 耐震性を有する大規模マンションに対して、避難所を介さずに物資を供給する要領の検討を進める。

4 要配慮者等への対策

4-1 要配慮者の避難体制

要配慮者の避難体制の整備については、災害対策基本法第49条の10及び14の規定に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等、自ら避難することが困難で特に支援を要する者の対策を優先して取り組む。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

《市（総務部・福祉保健部）》

- 要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする避難行動要支援者について、その支援等、必要な措置を実施するための基礎情報となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。なお、名簿の作成及び活用にあたっては、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を図る。

ア 名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は、以下のとおり。

- ①75歳以上の一人暮らしの者で名簿への登録を希望する者
- ②75歳以上のみの世帯（同居を含む。）の世帯員で名簿への登録を希望する者
- ③身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）1級又は2級取得者
- ④愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。）1度又は2度取得者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）1級又は2級取得者
- ⑥介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ介護施設に入所していない者。
- ⑦難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定

による指定難病の患者のうち、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得者

⑧難病の指定を受けている者のうち、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得者

⑨上記のほか、特に災害時の支援が必要と認められるもの

イ 名簿には以下の事項を記載する。

①登録番号 ②氏名 ③生年月日 ④年齢 ⑤性別 ⑥住所

⑦電話番号その他の連絡先 ⑧世帯状況 ⑨居住状況

⑩名簿の登録資格（支援等を必要とする理由）

ウ 名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部署で把握している必要な情報を集約するよう努めるとともに、市で把握していない必要な情報については、都等に情報提供を求める。

エ 避難行動要支援者に該当する者の転入、転居、死亡、施設等への長期入所等、必要な情報を定期的に確認し、名簿を更新する。また、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者には、名簿情報を提供することについて、同意の確認を行う。

（２）個別避難計画の作成

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 市は、災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導、また、避難所での生活支援を的確に行うため、災害対策基本法第49条の14の規定に基づき、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成に努める。
- 個別避難計画は、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき作成し、要綱の狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書兼個別計画書（第1号様式）に掲げる事項を記載する。
- 個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者又はその家族の承諾のもと、災害発生時に避難行動要支援者の支援を行う安否確認者を指定することとし、避難行動要支援者又はその家族において安否確認者の指定が困難な場合は、町会・自治会、防災会又は民児協が安否確認者とのマッチングを支援する。
- 個別避難計画の作成主体は、名簿の提供に同意した避難行動要支援者とし、市は、支援組織に所属するコーディネーターとの協力のもと計画作成を支援する。

（３）避難行動要支援者の支援体制の構築

- 名簿及び個別避難計画を活用し、以下のとおり避難行動要支援者を支援する体制の構築に努める。
- ア 平時の声掛け及び安否確認、災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導等、避難行動要支援者を支援する組織（以下「支援組織」という。）は、以下のとおりとする。

- | |
|--|
| ①狛江市民生委員・児童委員協議会 ②狛江市社会福祉協議会
③地域包括支援センター ④町会・自治会又はマンション等管理組合
⑤狛江市防災会 ⑥狛江消防署及び狛江市消防団 ⑦調布警察署
⑧福祉サービス事業所 ⑨その他緊急時において、市長が特別に認めた組織及び団体 |
|--|

イ 災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度において、支援組織に名簿及び個別避難計画の情報を提供する。また、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、避難行動要支援者の同意を得ていない場合であっても、必要な限度で名簿及び個別避難計画の情報を提供する。

ウ 名簿及び個別避難計画の情報提供に際して、提供先の組織が適正な情報管理を図るよう、市は以下の措置を講ずる。

- ・名簿及び個別避難計画は秘匿性が高い個人情報が含まれるため、支援組織ごとに必要な情報を抽出して提供する。
- ・狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録制度実施要綱（平成27年要綱第104号）に規定された秘密保持義務を遵守するよう、十分に説明するとともに、必要に応じて、名簿及び個別避難計画の情報を提供した支援組織に対して、個人情報の取扱いに関する研修等を実施する。

エ 支援組織関係者等の安全確保を図るため、災害時の支援に関するルール等をあらかじめ検討しておくとともに、必要に応じて市は支援に関する研修等を実施する。

オ 支援組織関係者等が名簿及び個別避難計画を活用して、早い段階での避難行動を促進することができるよう、高齢者等避難の発令に当たっては、分かりやすい言葉や表現にするとともに、高齢者や障がい者の特性にあった必要な情報を選別して流す等、情報伝達について配慮する。

カ 庁舎の被災等により名簿及び個別避難計画の活用を支障がないよう適切な管理に努めるほか、支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル化を検討する。

- 避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための避難支援対策を示した狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランを策定している。
- モデル地区を指定した避難支援に関わる実地検証を踏まえ、他地域における支援体制の確立を図る。
- 都、狛江消防署等と連携して、自主防災組織等地域を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、円滑な避難体制の確立と地域の防災行動力の向上に努めるとともに、支援者の参加拡大を図る。
- 災害時の緊急入所や緊急ショートステイ等の利用を円滑に行うため、日頃から緊急対応の制度の習熟を図るとともに、社会福祉施設等、関係機関等とのネットワークを構築する。
- 市内にある民間の福祉事業者に対し、避難行動要支援者の受入れやサービス提供等に協力するよう求めていく。
- 社会福祉施設間における相互応援について、広域的な施設への避難が可能になるよう施

設間での調整について助言する。

（４）総合的な避難体制の整備

《市民》

- 要配慮者が災害時に円滑に避難できるよう、また、迅速かつ正確に安否確認ができるよう、平時から顔の見える関係づくりに努める。

《市（総務部・福祉保健部）》

- 要配慮者について、適切な避難誘導や安否確認等を行うため、地域住民、自主防災組織、粕江市民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報の把握、共有及び避難訓練の実施に努めるとともに、情報伝達体制や避難誘導体制の整備を図る。
- 平時からの要配慮者と地域住民との交流を深めるため、その関係づくりを支援する。
- 粕江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。
- 名簿及び個別避難計画に連動したヘルプカードの使用を促進する。

《粕江消防署》

- 市等と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ・市等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - ・社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会、自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に関わる知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりに取り組む。

《都（福祉局）》

- 要配慮者対策に関わる指針や個別避難計画の作成・活用に向けたガイドラインを整備し、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働きかけるなど、市における要配慮者対策の強化を支援する。
- 在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（令和2年7月改訂）」等を活用し、市における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害

時対策の強化を図る。

- 広域的な立場から、安否確認や避難支援、情報提供について、市が障がい者団体等と連携して取り組めるよう支援していく。

【要配慮者・避難行動要支援者の定義】

	市、都の定義	(参考) 災害対策基本法による定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者 具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 具体的には、市が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

4-2 福祉避難所等の指定・安全化

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 要配慮者には生活に制限がある点を踏まえたうえで、自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護等必要なサービスを提供するため、福祉避難所を指定する。福祉避難所を指定したときは、都福祉局に報告する。
- 福祉避難所の指定に当たっては、要配慮者の特性に応じて複数の施設を選定するよう努める。
- 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、可能な限りバリアフリーを備えた建物を利用する。
- 福祉作業所の建設等を行う場合には、福祉避難所としての利用を考慮の上、災害時の避難スペース等の確保を検討する。あわせて、備蓄品等の収納スペースの確保に努める。
- 福祉避難所に指定されていない公共施設や市内の福祉施設等については、福祉避難所の補完的利用等を検討する。
- 各福祉避難所の利用用途については、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランで定める。

【震災時の福祉避難所】

	名 称	所在地
1	あいとびあセンター	元和泉 2-35-1
2	西河原公民館	元和泉 2-35-1
3	中央公民館	和泉本町 1-1-5
4	野川地域センター	西野川 1-6-9
5	岩戸地域センター	岩戸南 2-2-5
6	南部地域センター	猪方 4-11-1
7	狛江こだま幼稚園	中和泉 3-14-8
8	狛江みずほ幼稚園	岩戸南 4-14-1
9	子鹿幼稚園	東野川 3-17-1
10	社会福祉法人狛江福祉会こまえ苑	岩戸南 4-17-17
11	こまえ正吉苑（ホームヘルパーステーション）	西野川 2-27-23
12	こまえ正吉苑二番館（地域交流スペース）	西野川 4-8-8
13	ミライハウス元和泉（居間）	元和泉 2-16-11
14	複合介護施設和楽（機能訓練室）	西野川 4-6-9
15	愛光女子学園（むらさき寮）	西野川 3-14-26
16	狛江市子育て・教育支援複合施設	元和泉 1-11-11
17	シンフォニー（4階フロア）	調布市小島町 2-55-4
18	グループホーム朋1	狛江市内
19	グループホーム朋2	狛江市内
20	カレーショップ・メイ	東和泉 4-1-7-101

4-3 福祉避難所の管理運営体制の整備等

《市（総務部、福祉保健部）》

- 福祉関連のボランティアの派遣について、福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 被害状況や要配慮者の特性等に応じて、複数の福祉避難所を効率的に運営できるよう、開設手順や運営体制について検討する。
- 福祉避難所について、発災後に遅滞なく設置、管理、運営できるよう、福祉関係事業者等と連携しながら、マニュアル等を整備するとともに、適宜、福祉避難所の運営に関する訓練等を実施する。

5 避難者等の生活環境等の改善

(1) 生活環境の改善

《市（総務部・教育部）》

- 停電対応の空調設備がない避難所に対して、使い捨てカイロ又は冷却ジェルの調達を準備する。
- 避難所、共同住宅及び各家庭で行うトイレ使用再開チェックの要領について普及を図るとともに、携帯トイレの備蓄を進める。
- 高齢者等を優先に避難所避難者へのベッドの導入を進める。
- 入浴施設を確保するために、市内入浴施設等との協定締結を進める。

(2) ストレスの緩和

《市（総務部）》

- 避難所におけるラジオ体操やヨガ等の催し、娯楽資材等の貸出を通じた避難者等の健康促進や気分転換を図れるように、指導人材の協力獲得や物品の調達等の準備を進める。
- 希望する被災者の保養地への一時転地等によるストレス緩和を図るため、協定締結先自治体等の協力を得て、転地先の選定等を進める。

6 避難所運営等の訓練の実施

(1) 避難所の運営等に関する訓練

《市（総務部・各部）》

- 避難所運営を担う市民を対象に、運営に関する研修や訓練を行うとともに、自助・共助・公助の役割を市民に啓発していく。
- 避難所運営訓練では、避難所の開設から運営までの総合的な訓練に加え、避難者やペットの受入れ、マンホールトイレ等の設置、簡易ベッドやダンボールベッドの設置、物資の取扱い等の焦点を絞った訓練の実施に努める。この際、訓練の狙いに応じて、実員による訓練とHUG等の図上訓練を適宜使い分けるようにする。
- 震災後の自宅での生活者に対する物資の配布、大規模マンションへの物資の配送等の訓練を行い、震災後の自宅での生活を支援する体制の整備を進める。この際、都や協定締結事業者等と連携を図るとともに、訓練の狙いに応じて、実員による訓練と図上訓練を適宜使い分けるようにする。

《都（総務局）》

- 震災対策訓練等を通じて防災行動力を向上させる。

(2) 要配慮者・避難行動要支援者に関する訓練

《市（総務部・福祉保健部）》

- 福祉避難所について、発災後に遅滞なく設置、管理、運営できるよう、福祉関係事業者等と連携しながら、マニュアル等を整備するとともに、適宜、福祉避難所の運営に関する訓練等を実施する。
- 要配慮者について、適切な避難誘導や安否確認等を行うため、地域住民、自主防災組織、狛江市民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報の把握、共有及び避難訓練の実施に努めるとともに、情報伝達体制や避難誘導体制の整備を図る。
- 都、狛江消防署等と連携して、自主防災組織等地域を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、円滑な避難体制の確立と地域の防災行動力の向上に努めるとともに、支援者の参加拡大を図る。
- 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。

《狛江消防署》

- 市等と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

7 在宅の被災者の支援体制

《市（総務部）》

- 在宅の被災者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅の被災者等が利用しやすい場所に在宅の被災者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅の被災者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

8 車中泊

（1）都における震災時の車中泊に関わる基本的考え方

- 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。
 - ・東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
 - ・大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
 - ・緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
 - ・都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
 - ・エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

(2) 車中泊者発生抑制に向けた取組

《都》 《市(総務部・福祉保健部・教育部)》

- 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページや各種SNS、其他媒体等で、あらかじめ都民に普及啓発し意識の醸成に努める。
 - ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - ・ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
 - ・ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
 - ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し得ること
- 市は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料、水、毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。
- 本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、地域内輸送拠点、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

2 現在の対策の状況

- 都と連携し、アルファ化米、クラッカー等の食料、調製粉乳、液体ミルクのほか、毛布、肌着、敷物、携帯トイレ、仮設トイレ、生理用品等の生活必需品や感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、事業者等と協定を締結し、災害時に優先調達できるよう備えている。
- 地域での訓練を行う際に、アルファ化米、クラッカー等の食料の無償提供や資機材の貸出しを行っている。
- 水の確保については、庁舎に地下水の揚水設備を整備しているほか、東京慈恵会医科大学附属第三病院との協定や市民が所有する井戸を災害時に提供する災害対策用井戸の登録制度を実施している。
- 応急給水体制の確立に向けて、都及び世田谷区と連携して、砧浄水場及び和泉本町給水所の給水拠点で給水訓練を実施している。
- トラック協会、運送事業者、バス・タクシー事業者等と協定を締結して輸送手段の確保に努めるとともに、地域内輸送拠点となる施設の提供について事業者と協定を締結している。また、石油燃料及びプロパンガスの優先供給に関する協定を事業者と締結している。
- 多摩川緑地公園グラウンドを災害時臨時離着陸場候補地として整備し、緊急輸送手段としてのヘリコプターの活用に備えている。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目			多摩東部直下地震	都心南部直下地震
避難者数	最大数 (4日目以降)	総 数	18,290 人	11,541 人
		避難所避難者数	12,194 人	7,694 人
	発災当初 (1－3日目)	総 数	11,702 人	8,769 人
		避難所避難者数	9,946 人	7,454 人

※地震の想定は、冬・夕方・風速8m/s

4 課 題

- 被害想定における避難者総数 18,290 人、避難所避難者数 12,194 人（多摩東部直下地震）を踏まえた備蓄品の整備や調達手段の確保を図るとともに、市民による自助の重要性を訴えていく必要がある。
- 女性や要配慮者等の視点に立った多様なニーズに対応できる食料、生活必需品等を備蓄する必要がある。
- 一定数の避難所外避難者及び震災後の在宅での生活者への対応分を含めた物資を備蓄するとともに、支援体制を整備する必要がある。
- 地震により水道施設が被害を受けた場合に備え、給水拠点や給水場所等を活用した飲料水等の確保を図る必要がある。
- 物資の迅速・的確な受入れ、仕分け、保管、発送に対応できる地域内輸送拠点の整備を進める必要がある。
- 発災時の円滑な物資の輸送ができるように、物流事業者等との連携を強化するとともに、情報の収集及び関係者間での共有、並びに連絡体制を整理する必要がある。
- 東日本大震災では、個人による被災地への支援物資の送付により、仕分けや確認作業等が被災地の負担になったことから、被災した場合の対応を検討する必要がある。

5 主な対策の方向性

- 都と連携し、一定数の避難所外避難者及び震災後の在宅での生活者への対応分も含めた発災後3日分の物資の備蓄を進める。
- 市の備蓄に対する考え方を周知するとともに、市民、事業者等で備えておくべき品目を示すなど、備蓄の啓発を行う。
- 女性、要配慮者等の多様なニーズや、季節等様々な状況を考慮した備蓄品目を整備する。
- 備蓄品の拡充に備えて、新たな保管スペースの確保や避難所等で効率的に使用できるような保管方法を検討する。
- 震災後の在宅での生活者に対する支援体制について検討する。
- 都等と連携し、市職員や市民による給水拠点等からの給水ができるように、必要な訓練を実施する。
- 協定締結事業者と連携し、地域内輸送拠点の効率的な運営を図る。
- 事業者等との協定締結を進め、輸送に必要な車両や燃料等の確保に努める。
- 緊急輸送手段として有効な場合にヘリコプターの活用ができるように、都等を通じた要請要領、ヘリコプターと連携した物資等の輸送要領について習熟を図る。
- 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）に基づき、義援物資の取扱いについて、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜対応要領を検討する。

第2節 具体的な取組

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 食料及び生活必需品等の確保

《市（総務部・市民生活部）》

- 避難所等に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資、マスク、消毒用アルコール、ウェットティッシュ等の感染症対策に必要な物資の備蓄を進める。
- 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から3日目までの避難所避難者数（多摩東部直下地震、冬の夕方、風速8m/sの場合）を基準とする。食料の備蓄所要量は7万食である。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録を進める。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、過去の災害事例等を通じて平時から見積を行い、備蓄、調達の準備を進める。
- 物資の確保に当たっては、避難所における感染症対策に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど様々な状況を考慮する。
- 食料、生活必需品等の確保に当たっては、備蓄物資の不足に備えるためにも、あらかじめ東京都の支援可能な物資の状況を確認するとともに、他の地方公共団体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。
- 市民、事業者による備蓄を促進するため、市民や事業者が食料、生活必需品を備蓄するよう、日常備蓄等の周知とあわせ、ホームページ等を通じて、積極的に普及啓発を行う。
- 食料及び生活必需品の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。

《市民・事業所》

- 平時から食料、生活必需品及び感染症対策用品（マスク、消毒用アルコール、ウェットティッシュ、体温計等）の備蓄に努める。備蓄量の基準は、各家庭等では最低3日間分、推奨1週間分とし、事業所では一斉帰宅の抑制期間である3日分とする。
- 各家庭等では、「狛江市防災ガイド」を参考に、平時から非常時に持ち出すべき品物を各人の特性に応じてあらかじめリストアップし、いざというときにすぐに持ち出せるようにしておく。

《都（総務局）》

- 都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。

- 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者による備蓄を促進する。
- 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。
- ブルーシートや土のう袋に加え、避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを都としても備蓄をする。なお、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
- 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保を図る。

《都（都市整備局）》

- 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、防災備蓄倉庫の整備を促進する。

《都（総務局・福祉局）》

- 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。
- 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して発災後3日分の備蓄を確保し、その継続に努める。
- 迅速かつ効率的に物資を搬出するために必要な保管体制の整備に努める。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 高齢者等要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。
- 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳等、要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。災害発生後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。
- 子育て世代の方等が乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。
- 生活必需品等については、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具

等を確保する。

- 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。

(2) 要配慮者・女性・乳幼児等に対する配慮

《市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部）》

- 求められる物資等は、時間の経過とともに変化することを踏まえることに加え、要配慮者や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。この際、市は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。
- 食事に配慮が必要な方（乳幼児、食物アレルギー者、慢性疾患患者、高齢者等）の特殊食品について、具体例を示しながら市民が自ら備蓄するよう啓発していく。
- 基礎化粧品等、災害時にも女性にとって必要な生活用品について、具体例を示しながら周知し、市民が備蓄や非常用持出品として準備するよう啓発していく。また、こうした生活用品等の災害時の提供について、事業者等との協定締結を進めていく。

2 飲料水及び生活水の確保

《市（総務部・市民生活部・環境部）》

- 雨水貯留槽、災害対策用井戸等の整備により、水の確保に努める。
- 飲料水及び生活水の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、都をはじめ各関係機関の協力の下、市民でも使用できるよう適宜訓練等を実施する。

【市内の災害対策用井戸】（令和6年3月12日現在）

- ・市防災センター1か所（飲用）
- ・東京慈恵会医科大学附属第三病院1か所（飲用）
- ・市立小中学校10か所
- ・西河原公民館1か所
- ・前原公園2か所、清水川公園1か所
- ・個人所有（登録井戸）67か所

《市民・事業所》

- 水道の復旧には時間を要するので、平時からペットボトル等の飲料水及び風呂場等の水の汲み置き等による生活水の確保に努める。

《都（総務局・水道局）》

- 浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓等応急給水用資機材の計画的な更新を図り、資機材の整備を推進するとともに、これら資機材を収納する倉庫を整備する。

- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準等を考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- 市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）、給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、市と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。また、避難所応急給水栓からの応急給水について、市と覚書を締結の上、応急給水用資機材の譲渡を実施する。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、市が確保している受水槽、プール、消火栓、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、市と連携して応急給水に万全を期する。

【市内及び近隣の給水拠点】

施設名	住 所	確保水量
和泉本町給水所	和泉本町四丁目 6 番 1 号	2,260m ³
砧浄水場	世田谷区喜多見二丁目 9 番 1 号	8,300m ³

【その他の給水場所】

施設名	住 所	確保水量(日量)
市防災センター	和泉本町一丁目 1 番 5 号	216m ³
東京慈恵会医科大学附属第三病院	和泉本町四丁目 11 番 1 号	280m ³ ※

※平成 18 年に締結した協力協定により、病院の所有する井戸から狛江市と調布市の両市に日量約 280m³ の供給を受けることが可能となった。

3 備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備

(1) 市内備蓄倉庫

＜市（総務部・市民生活部・教育部）＞

- 避難所以外の備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 避難所の備蓄倉庫を確保するとともに、平時における管理運営を避難所運営協議会と連携して行う。
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。分散備蓄の場所は、物資の出し入れ等の効率性を考慮し、できる限り避難所敷地内での確保を検討する。

- 備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。

（2）地域内輸送拠点¹⁹

《市（総務部・市民生活部）》

- 食料及び生活必需品等の物資を都の広域輸送基地²⁰、備蓄倉庫等から受け入れ、避難所等に搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都総務局に報告する。
- 市の地域内輸送拠点を市民総合体育館とする。この際、市民総合体育館は多量の物資を取り扱うにあたり、大型車両の進入・進出、建物内への物資の搬入・搬出に構造上の困難を伴うことから、協定締結事業者の物流倉庫を予備の地域内輸送拠点とし、災害時の状況を踏まえて可能な場合は使用できるように準備する。
- 協定締結事業者の物流に関する専門的知見を、物資の受入れ、仕分け、保管、配送指示、払出し等に活用できるように平時から準備する。
- 地域内輸送拠点で物資の取扱いを行う人員について、市職員、応援職員、ボランティアの活用、事業者への委託を含めて幅広く計画する。また、地域内輸送拠点での作業に使用する資機材の確保について検討する。

【地域内輸送拠点】

区 分	名 称	住 所
地域内輸送拠点	市民総合体育館	和泉本町三丁目 25 番 1 号
地域内輸送拠点 （予 備）	かりはな製作所本社	中和泉三丁目 28 番 1 号
	かりはな製作所府中営業所	府中市是政四丁目 23 番

《都（総務局）》

- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録をする。
- 市が指定した地域内輸送拠点を把握する。
- 都備蓄倉庫の確保及び管理運営を行うとともに、都備蓄倉庫の適正な配置を検討する。
- 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。

¹⁹ 市の緊急物資等の受入れ、配分、避難所への輸送等への拠点。

²⁰ 国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港、民間倉庫等がある。

4 輸送体制の整備及び輸送手段の確保

《市（総務部・市民生活部）》

- 地域内輸送拠点又は備蓄倉庫から避難所等への輸送に当たっては、円滑かつ確実に届けられるように、庁用車や協定締結事業者等の車両等を使用する。この際、複数の事業者等を活用し、輸送する物資の種類及び経路に応じた適切な輸送手段（通常のトラックに加えて、ボックス車、保冷車、小型車等）を選定できるように準備する。
- 災害応急対策に従事することが予想される車両については、発災前に標章等の交付を受けておくように努める。
- 耐震性を有する大規模マンションに対して、避難所を介さずに物資を供給する要領の検討を進める。
- 配送先となる避難所等の位置及び経路について、輸送時に適切に指示できるように平時から準備する。
- 地域内輸送拠点への物資搬入のために、大型車が通行できるルート及び拠点における車両の統制要領を検討する。
- 避難所や被災に関する状況が刻々と変化することが想定されることから、物資の種類、輸送先の状況等に基づく輸送の優先順位設定の考え方をあらかじめ検討しておく。
- 車両、機材等の置場は、浸水や倒壊等の安全性に配慮した場所とするよう努める。
- 輸送体制の整備・車両の確保に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。
- 緊急輸送手段として有効な場合にヘリコプターの活用ができるように、都等を通じた要請要領、多摩川緑地公園グラウンド等を使用するヘリコプターと連携した物資等の輸送要領について、適宜訓練等を実施する。

《調布警察署》

- 緊急通行車両の確認事務を行う。

《狛江消防署》

- 緊急通行車両（所管関係車両）等を確認する。

5 燃料の確保

《市（各部）》

- 東日本大震災時にガソリン等の燃料が不足したことを踏まえ、あらかじめ民間事業者等と優先供給に関する協定を締結している。
- 災害時に備えるため、平時より庁用車を使用するときは、残量が半分程度になったら必ず給油・充電をしておく。

6 義援物資の取扱い

《市（企画財政部）》

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 市は、この報告内容と災害時の生活必需品等の需給状況等に応じた適切な対応が実施できるように、義援物資の受入れの要否、受け入れる場合の要領、各避難所等への配分に関して、効率的な取扱いができるようあらかじめマニュアル等を作成し、内容の習熟を図る。

第10章 住民の生活の早期再建

第1節 全 般

1 基本的な考え方

- 震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した市民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。
- 本章では、応急危険度判定、罹災証明書の交付、災害用トイレの確保及びし尿処理、ごみ処理及び災害廃棄物処理、仮設住宅供給のための準備、並びに学校の応急対策等の市民の生活再建についての対策を示す。

2 現在の対策の状況

- 市はこれまで、家屋・住家の被害認定調査に関する職員研修、実際の被災地への職員派遣による罹災証明書の交付業務の習得に努めている。
- 家屋・住家の被害認定調査や罹災証明書の交付をはじめとした被災者生活再建支援業務の迅速かつ公平な実現を目的として平成29年度に、共同利用型被災者生活再建支援システムを導入している。
- 発災時のトイレ機能の確保に向け、施設の耐震化を進めるとともに、携帯、仮設、簡易、要配慮者用等、様々なタイプの災害用トイレを購入し、各避難所の備蓄倉庫に保管している。
- し尿処理については、都下水道局と覚書を締結し、北多摩一号水再生センターへのし尿処理及び受入れに関する体制が整備されている。また、し尿処理に関わる車両、作業員、資機材等の供給について、事業者と協定を締結している。
- 災害廃棄物の処理については、都が策定する東京都災害廃棄物処理計画と連携をとり、狛江市災害廃棄物処理計画を策定している。
- 学校、保育園、学童クラブ、児童館等での対応については、避難行動、保護者等への引渡し、応急手当等をまとめたマニュアルを作成している。

3 狛江市における主な被害想定

被害項目			多摩東部直下地震	都心南部直下地震
死者数			42 人	29 人
負傷者数			418 人	247 人
建物被害	全壊棟数		287 棟	125 棟
	ゆれ		283 棟	124 棟
	液状化		4 棟	2 棟
	半壊棟数		1,013 棟	835 棟
	ゆれ		982 棟	822 棟
	液状化		31 棟	13 棟
	焼失	倒壊建物を含む	1,682 棟	1,299 棟
	棟数	倒壊建物を含まない	1,649 棟	1,209 棟
避難者数	総 数		18,290 人	11,541 人
	避難所避難者数		12,194 人	7,694 人
電力（停電率）			13.2%	9.4%
通信（固定電話不通率）			9.9%	7.6%
上水道（断水率）			25.0%	12.2%
下水道（管きょ被害率）			4.1%	2.4%
ガス（供給停止率）			0.0%	0.0%
災害廃棄物			14 万 t	9 万 t

※地震の想定は、冬・夕方・風速8m/s

避難者数は最大数が見積もられる発災後4日から1週間の値

4 課 題

- 被害想定では、約280棟の建物が全壊し、約1,000棟の建物が半壊するほか、上水道の断水率25.0%、下水道の管きょ被害率4.1%、避難所避難者数約12,000人が想定されている。また、災害廃棄物は約14万トンの発生が見積もられている。
- 罹災証明書は、被災者の生活再建のための各種支援策と密接に関連することから、迅速かつ適切な処理・交付が求められる。
- し尿、ごみ、災害廃棄物の運搬・処理について、実施に当たって必要な人員、資機材等が現時点では十分でないといえる。また、最終処分場が被災等により機能停止等した場合を想定しておく必要がある。
- 東日本大震災等での交通機関や通信手段の機能停止等を踏まえ、学校や保育園等と保護者との連絡方法や園児・児童・生徒の引渡しについて、各学校等のマニュアルに基づき訓練を継続する必要がある。
- 仮設住宅の供給について、東日本大震災等において、入居者選考の公平性、コミュニティ

の喪失等が問題となった。また、市内では立地条件等を考慮すると、ごく限られたエリアに建設することとなるため、工夫が必要である。

- 罹災証明書の交付申請及び交付は、十分な待合スペースがない中で多くの申請者が一斉に来庁することによる混乱や庁舎に出向くことができない被災者への配慮が必要であることから、十分なスペースが確保でき、申請者数を地域で分散することができる学校等を会場とした外部集中発行を行う必要がある。

5 主な対策の方向性

- 市は、関係機関と連携、協力しながら生活再建対策を早急に実施できるように準備する。
- 罹災証明書の交付について、都の被災者生活再建支援システムの検証等、迅速かつ効率的な交付体制の構築を検証する。また、市職員は、罹災証明書に関する一連の交付業務を訓練等により習得する。
- トイレ機能の確保について、下水道被害や避難者数等の想定数値を踏まえて備蓄を進めるとともに、市民及び事業者による備蓄について啓発を進める。
- し尿、ごみ、災害廃棄物の運搬・処理について、専門事業者等との協定締結等により、車両、作業員、資機材等、十分な処理体制の確保に努める。また、災害廃棄物を一時的に集積しておくスペースを確保するなど、処理方針等をあらかじめ決定する。
- 作成したマニュアルに基づき訓練を実施するなど、学校、保育園、学童クラブ、児童館等での対応について、子どもたちが安全かつ確実に避難、待機、保護者等への引渡しができるよう体制の構築を図る。
- 仮設住宅の供給について、あらかじめ入居基準を定めるとともに、入居者の相談体制を整えるなど、入居前後における入居者の公平感、安心感の確保に努める。また、都と連携し、事業者等と協力して賃貸住宅を借り上げて提供するなど、多様な手法による避難者向け住居の確保・準備に努める。

第2節 具体的な取組

1 応急危険度判定

＜市（都市建設部）＞

- 都都市整備局と連携して、訓練への参加等職員等の災害時における応急危険度判定士の資格取得者の育成に努める。
- 調査時の行動が迅速に行えるよう、判定拠点の確保や応急危険度判定にあたる人材のユニフォーム類や備品類の備蓄を図る。

＜都（都市整備局）＞

- 平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を

防災ボランティアとして位置付けた。

- 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、引き続き実員の確保を図っていく。
- 平成13年11月に区市町村が会員となり発足した東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が認定登録を行うなど、引き続き判定士の養成・確保に努めていく。
- 全国被災建築物応急危険度判定協会を通じた判定員の相互応援体制の整備を進めており、広域支援が可能となっている。

2 生活再建のための事前準備

(1) 罹災証明書の交付

《市（総務部・市民生活部・都市建設部）》

- 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を定める。
- 罹災証明書の交付根拠となる、災害に関わる住家被害認定調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施する。
- 住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明書交付に対する問合せ対応体制を整備する。
- 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する体制を構築する。
- 都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。
- 応急危険度判定²¹調査、被災宅地危険度判定²²調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について周知するものとする。

《市（総務部・市民生活部・都市建設部）》 《狛江消防署》

- 被害認定調査体制を充実するとともに、狛江消防署と市は事前協議や訓練等を行い、罹災証明書交付に関わる火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。

《都（総務局）》

- 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」におい

²¹ 震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

²² 大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的として被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することをいう。

て、災害に関わる住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。

- 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。
- 被災者生活再建支援業務に関わるシステムのうち、都内区市町村が導入しやすい環境整備として構築した「被災者生活再建支援システム共同利用版」に関する調整及び合意形成を図る。
- 市に対し、罹災証明の交付根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の交付体制等に関する研修及び訓練を実施する。また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。
- 発災時に備え、事前に罹災証明書交付における必要人員数等の把握及び体制整備に向けた情報発信に努める。

（2）義援金の配分事務

《市（企画財政部）》

- 都の義援金募集等に協力する場合の募集・配分について必要な手続を明確にする。
- 義援金の独自募集について、検討しておく。

《都（総務局・福祉局）》

- 東京都義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部ほかその他関係機関の中から選任しておく。
- 義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。
- 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いを確認する。

3 トイレの確保及びし尿処理

（1）災害用トイレの確保

- 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。この際、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府、令和4年4月改定）を参考に、過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮する。

《市（総務部・福祉保健部・環境部）》

- 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等により災害用トイレの確保に努める。
- 要配慮者等の利用を想定して、洋式トイレや車椅子使用者対応トイレ、オストメイト用トイレ、育児・介助者同伴で利用できるトイレ等の確保を検討し、トイレのバリアフリー化に配慮する。

- 強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮する。
- トイレが設置できるマンホールの拡充を図っていく。
- 仮設トイレの調達について、事業者等との協定の締結を推進する。
- 避難所等から排水を受ける下水道管路の耐震化等を推進する。

《市民・事業所》

- 各家庭では、当面の目標として、最低3日分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 事業所では、当面の目標として、一斉帰宅の抑制期間を踏まえ最低3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄するとともに、震災後の復旧活動期間も引き続きトイレが使用できない可能性を考慮し、必要量の備蓄に努める。
- 各家庭、事業所ともに水の汲み置き等により生活用水を確保する。

《都（総務局）》

- 関係各局や市と連携し、災害用トイレの需要と供給や、災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の視点を踏まえた総合的なトイレ対策を推進する。
- トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所等のトイレ機能を確保する取組を進める。

《都（下水道局）》

- 水再生センターや流域下水道幹線の耐震化等を推進する。

《都（教育庁）》

- 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレの整備を行う市を支援する。

（2）災害用トイレの普及啓発

《市（総務部）》 《各関係機関》

- 災害用トイレの設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であるので、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

（3）し尿処理体制の確保

《市（環境部）》

- し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保する。

- 都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を行う。
- 民間事業者と協定を締結し、し尿収集車両の確保を図る。確保に当たっては、し尿の発生量、仮設トイレの設置数、トイレの容量も想定しておく。
- し尿処理に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。

《都（環境局）》

- 市の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する市と関連事業者との協定等の締結を推進する。
- し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施する。

《都（下水道局）》

- し尿の受入体制を整備する。

4 ごみ処理

《市（環境部）》

- 災害時のごみ処理に関する窓口設置に向けた準備を行う。
- ごみ処理施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。
- 既存の災害廃棄物処理計画を国や都の動向等を踏まえ随時修正する。

《都（総務局・環境局）》

- 都は、市が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資機材について、市からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行うことで、不足分の確保を図る。
- 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。
- 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理体制を実現する。

5 災害廃棄物処理

《市（環境部）》

- 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。
- 災害廃棄物の撤去用重機、輸送車両を有する事業者との協定締結等を進めることにより、協力関係の拡充を図る。
- 仮置場として西和泉グラウンドを第一の候補地とするが、西和泉グラウンドが使用できない場合等も考慮し、他の候補地についても検討する。

- 既存の災害廃棄物処理計画を国や都の動向等を踏まえ随時修正する。

《都（総務局・環境局）》

- 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物処理マニュアル」を策定する。
- 市の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。
- 市が処理計画の見直しをする際に支援を実施する。
- 広域的な災害廃棄物処理体制について、連携体制の構築を推進する。

6 仮設住宅供給のための準備

《市（総務部・都市建設部）》

- あらかじめ以下の点を考慮の上、建設候補地を下表のとおり定めるとともに、他の一定面積以上の候補地について検討する。
 - ・ 接道及び用地の整備状況
 - ・ ライフラインの状況（埋設配管）
 - ・ 災害時集合場所等の利用の有無

名 称	所在地	使用可能面積
市民グラウンド	和泉本町 2-15-2	約 8,000m ²
前原公園	西野川 3-11-1	約 2,800m ²
西河原公園※	元和泉 2-38-1	約 2,350m ²

※ 西河原公園は多摩川氾濫時の浸水エリア内にあるが、市域が狭小のため建設候補地が限られていることから、引き続き指定する。

- 仮設住宅の建設に当たって、予定地に必要な整備や手順等をあらかじめ検討しておく。
- 仮設住宅の建設資材に関する課題について、あらかじめ過去の事例等を検証しておく。
- 民間不動産事業者等と協定締結を進めることにより、民間の集合住宅の災害時の優先的な借り上げについて検討する。
- 関係機関等と連携し、仮設住宅での飼養動物の受入体制について検討する。
- 仮設住宅の供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力の下、適宜訓練等を実施する。なお、マニュアル等では、設置場所、入居者基準等を明確にし、平時から市民に周知を図る。

《都（住宅政策本部）》

- 常に最新の建設候補地の状況を把握しておくため、年1回市に報告を求める。
- 市から報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
- 発災後迅速に建設型応急住宅を着工できるよう、市と連携して候補地における具体的な

配置計画等を検討する。

- 国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置を検討する。

7 学校の応急対策

《市（子ども家庭部・教育部）》

- 所管の業務について、学校等の応急対策が適切に実施できるように準備する。また、私立幼稚園についても同様の対応をするように助言等を行う。

《市立小中学校》

- 校長は、災害の発生に備えて、以下の措置を講じるものとする。
 - ・学校の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急教育、指導の方法等について、あらかじめ方針等を整えておく。
 - ・学校ごとに、震災時の避難行動、保護者への引渡し等に関するマニュアル等を作成しておく。
 - ・在校中や休日等の部活動等で児童・生徒が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置付けるとともに、保護者との連絡体制を整備する。
 - ・登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - ・勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - ・市教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - ・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒も協力する。
 - ・児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。
 - ・学校医や地域医療機関等との連携を図る。

8 保育園等の安全確保・応急保育

《市（子ども家庭部）》

- 市立保育園及び学童クラブについて、応急保育が適切に実施できるように以下の事項を行い体制の整備を図る。
 - ・危機管理マニュアル等を策定し、平時からの訓練等を推進する。
 - ・保護者との直接連絡の手段として、携帯電話の配置と災害用伝言ダイヤル等の案内を行う。
 - ・食料等の備蓄を検討する。
 - ・園児・児童等の避難や保護者等への引渡し及び連絡体制等について、事前に検討し、保護

者等に対して周知を図る。

- 私立認可保育園、認証保育所及び家庭福祉員等保育施設に対して、市立保育園と同様の対応を講ずるように助言・指導を行う。

《市立保育園》

- 園長は、災害の発生に備えて、以下の措置を講じるものとする。
 - ・ 保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておく。
 - ・ 園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制について整備する。
 - ・ 勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、職員に周知する。
 - ・ 園ごとに、震災時の避難行動、保護者への引渡し等に関するマニュアル等を作成しておく。
 - ・ 保育園、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制並びに協力体制を確立する。
 - ・ 園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、園児等も協力する。
 - ・ 園児の安全確保を図るため、医薬品等を充実するよう努め、保育園医や地域医療機関との連携を図る。

《児童館・学童クラブ・放課後子ども教室（kokoA）》

- 災害時の児童の安全確保や避難方法等について、事前に検討しておくとともに、必要に応じて訓練等を実施する。

9 災害救助法等

（1）災害救助法の適用

《市（企画財政部）》

- 災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。
- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。また、作成が義務付けられている関係帳票を事前に準備するとともに、その作成方法等について習熟しておくものとする。

《都（総務局）》

- 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、市に周知を徹底する。

（2）激甚災害法の適用

《市（企画財政部）》

- 市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

《都（総務局）》

- 激甚災害法に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底する。

《都（各局）》

- 激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

第 3 部 災害対応

第1章 基本構想

1 基本構想

- 地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、第一義的防災機関として、法令、東京都地域防災計画及び狛江市地域防災計画を踏まえ、東京都及び他自治体、防災機関、事業者、並びに市内の自主防災組織及び住民等と協力し、その有する全機能を発揮して災害対応を実施する。
- 災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 災害対応の実施にあたり、被災者の搜索・救助及び安全確保、並びに被害の拡大防止に主たる努力を傾注しつつ、物資の受入れや復旧対策の円滑な実施に必要な準備を行う第1期応急対策（地震発生から3日間を基準）と、行方不明者の搜索・救助を継続しつつ、主たる努力を各種の生活再建業務に移行する第2期復旧対策（地震発生から4日目以降を基準）の期区分を設定する。
- 震災時の災害対応に当たっては、実際の被災状況に応じて、本計画に記載されている内容を参考に、柔軟に行動する必要がある。

2 期区分

（1）第1期 応急対策

- 第1期の応急対策は、生存者の救命率が大きい地震発生から72時間、3日間を基準とする。
- 応急対策は、発災直後の被災状況が不明な中で開始される。人的及び物的資源が制約される中にあって、速やかに活動態勢の確立を図るとともに、当初は、市民の生命を守り、安全を確保するため、市民の共助と市及び防災機関の組織的な活動による被災者の搜索・救助、災害時集合場所や指定避難所の開設、傷病者への医療救護等による被災者の安全確保、並びに地震後の大規模火災、余震による建物倒壊、危険物等の流出及び複合災害の発生による被害の拡大の防止を重視する。
- 被災状況の判明、人的及び物的資源の確保の度合いに応じて、応急対策の実施事項及び対象を調整し、優先順位をつける。この際、上記の重視事項に加えて、物資の受入れや復旧対策の円滑な実施に必要な準備の推進に留意しなければならない。
- 人的及び物的資源の状況が許す場合は、応急対策の期間内であったとしても、適宜、復旧対策にある事項を前倒しして実施していく。
- 災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

(2) 第2期 復旧対策

- 第2期の復旧対策は、4日目以降を基準として、応急対策に引き続き実施され、震災後の当面の復旧業務に目途が立ち、災害対策本部が閉鎖されることにより終了する。
- 復旧対策では災害対応の焦点が、被災者の捜索・救助から生活再建へと徐々に移行する。協定を締結している自治体や事業者からの応援、東京都を通じた応援が逐次来着し、人的及び物的資源の制約が緩和されていくため、応急対策期から開始した復旧業務の拡大や新たな復旧業務への着手がなされる。

この際、応急対策から復旧対策への移行をもって捜索・救助が終了するものではないことに留意する必要がある。

- 震災時の復旧対策は一定の期間継続する可能性がある。災害対策本部事務局及び各部等は、職員のシフトを含む勤務体制を整備し、継続的な活動体制を確立する必要がある。
- 東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年発生した大規模な災害では、多くの災害関連死が発生している。災害関連死の多くは地震発生後の早い時期に発生しており、熊本地震の場合、1週間以内に25%以上、1か月以内に60%以上が亡くなっている。災害関連死の抑制に資する施策は、復旧対策期においても被災者の安全確保という観点から重要である。

3 災害対応の体制

- 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、市の災害対応を円滑に実施するため、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）、狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年10月6日規則第10号）及び狛江市災害対策本部運営要綱（令和3年1月13日要綱第5号）の定めるところにより、狛江市災害対策本部を設置する。
- 災害対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を各部長及び都知事、関係防災機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。各部長は、所属職員に対し、災害対策本部の設置を周知徹底しなければならない。
- 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員、事務局、災害復興本部準備室及び各部を置く。
- 都及び各防災機関等が派遣する連絡員を受け入れ、災害対策本部内又は災害対策本部の近傍等に活動場所を提供する。
- 都及び各防災機関等との連携を促進するため、災害対策本部の日々の業務サイクルを適切に定める。
- 災害対策本部による災害対応を効果的に行うため、総合調整、計画分析、情報整理、資源管理、広報及び財務会計の観点から、事務局及び各部等の業務を律する。
- 他自治体等からの応援職員の受入体制を確立する。この際、都及び協定締結自治体に対して応援を要請する場合は、応援職員に期待する業務と求める能力を明らかにする。応援職員の各部等への配分は、この点を踏まえて適切に行うように留意する。

- 市長は、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、災害対策本部の設置に準じて行う。
- 別紙第1 災害対策本部の設置及び運営

別紙第1

災害対策本部の設置及び運営

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

《市（事務局・総務部・各部）》

- 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
- 狛江市災害対策本部条例施行規則第4条に規定する本部員は、災害対策本部を設置する必要を認めたときは、総務部長に災害対策本部の設置を要請することができる。
- 総務部長は、上記の要請があった場合、又はその他の状況により災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、本部員を招集して協議の上、災害対策本部の設置を市長に要請する。
- 災害対策本部を開設する場合、各部長は、別に定める要員を事務局に差し出し、事務局長の下で勤務させる。
- 災害対策本部の開設要領は別に定める。

(2) 災害対策本部設置の通知等

《市（事務局・総務部・各部）》

- 災害対策本部が設置されたときは、事務局長は、直ちにその旨を各部長及び都知事、関係防災機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。
- 各部長は、所属職員に対し、災害対策本部の設置を周知徹底する。
- 災害対策本部が設置された場合、狛江市役所正門又はその近傍に「狛江市災害対策本部」の表示を行う。

(3) 設置場所

《市（事務局・各部等）》

- 災害対策本部を防災センター3階及び4階に設置する。
- 3階に本部会議室及び事務局の一部を配置し、4階に事務局、各部の執務スペース及び防災機関等の連絡員の執務スペースを配置する。この際、各部の執務スペースには限りがあるため、各部の既存の勤務場所も合わせて使用する。
- 細部の内部配置は別途示す。

(4) 災害対策本部の廃止

《市（事務局・総務部・各部）》

- 市長は、災害発生するおそれが解消したとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、災害対策本部の設置に準じて行う。

2 災害対策本部の編成

(1) 基本となる編成

《市（事務局・各部等）》

- 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員、事務局、災害復興本部準備室及び各部を置く。
- 市長は、本部長として、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副市長、教育長及び危機管理監は、副本部長として、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 危機管理監は、事務局長を兼務する。
- 各部長は、災害対策各部長として、各部の事務を掌理するとともに、本部員として災害対策本部会議に出席する。各部長に事故があるときは、各部の副部長²³が職務を代理するとともに、部長に代わり、災害対策本部会議に出席する。
- 本部員は、上司の命を受け、本部の事務に従事する。
- 災害復興本部準備室長は、上司の命を受け、災害復興本部設置の準備をするとともに、災害復興に係わる所要の検討を実施する。

(2) 災害対応の進展にともなう編成の見直し

《市（事務局・各部等）》

- 復旧対策期に災害対応業務の焦点が被災者の捜索・救助から生活再建へと移行するとともに、他自治体等からの応援職員等の受入れが進むのに伴い、災害対策本部事務局及び各部、並びに避難所等の市職員の配置を見直す。
- 災害対応の進展により、都、防災機関等及び市民の活動の中心が昼間になると予期されるため、市としても昼間における業務を増大させ、夜間の業務を減少させることにより、昼夜間の職員数の見直しを図る。
- 市職員の配置の見直しにあたり、以下の事項に留意する。
 - ・災害対応業務の進展により、業務量が著しく増大した部署、又は増大が予期される部署への増員
 - ・災害対応業務の進捗により、業務量が減少した部署の減員
 - ・他自治体等からの応援職員、市内外からのボランティアの配置により、交代可能となった市職員の本来の所属への復帰、又は新たな配置への変更
 - ・夜間の業務を緊急性の高いものへの対応、業務の特性上夜間の実施が望ましいもの、翌日

²³ 災害対策本部の各部の副部長は、狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年10月6日規則第10号）に示すとおり。

の業務実施のために必要性の高いものに限定。これに合わせて昼間と夜間の職員数の見直しを実施

- ・子どもを預けている職員の勤務時間への配慮の継続
 - ・交通機関の復旧が遅れる場合、自宅が遠方にある職員の一時帰宅への配慮
- 震災後、1週間程度の早い時期を目途に、災害復興本部準備室を拡充し、災害復興本部を設置する。

3 事務局及び各部等の実施事項

(1) 事務局の編成及び実施事項

区 分	長	実施事項
事務局長	危機管理監	事務局業務全般の統括
総括班	安心安全課	必要により各部からの応援を得て以下の事項を実施する。 ○当面及びじ後の災害対応の総合調整に関すること ○防災機関等との連携の総合調整に関すること ○自衛隊の災害派遣要請の要求及び活動調整に関すること ○消防団の出動に関すること ○帰宅困難者対策の総合調整に関すること ○要配慮者対策の総合調整に関すること ○防災行政無線の統制・活用に関すること ○警戒区域の設定、避難指示等、その他本部長命令の伝達に関すること ○避難誘導に関すること ○本部職員の動員に関すること ○資機材・物資の状況把握及び使用の統制に関すること ○本部長、副本部長、事務局及び本部会議の庶務に関すること
情報班	安心安全課	必要により各部からの応援を得て以下の事項を実施する。 ○災害情報の収集、処理及び整理に関すること ○災害対策本部内における情報の共有に関すること ○防災機関等との情報の共有に関すること

区 分	長	実施事項
応援・受援 調整班	職員課	必要により各部からの応援を得て以下の事項を実施する。 ○都及び他区市町村との応援・受援の調整・要請に関する事 ○他自治体職員の受入れ及び配分に関する事 ○市職員の派遣に関する事
広報班	秘書・広報室	必要により各部からの応援を得て以下の事項を実施する。 ○広報全般の統制に関する事 ○広報及び広聴並びに市民からの問合せに関する事 ○報道機関への対応に関する事
各部連絡員		○事務局と各部との連絡調整に関する事

- 事務局各班に勤務要員を差し出している部の連絡員は、当該勤務員が兼務することができる。また、事務局と同一の場所に各部等の総括部署が置かれる場合は、連絡員の派遣は必要ない。

(2) 各 部

- 各部長は、その所管する災害対応業務を実施する。この際、災害対策本部会議に付議すべき事項があるときは、事前に事務局長に通知する。
- 企画財政部長は、災害対応における実施内容を経費面から適宜確認し、事務局長に必要な助言を行う。
- 事務局長は、災害対策上の必要がある場合、各部長に所要の事項を実施するように指示する。
- 2つ以上の部が関わる事項について、各部間の調整がつかない場合、各部長は事務局長に調整を依頼し、これを受けた事務局長は状況を確認後、所要の調整及び統制を実施する。

(3) 災害復興本部準備室

- 狛江市内、周辺市区及び東京都全体の被災状況を確認し、災害復興本部設置の準備を実施する。
- 災害復興本部の設置は、被災後1週間程度を目途とする。

4 災害対策本部の運営

(1) 業務サイクルの設定

《市（事務局・各部等）》

ア 基本となる業務サイクル

- 事務局は、都及び各防災機関等との連携を促進するため、災害対策本部の日々の業務サイクルを適切に定める。この際、発災直後は当面の事象に迅速に対応することを主眼として業務を運営するが、焦点を定めた災害対応業務を実施するために、努めて早期に業務サ

イクルを整える。

- 業務サイクルの設定にあたり、以下の事項に留意する。
 - ・災害対応が都及び防災機関等との連携により実施されることから、市の要望が都及び防災機関等の行動に円滑に取り入れられるように、都及び主要な防災機関の業務サイクルが考慮されていること
 - ・災害対策本部会議までの適切な意思決定のプロセスが確保されること
 - ・実施事項に応じた権限の委任がなされ、都及び防災機関等との適切な調整、情報交換等が可能なこと
- 各部は、災害対策本部の業務サイクルを踏まえ、必要により各部の業務サイクルを設定する。

イ 災害対応の進展にともなう業務サイクルの見直し

- 復旧対策期に災害対応業務の焦点が被災者の捜索・救助から生活再建へと移行するのにともない、都及び各防災機関等との連携を促進するため、災害対策本部の業務サイクルの見直しを行う。

(2) 運営上の留意事項

《市（事務局・各部等）》

- 災害対策本部による災害対応を効果的に行うため、総合調整、計画分析、情報整理、資源管理、広報及び財務会計の観点から、事務局及び各部等の業務を律する必要がある。
- 総合調整
災害対応は、事務局、各部、各防災機関等が連携することにより、効果的に実施されるものであり、各実施主体間の調整が必要となる。このため、被災状況及び災害対応の進展に応じて、事務局が中心となり、各部及び各防災機関等との総合調整の機会を設定する。
- 計画分析
事務局及び各部は、被災状況及び災害対応の進展を踏まえ、適宜既存の計画の分析・見直しを行い、必要により新たな計画を作成し、状況に適した災害対応の実施に努める。
- 情報整理
事務局、各部、各防災機関等が入手した情報は、適切な情報の処理と共有を図ることにより、被災状況の把握とじ後の災害対応に有効に活用される。このため、市にあっては、事務局の統制の下に、庁内システムのメッセージ、スペース、GIS等の機能を使用し、情報を整理・共有する。また、都及び防災機関等との間にあっては、GIS及びDISを適切に使用することにより、情報共有の容易化を図る。
- 資源管理
災害対応は、地震発生直後の人的及び物的資源が制約された状況から始まり、時間の経過とともに参集する職員の増加、防災機関等の活動開始、他自治体からの応援職員の到着、都

及び協定締結事業者等からの人員及び物資の到着等により、逐次資源の制約状況が改善される中で実施される。市は、利用可能な人的及び物的資源を把握し、所要の統制を行い、効果的かつ効率的な災害対応の実施に努める。

○ 広報

市の被災状況及び災害対応の状況、防災機関等による支援活動の状況等を適時適切に市民及び報道機関に発信することは、市民の安全確保と生活再建の促進、市及び防災機関等の活動に対する理解の増進等を図る上で重要である。このため、広報の内容に応じた情報発信手段を選択するとともに、定期的な報道機関への情報提供を実施する必要がある。

一方、市の情報発信に誤りや不整合が生じる場合、市の災害対応全体に対する不信感を生じさせ、災害対応の実施を阻害するおそれがあるため、市の広報活動は事務局の統制の下に実施する必要がある。

○ 財務会計

災害対応には多額の経費を要するが、災害救助法の適用及び激甚災害の指定にともない、特定の活動には都及び国の経費が使用されることとなる。災害対応に関わる複雑な経費の状況を的確に把握し、経費面からの助言及び規制を適宜行うことは、効果的かつ効率的な災害対応の実施を助長するものである。

経費面からの助言及び規制を適切に実施するため、財務会計機能は事務局の外に置くこととし、企画財政部長が所掌する。

5 応援職員の受入れ

(1) 応援職員の要請

《市（事務局・各部等）》

- 事務局は、市の受援応援計画及び事業継続計画に基づき、必要な応援要請を都及び協定締結自治体に対して行う。この際、被災状況等を踏まえて、各部等からの要望に変更がある場合は、これを要請に反映する。
- 各部等は、被災状況を踏まえ、応援職員の要望を受援応援計画から変更する場合、又は新たな応援職員を要望する場合、事務局に速やかに通知する。
- 受援が必要な業務のうち、都各局との個別協定等による要請手続が定められている業務、国が所管する専門分野に関する業務については、該当する部が都の災害対策本部各局等を通じて応援の受入れに向けた調整を行う。この際、各部は当該業務の実施状況を事務局に通知するものとする。
- 細部は、別に定める狛江市災害時受援応援計画による。

(2) 応援職員の受入れ及び配置

《市（事務局・各部等）》

- 事務局は、他自治体等からの応援職員の受入手続を行い、名簿を作成するとともに、受入

れの状況を適宜本部長に報告する。また、都に対して定期的に受援状況の報告を実施する。

- 事務局は、必要に応じて、応援職員に対して、各部等に共通する事項の概要説明を実施する。
- 事務局は、市の受け入れた応援職員を各部等に配置する。
- 各部等は、配置を受けた応援職員の受入れを行い、応援職員の業務実施に必要な被災状況、業務内容、担当区域等の事項を説明する。
- 細部は、別に定める狛江市災害時受援応援計画による。

6 災害対策本部等の運営に必要な物資の調達

《市（総務部・各部等）》

- 総務部は、必要により燃料の確保について協定締結事業者に依頼する。
- 総務部は、防災センターの発電機の燃料を確保し、停電時も業務の継続ができる体制を維持する。
- 各部等は、所管する施設の発電機の燃料を確保し、停電時も業務の継続ができる体制を維持する。
- 災害対策本部及び各施設の運営に必要な発電機の燃料以外の物資の調達は、物資の種類及び当時の状況により実施する。

第2章 応急対策

第1節 応急対策の構想

1 全 般

- 第1期の応急対策は、生存者の救命率が大きい地震発生から72時間、3日間を基準とする。
- 応急対策は、発災直後の被災状況が不明な中で開始される。人的及び物的資源が制約される中であって、速やかに活動態勢の確立を図るとともに、当初は、市民の生命を守り、安全を確保するため、市民の共助と市及び防災機関の組織的な活動による被災者の捜索・救助、災害時集合場所や指定避難所の開設、傷病者への医療救護等による被災者の安全確保、並びに地震後の大規模火災、余震による建物倒壊、危険物等の流出及び複合災害の発生による被害の拡大の防止を重視する。
- 被災状況の判明、人的及び物的資源の確保の度合いに応じて、応急対策の実施事項及び対象を調整し、優先順位をつける。この際、上記の重視事項に加えて、物資の受入れや復旧対策の円滑な実施に必要な準備の推進に留意しなければならない。
- 人的及び物的資源の状況が許す場合は、応急対策の期間内であったとしても、適宜、復旧対策にある事項を前倒しして実施していく。
- 災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

2 活動態勢の確立

(1) 非常配備態勢及び職員の緊急参集等

- 地震が発生した場合、市は地震のゆれの大きさ又は被害の状況等に応じて、第1非常配備態勢から第4非常配備態勢までの態勢をとり、災害対応の態勢を整える。また、勤務時間外に地震が発生した場合、職員は、夜間・休日特別配備態勢に基づき、地震のゆれの大きさ等に応じて別命なく参集する。
- 市は、災害対応に従事する職員、都や防災機関等からの連絡員等のための休憩・仮眠場所の設置、食料、飲料等の必要な物資の配分を行い、業務継続に必要な活動基盤を設定する。
- 所要の検討が終了し災害対応を行う市職員の子どもを預かる体制が整備されたならば、当該年度の調査に基づいて予定されている施設を開設し、担当職員を配置して子どもの受入れを行う。
- 別紙第2 非常配備態勢及び職員の緊急参集等

(2) 防災機関等の活動

- 地震が発生した場合、各防災機関等は、それぞれの定めるところに基づき、必要な災害対応の態勢を整える。
- 平時における狛江市との調整に基づき、狛江市災害対策本部に連絡員を派遣することになっている防災機関等は、市災害対策本部が設置されたならば、速やかに連絡員を派遣する。
- 市は、災害対策本部において各防災機関等の活動に関して調整する。
- 各防災機関等は、それぞれの定めるところにより活動するが、狛江市に関わる事項は事前に市災害対策本部と調整する。ただし、住民の安全確保、その他の事由により、事前に調整することができない場合は、じ後速やかに実施内容及びその結果を市災害対策本部に通知する。
- 市長は、災害対応の人員が不足する場合、東京都、応援協定を締結している自治体・機関等に対して応援を求める。
- 市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求める。
- 別紙第3 防災機関等の活動

(3) 情報通信の確保

- 震災時は、平時に使用している固定電話や携帯電話の利用に支障が発生し、災害現場や避難所等と災害対策本部との連絡、市と都や防災機関等との連絡が困難になる可能性がある。災害対応、特に時間と資源が限られる応急対策においては、各防災機関等の連携した総合的かつ効率的な行動が求められるところ、市域における災害対応を統括する市は、各種の手段を組み合わせ、情報通信を確保する必要がある。
- 音声による通信のみでは、応急対策時の錯綜した状況下で錯誤の原因となるため、DIS等のシステムを活用し、画像や図表、地図等の電子データによる情報共有を図る。
- 別紙第4 情報通信の確保

3 被災者の捜索・救助

- 市は、第一次的防災機関として、都、防災機関及び他の自治体と連携するとともに、市内の自主防災組織、事業者及び市民と協力し、生存者の救出を最優先に被災者の捜索・救助を実施する。また、被災者の捜索・救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
- 市は、職員を派遣して自ら被災状況を収集するとともに、協定締結事業者に対して情報収集の実施を依頼する。また、各防災機関等から情報の提供を受けるとともに、自主防災組織、市民等から被災状況の通報を受ける。これらの入手した情報を総合して市の被災状況を逐次解明し、被災者の捜索・救助、被災者の安全確保、被害の拡大防止等の活動の重点を定める。

- 各防災機関等による被災者の捜索・救助、被災者の安全確保、被害の拡大防止等の活動が、効果的かつ効率的に実施されるように、必要により、市災害対策本部において調整を行う。
- 市の被災状況、並びに市及び各防災機関等の活動状況について、適時に都及び各防災機関等に報告・提供する。
- 各防災機関等の活動を阻害する道路上の障害物は、協定締結事業者等の協力を得て速やかに除去する。
- 別紙第5 被災者の捜索・救助

4 被災者の安全確保

(1) 全 般

- 被災者の安全確保は、震災直後の直接死を免れた被災者に対して、努めて安全な環境を提供し、災害による犠牲者数を低減するものであり、被災者の捜索・救助及び被害の拡大防止と並んで、震災発生後早急に必要となる応急対策である。
- 一方、震災発生直後は人的及び物的資源が制約されており、全ての被災者に均等に支援の手を届けることはできない。このため、市民による自助・共助による安全の確保、災害弱者を優先した支援の提供等が必要となる。
- 被災者の安全確保として、市民及び市内所在者への適切な情報提供、被害の拡大防止と連携した適切な避難行動及び震災後の生活の維持、帰宅困難者対策、医療救護活動への取組等を実施する。

(2) 市民及び報道機関等への情報提供

- 市民等への情報提供は、震災発生時の被害の軽減、発生後の被災者の安全確保にとって重要である。市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに調布警察署及び狛江消防署と連携して必要な情報を市民に提供する。この際、外国人を含む要配慮者にも必要な情報が伝わるように配慮する。
- 市民等への災害情報の提供は、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、各種SNS等に加え、協定締結事業者であるジェイコム東京世田谷局及び狛江ラジオによる放送等、多様な手段を用いる。
- 報道機関への情報提供は、事務局の統制の下に実施する。
- 市民相互の安否確認のため、公衆電話及び通信事業者の開設する災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を市民に呼びかける。
- 別紙第6 市民等への情報提供

(3) 避難行動等

- 市は、市民等の安全を確保するために必要な場合、避難を指示し、あるいは警戒区域を設定する。避難指示等を発令した場合は、調布警察署及び狛江消防署の協力を得て、指定の災

害時集合場所等に誘導する。

- 市内で震度6弱以上の大規模地震が発生した場合、又は災害対策本部が避難所を開設する必要があると判断した場合、市は、避難所派遣職員及び避難所運営協議会員により、避難所を開設し、地震後の自宅等での生活が困難な被災者や帰宅困難者等を避難所へ受け入れる。この際、避難所の運営は、避難所運営協議会等を中心とする避難者による自主運営を基本とする。
- 自宅等の安全が確認され、生活に支障がない市民は、避難所に避難することなく、自宅等での生活を行う。この際、マンションの管理組合等は、当初、マンション居住者の安否確認を行い、建物被害調査と二次被害防止、在宅での生活継続のためのマンション居住者への支援を実施する。
- ライフラインの確保は、在宅及び避難所等での避難生活を実施する上で重要である。市、都及びライフライン事業者は、水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフラインの状況を確認し、被害がある場合は速やかに復旧を図る。
- 学校、保育園等は、震災時の生徒、児童、園児等の安全を確保するとともに、市の災害対応が円滑に進むように、応急対策を実施する。
- 別紙第7 避難行動等

(4) 帰宅困難者対策

- 応急対策期に多数の帰宅困難者が一斉に動き、これに対応することは、被災者の捜索・救助活動を阻害するとともに、群衆事故、余震等による二次災害の危険性があり、帰宅困難者自身の安全が脅かされるおそれがある。
- 事業者、学校等は、従業員や児童・生徒を安全な帰宅ができるようになるまで待機させ、一斉帰宅を抑制することで、従業員等の安全確保と社会の混乱を防止する必要がある。
- 小田急電鉄、集客施設の事業者等は、利用者を保護し、情報提供を行うとともに、必要により一時滞在施設への誘導を行う。
- 市は、駅周辺等の滞留者に対して情報提供を行うとともに、必要により一時滞在施設を開設し、帰宅困難者等の誘導を行う。
- 別紙第8 帰宅困難者対策

(5) 医療救護活動

- 災害対応時の医療救護活動は、発災直後、超急性期、急性期、亜急性期、慢性期及び中長期にフェーズ区分されている。応急対策に該当するフェーズは、発災直後から超急性期であり、被災状況及び傷病者の状況に応じた医療救護活動が実施される。
- 市は、狛江市医師会、市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所、薬局）の被災状況や活動状況を把握し、関係機関で情報共有するとともに、地域災害医療コーディネーターに対して

報告する。

- 市は、市災害医療コーディネーターの助言を受けて市内の医療救護活動を統括・調整し、狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会に対して、医療救護活動等の実施を要請する。
- 市は、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の施設や用地等に緊急医療救護所を設置・運営するとともに、超急性期の医療救護活動として、医療救護班等の巡回派遣及び医療救護所の設置を行う。この際、医療救護体制が不足する場合は、地域災害医療コーディネーターに応援を求める。
- 市は、発災後速やかに災害薬事センターをあいとぴあセンターに設置し、医薬品及び医療資器材の供給体制を整える。
- 関係機関と連携して市は、負傷者の速やかな搬送、行方不明者の捜索及び遺体の取扱いを行う。
- 別紙第9 医療救護活動

5 被害の拡大防止

- 地震による大規模火災、余震による建物倒壊、危険物等の流出及び複合災害の発生は、新たな死傷者を発生させるとともに、被災者の捜索・救助活動を阻害し、震災の被害を拡大させるものであり、地震発生直後から適切に対応する必要がある。
- 東京都の被害想定によれば、多摩東部直下地震（冬・夕方・風速8m/s）における焼失棟数は1,682棟であり、市内の建物棟数の約9%である。このため、避難時の出火防止、地域住民による初期消火、消防による延焼防止といった自助、共助、公助の組み合わせによる大規模火災の発生抑制は、被害の拡大防止上、特に重要である。
- 余震による建物倒壊、特に避難所等の地震後に多数の人が使用する施設の倒壊は、新たに大きな被害を発生させるおそれがある。市の公共施設は耐震基準を満たしているが、地震後は施設内外の危険化箇所等を点検を行い、被害の拡大防止を図る必要がある。
- 地震発生後、石油、ガス、毒物、化学物質等の取扱事業者は、施設の安全を速やかに確認する。もし、これらの施設、輸送車両等の事故が発生した場合は、事業者及び防災機関等が速やかに対処し、被害の拡大防止を図る必要がある。
- 複合災害の発生は、被害の激化や広域化、長期化につながるおそれがある。このため、震災対応間も気象情報や感染症の発生状況等に留意して、適切な対応策を講じ、災害関連死を含む被害の拡大防止を図る必要がある。
- 別紙第10 被害の拡大防止

6 物資等関連業務

- 物資等の関連業務は、震災による被災者の在宅又は避難所における生活を維持し、災害関連死を防止する上で重要である。震災直後から3日間は、基本的に各家庭や事業所等の備蓄

品、避難所等にある市の備蓄品及び寄託制度に基づく都の備蓄品をもって対応する。

- 道路障害物除去が本格化し、物資の輸送が可能と考えられる震災4日目以降は、都等による物資の輸送が始まる可能性がある。このため物資の受入れ準備として、応急対策期間に地域内輸送拠点の開設、市内の輸送車両の確保等を行う必要がある。また、物資の輸送に関して、避難所及び大規模マンションと調整を行う。
- 一方、道路復旧の状況等によっては物資の到着が遅延する可能性も否定できない。このため、各家庭には1週間分、事業所には3日分の備蓄品の準備を求めている。
- 震災による断水時の飲料水の確保は、災害時給水ステーション及び飲用可能な災害用井戸によることを基本とし、必要に応じ車両による給水を行う。また、調製粉乳用には備蓄している飲料水を使用することができる。
- 輸送手段の確保は、災害時応援協定に基づき、協定締結事業者に車両の提供を依頼する。十分な車両が確保できない場合は、都本部に調達あっせんを要請する。また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効な場合は、都等を通じてヘリコプターの派遣を要請する。
- 義援物資の取扱いは、「特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべき」とする中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を決定する。
- 別紙第11 物資関連業務

7 住民生活の早期再建

- 震災後の市民の生活を迅速に再建するためには、被災した市民の生活環境を早期に復旧させる必要がある。一方、震災時、特に応急対策期間は、人的及び物的資源が限られており、全ての業務を実施することはできない。このため、住民生活の早期再建に係わる業務の多くは、第2期の復旧対策で実施される。
- しかしながら、応急危険度判定等の被災者の安全確保に役立つ業務や、復旧対策期の円滑な業務のために、応急対策段階から取組を始めるべき事項があり、市は、都、災害時応援協定を締結する自治体、事業者等からの応援を得ながら、住民生活の早期再建に係わる業務を実施していく。
- 住宅及び宅地の応急危険度判定は、地震発生後に被災者が在宅での生活を安全に継続する上で重要であり、速やかに応急危険度判定士等の応援を受けて実施する必要がある。また、住家の被害認定調査は、被災者が生活再建支援を受ける際に必要となる罹災証明書の交付につながるものであり、早期の着手が求められる。応急危険度判定と被害認定調査は、目的の異なる調査であるが、調査項目等に類似する点も多く見受けられ、情報共有等の連携を図っていくことも効果的²⁴とされていることから、実施に当たっては所掌する都市建設部と市民生活部が連携する必要がある。

²⁴ 「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引」平成29年3月、内閣府（防災担当）p.18による。

- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設し、体制を整える。
- トイレの確保は、被災者の健康を維持する上で極めて重要である。上下水道の状況を確認し、通常のトイレが使用できない場合には携帯トイレ、仮設トイレ等の災害用トイレを使用する。この際、応急対策の期間である発災後の3日間は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難なことが予想されることから、携帯トイレ等のし尿の収集を必要としないものを使用する。
- ごみ及び災害廃棄物の処理は、初動を適切に行わないと、市内の各所にごみやがれきが放置され、じ後の復旧対策に支障をきたすおそれがある。このため市は、早期に処理の方針を決定して市民に徹底を図るとともに、被災状況を踏まえた発生推定量を算出し、仮置場を決定する必要がある。
- 市は、狛江市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受入れを行い、避難所や災害対応業務の現場のニーズに応じて派遣する。この際、被災者及びボランティアの安全確保に留意するとともに、応急対策期にあつては、市及び防災機関等による被災者の捜索・救助等の活動を阻害しないように注意しなければならない。
- 災害救助法の適用及び激甚災害の指定は、災害対応業務の実施に影響を与えるものである。市は、被災状況を踏まえ、災害救助法の適用基準又は激甚災害の指定基準に照らし、該当する可能性がある場合には速やかに都に報告する。
- 別紙第12 住民生活の早期再建

第2節 災害対策本部事務局・各部等の実施事項

本節の事務局及び各部等の実施事項は、第1節の各項目及び別紙に示した各実施事項のもとに作成・列挙したもの。事務局及び各部等は、全ての事項を均等に実施するのではなく、実際の災害の状況と利用可能な人的及び物的資源の状況を考慮し、優先順位を付して資源の配分を行い、示された事項を実施する必要がある。

1 災害対策本部事務局

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ① 災害対策本部の開設、都及び防災機関等への通知 | 【別紙第1】 |
| ② 災害対策本部が設置された場合、非常配備態勢に関する事項 | 【別紙第2】 |
| ③ 必要な場合、狛江市防災会議の招集・開催に関する事項 | 【別紙第2】 |
| ④ 都、防災機関及び民間団体等への応援の要請 | 【別紙第3】 |
| ⑤ 協定締結自治体への応援の要請 | 【別紙第3】 |
| ⑥ 防災機関等からの連絡員、他自治体からの応援職員の受入れ | 【別紙第1】【別紙第3】 |
| ⑦ 自衛隊の災害派遣に関する都への要求 | 【別紙第3】 |
| ⑧ 応急活動拠点の調整 | 【別紙第3】 |
| ⑨ 災害に関する情報の発表・伝達 | 【別紙第4】 |

- ⑩ 通信施設・設備の整備・運用、通信連絡体制の確立 【別紙第4】
- ⑪ 防災機関との情報通信の体制確立及び実施 【別紙第4】
- ⑫ 都に対する被害状況（災害救助法の適用に関する事項を含む。）等の報告・提供 【別紙第4】【別紙第12】
- ⑬ 協定締結事業者に被災状況の収集を依頼。この際、無人航空機の使用に関しては、事業者の協力を得て、都及び空域管理の関係機関と調整 【別紙第5】
- ⑭ 都及び防災機関等、並びに狛江市防災協会及び市民等からの被災状況の収集 【別紙第5】
- ⑮ 各種の情報をもとに市の被災状況の解明 【別紙第5】
- ⑯ 道路障害物除去等（都への応援要請） 【別紙第5】
- ⑰ 被災者の捜索・救助、安全確保、被害の拡大防止等に関する防災機関との活動要領の調整 【別紙第5】【別紙第10】
- ⑱ 負傷者の搬送に関する調整 【別紙第5】
- ⑲ 安否不明者の情報提供に関する業務 【別紙第5】
- ⑳ 災害の状況に関する市民への情報提供 【別紙第6】
- ㉑ 報道機関への情報提供、放送要請 【別紙第6】
- ㉒ 市民相互の情報連絡等に資する事項の市民への周知 【別紙第6】
- ㉓ 避難指示に関する事項 【別紙第7】
- ㉔ 避難誘導の全般に関する事項 【別紙第7】
- ㉕ 避難所の開設・報告に関する事項（都等への報告） 【別紙第7】
- ㉖ 避難所が不足する場合の処置（開設の可否の決定、担当部署の指定、都等への報告等） 【別紙第7】
- ㉗ 避難所の運営に関する支援の確保（市災害ボランティアセンター等との調整、協定締結自治体への応援要請） 【別紙第7】
- ㉘ 安全上の理由から避難所を閉鎖する場合の処置 【別紙第7】
- ㉙ 在宅の被災者（避難所に登録された被災者及び大規模マンションの被災者）の状況を取りまとめ、都に報告 【別紙第7】
- ㉚ 物資の供給を市から直接受けるマンションの管理組合等と物資の供給要領について調整 【別紙第7】
- ㉛ ボランティアの受入れ・派遣に関する市災害ボランティアセンター（狛江市社会福祉協議会）との調整 【別紙第7】【別紙第12】
- ㉜ 車中泊の状況の把握と注意喚起の実施及び都総務局への報告 【別紙第7】
- ㉝ 市内の滞留者の状況、交通機関の状況、一時滞在の候補施設の状況等を収集し、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断するとともに、都に報告 【別紙第8】
- ㉞ 帰宅困難者、事業者及び一時滞在施設の管理者に対する情報提供 【別紙第8】
- ㉟ 帰宅困難者の一時滞在施設を開設する場合、施設の管理者に対して開設を要請 【別紙第8】

- ③⑥ 一斉帰宅抑制等の帰宅困難者対策を実施する事業者に対する情報提供について、通信事業者や報道機関等と連携協力 【別紙第8】
- ③⑦ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保し、情報提供と誘導を実施 【別紙第8】
- ③⑧ 市単独では十分な派遣が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、協定締結先の自治体に保健活動班の派遣を要請 【別紙第9】
- ③⑨ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の取りまとめを実施 【別紙第9】
- ④⑩ 都市建設部の求めにより、都及び関係機関に遺体搬送の協力を依頼 【別紙第9】
- ④⑪ 報道機関への死亡者に関する情報提供 【別紙第9】
- ④⑫ 危険物等（石油等危険物施設、液化石油ガス消費施設、高圧ガス保管施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設、危険物輸送車両、危険動物の逸走及び放射性物質）の応急措置による危険防止に関する事項 【別紙第10】
- ④⑬ 複合災害への対応を留意した処置の実施 【別紙第10】
- ④⑭ 備蓄物資の供給に関して、都の寄託物資の供給等の確認、市による供給等の実施が困難な場合の都本部への応援の要請を実施 【別紙第11】
- ④⑮ 必要な物資等を確保するため、必要に応じて協定締結先の自治体及び事業者に協力を要請 【別紙第11】
- ④⑯ 予備の地域内輸送拠点の状況を確認して、開設する地域内輸送拠点を決定し、都総務局に報告 【別紙第11】
- ④⑰ 協定締結事業者に対して、地域内輸送拠点における物資の受入れ、仕分け、保管、配送指示及び払出し等に係わる支援、並びにこれらの業務に必要な人員及び資機材の提供に係わる支援の提供を要請 【別紙第11】
- ④⑱ 協定締結事業者に対して、物資及び人員の輸送に必要な車両及び運転者の提供を依頼 【別紙第11】
- ④⑲ 市の準備する車両が不足する場合、都本部に調達あっせんを依頼 【別紙第11】
- ⑤⑩ 市保有車両及び協定締結事業者等の車両について、地震防災応急対策に従事する緊急通行車両としての確認を調布警察署に依頼 【別紙第11】
- ⑤⑪ 必要に応じヘリコプターによる物資等の輸送を都を通じて要請 【別紙第11】
- ⑤⑫ 市保有車両及び市の災害対策に従事する協定締結事業者の車両に対する燃料の優先供給を、協定締結事業者に要請 【別紙第11】
- ⑤⑬ 応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部、家屋・住家被害認定調査の調査事務局等の設置場所に関する調整 【別紙第12】

2 災対総務部

- ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】
- ② 災害対策本部開設の市民への周知（市役所正門等への看板掲示） 【別紙第1】
- ③ 災害対策本部が未設置の場合、非常配備態勢に関する事項 【別紙第2】

- ④ 職員及び都や防災機関等からの連絡員の活動基盤（休憩・仮眠場所の設置、食料・飲料・携帯トイレ等の配布、仮設トイレ等の設置）の設定 【別紙第2】
- ⑤ 職員の惨事ストレス対応体制の整備 【別紙第2】
- ⑥ 職員の子どもを預かる施設を開設する場合、食料、飲料を含む必要な物資を提供 【別紙第2】
- ⑦ 災害に関する情報の発表・伝達（災対本部設置前まで） 【別紙第4】
- ⑧ 通信施設・設備の整備・運用、通信連絡体制の確立（災対本部設置前まで） 【別紙第4】
- ⑨ 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集 【別紙第5】
- ⑩ 避難所における災害用トイレの確保 【別紙第7】
- ⑪ 市の施設に対する協定締結先事業者からの各種燃料の供給に関する調整・調達 【別紙第7】
- ⑫ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】
- ⑬ 市の公共施設の応急危険度判定の実施 【別紙第10】
- ⑭ 市保有車両の集中管理及び車両の配分 【別紙第11】
- ⑮ 災害用トイレの確保・設置 【別紙第12】

3 災対企画財政部

- ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】
- ② 災害対応における経費面からの助言等に関する事 【別紙第1】
- ③ 災害救助法の適用に関する都との調整・報告 【別紙第4】【別紙第12】
- ④ 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集 【別紙第5】
- ⑤ 市民への情報提供時の外国人への配慮 【別紙第6】
- ⑥ 必要に応じ、避難誘導時の外国人への支援 【別紙第7】
- ⑦ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】
- ⑧ 義援物資の取扱いに関する事項 【別紙第11】
- ⑨ 義援金の募集・受付に関する事項 【別紙第12】
- ⑩ 激甚災害の指定に関する都との調整・報告 【別紙第12】

4 災対市民生活部

- ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】
- ② 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集 【別紙第5】
- ③ 安否不明者の情報提供に関する業務 【別紙第5】
- ④ 避難所における携帯トイレ等の備蓄が不足した場合の都への要請 【別紙第7】
- ⑤ 物資の供給を市から直接受ける大規模マンションの管理組合等と事務局の調整に基づき、物資を供給 【別紙第7】
- ⑥ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】

- ⑦ 帰宅困難者の一時滞在施設として和泉多摩川地区センターを開設する場合は開設を実施【別紙第8】
- ⑧ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受領し、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行【別紙第9】
- ⑨ 所管する公共施設の応急危険度判定の実施【別紙第10】
- ⑩ 複合災害への対応に留意し、不足する感染症予防対策の資材を都に要望【別紙第10】
- ⑪ 備蓄物資の供給に関して、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを通じて、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領【別紙第11】【別紙第12】
- ⑫ 和泉本町給水所における応急給水を都水道局職員と連携して実施。必要に応じて砧浄水場にも職員を派遣。なお、都職員の参集が遅れた場合は市職員による給水の開始が可能【別紙第11】
- ⑬ 医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設に対する緊急の給水依頼が福祉保健部からあった場合、都本部に給水の実施を要請【別紙第11】
- ⑭ 避難所、福祉避難所及び大規模マンションを含む市全体の物資の所要を取りまとめて地域内輸送拠点と共有し、対応可能な物資は避難所、福祉避難所及び大規模マンションへの供給を行い、不足分についてはシステムを通じて都に要請【別紙第11】【別紙第12】
- ⑮ 地域内輸送拠点の開設準備、開設及び運営【別紙第11】
- ⑯ 家屋・住家被害認定調査に関する事項【別紙第12】
- ⑰ 罹災証明書の交付準備【別紙第12】

5 災対福祉保健部

- ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し【別紙第1】
- ② 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集【別紙第5】
- ③ 被災現場からの負傷者の搬送【別紙第5】
- ④ 安否不明者の情報提供に関する業務【別紙第5】
- ⑤ 市民への情報提供時の要配慮者への配慮【別紙第6】
- ⑥ あいとびあセンターに特設公衆電話の設置【別紙第6】
- ⑦ 必要に応じ、避難誘導時の要配慮者への支援【別紙第7】
- ⑧ 保健活動班による避難所及び地域における巡回健康相談の実施。この際、市単独では十分な派遣が困難な場合、都及び協定締結先自治体に保健活動班の派遣を要請【別紙第7】
【別紙第9】
- ⑨ 避難者の避難所から福祉避難所への移送時、必要に応じ職員を派遣【別紙第7】
- ⑩ 避難所における飲料水の安全確保【別紙第7】
- ⑪ 避難所における食品の安全確保に関する指導【別紙第7】
- ⑫ 避難行動要支援者の避難誘導【別紙第7】
- ⑬ 福祉避難所の開設・運営【別紙第7】

- ⑭ ボランティアの受入れ・派遣に関する市災害ボランティアセンター（狛江市社会福祉協議会）との調整 【別紙第7】【別紙第12】
- ⑮ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】
- ⑯ 車中泊実施者に対する健康面についての相談・支援 【別紙第7】
- ⑰ 狛江市災害医療コーディネーター等と連携し、医療関係の被災状況、活動状況等を把握し、関係機関で情報共有するとともに、地域災害医療コーディネーターに報告 【別紙第9】
- ⑱ 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知するとともに、相談窓口を設置 【別紙第9】
- ⑲ 市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等の統括・調整【別紙第9】
- ⑳ 狛江市医師会・歯科医師会・薬剤師会に対して、協定に基づく医療救護活動等の実施を要請 【別紙第9】
- ㉑ 災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の施設や用地等に緊急医療救護所を設置・運営 【別紙第9】
- ㉒ 状況に合わせて医療救護所を設置 【別紙第9】
- ㉓ 可能な場合、急性期以降に設置することになっている医療救護活動拠点をあいとびあセンターに設置 【別紙第9】
- ㉔ 狛江市医師会等の協力を得て、避難所、大規模なマンション等において定点・巡回診療を実施 【別紙第9】
- ㉕ 医療救護体制が不足する場合は、市災害医療コーディネーターを通じて、地域災害医療コーディネーターに応援を要請 【別紙第9】
- ㉖ 市の派遣する医療救護班等の医療スタッフの輸送。この際、必要に応じて協定締結先事業者に対して輸送を要請 【別紙第9】
- ㉗ 巡回健康相談のため保健活動班を編成し、避難所等に派遣 【別紙第9】
- ㉘ 保健活動に関する都等からの派遣職員の受入れ及び輸送体制の確立、並びに活動拠点の確保 【別紙第9】
- ㉙ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置 【別紙第9】
- ㉚ 都にDPATの派遣を要請するとともに、精神保健活動に関して都と連携 【別紙第9】
- ㉛ 保健所及び都と連携した在宅難病患者への対応 【別紙第9】
- ㉜ 在宅人工呼吸器使用者への支援と、支援が困難な場合の都への支援の要請 【別紙第9】
- ㉝ 都及び医師会等と連携し透析患者に透析可能な施設の情報を提供 【別紙第9】
- ㉞ あいとびあセンターに市災害薬事センターを設置 【別紙第9】
- ㉟ 医薬品・医療資器材の供給 【別紙第9】
- ㊱ 血液製剤の供給が必要な場合、都に供給を要請 【別紙第9】
- ㊲ 遺体収容所の開設及び運営、都及び調布警察署への報告、並びに住民等への周知 【別紙第9】

- ③⑧ 東京多摩葬祭業協同組合に協力を要請するとともに、状況に応じ都及び関係機関に応援を要請 【別紙第9】
- ③⑨ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 【別紙第9】
- ④⑩ 遺体の腐敗防止対策の徹底 【別紙第9】
- ④⑪ 身元不明者の周知と身元不明遺体等の適正な保管 【別紙第9】
- ④⑫ 市民等への死亡者に関する情報提供 【別紙第9】
- ④⑬ 遺体の遺族への引渡し 【別紙第9】
- ④⑭ 所管する公共施設の応急危険度判定の実施 【別紙第10】
- ④⑮ 危険動物の逸走時の応急措置による危険防止に関する事項 【別紙第10】
- ④⑯ 複合災害への対応に留意した処置の実施 【別紙第10】
- ④⑰ 医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設において緊急に給水が必要な場合、都本部への要請を市民生活部に依頼 【別紙第11】
- ④⑱ 各福祉避難所からの物資の要望を取りまとめ、市民生活部に通知 【別紙第11】

6 災対子ども家庭部

- ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】
- ② 職員の子どもを預かる施設を開設する場合、施設に担当職員を配置して子どもの受入れを実施 【別紙第2】
- ③ 職員の子どもを預かる施設を保育園、学童保育所に開設する場合、施設を提供 【別紙第2】
- ④ 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集 【別紙第5】
- ⑤ 市立保育園の園児、学童保育の児童の避難誘導に関すること 【別紙第7】
- ⑥ 保育園等の応急対策に関する事項 【別紙第7】
- ⑦ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】
- ⑧ 所管する公共施設の応急危険度判定の実施 【別紙第10】

7 災対環境部

- ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】
- ② 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集 【別紙第5】
- ③ 発災後4日目以降のし尿の回収に関して協定締結事業者と調整 【別紙第7】
- ④ ライフラインの確保における下水道の確保に関する事項 【別紙第7】
- ⑤ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】
- ⑥ 所管する公共施設の応急危険度判定の実施 【別紙第10】
- ⑦ 危険物等（毒物・劇物取扱施設、化学物質関連施設、石綿含有建築物及び放射性物質）の応急措置による危険防止に関する事項 【別紙第10】
- ⑧ し尿収集計画の策定及び収収体制の整備 【別紙第12】

- | |
|-----------------------------------|
| ⑨ 震災時の災害ごみ及び一般ごみの処理に関する事項 【別紙第12】 |
| ⑩ 震災時の災害廃棄物の処理に関する事項 【別紙第12】 |

8 災対都市建設部

- | |
|------------------------------------|
| ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】 |
| ② 職員を派遣し、道路、橋梁、その他の被災状況を収集 【別紙第5】 |
| ③ 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集 【別紙第5】 |
| ④ 道路障害物除去等 【別紙第5】 |
| ⑤ 防災機関等が実施する被災者の捜索救助等の支援・補助 【別紙第5】 |
| ⑥ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】 |
| ⑦ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施 【別紙第9】 |
| ⑧ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送 【別紙第9】 |
| ⑨ 所管する公共施設の応急危険度判定の実施 【別紙第10】 |
| ⑩ 被災住宅及び被災宅地の応急危険度判定に関する事項 【別紙第12】 |

9 災対教育部

- | |
|--|
| ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】 |
| ② 職員の子どもの預かる施設を公民館に開設する場合、施設を提供 【別紙第2】 |
| ③ 参集する職員、関係団体からの被災状況の収集 【別紙第5】 |
| ④ 避難所派遣職員及び避難所運営協議会からの被災状況の収集 【別紙第5】 |
| ⑤ 安否不明者の情報提供に関する業務 【別紙第5】 |
| ⑥ 避難所（学校）のWi-Fiの避難者への開放、特設公衆電話の設置 【別紙第6】 |
| ⑦ 児童・生徒の避難誘導に関する事 【別紙第7】 |
| ⑧ 避難所の開設・運営の指導、開設・運営状況の取りまとめ 【別紙第7】 |
| ⑨ 安全上の理由から避難所を閉鎖する場合の処置 【別紙第7】 |
| ⑩ 避難所避難者及び在宅の被災者（避難所への登録者）に対する食料・生活必需品等の供給・貸与 【別紙第7】【別紙第11】 |
| ⑪ 避難所における飲料水の安全確保 【別紙第7】 |
| ⑫ 避難所における食品の安全確保に関する指導 【別紙第7】 |
| ⑬ 避難所におけるトイレ機能の確保 【別紙第7】 |
| ⑭ ペットの同行避難の受入れ 【別紙第7】 |
| ⑮ 避難所に所在する要配慮者に関して、福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を求める場合の福祉保健部との調整 【別紙第7】 |
| ⑯ 避難所に登録された在宅の被災者の状況の取りまとめ 【別紙第7】 |
| ⑰ 避難所に登録された在宅の被災者に対する物資等の供給 【別紙第7】 |
| ⑱ 避難所に対する各種燃料の供給について総務部に調整 【別紙第7】 |

- ⑲ 避難所におけるボランティアの受入れ可否の判断及びボランティアを受け入れる場合の識別等の処置 【別紙第7】
- ⑳ 学校の応急対策に関する事項 【別紙第7】
- ㉑ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】
- ㉒ 所管する公共施設の応急危険度判定の実施 【別紙第10】
- ㉓ 市立小中学校で毒物・劇物取扱いに関する事故が発生した場合の小中学校の指導【別紙第10】
- ㉔ 複合災害への対応を留意した処置の実施 【別紙第10】
- ㉕ 被災者への食品及び生活必需品の供給 【別紙第11】
- ㉖ 避難所における飲料水及び生活用水の確保 【別紙第11】
- ㉗ 各避難所からの物資の要望を取りまとめ、市民生活部に通知 【別紙第11】
- ㉘ 避難所におけるトイレの確保 【別紙第12】

10 災対議会事務局

- ① 災害対策本部事務局への要員の差し出し 【別紙第1】
- ② 議員の被災状況の確認 【別紙第2】
- ③ 震災に伴う被害状況、その他必要な情報について議会に提供 【別紙第2】
- ④ 必要に応じ、市議会の招集時期及び要領を議会と調整 【別紙第2】
- ⑤ 参集する職員、議員からの被災状況の収集 【別紙第5】
- ⑥ 車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告 【別紙第7】

11 災害復興本部準備室

- ① 狛江市内、周辺市区及び東京都全体の被災状況を確認し、災害復興本部設置を準備 【別紙第1】
- ② 参集する職員からの被災状況の収集 【別紙第5】

別紙一覧

- 別紙第2 非常配備態勢及び職員の緊急参集等
- 別紙第3 防災機関等の活動
- 別紙第4 情報通信の確保
- 別紙第5 被災者の捜索・救助
- 別紙第6 市民及び報道機関等への情報提供
- 別紙第7 避難行動等
- 別紙第8 帰宅困難者対策
- 別紙第9 医療救護活動
- 別紙第10 被害の拡大防止

別紙第11 物資等関連業務

別紙第12 住民生活の早期再建

別紙第2

非常配備態勢及び職員の緊急参集等

1 災害対策本部の非常配備態勢等

(1) 非常配備態勢

種別	発令の時期	態勢の内容
第1 非常配備態勢	震災（第2 非常配備態勢から第4 非常配備態勢までに掲げる状況に該当する場合を除く。）の発生等の状況により、本部長が必要と認めるとき。	震災に対応するための措置を強化し、救助その他震災の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢
第2 非常配備態勢	(1) 局地震災が発生したとき。 (2) 市内に震度5弱の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (4) その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	第1 非常配備態勢を強化するとともに、局地震災に直ちに対処できる態勢
第3 非常配備態勢	(1) 市内の複数地区に震災が発生すると予想される時又は発生したとき。 (2) 市内に震度5強の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) 東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が発せられたとき。 (4) その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	複数地区の震災に直ちに対処できる態勢
第4 非常配備態勢	(1) 震災が拡大し、第3 非常配備態勢では対処できないとき。 (2) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	本部の全組織をもって対処する態勢

※状況に応じ、情報連絡態勢（安心安全課）を取ることがある。

- 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発す

ることができる。

(2) 夜間・休日特別配備態勢

種別	発令の時期	初動態勢の内容
情報連絡態勢	市内で震度4又はこれに準ずる震災が発生したとき。	総務部長 安心安全課職員
第1特別非常配備態勢	市内で震度5弱又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長、副市長、教育長、全部長職 全課長職、安心安全課職員
第2特別非常配備態勢	市内で震度5強又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長、副市長、教育長、全部長職 全課長職、全主任職、安心安全課職員
第3特別非常配備態勢	市内で震度6弱以上又はこれに準ずる震災が発生したとき。	全職員が速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。 なお、初動要員は、あらかじめ指定された避難所等に参集し、情報収集等必要な活動を行う。

2 職員等の活動基盤の設定

《市（総務部）》

- 市庁舎内又は近傍に、職員及び都や防災機関等からの連絡員の休憩・仮眠場所を設定する。
この際、災害対応業務に支障がなく自宅等から通勤可能な職員は、通勤を原則とする。
- 職員用に備蓄してある食料、飲料等を逐次配布する。また、庁舎内のトイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置、携帯トイレの配分を行う。
- 平時から協力を得ている専門家と連携して、職員の心理的負担、特に惨事ストレスに対応する体制を整える。

3 職員の子どもを預かる施設の開設

《市（総務部・子ども家庭部・教育部）》

- 所要の検討が終了し災害対応を行う市職員の子どもを預かる体制が整備されたならば、当該年度の調査に基づいて予定されていた施設を開設し、担当職員を配置して子どもの受入れを行う。受入れに際しては、子どものアレルギー等の要配慮事項について提出を受け、事故の発生防止を図る。
- 地震の発生時期によって予定されていた施設の利用や職員の配置ができない場合、子どもの預かり開始時期を遅らせることがある。
- 預かる子どもに対して、食料、飲料を含む必要な物資を提供する。

4 狛江市防災会議の招集

《市（事務局）》

- 災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、狛江市防災会議を開催し、災害復旧に関し関係機関の連絡調整を行う。

5 狛江市議会との情報共有

《市（議会事務局）》

- 議員の被災状況を確認する。
- 震災に伴う被害状況、その他必要な情報について、議会に提供する。
- 必要に応じ、市議会の招集時期及び要領について、議会と調整する。

別紙第3

防災機関等の活動

1 狛江市災害対策本部への連絡員の派遣

○ 連絡員の派遣を予定している防災機関等は以下のとおり。

- ・東京都
- ・狛江消防署
- ・調布警察署
- ・陸上自衛隊（第1 後方支援連隊第1 整備大隊）
- ・NTT 東日本（東京南支店）
- ・東京電力パワーグリッド（武蔵野支社）

※ 実際の連絡員の派遣は、災害の発生状況に応じて決定される。

2 狛江消防署

（1）活動態勢の区分等

項 目	活動態勢
震 災 第 一 非 常 配 備 態 勢	○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震 災 第 二 非 常 配 備 態 勢	○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、 <u>直ち</u> に震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非 常 招 集	○ 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

○ 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

○ 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

（2）震災消防活動の方針

- 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

3 調布警察署

- 災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置を取る。
- 交通機動隊等と連携して交通規制を実施する。
- 建物倒壊、火災等による被害の拡大防止のため、以下の警備活動等を行う。
 - ・被害実態の把握及び各種情報の収集
 - ・交通規制
 - ・被災者の救出救助及び避難誘導
 - ・行方不明者の捜索及び調査
 - ・遺体の調査等及び検視
 - ・公共の安全と秩序の維持

4 狛江市消防団

- 震災時における狛江市消防団の招集及び活動の基本は、狛江消防署震災消防計画に準じて行うものとする。

(1) 消防団本部

- 震災時における団本部は、防災センターに設置する。
- 団長は、消防署長の所管の下に、全消防団員を指揮統括する。
- 震災時において、署隊本部と連携を密にし、団の全機能をあげて効率的な部隊活動を行うとともに、市民の安全確保に努めるものとする。
- 団本部派遣員として、副団長1名、他2名を狛江消防署署隊本部に派遣し、団本部と署隊本部との連携を密にし、情報収集を行うものとする。
- 署隊長の要請により、消防団の部隊を集結、転戦させ効果的な部隊活動を行うものとする。
- 署隊長の要請を受け、各分団本部に必要な下命を行い、効果的な部隊活動を行うものとする。
- 各分団本部からの情報を収集し、円滑、効果的な部隊運用が行われるよう署隊本部及び市災害対策本部に情報の連絡・報告を行う。

(2) 団員の参集

- 狛江市に震度5弱以上の大規模な地震が発生したときは、狛江市消防団警戒宣言に伴う活動及び震災・水防活動基準に準じて参集する。

(3) 震災時の消防活動

ア 出動態勢

- 震災初期：各分団が自己分団受持ち地区を優先するものとする。
- 震災初期以降：自己分団受持ち区域外の出動にあつては、団本部の命令を受け出動する

ものとする。

イ 分団の運用

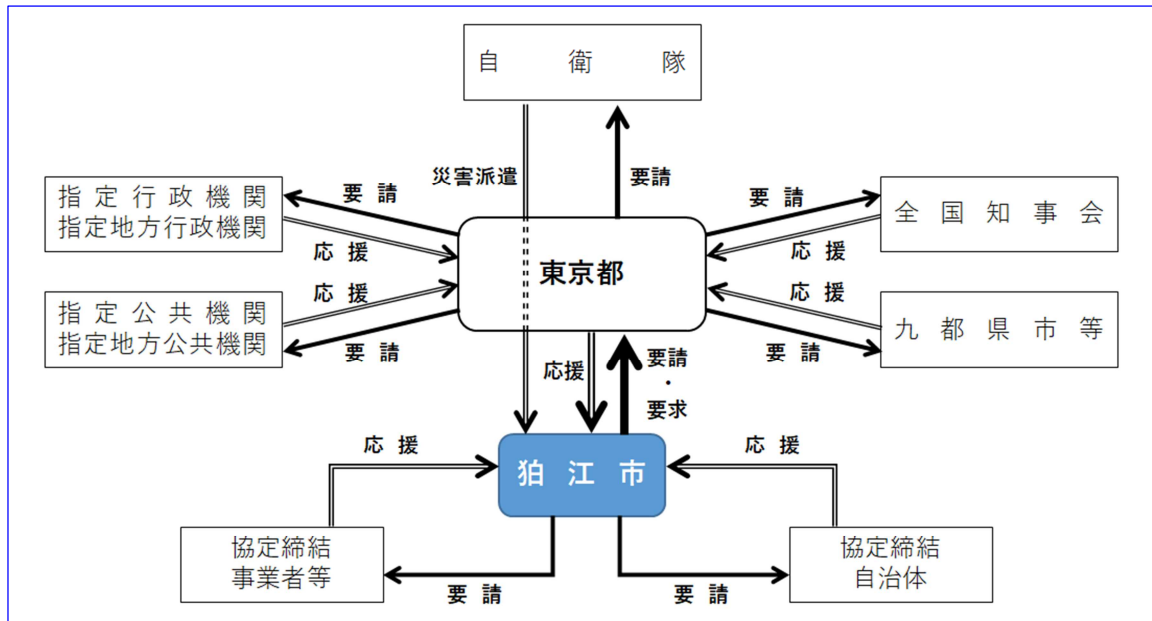
- 各分団本部は、団本部の命を受け、以下のとおり自己分団の指揮にあたる。
 - ・参集団員等の被害状況報告をもとに、分団区域内の災害の程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消火班、監視警戒班及び救出・救護班の運用を行う。
 - ・団本部に対し、消火班、救出・救護班、監視警戒班の出動状況及び分団区域内の災害状況について報告する。この場合、災害の拡大・分団運営に直接関係するものを優先する。
 - ・団本部が必要であると判断した場合は、救出・救護班及び警戒班の集結を命ずるほか、他分団への応援出動を命ずる。
 - ・分団本部は、区域内の情報を常時、団本部に報告する。
- 分団の指揮において留意すべき事項は以下のとおり。
 - ・消火班が防ぎよ中他の火災に転戦する場合、又は延焼防止後に転戦した場合、狛江市地区消防隊及び付近住民に火災防御活動の協力を求める。
また、延焼火災が多発し拡大した場合、人命の安全を優先した災害時集合場所・避難路確保の消火活動を行う。
 - ・監視警戒班が災害現場において消防隊員から協力を要請された場合、分団本部又は消防団本部に報告・確認の上、その指揮下に入り、積極的に活動する。

5 狛江市地区消防隊

- 各地区隊は地域内に発生した火災に対し、狛江消防署、狛江市消防団と協力し消火にあたるものとする。

6 応援協力・派遣要請

【災害時の応援協力等関係図】（東京都地域防災計画をもとに作成）



※ 協定締結自治体・事業者等を除き、東京都を通じて応援等を要請し、これに基づく応援職員等は東京都を通じて配分される。

（１）都との応援協力

＜市（事務局）＞

- 市長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対応に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- 市長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都本部に対し、以下に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・ 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項

＜都（総務局）＞

- 都知事は、災害を受けた市が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。

（２）防災機関等との応援協力

《市（事務局・各部）》 《防災機関等》

- 市と各防災機関等は、市内における災害対応の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、相互に協力して災害対応の実施にあたるものとする。
- 指定公共機関等の経費負担については、各計画に定めるもののほか、そのつど、あるいは事前に協議して定めるものとする。
- 市内各防災機関は、災害対応を実施するにあたり、相互に協力してこれを行わなければならない。

（３）事業者等との応援協力

《市（事務局・各部）》

- 協定を締結している事業者等に対して、災害対応への協力について要請する。

（４）他自治体との相互応援

《市（事務局）》

- 協定等を締結している自治体等に対して、災害対応業務の応援について協力を要請する。
- 応援を受けるに当たっては、応援職員が円滑に災害対応業務に取り組むことができるよう、受援計画等に基づき受入態勢を整える。

（５）応援等の要請要領

《市（事務局）》

- 他自治体、防災機関等に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している場合を除き、原則として都総務局（総合防災部）を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、その後速やかに都に連絡するものとする。
- 他の自治体等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。

（６）自衛隊による災害派遣

《市（事務局）》

- 市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めた場合は、都知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

ア 災害派遣の範囲

- 知事の要請による災害派遣
 - ・災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

- ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 都知事から要請するいとまがない場合における災害派遣
 - ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
 - ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
 - ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に関わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
 - ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 市による災害派遣要請の要求に係わる手続等

- 市長（事務局）は、以下に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部）に自衛隊の災害派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合にあっては、まず電話等により要請し、じ後文書により処理する。
 - ・災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・派遣を希望する期間
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・その他参考となるべき事項
- 市長は、通信の途絶等により、都知事に災害派遣要請の要求ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

ウ 災害派遣部隊の受入体制

- 市は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるように、必要により都及び各防災機関等と調整し、以下の事項を行う。
 - ・自衛隊を含む各防災機関等の活動が競合重複しないように、活動の時期、区域及び内容

を調整すること

- ・自衛隊の部隊に対する誘導
- ・自衛隊の部隊の活動拠点、災害時臨時離着陸場候補地等の被害状況、使用の可否の確認と部隊への通知

なお、災害時臨時離着陸場候補地は、多摩川緑地公園グラウンド及び防衛省共済組合狛江スポーツセンターとする。

エ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、災害の復興に支障がないように都知事、防災機関等の長及び派遣部隊の長と協議して行う。

オ 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した以下に列举する経費は、原則として市が負担するものとし、他市区にわたって活動した場合の負担割合は、当該市区と協議して定める。
 - ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
 - ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - ・天幕等の管理換に伴う修理費
 - ・その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

カ 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
搜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	水災の警戒、防御、被害の軽減のため、巡視活動、水防工法、避難誘導、救助活動等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）。
道路等の障害物除去	道路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物の除去に当たる。

応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	・その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置を取る。 ・災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、市長又は警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置を取る。

7 応急活動拠点の調整

《市（事務局）》

- 東京都地域防災計画に示されている大規模救出救助活動拠点候補地である多摩川緑地公園グラウンドの被害状況、使用の可否について、都に情報提供する。
- 大規模救出救助活動拠点の運営に必要な都現地機動班等の活動スペースとして、和泉多摩川地区センターを提供する。

《都（本部）》

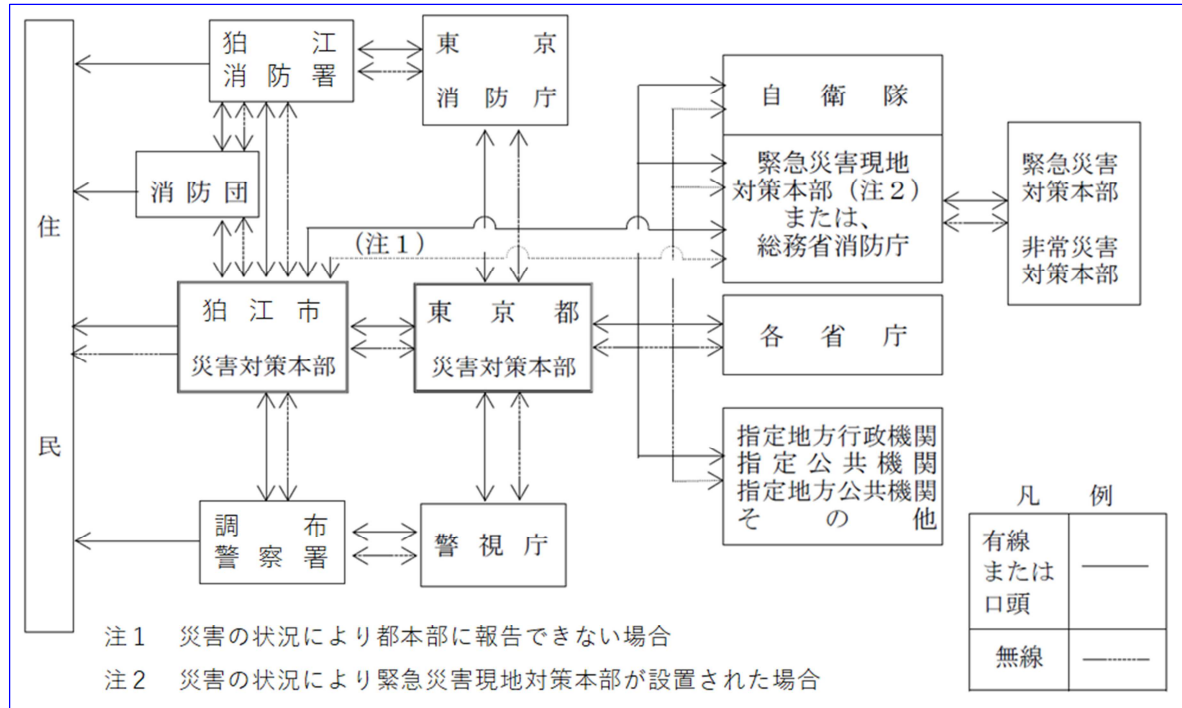
- 都本部は、地震発生後、多摩川緑地公園グラウンドの被害状況、使用の可否について、狛江市、現地機動班、都各局、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- 都各局及び狛江市は、多摩川緑地公園グラウンドの利用要望がある場合、これを都本部に提出し、都本部は、都各局及び狛江市の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。
- 多摩川緑地公園グラウンドを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 都本部は、報告に基づき、時系列に応じた多摩川緑地公園グラウンドの有効活用を図る。
- 都本部は、航空機の使用について東京航空局等と連携・協力し、以下の調整を行う。
 - ・離発着場の指定
 - ・応急対策に使用する航空機の需給調整

別紙第4

情報通信の確保

1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報）

【防災機関等の連絡系統図】（東京都地域防災計画をもとに作成）



（1）災害に関する情報の発表・伝達

《市（総務部・事務局）》

- 市災害対策本部が設置されるまでの情報の発表・伝達は総務部が実施し、災害対策本部設置後は事務局が実施する。
- 都災害対策本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は市自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は市自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織、市民等に周知する。

《調布警察署》

- 異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。

《狛江消防署》

- 地震等に関する警報及び重要な注意報について、東京消防庁等から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに市に通報する。
- 地震に起因する水防に関する情報を入手したときは、市及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。

《都（総務局）》

- 災害が発生し都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局（総合防災部）が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。
- 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。
- 災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合は、通常の通信連絡に加え、市長とのホットラインを活用する。市長とのホットラインは以下に従って運用する。
 - ・市長の携帯電話への連絡は、原則として東京都危機管理監が行う。
 - ・市長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行う。

《NTT東日本》

- 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT 東日本に伝達された各種警報は、市及び関係機関に通報する。
- 警報に関する通信は優先して取り扱う。

（2）通信施設・設備の整備・運用

《市（総務部・事務局）》

- 震災時に以下の施設・設備を活用し、情報連絡体制の確保に努める。
 - ・東京都防災行政無線
 - ・全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
 - ・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）
 - ・狛江市防災行政無線（同報系・移動系）
 - ・狛江市計測震度計システム
 - ・狛江市消防団指令システム
 - ・スターリンク等の衛星通信、消防署直通電話、災害時優先電話等の通信端末

（３）通信連絡体制の確立

《市（総務部・事務局）》

- 情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者及び通信連絡事務従事者を指名する。
- 災害時における各機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を確認する。

2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

（１）基本事項

《市（事務局）》 《防災機関等》

- 速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、応急対策活動とあわせて、必要に応じて相互に連絡を取る。
- 市は、都と密接に連携し、状況及び今後の措置、応援の必要の有無等を報告・連絡する。
- 各防災機関は、市災害対策本部と密接に連携し、状況及び今後の措置、応援の必要の有無等を報告・連絡する。

（２）被害状況等の報告・提供

《市（事務局・企画財政部）》

- 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、以下により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況（災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害の程度、災害に対しとられた措置、その他必要な事項）を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

【報告事項】

- ・原因
- ・日時
- ・場所又は地域
- ・被害状況（被害の程度は認定基準に基づき認定）
- ・措置した事項・内容
- ・今後の措置（日時、場所、人員、資機材等を含む。）
- ・災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・その他必要な事項

【報告方法】

- ・DISへの入力
ただし、システム障害等により入力できない場合は、都防災行政無線、電話、FAX等のあらゆる手段を活用する。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策終了後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	応急対策終了後20日以内	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

【災害救助法に基づく報告】

- ・災害救助法の適用基準²⁵のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- ・災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。その後の処理については知事の指示を受ける。

《都（総務局）》

- 被害情報、関係防災機関等の活動状況、その他応急対策に関する情報等を取りまとめ、市に提供する。

《調布警察署》

- 収集した被害情報について防災機関等との情報交換を図る。

【主な情報収集事項】

- ・家屋の倒壊状況
- ・死者、負傷者等の状況
- ・主要道路、橋及び交通機関の状況
- ・住民の避難状況
- ・火災の拡大状況
- ・堤防、護岸等の破損状況
- ・電気、水道、ガス、通信施設の状況

²⁵ 狛江市の人口は82,221人（令和5年12月1日現在）である。災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条及び別表第1から第4に基づき、市内で80世帯以上の住家が滅失した場合、都内で2,500世帯以上の住家が滅失した災害において市内で40世帯以上の住家が滅失した場合、又は都内で12,000世帯以上の住家が滅失した場合となる。

《狛江消防署》

- 管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、以下の手段により収集した情報を、市に提供するとともに、防災機関等との情報交換を図る。
 - ・高所見張員による管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
 - ・地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
 - ・消防車両、情報活動隊、広報車隊等による被害状況の把握
 - ・消防職員の参集者が収集した被害状況の把握

《防災機関等》

- 市内の所管施設に関する被害、実施済みの措置、今後実施しようとする措置、その他必要な事項について、市に報告する。

（３）通信事業者による措置

《通信事業者》

- 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - ・応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を取る。
 - ・通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条²⁶第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を取る。
 - ・非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。

²⁶ 電気通信事業法第8条は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うことを定めるもの。同条第2項ではこのために必要な場合は電気通信業務の一部を停止することができるとしている。電気通信事業法施行規則第55条は、優先的に取り扱われる通信の内容と実施機関を定めるもの。同第56条からは利用制限の対象とならない機関を読み取ることができる。これらの法規から、大規模な災害にあった場合の市の災害対応に関する通信は優先的に取り扱われると考えられる。

別紙第5

被災者の捜索・救助

1 被災状況の収集

(1) 市及び協定締結事業者による収集

《市（事務局・都市建設部・各部）》

- 都市建設部は、職員を派遣し、物資及び人員の輸送が円滑に行われるように、道路及び橋梁の被害状況と通行可能道路の情報を確認するとともに、倒壊家屋の発生状況等、市内のその他の被災状況について情報を収集する。
- 各部は、参集する職員、関係する団体等から得られた情報を取りまとめ、事務局に報告する。この際、議会事務局にあっては議員からの情報を収集し、取りまとめる。
- 事務局は、協定締結事業者に被災状況の収集を依頼する。この際、無人航空機を活用した情報収集は、「航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（国土交通省航空局安全部無人航空機課長、令和4年11月28日最終改正（国空無機第235448号））を踏まえ、協定締結事業者の協力を得て、都及び空域を管轄する関係機関と調整²⁷の上、実施する。

《狛江市消防団》

- 各分団は、災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部に伝達する。
- 消防団本部は、入手した情報を市災害対策本部及び狛江消防署に提供する。

《事業者》

- 市との協定に基づき、収集した被災状況を市災害対策本部に提供する。
- 無人航空機による情報収集を実施する事業者は、市災害対策本部に協力し、都及び空域を管轄する関係機関と調整の上、飛行を行う。

(2) 東京都及び防災機関等からの情報提供

《都（総務局）》

- 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。
- 災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡

²⁷ 狛江市に大規模な被害が発生する災害時には、市上空が緊急用務空域に指定される可能性がある。緊急用務空域の指定がなされた場合、無人航空機の飛行には空域を管轄する関係機関との調整が必要になる。

に加え、市長とのホットラインを活用する。市長とのホットラインは以下に従って運用する。

- ・市長の携帯電話への連絡は、原則として東京都危機管理監が行う。
- ・市長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行う。

《防災機関等》

- 各防災機関等は、その活動を通じて収集した狛江市内の被災状況及び狛江市における災害対応に影響を与える可能性がある周辺地域の被災状況を、市災害対策本部に提供する。
- 狛江消防署は、所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。

(3) 自主防災組織及び市民等からの通報

《市（事務局・教育部）》

- 事務局は、狛江市防災協会及び市民等からの被災情報に関する通報があった場合、これを受け付けるとともに、必要により通報内容の確認を行う。
- 教育部は、避難所派遣職員及び避難所運営協議会から被災情報に関する通報があった場合、その内容を取りまとめて事務局に報告する。

(4) 市の被災状況の解明

《市（事務局）》

- 各種のソースから入手した情報を総合し、市の被災状況の解明を図る。
- 逐次解明される被災状況を踏まえ、都及び防災機関等と調整し、被災者の捜索・救助、被災者の安全確保、被害の拡大防止等の活動の重点を定める。

2 交通路の確保

(1) 交通規制

《調布警察署》

- 市内には道路交通法に基づく第一次交通規制及び災害対策基本法に基づく第二次交通規制の対象道路はないが、災害の発生状況に応じて必要な交通規制を実施する。
- 緊急通行車両等の確認を行う。

(2) 道路障害物除去等

《市（都市建設部）》

- 収集した道路等の被災状況に基づき、都の緊急道路障害物除去路線等²⁸及び市災害対策本

²⁸ 東京都地域防災計画(p239)によれば、都災害対策本部による緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定等を踏まえて、以下の基準により行う。

・緊急交通路等の交通規制を行う路線 ・避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線

部の示す以下の路線を優先して、障害物除去作業を行う。

- ・被災者の捜索・救助を行う防災機関の部隊の進出に必要な路線
 - ・予備の地域内輸送拠点に接続するための路線
 - ・避難所、福祉避難所及び市が物資を直接供給する大規模マンションに接続するための路線
- 市内の道路が被害を受けた場合、都道については速やかに北多摩南部建設事務所に報告する。また、市道については被害状況に応じた応急復旧作業を速やかに行い交通路の確保に努める。
- 障害物除去作業に当たっては、協定に基づき狛江市建設業協会等に障害物除去等の応急復旧作業について協力を求める。
- 被害状況により応急復旧作業ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。
- 電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。通報するいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための応急措置を講じ、じ後連絡する。
- 緊急通行車両の通行を確保する必要がある場合、車両等の移動等を関係機関と連携して行う。また、都公安委員会から車両等の移動等の要請があった場合は、関係機関と連携して対応にあたる。

《市（事務局）》

- 市及び協定締結事業者では対応できない緊急の障害物除去等応急復旧作業がある場合、都に応援を要請する。ただし、都市建設部から北多摩南部建設事務所への報告に基づき都の応援が得られる場合、新たな応援要請は行わない。

《都（総務局）》

- 都知事は市に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

《都（建設局）》

- 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
- 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

3 被災者の捜索・救助

(1) 活動要領の調整

《市（事務局）》

- 市の被災状況、防災機関等の勢力及び特性を踏まえ、効果的かつ効率的な被災者の捜索・救助、被災者の安全確保、被害の拡大防止等の活動が実施できるように、災害対策本部において、事務局及び防災機関等により活動要領を調整する。この際、通信環境が整う場合は、ビデオ会議等の活用を考慮する。
- 都災害対策本部の救出救助統括室（都総合防災部、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁が構成員）において、救出・救助活動及び応急対策に関する調整がなされた場合、必要に応じ、市の実施する調整にこの結果を反映する。
- 活動要領の調整は、調整結果が各防災機関等の活動に円滑に反映されるように実施時期を定め、先行的に行うことに努める。
- 活動要領の調整においては、役割による区分、地域による区分等を適宜組み合わせる。

(2) 捜索・救助

《市（事務局・都市建設部）》

- 防災機関等が実施する被災者の捜索・救助等の支援・補助にあたる。
- 災害救助法が適用されたときは、都知事の支援を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

《防災機関等（共通）》

- 各防災機関等は、活動要領の調整を踏まえ、被災者の捜索・救助等を実施し、その実施状況を適宜、市災害対策本部に報告する。この際、市は過重な報告を求めることにより、防災機関等の行動を阻害しないように着意する。
- 被災者の捜索・救助は、生存者の救出を最優先に行う。

《狛江市消防団》

- 消防力に余力がある場合は、狛江消防署、調布警察署、自衛隊等の防災機関と協力し、被災者の捜索・救助を実施する。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

《調布警察署》

- 建物倒壊、火災等による被害の拡大防止のため、被災者の救出救助及び避難誘導等を行う。

《狛江消防署》

- 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。

- 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

《自衛隊》

- 都知事からの派遣要請等に基づき部隊を派遣し、被災者の捜索・救助等を実施する。

(3) 負傷者等の搬送

ア 負傷者の搬送

《市（事務局・福祉保健部）》

- 原則として、被災現場から医療救護所までの負傷者の搬送は市が対応し、医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までの搬送は都及び市が対応する。
- 搬送手段を有する機関と連携し、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- 必要に応じて、協定締結先である自動車運送業者等に対して、傷病者の搬送を依頼する。

《市（福祉保健部）》 《都（保健医療局）》

- 東京消防庁等の関係機関と連携し、負傷者等の災害拠点病院等への搬送を車両等により行う。
- 必要により、東京消防庁、警視庁、自衛隊等のヘリコプターを活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）²⁹等へ搬送する。

《狛江消防署》

- 可能な範囲で救急隊を派遣し、傷病者の応急措置や災害拠点病院等への搬送を行う。
- 搬送は、原則として、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。

《防災機関等》

- 救出した負傷者は、速やかに搬送担当機関又は医療救護所等に引き継ぐ。

イ 遺体の取扱い

- 被災者の捜索間に発見した遺体の取扱いは、別紙第9「医療救護活動」による。

4 安否不明者に関する情報

《市（事務局・市民生活部・福祉保健部・教育部）》

- 市は、人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の提供を行う。

²⁹ 航空搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。SCUは、Staging Care Unitの略。

- 事務局は、被災状況等を踏まえて、多数の安否不明者が発生している可能性のある地区、又は被災者の捜索・救助を実施する防災機関から照会のあった地区の居住者一覧の作成を市民生活部に依頼する。市民生活部は、居住者一覧の作成にあたり、DVやストーカーの被害者であり、特に公開することを控えるべき居住者については、その旨を明らかにする。
- 市民生活部、福祉保健部及び教育部は、所掌する避難所、福祉避難所等の避難者名簿、医療機関への入院者の情報、身元の判明した遺体の情報等と、上記の居住者一覧との突合を行い、所在等の明らかな者を居住者一覧から削除する。この際、都への安否不明者の情報提供の目的が発災後72時間の人命救助活動の円滑化であることを踏まえ、迅速な業務の実施に着意する。
- 事務局は、各部の突合の結果を踏まえ、安否不明者の氏名情報等を取りまとめ、東京都に提供する。この際、特に公開することを控えるべき居住者については、個人を特定できない形式で提供する。
- 事務局は、該当地区の被災者の捜索・救助を実施する防災機関に安否不明者の情報を提供する。この際、特に公開することを控えるべき居住者については、個人を特定できない形式で提供する。
- 市民生活部、福祉保健部及び教育部は、安否不明者の所在等が新たに明らかになった場合、速やかに事務局に報告する。
- 事務局は、逐次、安否不明者の情報を更新し、東京都及び該当地区の被災者の捜索・救助を実施する防災機関に提供する。

＜都（災害対策本部）＞

- 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。

別紙第6

市民及び報道機関等への情報提供

1 市民への情報提供

(1) 情報提供事項

《市（事務局）》

- 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに調布警察署及び狛江消防署と連携して必要な情報を市民に提供する。
- 情報提供に当たっては、流言飛語の発生防止に留意し、正確性と速達性のバランスに留意する。
- 震災発生直後に行う広報の主な内容は以下のとおり。
 - ・地震の規模、気象の状況
 - ・混乱防止の呼び掛け
 - ・電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意
 - ・避難及び避難時の方法等
 - ・道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
 - ・学校等の措置状況
 - ・市の体制・措置状況
 - ・デマ・流言の打ち消し情報
- 被災者に逐次提供する広報の主な内容は以下のとおり。
 - ・被害情報
 - ・避難所の開設状況
 - ・食料、生活物資等の供給状況
 - ・医療機関の診療状況
 - ・電気、ガス、水道、下水道、電話等ライフラインの被害及び復旧状況
 - ・道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況
 - ・防疫・保健衛生措置状況
 - ・学校の休校・再開等の措置状況
 - ・都及び市の措置状況
 - ・デマ・流言の打ち消し情報

《調布警察署》

- 被害状況、避難情報、交通規制などの情報発信等を行う。

《狛江消防署》

- 広報内容は以下のとおり。
 - ・ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ・ 救出・救護及び要配慮者（高齢者・身体障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦等）への支援の呼びかけ
 - ・ 火災及び水災に関する情報
 - ・ 避難指示等に関する情報
 - ・ 救急告示医療機関等の診療情報
 - ・ その他市民が必要としている情報

《狛江郵便局》

- 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。
- 災害の態様及び被災状況等に応じ、以下の内容を公示する。
 - ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ・ 被災地宛救助用郵便物の料金免除
 - ・ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

《都（総務局）》

- 携帯電話による利用が可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。
- 防災X及び東京都防災アプリ、Lアラート等の情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。

《都（水道局）》

- 地震発生直後に行う広報内容は以下のとおり。
 - ・ 水道施設の稼働状況
 - ・ 浄水場及び給水所における飲料水
 - ・ 応急対策の基本方針
 - ・ その他住民への協力要請等
- 応急対策開始後に行う広報内容は以下のとおり。
 - ・ 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み

- ・復旧作業の実施方針
- ・応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況
- ・住民の注意すべき事項及び協力要請
- 応急対策の進捗に伴う広報内容は以下のとおり。
 - ・水道施設の被害詳報及び復旧見込み
 - ・前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域
 - ・当日の復旧活動の概要
 - ・水質についての注意
 - ・住民への協力要請

《都（下水道局）》

- 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等について広報を行う。
- 広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。
- 地域広報は、流域下水道本部等が市と連携して行う。

《通信事業者》

- 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- 災害用伝言サービスの提供開始の案内を行う。

《NTT東日本》

- 以下の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。
 - ・公衆電話の無料化
 - ・災害時用公衆電話の開設
 - ・避難所 Wi-Fi の開設
 - ・料金減免

《東京電力》

- 広報内容は以下のとおり。
 - ・電気による二次災害等を防止するための方法
 - ・避難時の電気安全に関する心構えについての情報
 - ・電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報

《東京ガスグループ》

- 広報内容は以下のとおり。

- ・ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し
- ・マイコンメーター復帰方法
- ・ガス機器の使用上の注意事項

（２）外国人を含む要配慮者への配慮

《市（企画財政部・福祉保健部）》

- 避難行動要支援者等の要配慮者に災害に関する情報が適切に伝わっているかの確認を、地域住民等による安否確認と合わせて実施する。
- 在住外国人への情報提供を実施する。
- 外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。

《都（生活文化スポーツ局）》

- 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、以下の業務を実施する。
 - ・外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等
 - ・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
 - ・東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣

２ 報道機関への情報提供

《市（事務局）》

- 市災害対策本部が設置された場合、災害対策各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。
- 報道機関への情報提供は、定期的に行うことを原則とする。一方、発災直後の市長から市民へのメッセージの発表、状況に大きな変化があった場合等の臨時発表を行う場合は、関係する報道機関に連絡の上、準備が整ったならば、速やかに実施する。
- 報道機関への定期的な発表は、別に定める者による記者発表又は資料の掲示により実施する。
- 災害対策本部への報道機関の立入りは、特に許可を受けた場合を除き、別途定める区域に限定する。

《防災機関等》

- 各防災機関等から市内の活動に関する報道発表がなされる場合は、事前に事務局に発表内容を通知する。特に、人的被害に関する発表を行う場合は、都及び市と調整し、原則として都又は市の発表後に実施する。

3 放送要請

《市（事務局）》

- 市及び防災機関は、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定に基づく伝達のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請することができる。
- 放送要請は、東京都と各放送機関との間で放送手続について定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都知事に対して行う。ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、その後速やかに都に報告する。
- 災害時等の情報発信に関わる協定に基づき、ジェイコム東京世田谷局及び狛江ラジオに対して、災害に関する情報の放送を要請する。

《都（総務局）》

- 都総務局は、市から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続を取るよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。

4 市民相互の情報連絡等

《市民等》

- 公衆電話及び各通信事業者が提供する災害用伝言サービス等を利用し、家族等の安否を確認する。
- 国、都、市等の発表に基づいて冷静に行動し、一斉帰宅の抑制を行うとともに、開設された避難所等の状況を確認する。
- 真偽の不明なSNS上の情報等の安易な拡散をしてはならない。

《市（事務局・教育部・福祉保健部）》

- 都と協力し、市民及び事業者等に対して、一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、避難所や一時滞在施設の開設状況等の災害関連情報等を提供する。
- 避難所等のWi-Fiを避難者が利用できる状態に切り替える。
- NTT東日本から貸与されている災害時特設公衆電話のある施設は、これを設置する。

《都（総務局）》

- 市や報道機関等と連携し、市民及び事業者等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況等、災害関連情報等を提供する。

《通信事業者》

- 市や都と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。
- 災害用伝言サービスの提供を行う。

《携帯通信事業者》

- NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料Wi-Fiサービス（00000JAPAN）を提供する。また、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供することがある。
- NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努める。

《報道機関》

- 市、都、交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や災害用伝言サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

別紙第7

避難行動等

1 避難誘導

(1) 避難指示等

《市（事務局）》

- 地震による火災や土砂崩れ等、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市長は調布警察署長及び狛江消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
- 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- また、市長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 避難誘導

《市民等》

- 震災が発生したならば、まず自らと家族等の安全を確保し、ゆれが収まったならば速やかに災害時集合場所等の安全な場所に退避する。この際、分電盤のブレーカを落とし、避難後の通電火災の発生防止に留意する。
- 火が出た場合は、速やかに消火器による消火を行うとともに、近隣住民の応援を求めて初期消火を行い、火災の発生防止に努める。
- 避難に当たっては、準備してある非常用持出袋等をもって避難する。
- 近隣の住民同士が声を掛け合い、要配慮者を含めた逃げ遅れがないように配慮する。

《市（事務局・企画財政部・福祉保健部・子ども家庭部・教育部）》

- 避難指示等を発令した場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団の協力を得て、災害時集合場所に被災者を集合させる。その後、自主防災組織の班長や事業所の管理者たるリーダーを中心に、地域又は町会、自治会、事業所単位に集団を編成し、可能な範囲で安否の確認を行う。
- 災害時集合場所から避難所への移動は、市の避難施設の特性に応じて以下のとおりとする。

- 災害時集合場所と避難所が同一の敷地又は近接する敷地にある場合
 - ・避難所の施設の安全が確認されるまで、災害時集合場所で待機する。
 - ・避難所の施設の安全が確認されたならば、避難所派遣職員又は避難所運営協議会の指示に従って避難所に入る。
- 災害時集合場所と避難所が離隔している場合
 - ・災害時集合場所において、市災害対策本部との連絡確保を図り、近傍の避難所及び経路の状況を確認し、市職員、警察官等の誘導により、避難所に移動する。
 - ・移動に当たっては、地域又は町会、自治会、事業所等の集団による移動を心掛ける。この際、単独の被災者は適宜の集団に組み入れ、移動間の脱落者の発生防止を図る。
- 被害が拡大して災害時集合場所が危険になった場合、リーダー、市職員、警察官等の誘導により、安全な別の災害時集合場所に移動する。
- 高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違い等を踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等により適切に避難誘導し、安否確認を行う。福祉保健部、多文化共生を担当する企画財政部は、必要に応じ、これを支援する。
- 震災の状況に応じ、校長等（園長等を含む。）を中心に、児童（園児等を含む。）・生徒の安全を確保できる避難誘導を行うように指導する。

《都本部》

- 市から避難場所の運用に必要な措置の要請があった場合、直ちに都関係各局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
- 市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

《都（福祉局）》

- 区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「要配慮者対策統括部」を設置し、市の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。

《調布警察署》

- 地域住民等が災害時集合場所に避難した場合、町会・自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心に集団を形成し、災害の拡大状況等の様子を見ながら、危険が迫ってきた場合には、別の災害時集合場所等に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。
- 避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、必要に応じて本部に要請し、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。

- 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づく避難等の措置を取る。
- 災害時集合場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、災害時集合場所の秩序維持に努める。

《狛江消防署》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、避難の指示等を行い、その後、市へ通報する。
- 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、関係機関に通報する。
- 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達を行う。
- 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

2 避難所の開設・運営等

- 本項では一般避難所の開設・運営等に関する事項を主として記述し、福祉避難所に関わる特別な事項は別に第3項に記すので、福祉避難所については第3項も合わせて参照のこと。

（1）避難所の開設・報告

《市（事務局・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 避難所における被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成したうえで受け入れる。
- 避難所を開設した場合、避難所運営協議会等を中心とする避難所の運営者の中から管理責任者を選任する。
- 管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連携に努める。市の避難所派遣職員は、管理責任者のこれらの業務を支援し、教育部を通じて市災害対策本部との連携を確保する。
- 避難所を開設した場合、事務局は、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間を速やかに、都福祉局、調布警察署及び狛江消防署等の関係機関に報告する。この際、都福祉局への報告は、原則としてDISへの入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京

都防災行政無線で行う。

- 避難所者避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi 整備等を行うとともに、SNS等での情報発信を行う。この際、被災者の特性に応じた情報提供手段に留意する。
- 避難所ごとに避難者に関わる情報の早期把握及び物資のみ受取りに来ている在宅の被災者等に関わる情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、教育部を通じて災害対策本部に報告する。事務局は、各避難所の状況を取りまとめて都等へ報告する。
- 既設の避難所で被災者を収容することが困難な場合、市は多様な手段で避難所の確保に努める。この際、必要に応じ、都及び防災機関等の支援を受けて、一時的に被災者を受け入れるための野外受入施設を開設する。野外受入施設を開設した場合の処置事項は以下のとおり。
 - ・避難所の開設の場合と同様に、野外受入施設の開設を都福祉局、調布警察署及び狛江消防署等の関係機関に報告する。
 - ・開設する野外受入施設に派遣する市職員は、各部の参集状況及び業務実施状況を踏まえ、災害対策本部長が指定する。指定された市職員は、避難所の市派遣職員と同様に教育部長の指示を受ける。
 - ・避難者の中から野外受入施設の運営者を選び、その中から管理責任者を選定する。避難者の中から運営者が選ばれるまでは、市の派遣職員が施設の運営を行う。
 - ・野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉局に調達を依頼する。
- 災害の規模、被災者の避難所への収容状況、予想される避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、協定締結自治体と連携した市外への避難について検討を始める。

《都本部》

- 都としても都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用等、避難所等の確保のための支援策を実施する。

《都（福祉局）》

- 市からのDISへの入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
- 市から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
- 避難者及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に関わる情報について市から報告を受け、国等へ報告を行う。
- 市から野外受入施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を都財務局に調達依頼する。

《都教育庁》

- 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、市による避難所の開設・管理運営に協力する。
- 都立学校について、市から避難所開設の依頼があった場合は、市と連絡を取り、開設・管理運営に協力する。

(2) 避難所の運営

《市（事務局・福祉保健部・教育部）》 《避難所運営協議会等》

- 避難所の運営は、避難所運営協議会を中心とする避難者による自主運営を基本として行い、市の避難所派遣職員、関係機関、ボランティア等と協働する。
- 各避難所は、市の避難所運営基本マニュアル及び各避難所の運営マニュアル等を踏まえ、管理運営に必要な要員を配置し、住民の適正な誘導、受入れを行い、過密状況を把握する。
- 避難所の管理責任者は、避難所における防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- 各避難所は、避難所避難者に加えて、在宅の被災者に対しても、食料品やその他の生活の維持に必要な物資の提供に努める。
- 事務局は、協定締結自治体等の協力を求めるとともに、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるように職能団体や専門性のあるボランティアとの調整を図る。
- 事務局は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。この際、教育部を通じて各避難所の状況を確認し、ボランティアの派遣の可否を判断する。
- 各避難所の避難者等の中から、避難所の運営を行う要員を募集し、運営への参加・協力を得ることは、各避難所の管理責任者の判断により実施される。
- 福祉保健部は、巡回健康相談等を行うため、ボランティアや関係機関等の協力を得ながら、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 避難所の運営に当たって留意すべき事項は以下のとおり。
 - ・施設管理者等と連携し、立入禁止区域及び土足禁止区域を設定する。
 - ・情報伝達手段を確保し、災害対策本部と連携して適宜正確な情報を提供するとともに、流言飛語の発生防止に努める。
 - ・避難者名簿等の個人情報の管理を適切に行い、漏えい防止を図る。この際、被災者の受入時に安否照会への回答の可否を記述させ、DVやストーカーの被害者等の情報が漏えいすることのないように特に注意する。被災者の安否に関して、家族、住民等から照会があったときは、安否照会への回答の可否を確認の上、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、回答するように努める。
 - ・食料、飲料水、毛布、その他の救急物資の配布及び市災害対策本部への要請を行う。この際、発災当初は十分な物資が確保できない可能性があるため、子どもや高齢者、妊婦等の要配慮者を優先した配布を行い、災害関連死の発生予防に早期から着意する。
 - ・避難者の生活環境上必要な物品の確保に努める。

- ・ごみの適切な排出方法、ライフラインの状況に応じたトイレの使用法等、衛生管理上の指示事項を避難者に周知する。
 - ・時季に応じて、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施し、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等に派遣を要請する。
 - ・時季に応じて、熱中症、食中毒等が発生しないよう十分配慮する。
 - ・傷病者に対して応急処置を行うとともに、必要に応じて救急車の手配、市災害対策本部への医療救護班の派遣要請を行う。
 - ・要配慮者の心身双方の健康状態に配慮し、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握して、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を市災害対策本部に求める。
 - ・避難所の運営に女性の参画を求め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上等避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。また、居住スペースにおける女性の安全確保を重視し、身寄りのない女性避難者に配慮する。
 - ・避難所の開設後、努めて早期から、震災から相当期間が経過した時期の運営方法を想定しておく。
- 安全上の理由から避難所を閉鎖する必要がある場合、教育部は、事務局と調整し、市の避難所派遣職員により避難者を安全な場所に移動させる。この際、事務局は、必要に応じ、防災機関、協定締結事業者等に協力を求め、安全かつ円滑な移動ができる環境の整備に努める。
 - 避難所運営と他の応急対策業務・復旧対策業務のバランスを考慮し、市の避難所派遣職員数は、各避難所の自主運営を支えるのに必要な人数に限定する。例えば、発災当初に避難所の開設に必要な人員を一時的に増加で派遣した場合も、避難者による自主運営の進展、ボランティアや他自治体職員の派遣に応じて、市職員を他の災害対応業務に再配置する。
 - 看護師等の資格を有する市の職員数は限られているため、福祉避難スペースを含む各避難所に常駐させることはせず、巡回健康相談又は必要な場合の派遣により対応する。
 - 福祉保健部は、福祉避難所の運営、医療救護活動及び保健衛生活動の調整・支援・実施等を行うため、各避難所福祉避難スペースへの要員の恒常的な配置を実施せず、避難者の福祉避難所への移動等の場合に、必要に応じて職員を派遣する。

《都（総務局・福祉局・保健医療局）》

- 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、避難所、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。また、都庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、市・社会福祉施設からの応援要請に基づき、都内の被災していない地域又は他道府県からの応援派遣に関する総合調整を行い、避難所・福祉避難所及び社会福祉施設等へ災害派遣福祉

チームを派遣する。

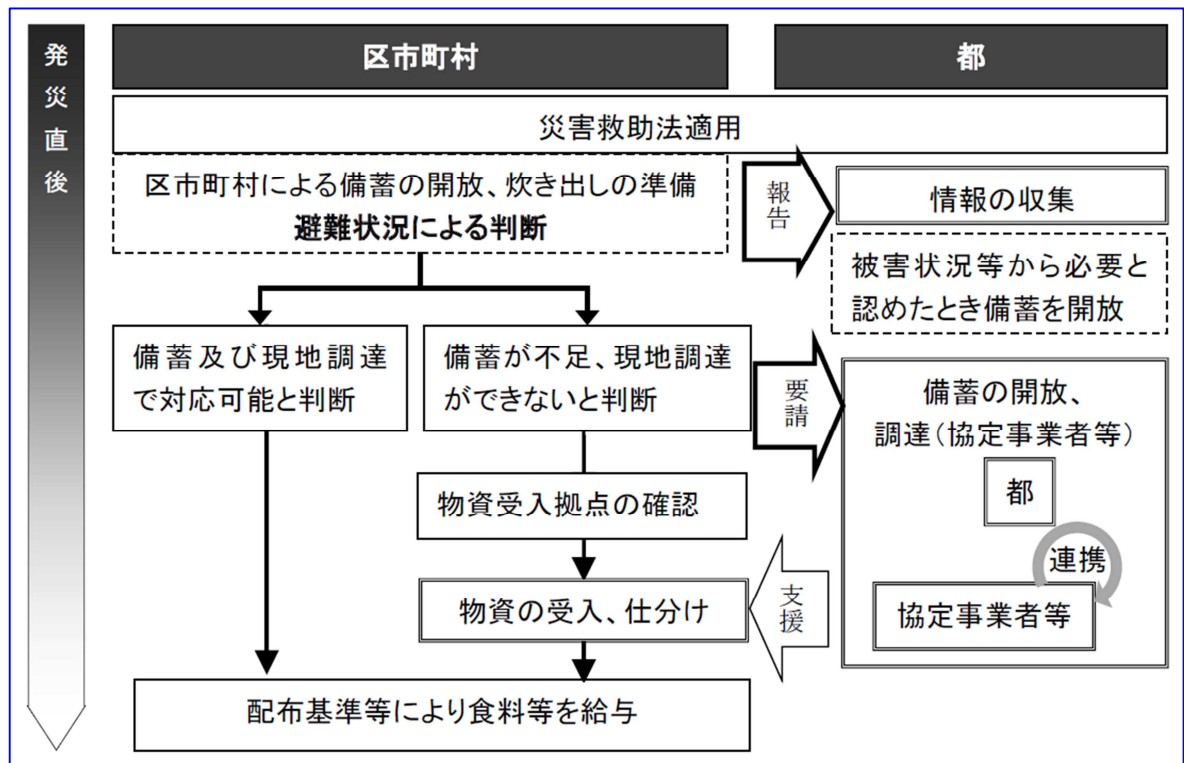
- 市における避難者の健康相談が円滑に行なわれるよう支援する。

(3) 食料・生活必需品等の供給・貸与

《市（教育部）》 《避難所運営協議会》

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品供給の配布基準は、原則として、東京都の災害救助法施行細則に定めるところ³⁰による。
- ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

【避難所における物資供給のスキーム】（東京都地域防災計画より抜粋）



(4) 飲料水の安全確保

《市（福祉保健部・教育部）》

³⁰ 都の災害救助法施行細則別表1は、「炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とする。」と定めている。

- 市は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。この際、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

《都（保健医療局）》

- 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、市からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。

（５）食品の安全確保

《市（福祉保健部・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 都と連携し、避難者及び在宅の被災者に対して、以下の食品の衛生的な取扱いの指導を行う。
 - ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ・手洗いの励行
 - ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - ・情報提供
 - ・食品の安全管理に関する情報提供
 - ・殺菌、消毒剤の適切な使用
 - ・乳幼児、高齢者等の食事の特性に応じた衛生指導
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（６）トイレ機能の確保

《市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 各避難所は、地震後に断水した場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害対策用井戸、学校のプール等で確保した水を使用し、施設のトイレの機能の回復を図る。施設のトイレが使用できない場合及び使用可能の確認がとれるまでは、以下のとおりとする。
- 発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、各避難所は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない携帯トイレ等の災害用トイレを活用して対応する。
- 発災後４日目以降のし尿収集車による収集が可能になった場合に使用する災害用トイレ

の確保を総務部が図るとともに、協定締結事業者による収集の調整を環境部が実施する。

- 携帯トイレ等の備蓄分が不足した場合には、市民生活部を通じて都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(7) ペットの同行避難の受入れ

《市（教育部）》 《避難所運営協議会》

- 避難者に同行したペットを受け入れるスペースを避難所に設置し、都と協力して適正飼養について指導する。
- ペットのゲージへの収容を含む安全性の確保及び適正飼養は、原則としてペットを同行する避難者の責任で行う。
- 避難所におけるペットの飼養状況を把握し、都及び関係団体への情報提供を行う。
- 協定締結先である獣医師会に対して、事務局を通じて支援を要請する。

《都（保健医療局）》

- 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
 - ・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 - ・他縣市への連絡調整及び要請

3 福祉避難所の開設・運営等

(1) 避難行動要支援者の避難誘導

《市（福祉保健部）》

- 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランにおける支援の対象者は、個別避難計画に基づいて避難する。
- 災害の規模等の状況に応じて、避難行動要支援者名簿の情報について、必要な限度で支援組織に提供する。
- 避難行動要支援者の避難に際しては、その特性や個々の状態、各施設の被災状況に応じて、通い慣れた施設への避難等、多様な避難方法から適切なものを選定する。
- 避難行動要支援者については、障がい特性や住環境等を踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、狛江市防災会、狛江市民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等、多様な主体の協力を得ながら適切に避難誘導できる体制を取ることで、安否確認も行う。
- 特に障がい者の避難誘導に当たっては、当該障がい者が通所している施設との協力を図る。

（２）福祉避難所の開設・運営

《市（福祉保健部・教育部）》

- 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、福祉避難所を開設・運営する。
- 福祉避難所の管理責任者は、管理運営に際して、要配慮者の視点に配慮する。
- 事務局と協力し、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅の活用等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に連絡する。
- 福祉避難所の運営に当たっては、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- 教育部は、一般避難所に所在する要配慮者の心身双方の健康状態に配慮し、障がいの特性や個々の状態、ニーズを把握して、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を求めるものとする。
- 一般避難所から福祉避難所への移送を求められた福祉保健部は、必要に応じて、要配慮者等の避難所等への搬送について、協定先である自動車運送事業者等に協力を要請する。
- 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。福祉専門職員の派遣を受けた場合、専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

4 地震発生後の自宅での生活

（１）自宅の安全確認

《市民等》

- 災害時集合場所に退避後、火災や倒壊等の周囲の危険性が低くなったならば、自宅の状況を確認する。自宅での生活が可能な場合は、避難所への避難ではなく、在宅での生活を実施する。
- 震災後、逐次実施される被災住宅及び宅地の応急危険度判定において、危険の判定を受けた場合、在宅での生活を継続してはならない。また、要注意の判定を受けた場合、就寝を含む生活が可能かを確認し、生活の継続が危険と判断されるときは、在宅での生活を継続してはならない。

（２）在宅の被災者の支援

《市民等》

- 在宅での生活を実施する場合、自宅の備蓄品を活用するとともに、速やかに最寄りの避難所に登録を行い、必要な物資等の供給を受ける。
- 余震や火災による二次被害の防止に努めるとともに、ライフラインの状況を確認し、適切

な被災後の生活を実施する。

- 町会、避難所運営協議会等の活動を支援する。

《市（都市建設部）》

- 被災住宅及び被災宅地の応急危険度判定を、東京都防災ボランティアの支援を得て実施する。細部は、別紙第12「住民生活の早期再建に向けて」による。

《市（事務局・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 教育部は、避難所に登録された在宅の被災者の状況を取りまとめ、事務局に報告する。
- 事務局は、避難所に登録された在宅の被災者の状況と市から直接物資を受領する大規模マンションの在宅の被災者の状況を取りまとめ、都に報告する。
- 各避難所は、避難所に登録された在宅の被災者に対して、必要な物資等を供給する。

（3）マンション防災における応急対策の実施

《マンションに係わる管理組合・自治会・自主防災組織等》

- マンション居住者の安否確認を行う。
- マンション共有の資機材を用いた救出活動を支援する。
- 集会室等を利用した避難所の運営を行う。
- 建物の被害調査と二次被害の防止を行う。
- ライフラインの復旧状況を確認し、状況に応じた在宅での生活について指導する。
- 物資の供給を市から直接受けることになっているマンションの管理組合等は、市と物資の受領等について調整する。
- その他、マンション居住者の在宅での生活継続に必要な支援を行う。

《市（事務局・市民生活部）》

- 物資の供給を市から直接受ける大規模マンションの管理組合等と物資の供給要領・内容について調整する。
- 具体的な連携要領については、今後の検討による。

5 ライフラインの確保

（1）水道

《都水道局》

- 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。
- 施設の点検・被害調査を実施する。
- 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施する。

- お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。

(2) 下水道

《市（環境部）》

- ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用ディーゼルエンジン発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 工事施行中の箇所においては、受注者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。
- 液状化により浮上したマンホールについて、高さ調整を行い、道路の通行確保を行う。
- 協定の締結先等に対して、応急対策の協力を要請する。

《都（下水道局）》

- 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底する。
- 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。
- 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続する。

(3) 電気・ガス・通信等

《東京電力》

- 資材の調達・輸送を行う。
- 震災時においても送電を継続することを原則とするが、震災時における危害予防措置として、火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
- 人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則として、応急工事を行う。
- 災害時における電力の融通を行う。

《東京ガスグループ》

- 被害情報の収集を行う。
- 事業所設備等の点検を行う。
- 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置を行う。
- ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を行う。
- 被害推定に基づく応急措置を行う。
- 被害が軽微な供給停止地域に対して、遠隔再稼働を行い、速やかなガス供給再開を行う。

- 資機材等の調達を行う。
- 移動式ガス発生設備による臨時供給

《LPガス事業者》

- 都市ガス施設に被害が生じた場合、避難所等にLPガスを救援物資として供給するように努める。

《通信事業者》

- 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行う。
- 自治体へ連絡員を派遣し、通信障害・復旧状況等の情報を共有するとともに、自治体の要望・活動状況の情報収集を行う。
- 応急復旧対策、広報活動等に必要な重要通信を確保する。
- 災害対策用機材、車両等の確保を行う。
- 通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策を行う。

(4) エネルギーの確保

《市（総務部・教育部）》

- 防災センター、避難所等の拠点となる施設等における自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。
- 協定締結先事業者から各種燃料等の供給を受ける。

6 ボランティアの受入れ・派遣

《市（事務局・福祉保健部・教育部）》 《狛江市福祉協議会》

- 事務局及び福祉保健部は、都の「避難所管理運営の指針」に基づいた業務手順により、狛江市社会福祉協議会が運営する市災害ボランティアセンターを通じて受け入れたボランティアを各避難所等に派遣する。この際、教育部を通じて各避難所の状況を確認し、ボランティアの派遣の可否を判断する。
- 応急対策期間のボランティア受入れは、避難所の運営体制の確立や在宅の被災者の生活支援等、災害対応の初期業務を支援するものとし、災害対応の状況に応じて、受入範囲を逐次拡大する。
- 避難所で活動するボランティアに対しては、ゼッケン等を用いて、避難者との判別ができるように配慮し、円滑なボランティア活動の実施と避難所の安全管理を図る。

《都（生活文化スポーツ局）》

- 東京ボランティア・市民活動センターは、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、市災害ボランティ

アセンターや市民活動団体等の支援を行う。

- 市の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアを派遣する。

《都（福祉局）》

- 福祉関連のボランティア派遣については、区市町村からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。
- 福祉関連のボランティア派遣に際しては、区市町村の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。

7 学校の応急対策

《市（教育部）》 《市立小中学校》

- 校長は、応急時に以下の対策を行う。
 - ・児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
 - ・自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
 - ・緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
 - ・児童・生徒や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育部へ報告する。
 - ・状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を取り、市教育委員会へ報告する。
 - ・災害状況に即した応急の教育・指導を行う。
 - ・学校施設が、避難所になった場合は、避難所の運営主体と連携し、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置を取る。
 - ・学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
 - ・学校施設の応急修理に迅速に対応する。
- 教育部は、各学校の被害状況について取りまとめるとともに、必要に応じ校長が実施する応急対策を支援する。

8 保育園等の応急対策

《市（子ども家庭部）》

- 保育園等の被害状況を速やかに把握するとともに、必要な措置を講じる。
- 災害状況に即した臨時の編成を行うなど、災害に応じた保育等が実施できるよう調整する。
- 応急保育の方針等が決定した場合は、速やかに保護者に周知徹底を図る。
- 園児・児童の避難状況等について、災害用伝言ダイヤルや携帯メール等を活用し、保護者に周知するよう努める。

《市立保育園》

- 園長は、応急時に以下の対応を行う。
 - ・被害状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、市に対して報告する。
 - ・園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、確実に保護者等に引渡しができるまで、園児を保育園内等で保護する。
 - ・保護者に対しては、避難計画に基づいて園児の安全な引渡しを図る。
 - ・状況に応じ市と連絡の上、臨時休園等の適切な措置を取る。
 - ・園長及び市は、連絡網の確立を図り、指示事項等伝達の徹底を図る。

《児童館・学童クラブ・放課後子ども教室（kokoA）》

- 職員等は、事前に検討した方法に基づき、災害状況に応じた児童の安全確保や避難行動を実施する。
- 職員等は、被害状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、市に対して報告する。
- 職員等は、安全が確認できるまでの間、確実に保護者等に引渡しができるまで学校等と協力し、児童を保護し、安全な引渡しを図る。

9 車中泊の抑制

《都》 《市（事務局）》

- 都内における震災時の車中泊を認めることは困難とする都の基本的考え方に基づき、以下の啓発事項について、発災後も積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。この際、在宅での生活ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。

（啓発事項）

- ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・緊急輸送道路以外の市道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し得ること

《都本部》

- 車中泊等避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に関する情報について知り得た場合、区市町村に対し提供に努める。

《都（総務局）》

- 市から車中泊等避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等

に関わる情報の早期把握に努める。

＜市（事務局・福祉保健部・各部）＞

- 車中泊等避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に関わる情報の早期把握に努め、事務局は都総務局に報告する。
- 福祉保健部は、必要に応じて都や地域等と連携の上、健康面等についての相談・支援等の対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止の普及啓発等に努める。
- 各部は、車中泊を行う避難者の情報を得た場合、事務局に報告する。

10 動物救護

（１）被災地における動物の保護

＜都（保健医療局）＞

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

（２）動物保護班、動物医療班の編成

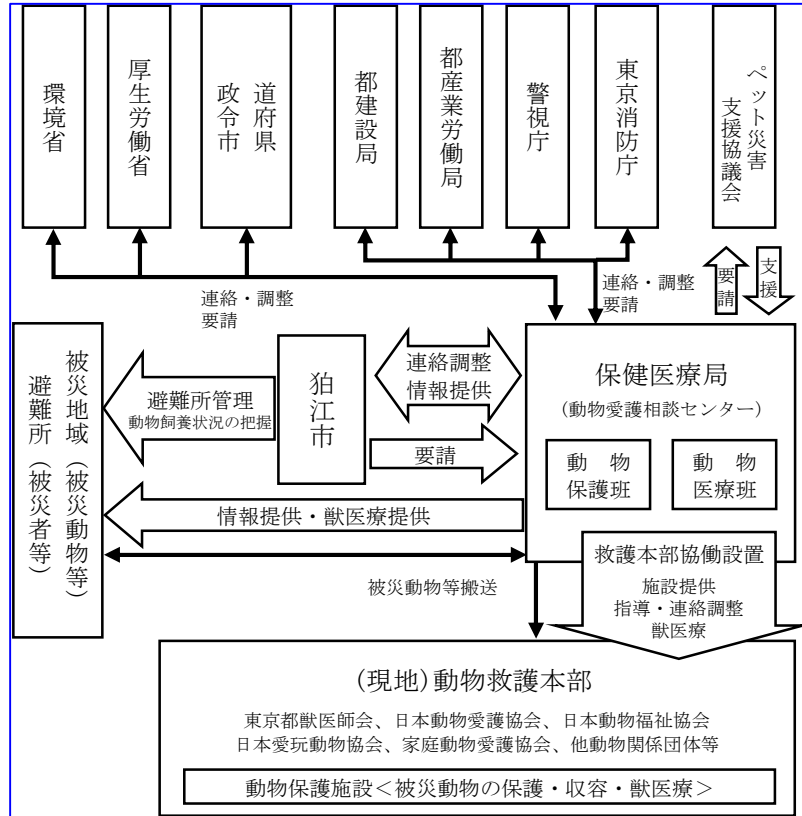
＜都（保健医療局）＞

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。
- 「動物保護班」は、市、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、市からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

※ 「2 避難所の開設・運営等 (7) ペットの同行避難の受入れ」に記述する。

【動物救護の業務手順】(東京都地域防災計画をもとに作成)



帰宅困難者対策

1 初動対応

(1) 情報収集と判断

《市（事務局）》

- 市内の滞留者へ発災直後から安全確保について呼びかけを行う。
- 市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在の候補施設の安全確認状況等について情報を収集し、適宜DIS等で都と共有するとともに、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。
- 公共交通機関の運行状況は、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるので、適宜国や都、交通事業者と情報共有し、市内滞留者に適切に発信する。

《都（総務局）》

- 都本部内に帰宅困難者対策部門を設置する。
- 都内滞留者へ発災直後から安全確保について呼びかけを行う。
- 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報を収集し、適宜DIS等で区市町村と共有するとともに、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。
- 公共交通機関の運行状況は、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるので、適宜国や区市町村、交通事業者と情報共有し、都内滞留者に適切に発信する。

(2) 一時滞在施設の開設と帰宅困難者の受入れ

《都（対策本部）》

- 都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、市に一時滞在施設の開設を呼びかける。

《市（事務局・市民生活部）》

- 一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、一時滞在施設の候補施設（エコルマホール及び和泉多摩川地区センター）の状況を確認し、施設に対して開設要請を行う。
- 市は、DISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて、施設の開設・運営状況を都に適宜報告する。

《一時滞在施設となる施設の管理者》

- 市から一時滞在施設の開設要請を受けた場合、施設の待機場所や施設入口等の安全確認を

行うとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

○ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおり。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ・従業員の安否確認
- ・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- ・従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備
- ・施設利用案内の掲示等
- ・電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の通信手段の確保
- ・市への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入れ等（おおむね12時間後まで）

- ・帰宅困難者の受入開始
- ・携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定
- ・保健活動班による巡回を市に要望
- ・水、食料等の供給を市に依頼
- ・し尿処理・ごみ処理のルール確立
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達
- ・受入可能人数を超過した場合の市への報告

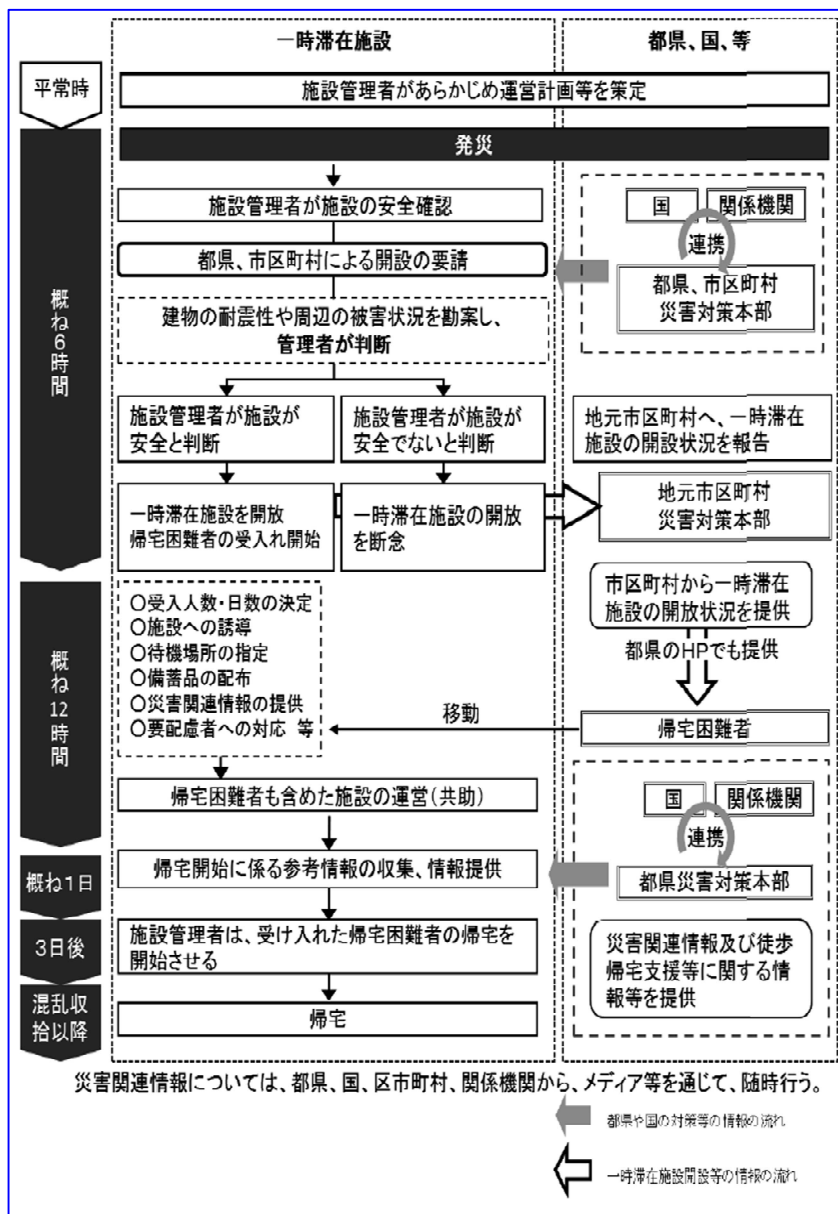
ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ・受け入れた帰宅困難者による協力を含めた施設の運営及び市への運営状況の報告
- ・公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉鎖（おおむね4日後以降）

- ・一時滞在施設閉鎖の判断
- ・帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

【一時滞在施設運営のフロー図】（東京都地域防災計画より抜粋）



(3) 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

《市（事務局）》 《都（総務局）》

- 都及び市は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージ等様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制等防災行動に関する情報を周知する。この際、適宜、報道機関とも連携して取り組む。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。令和6年度末までに、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を把握する機能について実装し、適宜帰宅困難者や一時滞在施設に提供・共有できるよう開発を進める。情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情

報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制等防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動等についての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

2 事業者等による帰宅困難者対策

《市（事務局）》

- 事業者が必要な情報を得られるように、通信事業者や報道機関等と連携協力する。

《事業者》

（1）事業所防災リーダーの活用

- 事業所防災リーダーが登録したメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願い等が都から発信される。
- 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制等事業所内で適切な災害対策を実施する。

（2）事業者による従業員等の施設内待機

- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- 従業員等がチェックリストによる施設の安全確認及び周辺の火災状況等の確認を行う。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、従業員等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制する。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内の安全な場所で待機させるようにする。

（3）施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

（4）防災活動への参加

- 事業所での災害対策完了後、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、地域の消火活動、救助活動、救援活動を実施する。この際、特に要配慮者の保護等に努める。

（5）情報提供体制の確保

- 事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

- 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業者へ適宜災害情報を発信していく。

《狛江青年会議所・狛江市商工会》

- 会員事業者等に対して、従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる等の帰宅困難者対策の基本原則の周知徹底を求める。

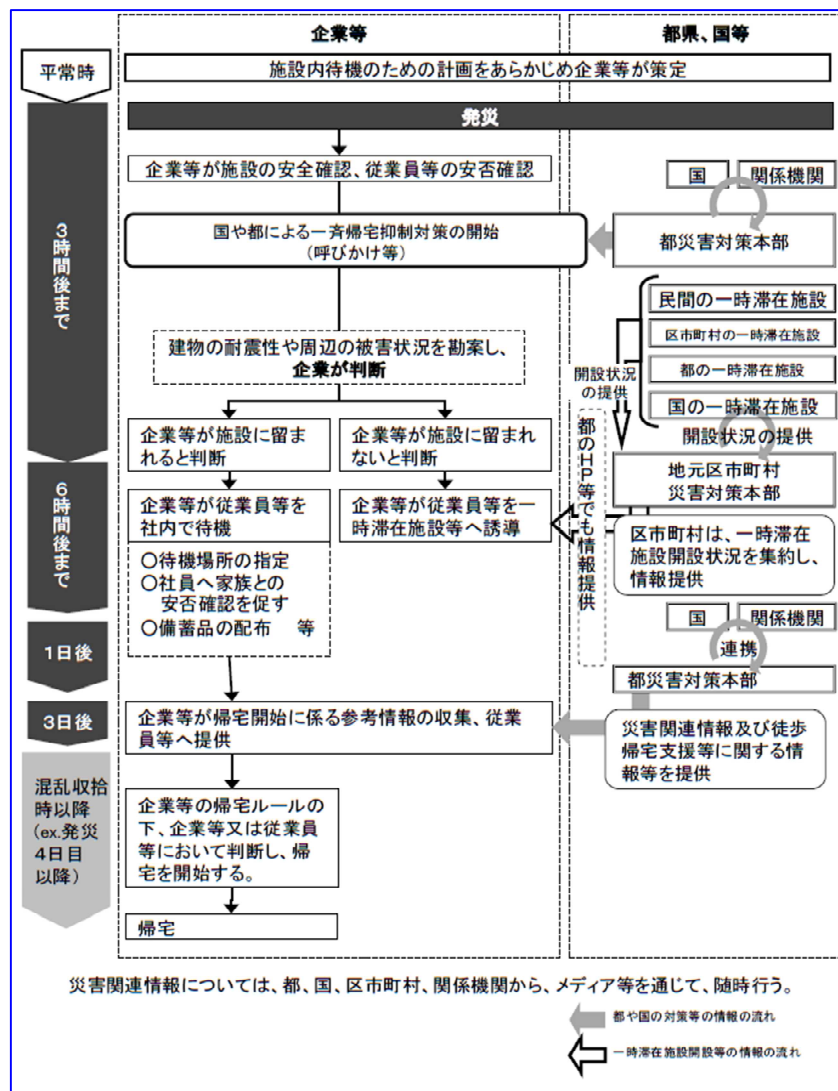
《学校等》

- 児童・生徒等を保護し、必要に応じて避難所派遣職員又は避難所運営協議会と連携して備蓄物資等を提供する。
- 事前に定める手段により、児童・生徒等の安否等を保護者へ連絡する。

《都（総務局）》

- 事業所防災リーダーを通じて、登録事業者へ災害情報や一斉帰宅抑制等防災行動に関する情報等を提供する。
- 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請する。
- 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る。

【一斉帰宅抑制のフロー図】（東京都地域防災計画より抜粋）



3 駅周辺での混乱防止

- 発災時、公共交通機関が運行停止し、特に駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

（1）駅周辺の混乱防止

≪市（事務局）≫

- 駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
- 滞留者に対する情報提供と帰宅困難者等の誘導を行う。

≪調布警察署≫

- 市に対して駅周辺の混乱防止対策に関わる支援を実施する。

《狛江消防署》

- 市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に関わる支援を実施する。

《都（総務局）》

- 帰宅困難者に対し、市や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供する。

《事業者等》

- 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供する。
- 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施する。

《通信事業者》

- 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供する。
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知する。

（2）集客施設及び駅等における利用者保護

《市（事務局）》 《都（総務局）》

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するシステムを構築していく。

《集客施設及び駅等の事業者》

- 施設の安全性の確認
 - ・ 施設の安全の確認
事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
 - ・ 施設の周囲の安全の確認
国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
 - ・ 利用者の保護
安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- 一時滞在施設への誘導等
 - ・ 事業者等による案内又は誘導
保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

・一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

・帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供

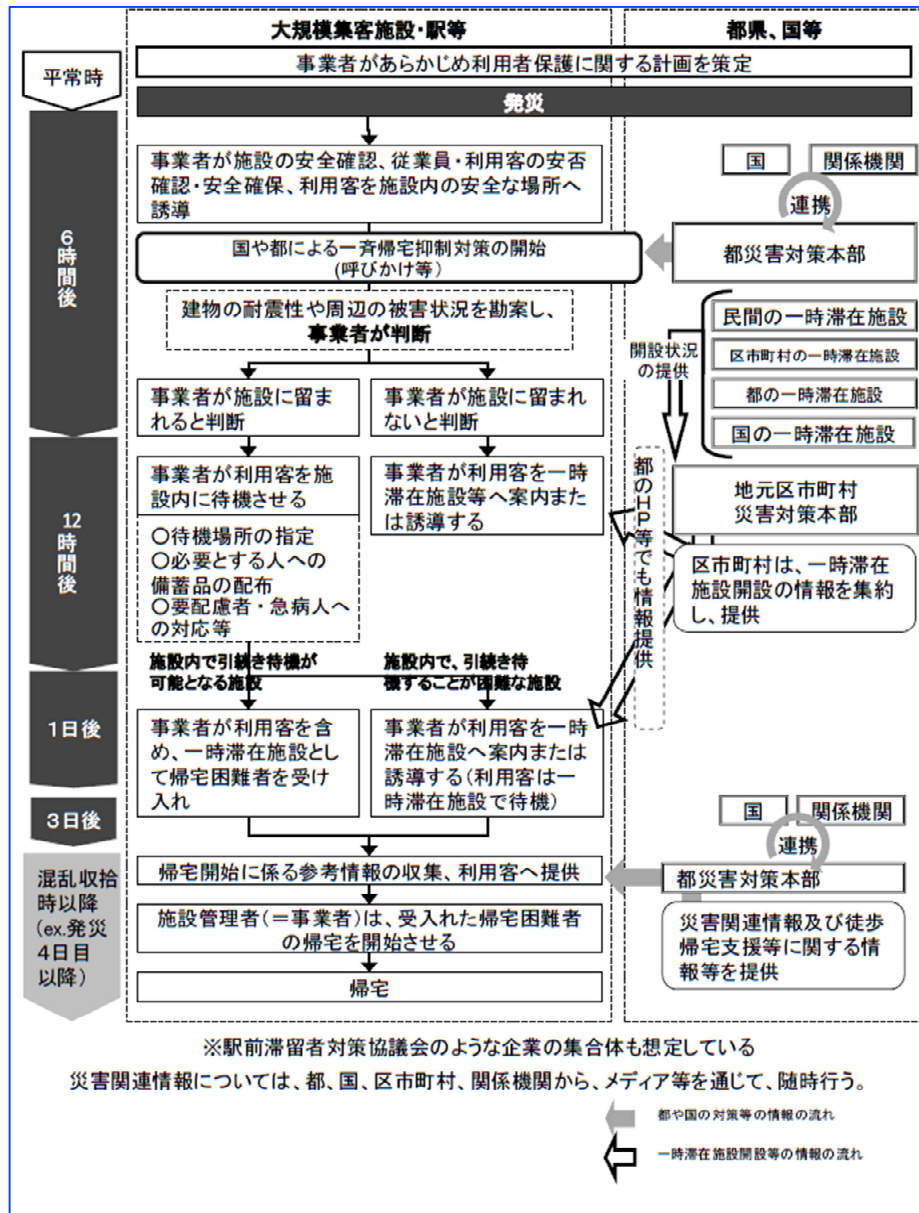
都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。

- 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
- 利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。
- 事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。この際、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《小田急電鉄》

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

【集客施設・駅等での利用客保護フロー図】（東京都地域防災計画より抜粋）



別紙第9

医療救護活動

【医療救護活動におけるフェーズ区分】（東京都地域防災計画より抜粋）

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】（東京都地域防災計画をもとに作成）

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

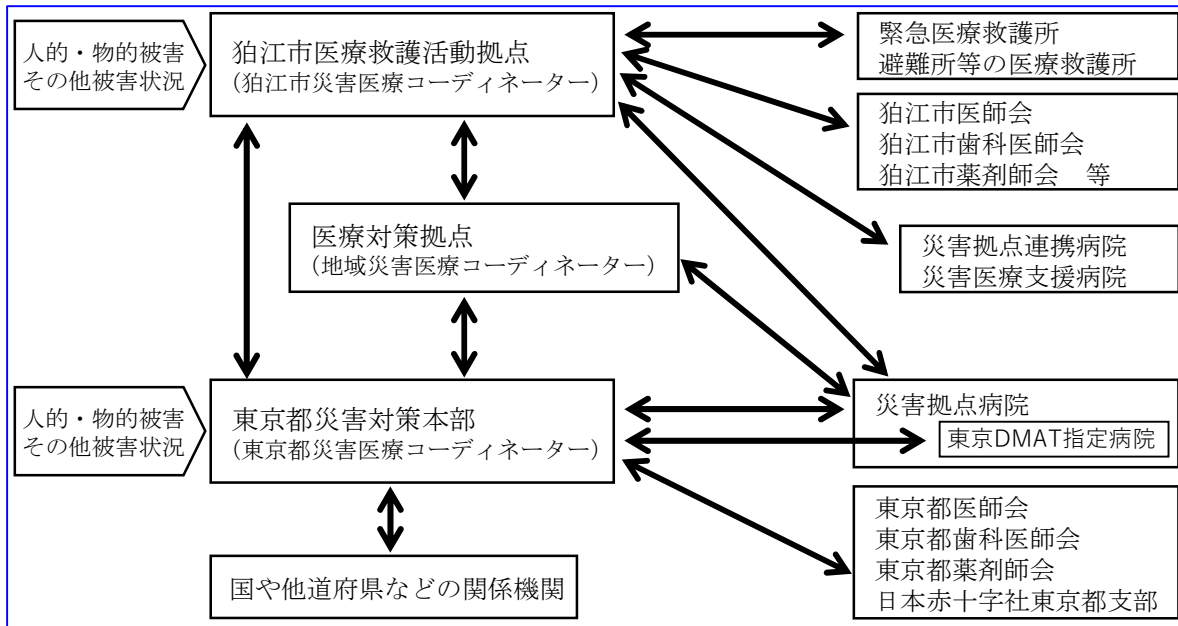
全体概要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 7～24時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
必要な医療救護活動	市内全域の広域的な活動	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
① 埼玉県	緊急医療救護所の設置・運営	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
市災害医療コーディネーター	医療救護所・急性期医療救護所・救急医療救護所の派遣	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
	避難所等の医療救護所・医療救護活動拠点・災害発生センターの設置	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
② 東京都	災害医療コーディネーターの派遣 医療救護活動拠点の設置	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
都災害医療コーディネーター	東京DMATの活動	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
地域災害医療コーディネーター	都医療救護所・急性期医療救護所・救急医療救護所の派遣	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
③ 災害拠点病院	主に日本DMATによる支援活動	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
④ 災害拠点連携病院	主に他道府県の医療救護所による支援活動	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
⑤ 災害医療支援病院	主に重症者の救急・治療	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
⑥ 診療所等	主に中等症者又は軽症者の安定した重症者の救急・治療	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				
	市の定める医療救護活動又は診療機能	急性期医療・救急医療・救急医療のニーズ				

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化又は短縮する。

1 初動医療体制等

(1) 医療情報の収集伝達体制

【急性期までの情報連絡体制】（災害時医療救護活動ガイドライン図12をもとに作成）



《市（福祉保健部）》

- 狛江市医師会及び市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報共有するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知するとともに、相談窓口を設置する。

《狛江市医師会・狛江市歯科医師会・狛江市薬剤師会》

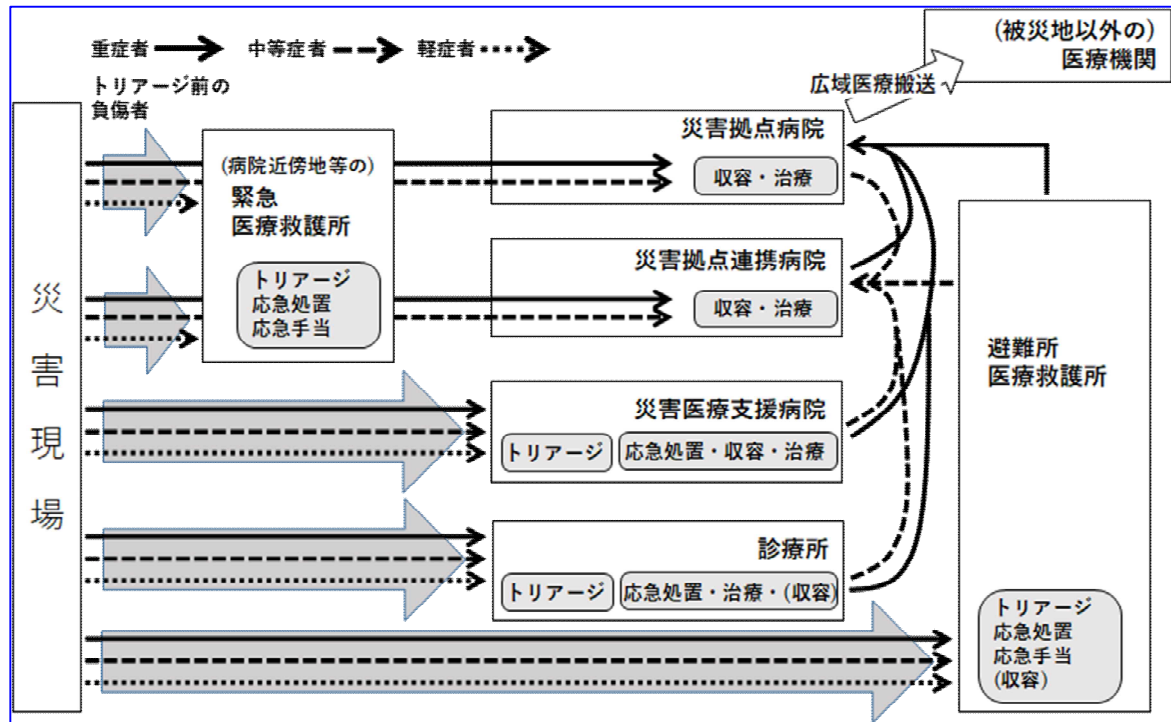
- 会員等の情報提供により把握した被害状況及び活動状況等を市へ報告する。

《都（保健医療局）》

- 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会等関係機関と連携し、都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集する。
- 地域災害医療コーディネーターは、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報を共有する。
- 医療機関の被害状況及び活動状況等について、市と情報を共有する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

(2) 初動期の医療救護活動

【災害時医療救護の流れ】(東京都地域防災計画をもとに作成)



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

ア 災害医療コーディネーターの活動

《市災害医療コーディネーター》

- 市が把握する負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下、「医療救護班等」という。）の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について、市に対して医学的な助言を行う。
- 医療救護体制が不足する場合は、地域医療コーディネーターに応援を求める。

イ 医療救護活動

《市（福祉保健部）》

- 市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。
- 狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会に対して、協定に基づき、医療救護活動等の実施を要請する。
- 発災直後から超急性期において、協定に基づき、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の施設や用地等に緊急医療救護所を設置し、運営する。
- 避難所等に医療救護所を設置する。医療救護所の設置場所は、避難所、福祉避難所、医療機関及び災害現場とし、状況に合わせて設置するものとする。
- 可能な場合、急性期以降に設置することになっている医療救護活動拠点をあいとぴあ

センターに設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。

- 狛江市医師会等の協力を得て、避難所、大規模なマンション等において定点・巡回診療を実施する。
- 医療救護体制が不足する場合は、市災害医療コーディネーターを通じて、地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 積極的に医療救護活動等に協力する。
- 市から医療救護班等の派遣要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、それぞれ医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成・派遣し、医療救護所等における医療救護に従事する。

【医療救護班等の活動内容及び編成】

区 分	活動内容	編 成
医療救護班	● トリアージ ● 応急処置及び医療 ● 災害拠点病院等への転送の要否及び搬送順位の決定 ● 助産救護 ● 死亡の確認及び遺体の懸案への協力 ● その他、市と協議の上、必要と認められる事項	● 原則として1個班は、医師1人、看護要員1人、事務員1人 ● 事務員は市災害対策本部において配置することができる。 ● 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市と狛江市医師会が協議して定める。
歯科医療救護班	● トリアージの協力 ● 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ● 災害拠点病院等への転送の要否及び搬送順位の決定 ● 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ● 検視・検案に際しての法歯学上の協力	● 原則として1個班は、歯科医師1人、歯科衛生士1人、事務員1人 ● 事務員は市災害対策本部において配置することができる。 ● 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市と狛江市歯科医師会が協議して定める。

区 分	活動内容	編 成
薬剤師班	● 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ● トリアージの協力 ● 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理 ● 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ● 避難所の衛生管理・防疫対策への協力	● 原則として1個班は、薬剤師3人、又は、薬剤師2人、事務員1人 ● 事務員は市災害対策本部において配置することができる。 ● 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市と狛江市薬剤師会が協議して定める。

※ 被災直後の超急性期における医療救護班等の活動は、負傷者が多数発生した災害現場等、又は負傷者が殺到する病院の近接地等に設置する緊急医療救護所を中心とする。じ後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

※ 市の要請を受けて派遣される都医療救護班等は、市の計画等に基づき、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。

《狛江消防署》

- 署所に仮救護所を設置し、災害時支援ボランティア等と連携し、傷病者の救急処置やその他応急救護上必要な措置を取る。
- 市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、消防力に余裕がある場合は、救急隊等を派遣し、傷病者の応急処置や災害拠点病院等への搬送を支援する。
- 東京DMA Tが派遣される場合には、連携して活動を行う。

《都（保健医療局）》

- 都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。
- 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
- 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMA Tを派遣する。
- 市から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣する。
- 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。
- 地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。

- 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。
- 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。

(3) 負傷者等の搬送体制

ア 負傷者の搬送

- 別紙第5「被災者の捜索・救助」による。

イ 医療スタッフの輸送

《市（福祉保健部）》 《都（保健医療局）》

- 市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの輸送は、原則として市が対応する。この際、医療スタッフが自ら災害現場へ向かうことを妨げない。
- 必要に応じて、協定の締結先である自動車運送事業者等に対して、医療スタッフ等の輸送を要請する。
- 都が派遣する都医療救護班等の輸送は、都が対応する。

(4) 保健衛生体制

ア 保健活動

《市（事務局・福祉保健部）》

- 災害関連死の予防に資する巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の心身の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 市単独では十分な派遣が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、協定締結先の自治体に保健活動班の派遣を要請する。
- 都等からの派遣職員の受入れ及び輸送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

《都（保健医療局）》

- 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- 市における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
- 市における保健活動班による巡回健康相談等が円滑に行われるよう、通信機器を活用した支援を実施する。
- 市からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、国及び他縣市等に保健活動班の派遣を要請する。

- 要配慮者等の栄養・食生活の支援について都栄養士会と連携して実施する。
- 派遣職員の受入れ及び輸送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

イ 精神保健活動

《市（福祉保健部）》

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 東京DPAT等の派遣を都に要請する。
- 市の保健活動班は、都が編成する巡回精神相談チームと連携をとり、精神疾患患者及び被災者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）にも留意したところの健康に関する相談を行う。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、都から情報提供を受け、状況の把握・提供ができるよう努める。

《都（保健医療局）》

- 市の要請に基づき、東京DPAT及び他県DPATを派遣する。
- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等との連携により支援を行う。
- 東京DPAT及び他県DPATは、市災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
- 東京DPAT及び他県DPATは、市で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
- 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
- 都立の精神保健福祉センターにおいて精神保健福祉相談を実施する。
- 東京DPAT及び他県DPATは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

ウ 在宅難病患者への対応

《市（福祉保健部）》 《多摩府中保健所》 《都（保健医療局）》

- 市及び保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- 市は、在宅難病者の搬送等について、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランにおける支援の対象者については、必要に応じて都や医療機関等と連携して対応する。
- 都は、市からの要請に応じ、医療機関及び他自治体等と連携し、在宅難病者の搬送及び

救護体制の支援に努める。

エ 在宅人工呼吸器使用者への対応

《市（福祉保健部）》

- 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」をもとに、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

《都（保健医療局）》

- 市からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他道府県市等と調整に努める。

オ 透析患者等への対応

《市（福祉保健部）》

- 都及び医師会等関係機関と連携し、患者等に透析可能な施設の情報提供を行う。

《都（保健医療局）》

- 東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

2 医薬品・医療資器材の供給

(1) 医薬品等の供給

【市が使用する医薬品等の調達手順】（東京都地域防災計画をもとに作成）

① 市の備蓄品を使用する

災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、狛江市薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。



② 都の備蓄品を使用する

市の備蓄が不足する場合に、市は都に対し都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。）。



③ 市が卸から調達する

市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターが取りまとめて行う。）。

③ 都が卸から調達する

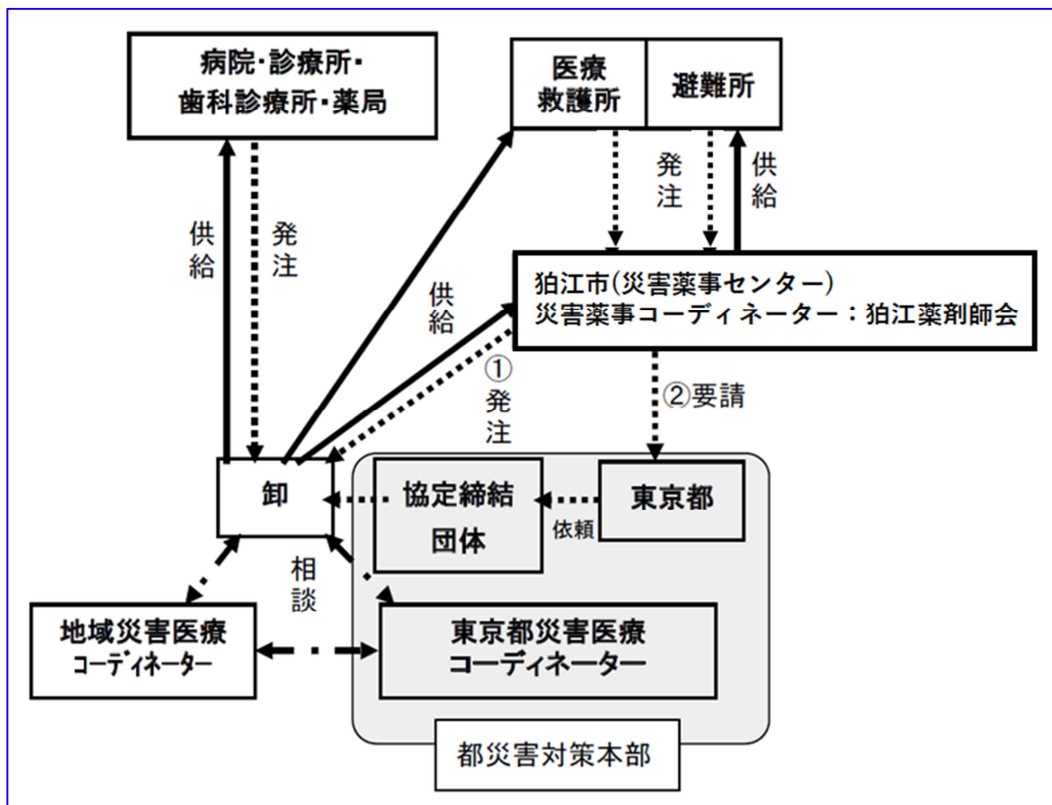
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市災害薬事センターへ納品する。）。

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】（東京都地域防災計画をもとに作成）



- ① 市は卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- ② 市での調達が可能ない場合、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体（※）へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- ③ どちらの場合も発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：市災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：市災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

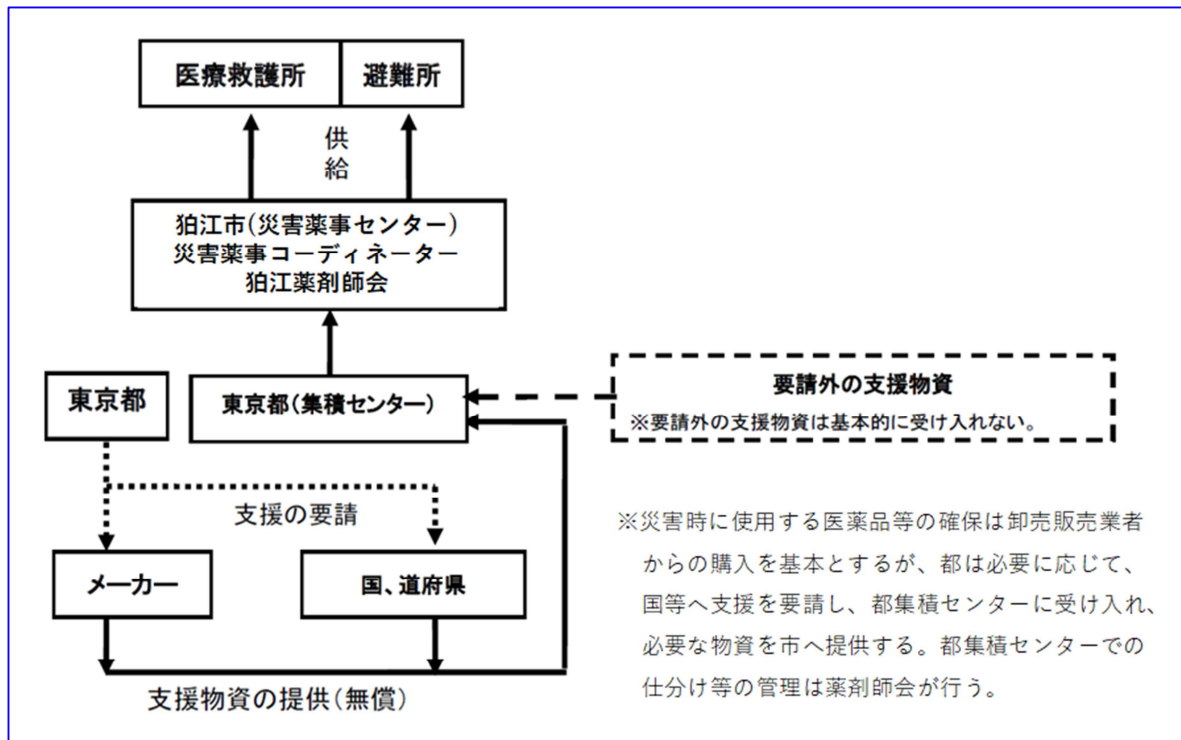
納品：卸は市災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※ 協定締結団体：都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会

大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

【支援物資供給の流れ】（東京都地域防災計画をもとに作成）



ア 災害薬事センターの設置

＜市（福祉保健部）＞

- 狛江市薬剤師会と連携して、薬剤師班や医療救護所や避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」をあいちびあセンターに発災後速やかに設置する。
- 災害薬事コーディネーターは、災害薬事センター長として、市災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【災害薬事コーディネーターの業務】

市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

＜狛江市薬剤師会＞

- 災害薬事センターの管理・運営に協力し、医薬品の仕分け・管理を行う。

イ 医薬品・医療資器材の供給

＜市（福祉保健部）＞

- 狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用するとともに、狛江市薬剤師会と協議の上、薬局等の在庫医薬品の提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う。）。
- 備蓄及び狛江市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、狛江市薬剤師会と協議の上、災害薬事センターで医療救護所及び避難所で必要な医薬品等を取りまとめて、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都（保健医療局）へ調達を要請する。
- 備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送を行う。
- 狛江市医師会（医療救護班）が使用する災害備蓄医薬品等の搬送を行う。

《狛江市医師会》

- 狛江市医師会（医療救護班）は、原則として市が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品を使用するものとし、この場合に使用する消耗資器材については、後日市に費用を請求するものとする。

《狛江市薬剤師会》

- 会員薬局等の在庫医薬品の情報収集を行うとともに、市からの要請に基づき、又は必要に応じて、会員薬局等の在庫医薬品を医療救護所等へ提供する。この場合に使用する消耗資器材については、後日市に費用を請求するものとする。

《都（保健医療局）》

- 市から要請があった場合、市に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。
 - ・市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、市は都に医薬品等の調達を要請する。
 - ・都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
 - ・協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に市へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
 - ・依頼を受けた卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する）。

- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置付けとする。
 - ・都は、基本方針³¹にのっとり支援物資の受入れ等を行う。
 - ・都薬剤師会は、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

《医薬品等の卸売販売業者》

- 市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。

《災害拠点病院（東京慈恵会医科大学附属第三病院）》

- 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

《災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局》

- 使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

（2）血液製剤の確保

《市（福祉保健部）》

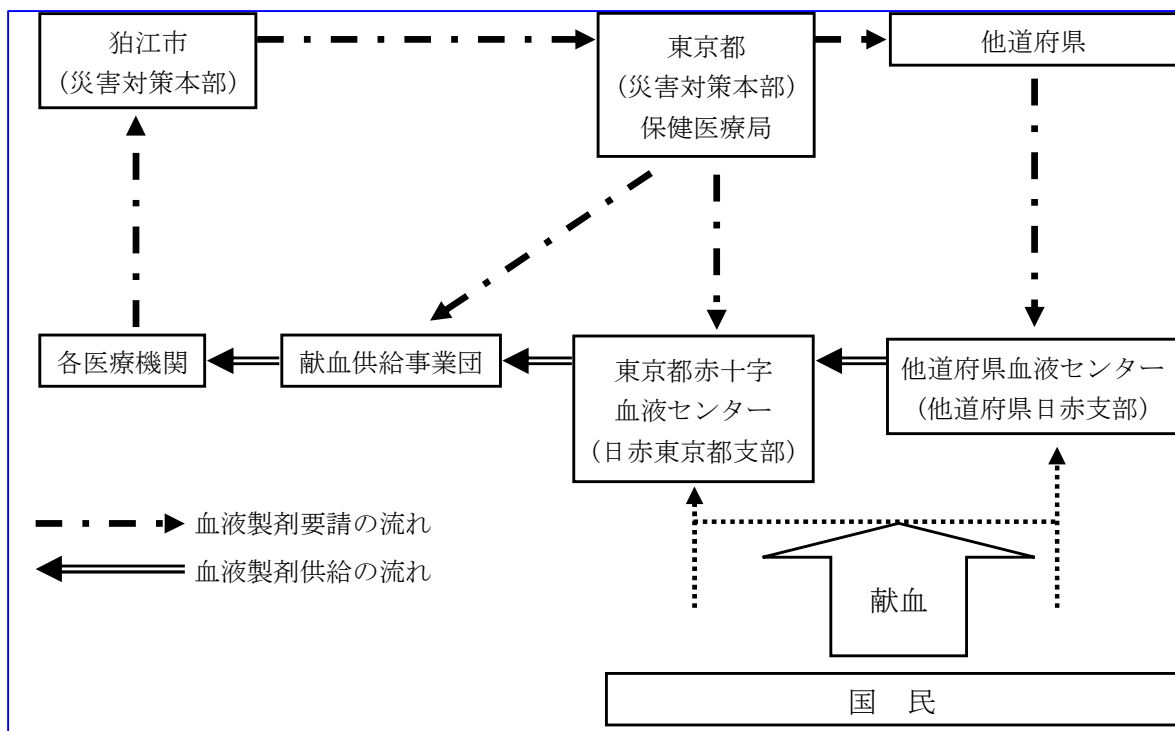
- 血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に供給要請を行う。

《都（保健医療局）》

- 市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。

³¹ 都の医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針は次のとおり。①個人からの支援物資は基本的に受け入れない。②必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。③都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。④都は発災後、医薬品集積センターを設置し、②及び③によって提供された支援物資を医薬品集積センターで受入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センターへ提供する。

【血液製剤の供給体制】（東京都地域防災計画をもとに作成）



3 医療施設の確保

《医療機関等》

- 災害拠点病院（東京慈恵会医科大学附属第三病院）は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院³²のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や市地域防災計画等に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として市地域防災計画等に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。

《都（総務局・保健医療局）》

- 災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請する。
- 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

《自衛隊》

- 都からの災害派遣要請があった場合、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者

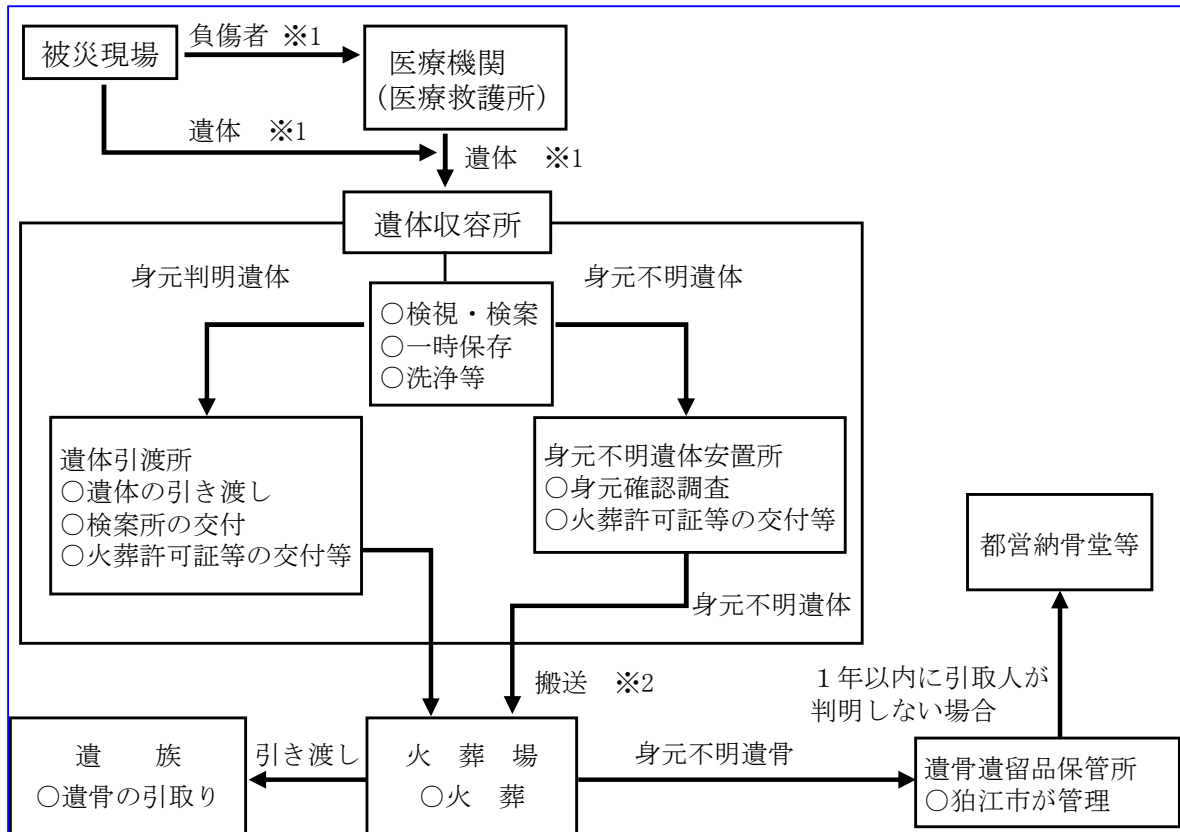
³² 災害医療支援病院は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院のこと。狛江市内には、主に中等症者や様態の安定した重傷者の収容・治療を行う災害拠点連携病院はない。

等の受入れ及び医療処置等を行う。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

- 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都と連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。

【遺体取扱いの流れ】（東京都地域防災計画をもとに作成）



※1 警視庁は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出を行い、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 市の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

(1) 行方不明者の捜索についての取組内容

機関名	取組内容
市（事務局） （都市建設部）	○ 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の取りまとめ及び遺体の収容を実施する。
都（総務局）	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警視庁 （調布警察署）	○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する行方不明者の捜索・収容に協力する。 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
自衛隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機関名	取組内容
市（事務局） （都市建設部）	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都（総務局）	○ 市及び関係機関等との連絡調整を実施する。 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

(3) 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機関名	取組内容
市（福祉保健部）	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を行い開設する。 ○ 都及び警視庁（調布警察署）に報告するとともに、住民等へ周知する。 ○ 協定に基づき、東京多摩葬祭業協同組合に必要な業務の協力を要請する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。 ○ 都及び警視庁（調布警察署）等と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

都（保健医療局）	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 ○ 市の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。
警視庁 （調布警察署）	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 ○ 遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成し、開設された遺体収容所に検視班等を派遣する。

（４）検視・検案・身元確認等についての取組内容

ア 市・都等が行う事項

機関名	取組内容
市（福祉保健部）	○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営を準備する。 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるように遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
狛江市医師会	○ 市の要請に応じて遺体の検案に協力する
狛江市歯科医師会	○ 市及び警視庁（調布警察署）の要請に応じて遺体の身元確認に協力する。
都（保健医療局）	○ 監察医務院の監察医等による検案班を編成し、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
警視庁 （調布警察署）	○ 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ○ 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ○ 遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
監察医務院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ○ 検案班は、検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。

イ 身元確認に関する機関別活動内容

機関名	取組内容
市（福祉保健部）	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 警視庁（調布警察署）（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警視庁 （調布警察署）	○ 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。

（5）市民等への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機関名	取組内容
市（事務局） （福祉保健部）	○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（調布警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等により、市民等への情報提供を実施する。
都（総務局）	○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、市、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。

（6）遺体の遺族への引渡しについての取組内容

機関名	取組内容
市（福祉保健部）	○ 警視庁（調布警察署）や関係機関と連携し、警視庁（調布警察署）遺体引渡班の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。
警視庁 （調布警察署）	○ 市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(7) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機関名	取組内容
市（市民生活部）	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都（総務局）	○ 市に対して必要な支援措置を講ずる。

(8) 遺体の搜索期間と国庫負担

- 遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分	内 容
搜索の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等）
国 庫 負 担	○ 搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

(9) 遺体処理の期間等と国庫負担

区 分	内 容
遺体処理の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に都知事に申請する。
国庫負担の対象 となる経費	○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

被害の拡大防止

1 大規模火災の発生抑制

(1) 震災時に見積もられる市内の火災状況

- 第1部第3章「狛江市における被害想定」及び第4章「地震に関する地域危険度測定調査」にあるとおり、震災時の火災に関する市の特性は以下のとおり。
 - ・市は1個当たりの燃焼クラスターに含まれる建物数が多く、出火があった場合に大規模火災に発展するおそれ大きい。
 - ・地震に関する地域危険度調査において火災危険度が高い地区は、岩戸南三丁目である。また、避難や消火・救助活動に困難が伴う災害時活動困難係数の高い地域は、猪方二丁目、駒井町一丁目、岩戸南四丁目、駒井町二丁目、岩戸南三丁目であり、建物倒壊危険度も加えた総合危険度が高い地区は、岩戸南三丁目、岩戸南四丁目となっている。
- 「狛江市都市計画マスタープラン立地適正化計画」（令和4年12月）では、これらを踏まえ、「火災延焼は特に南東部一帯で想定」されるとしている。
- 地震発生後に予断をもって行動することは厳に戒めなければならないが、上の見積等に基づき、発生直後の被災状況が不明な中であって、火災に関する情報収集の当初の焦点を以下の地域とする。
 - ・市の南東部一帯（岩戸南、猪方、駒井町）
 - ・比較的火災危険度が高い西野川四丁目、中和泉五丁目
- 実際の火災の情報が報告された場合は、狛江消防署の判断に基づき、消防団を含む消防力を柔軟に運用し発生した火災に対処する。この際、上記の地域に対する情報収集の継続に留意する。

(2) 出火防止

《市民等・自主防災組織》

- 燃焼クラスターに含まれる建物棟数が多く、災害時活動困難係数が高いことから、地震発生後の各家庭等における火災防止及び地域による初期消火による出火防止が重要である。
- 市民等は、地震のゆれが収まり災害時集合場所等の安全な場所に退避する際、家庭内の火気を確認し、分電盤のブレーカーを落とし、火災防止に努める。
- 火災が発生した場合は、近隣住民の応援を求め、消火器を含む消防資機材等を活用した初期消火を実施する。
- 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、消防資機材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防署隊や消防団が到着後は、その指示に従う。

《事業所》

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置を実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

(3) 消防団等による応急対策の実施

《狛江市消防団》

- 発災後、直ちに付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を狛江市消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 狛江消防署の消防署隊応援要員として消火活動等を応援するとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 避難指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

《狛江市地区消防隊》

- 各地区隊は地域内に発生した火災に対し、狛江消防署、狛江市消防団と協力し消火にあたる。

(4) 火災への対応

《市（事務局）》

- 市の被災状況、防災機関等の勢力及び特性を踏まえ、効果的かつ効率的な被災者の捜索・救助、被災者の安全確保、被害の拡大防止等の活動が実施できるように、災害対策本部において、事務局及び防災機関等により活動要領を調整する。この際、通信環境が整う場合は、ビデオ会議等の活用を考慮する。
- 各防災機関の活動要領の調整において、大規模火災の発生や火災の多発がある場合、又は発生が予期される場合には、全消防力をあげた消火活動が可能となるように留意する。

《狛江消防署》

- 火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

- 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。
- 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
- 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。

《狛江市消防団》

- 団長は、消防署長の所管の下に全消防団員を指揮統括する。
- 署隊本部との連携を密にし、各分団に必要な命令を下達し、団の全機能をあげて効果的かつ効率的な部隊活動を行うことにより、市民の安全確保に努める。
- 署隊長の要請により、必要がある場合は、消防部隊を集結、転戦させ、効果的な部隊活動を行う。
- 各分団の消火班は、分団区域内に火災が発生した場合は、直ちに出動し防御にあたる。ただし、同時に火災が数箇所から発生した場合は、重要地域、あるいは延焼危険のある地域を優先する。
- 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先し、災害時集合場所と避難路確保の消火活動を行う。

《狛江市地区消防隊》

- 引き続き各地区隊は、地域内に発生した火災に対し、狛江消防署、狛江市消防団と協力し消火にあたる。

2 社会公共施設等の応急対策

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

《市（総務部・各部）》

- 所管する公共施設（建築物）が被災した場合、施設内外の危険箇所等を点検・調査し、必要に応じて応急危険度判定を実施する。調査及び応急危険度判定の実施に当たっては、福祉避難所を含む避難所を優先して行う。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、都等へ協力を要請する。

《都（各局）》

- 所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。この際、判定が困難な場合は、都本部に判定実施の支援を要請する。

《その他の社会公共施設の管理者》

- 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 判定が困難な場合は、市又は都に判定実施の支援を要請する。

(2) 社会公共施設等の応急対策

- 大規模な地震が発生した場合、ゆれの大きい余震が発生することがあるので、多くの人が利用する可能性のある公共施設等は、物品等の落下や倒壊等による二次被害の発生防止に努めなければならない。

《各医療機関》

- B C P等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取るなど万全を期する。

《社会福祉施設等》

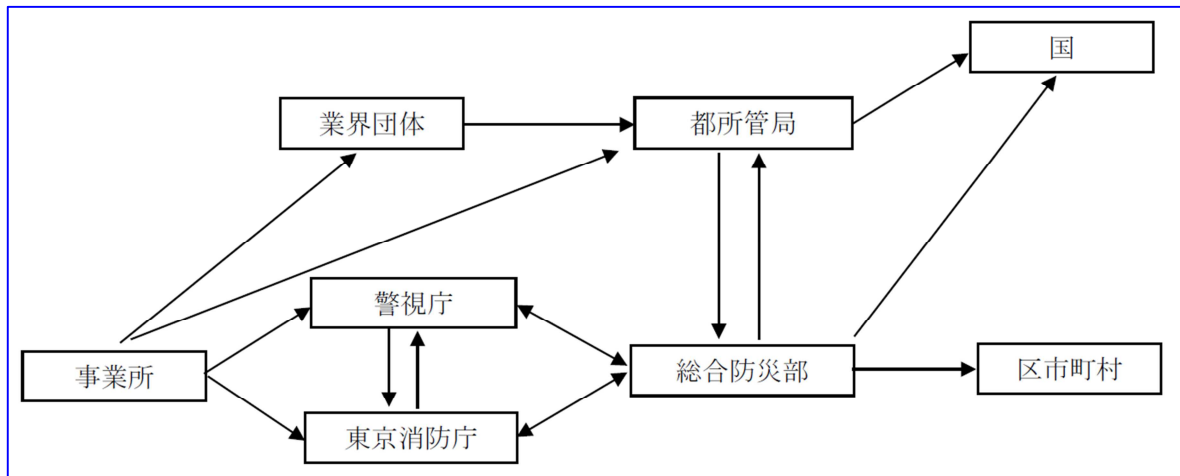
- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- B C P等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、市等の関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

《文化施設・社会教育施設・コミュニティ施設》

- 施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた災害時集合場所等に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

【一般的な事故報告等の流れ】（東京都地域防災計画より抜粋）



（1）石油等危険物施設の応急措置

＜市（事務局）＞

- 事故時には必要に応じ、以下の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難指示等
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命の危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により立入りの制限を行い、施設に対する消防活動を実施する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
- 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。
 - ・ 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - ・ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
 - ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

《市（事務局）》

- 事故時には必要に応じ、以下の措置を実施する。
 - ・住民に対する避難指示等
 - ・住民の避難誘導
 - ・避難所の開設、避難住民の保護
 - ・情報提供、関係機関との連絡

《都（環境局）》

- 液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。更に被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講じるよう指示する。

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(3) 高圧ガス保管施設の応急措置

《市（事務局）》

- 事故時には必要に応じ、以下の措置を実施する。
 - ・住民に対する避難指示等
 - ・住民の避難誘導
 - ・避難所の開設、避難住民の保護
 - ・情報提供、関係機関との連絡

《狛江消防署》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命の危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、

避難指示を行い、その内容を市へ通報する。

- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により立入りの制限を行い、施設に対する消防活動を実施する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《調布警察署》

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《都（環境局）》

- 高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある場合は、指定防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命ずる。

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（４）毒物・劇物取扱施設の応急措置

《市（事務局・環境部・教育部）》

- 事故時には必要に応じ、事務局が以下の措置を実施する。
 - ・住民に対する避難指示等
 - ・住民の避難誘導
 - ・避難所の開設、避難住民の保護
 - ・情報提供、関係機関との連絡
- 環境部は、関係機関との連携を図るとともに、情報収集・提供に努める。
- 環境部は、都下水道局等の関係局に速やかに流入状況を連絡する。
- 市立小中学校で事故が発生した場合、教育委員会は、事故発生時の活動計画に基づき行動するように小中学校を指導する。

《狛江消防署》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命の危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により立入りの制限を行い、施設に対する消防活動を実施する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《調布警察署》

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《都（保健医療局）》

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に関わる災害情報の収集、伝達に努める。

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（５）化学物質関連施設の応急措置

《市（環境部）》

- 化学物質対策
適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。
- ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）対策
PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

《都（環境局）》

○ 化学物質対策

被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

○ PCB対策

被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。

《事業者等》

○ 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区市町村及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

○ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（6）放射線等使用施設の応急措置

《市（事務局）》

○ 事故時には必要に応じ、以下の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示等
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

《狛江消防署》

○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に以下の各措置を取るよう要請する。

- ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《都（保健医療局）》

○ RI（放射性同位元素）使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

（7）石綿含有建築物等の応急措置

《市（環境部）》

- 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

《都（環境局）》

- 都民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- 協定締結団体及び区市と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- 区市と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。

《建築物所有者等》

- アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

（8）危険物輸送車両等の応急対策

《市（事務局）》

- 事故時には必要に応じ、以下の措置を実施する。
 - ・住民に対する避難指示等
 - ・住民の避難誘導
 - ・避難所の開設、避難住民の保護
 - ・情報提供、関係機関との連絡

《狛江消防署》

- 関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 災害応急対策を実施する。

《調布警察署》

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必

要な措置を取る。

《都（環境局）》

- 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
- 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。
- 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（9）危険動物の逸走時対策

- 住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

《市（事務局・福祉保健部）》

- 事故時には必要に応じ、以下の措置を実施する。
 - ・住民に対する避難指示等
 - ・住民の避難誘導
 - ・避難所の開設、避難住民の保護
 - ・情報提供、関係機関との連絡

《狛江消防署》

- 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

《調布警察署》

- 情報の受理及び伝達並びに必要な措置

《都（総務局）》

- 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理

《都（保健医療局）》

- 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整

(10) 放射性物質対策

ア 情報連絡体制

《市（事務局）》

- 放射性物質等が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合には、狛江消防署、調布警察署、都等と連携して情報収集にあたり、市民への情報提供に努める。

イ 市民への情報提供等

《市（事務局・環境部）》

- 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表を行う。

《都（総務局・政策企画局）》

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する情報提供・広報を迅速かつ正確に行う。
- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

《都（環境局）》

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

《都（保健医療局）》

- 原子力規制委員会、放射線医学研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。

《都（産業労働局）》

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供を行う。

《都（水道局）》

- 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。

《都（下水道局）》

- 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。

4 複合災害への対応

（1）都の被害想定で想定する主な複合災害

風水害	● 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ● 梅雨期や台風シーズン等、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	● 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去等の応急対策や復旧作業が困難化 ● 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	● 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ● 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

- 同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等を念頭に、災害対応を実施する。

（2）災害対応上の留意事項

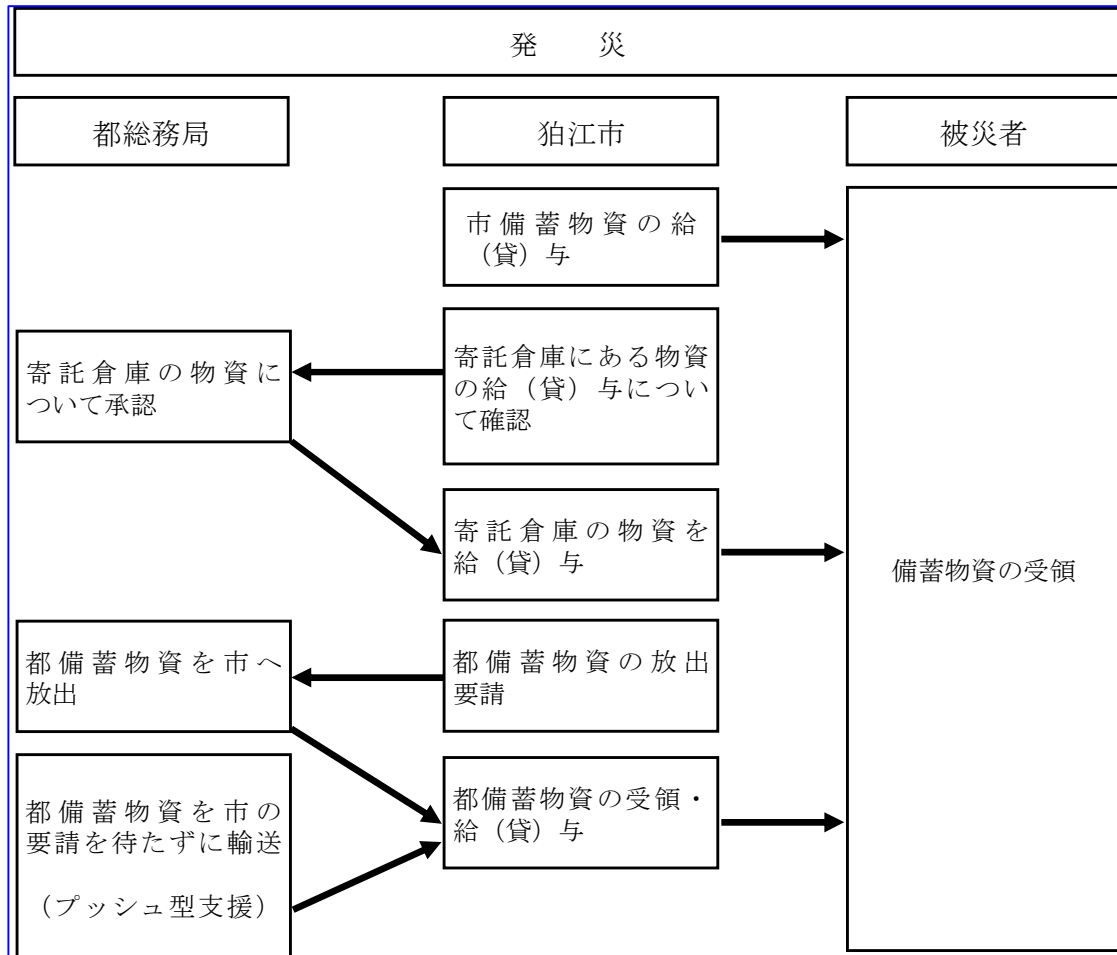
《市（事務局、市民生活部、福祉保健部、教育部）》

- 事務局は、後発災害のリスクや被害状況等を踏まえ、分散避難を推進するため、自宅が生活可能な市民等に対して避難所から自宅に戻ることを推奨するとともに、市域外への避難の調整、新たな避難所の開拓等を実施する。
- 福祉保健部は、後発災害に伴う被災後の生活の長期化を見据え、健康管理班の巡回を強化し、災害関連死の抑制を図る。
- 教育部は、避難所等における感染症の拡大を抑制するために、衛生管理の徹底、マスクの着用や手洗いの励行等の感染症予防対策の徹底を呼びかける。また、このための必要資材が不足する場合は市民生活部を通じて都に供給を要望する。
- 福祉保健部及び教育部は、市内外で感染症が拡大した場合、市災害医療コーディネーター及び都の助言を得て、避難所の運営、災害ボランティアの受入れ等を行う。

物資等関連業務

1 備蓄物資の供給

【備蓄物資供給の流れ】（東京都地域防災計画をもとに作成）



《市（事務局・市民生活部・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 震災時における被災者への食品及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。供給等の対象者は、避難所避難者及び在宅の被災者であり、供給等の基準は都の災害救助法施行細則の定めるところによる。
- 被災者への供給等は、避難所等に備蓄してある市の備蓄物資から実施し、不足する場合は、寄託制度に基づく都の備蓄品の供給等について都総務局長の承認を得てこれを使用する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給等を優先して実施し、じ後都に報告する。
- 発災当初、在宅の被災者は努めて自宅に備蓄してある食料を使用することとし、不足する場合は登録する最寄りの避難所から供給を受ける。
- 市による物資の供給等の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。
- 市の備蓄するアルファ化米は、個食と25人分単位の袋であるところ、各避難所では供給

に当たって、必要に応じ炊き出しに準じた人員、調理器具、熱源等を確保する。

- 被災者への食品等の供給等に当たっては、以下の点に留意する
 - ・ 供給等の順位
要配慮者のほか、傷病者、身体虚弱者等への優先を状況に応じて適切に行う。この際、健康者や避難所の運営者への供給等なしの状態が恒常化しないように留意しなければならない。
 - ・ 供給等の範囲
主に避難所避難者を対象とするが、支援を求める在宅の被災者も対象とする。
 - ・ 供給等の方法
被災者の協力を得て、混乱の生じないように公正な配分方針を立て実施する。
 - ・ 食物アレルギー
被災者に食材等を周知する等、食物アレルギーに配慮し、食品を供給する。
- 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

《都（総務局・福祉局）》

- 災害救助法適用後、市から要請があった場合は、都総務局が備蓄している物資を放出し、市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。
- 市の被災状況に鑑みて緊急を要し、市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給等必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。
- 被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市町村において救援に協力するよう連絡する。
- 市から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉局保有の備蓄調製粉乳を放出する。

2 飲料水の供給

（1）震災時の応急給水

《市（市民生活部・教育部）》 《都（水道局）》

- 都は、DIS等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。
- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとする。
- 和泉本町給水所（狛江市和泉本町四丁目6番1号）及び砧浄水場（世田谷区喜多見二丁目9番1号）の災害時給水ステーションで応急給水を行う。また、市防災センター及び東京慈恵会医科大学附属第三病院³³の井戸から市民に対して飲料水を供給できる。

³³ 同病院との協定により、病院の所有する井戸から狛江市と調布市に日量約280m³の供給を

- 災害時給水ステーションからの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、市等から要請があり、都が必要と認める場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

この際、避難所等においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。

- 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。応急給水用資器材は、水道局が市に貸与する。発災時は、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。
- 避難所応急給水栓が使用可能な場合は、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。
- 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。

（2）医療施設等への応急給水

《市（市民生活部・福祉保健部）》 《都（本部・水道局）》

- 医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市から都本部を通じて緊急要請があった場合、都は、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって応急給水を行う。

（3）災害時給水ステーションにおける都と市の役割分担

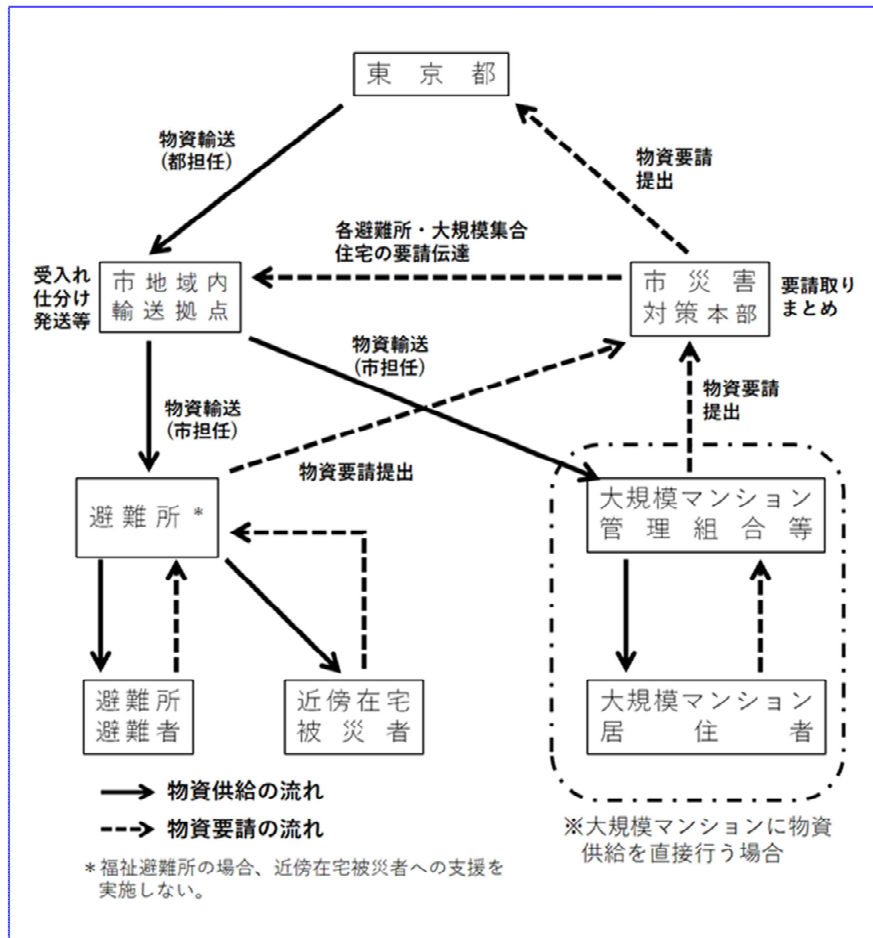
《市（市民生活部）》 《都（水道局）》

- 和泉本町給水所及び砧浄水場において、都は応急給水に必要な資器材等を設置し、市又は世田谷区が住民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに、市又は世田谷区の職員、もしくは指定された住民による応急給水も可能である。

受けることができる。

3 物資の供給・要請

【市における物資の供給・要請の流れ】



《市（事務局・市民生活部・福祉保健部・教育部）》 《避難所運営協議会》

《大規模マンション管理組合》

※ 以下の記述は、大規模マンションに対する直接の物資供給を行う場合の要領である。直接の物資供給を行わない場合は、大規模マンションの住民も近傍の避難所から物資の供給等を受ける。

- 都からの物資の供給は、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能となる4日目以降と見られるが、状況が整いそれ以前から輸送が開始される場合、市は対応する必要がある。また、4日目以降の都の業務に対応するため、応急対策期間も市は物資の受入れ・要請の準備を可能な範囲で進める必要がある。
- 地域内輸送拠点、市・避難所・福祉避難所・大規模マンションの備蓄倉庫等の在庫状況や必要な物資の確認を継続的に実施する。
- 都による物資輸送が開始された場合、市民生活部は、地域内輸送拠点において物資の受入れ、仕分けを行い、保管、発送指示に基づく発送業務を行う。
- 各避難所、福祉避難所及び大規模マンションに対する物資輸送は、協定締結事業者等の車両により行う。

- 各避難所は、避難所避難者及び当該避難所から物資を受領する在宅の被災者に対する物資の供給等を行うとともに、物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。
- 教育部は、各避難所からの物資の要望を取りまとめ、市民生活部に通知する。
- 福祉保健部は、各福祉避難所からの物資の要望を取りまとめ、市民生活部に通知する。
- 大規模マンションの管理組合等は、物資を受領して居住者に対する供給等を行うとともに、物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。
- 市民生活部は、避難所、福祉避難所及び大規模マンションを含む市全体の物資の所要を取りまとめて地域内輸送拠点と共有し、対応可能な物資は避難所、福祉避難所及び大規模マンション等への供給を行い、不足分については都に要請する。
- 食料の調達は以下のとおり行う。
 - ・被災者に対する炊き出しその他による食品の供給のため、備蓄を含む調達計画を策定する。
 - ・調達計画は、食品の多様化や高齢者等要配慮者に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 生活必需品の調達は以下のとおり行う。
 - ・震災時において実施する被災者に対する生活必需品等の供給等のため、備蓄を含む調達計画を策定する。
 - ・調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 都への要請は次のとおり行う。
 - ・災害救助法適用後、生活必需品等の供給等の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都総務局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。
- 必要な物資等を確保するため、市は、必要に応じて協定締結先の自治体及び事業者に協力を要請する。

4 地域内輸送拠点の開設・運営

＜市（事務局・市民生活部）＞

- 事務局は、発災後速やかに予備の地域内輸送拠点の状況を協定締結事業者を確認する。使用可能な場合は、市民総合体育館にかえて予備の地域内輸送拠点（可能な場合は2か所）を使用することについて、本部長の承認を得る。この場合、市民生活部は、協定締結事業者と協力して予備の地域内輸送拠点の開設準備を行う。
- 予備の地域内輸送拠点が使用不可能な場合、市民生活部は、市民総合体育館において地域内輸送拠点の開設準備を行う。
- 事務局は、使用する地域内輸送拠点を都総務局に報告する。
- 事務局は、協定締結事業者に対して、物資の受入れ、仕分け、保管、配送指示及び払出し等に係わる支援、並びにこれらの業務に必要な人員及び資機材の提供に係わる支援の提供

を求める。

- 市民生活部は、開設した地域内輸送拠点を運営する。この際、協定締結事業者の支援が得られる場合は、事業者と協力して運営を行う。

5 輸送手段の確保

《市（事務局・総務部）》

- 市災害対策本部の設置後、総務部は、各部が業務上必要とする車両について検討、調整し、市保有車両の集中管理を行うとともに、第一次的な車両配分を行う。
- 物資及び人員の輸送に必要な車両及び運転者の支援を協定締結事業者に依頼する。
- 調達及び協定締結事業者からの支援では所要の車両数を確保できない場合は、都本部へ調達あっせんを依頼する。
- 震災に伴う交通規制等により一般車両の通行が禁止・制限された場合、市保有車両及び市の災害対応に協力する事業者の車両が、大規模地震対策特別措置法施行令第12条及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両として優先通行できるよう、地震防災応急対策に従事する緊急通行車両等であることについて警察署に確認する。
- 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効な場合、多摩川緑地公園グラウンド等を使用するヘリコプターによる物資等の輸送を都等を通じて要請する。

6 燃料の確保

《市（事務局）》

- 市保有車両及び市の災害対策に従事する協定締結事業者の車両に対する燃料の優先供給を、協定締結事業者に要請する。

7 義援物資の取扱い

《市（企画財政部）》 《都（福祉局）》

- 平成24年7月31日に発表された中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 市及び都は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。
- 義援物資を受け入れる場合、市は、義援物資の受入れ等に関するマニュアルに基づき、義援物資を取り扱う。

住民生活の早期再建

1 応急危険度判定

- 応急危険度判定は、在宅で生活する被災者等の安全確保に役立つものであり、体制を整えて早期に実施するように努める。

(1) 被災住宅の応急危険度判定

《市（都市建設部）》

- 市は、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。応急危険度判定実施本部の設置場所は、市内の被災状況及び公共施設の使用状況を踏まえて決定する。
- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。
- 発災後速やかに、東京都防災ボランティアに登録されている建築物の応急危険度判定員の出動を都に要請する。

《都（都市整備局）》

- 地震発生後10日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を実施する。
- 市が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施する。
- 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。
- 地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県及び独立行政法人都市再生機構に対し必要な応援を要請する。

《都（住宅政策本部）》 《都住宅供給公社》 《都市再生機構》

- 市内の都営住宅を含む各団体の管理する住宅について、応急危険度判定を実施する。

(2) 被災宅地の応急危険度判定

《市（都市建設部）》

- 市は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。被災宅地危険度判定実施本部の設置場所は、市内の被災状況及び公共施設の使用状況を踏まえて決定する。
- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。
- 発災後速やかに被災宅地危険度判定士の出動を都に要請する。

＜都（都市整備局）＞

- 市から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。
- 災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

2 住家被害認定調査等

＜市（市民生活部）＞

- 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。
- 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」（東京都被災者生活再建支援システム利用協議会（平成29年5月））に基づき、以下の事項を実施する。
 - ・調査事務局を設置し、必要な人員、資機材、作業スペース等を確保する。この際、調査事務局の設置場所は、市内の被災状況及び公共施設の使用状況を踏まえて決定する。
 - ・被災者生活再建支援システムを活用した住家の被害認定調査を実施する。
 - ・速やかに調査に必要な要員等の応援を都及び協定締結自治体等に要請する。
- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家の被害認定調査を行い、都本部に報告する。

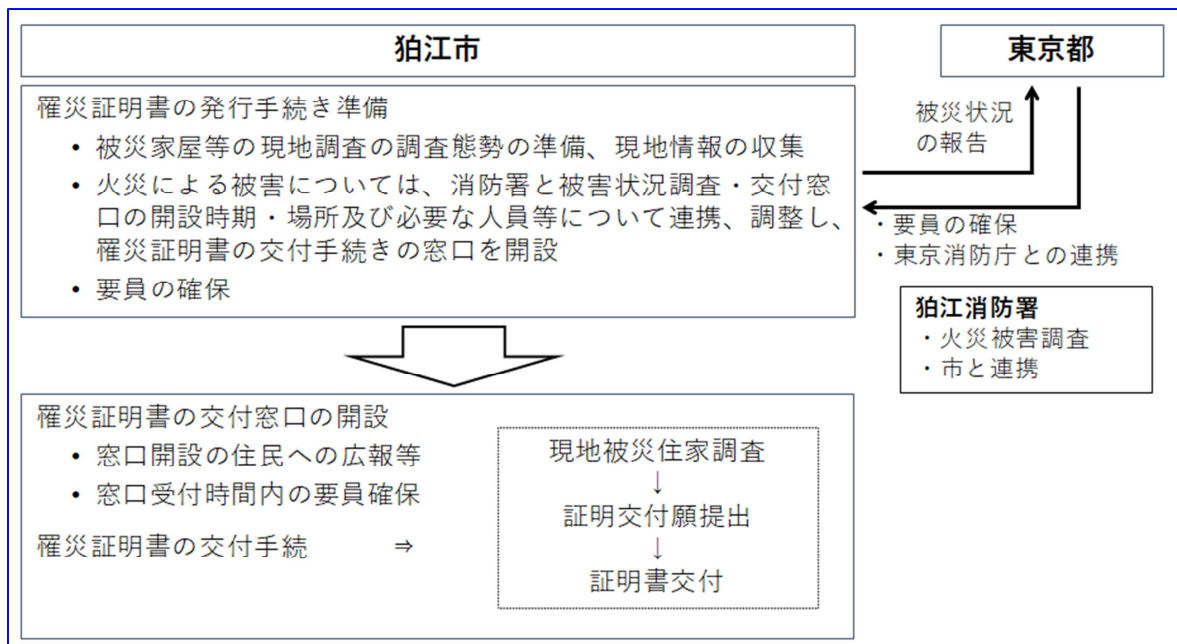
＜都（総務局）＞

- 市の行う調査への職員の応援体制を整備する。
- 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学及び他の地方公共団体に対して人員派遣の要請を行うなど、市の業務を支援する。

＜狛江消防署＞

- 火災による被害認定調査を行う。

3 罹災証明書の交付準備



※ 図は一連の業務を示すものであり、図にある全業務が応急対策期間に実施されるのではなく、復旧対策に移行後に実施される業務を含んでいる。

《市（市民生活部）》

- 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程等を含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、調査を実施する。
- 火災による被害認定調査の実施に向けて、狛江消防署と連携を図る。
- 火災による被害認定に関わる罹災証明書交付のために狛江消防署と必要な情報の共有を図る。

《狛江消防署》

- 市と調整し、火災による被害認定調査を実施する。
- 火災による被害認定に関わる罹災証明書交付のために市と必要な情報の共有を図る。

《都（総務局）》

- 市が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等と人員調整を広域的に実施する。
- 職員を被災区市町村へ派遣する。
- 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポート等必要な事項の調整を行う。

- 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。
- 住家被害認定調査や罹災証明書の交付手続事務に関わる区市町村向け説明会を実施する。

4 義援金の募集・受付

《市（企画財政部）》《都（総務局・福祉局）》《日本赤十字社東京都支部》

- 被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

《市（企画財政部）》

- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- 義援金の募集が決定した場合は、ホームページに掲載するなど、広く周知を図る。
- 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。

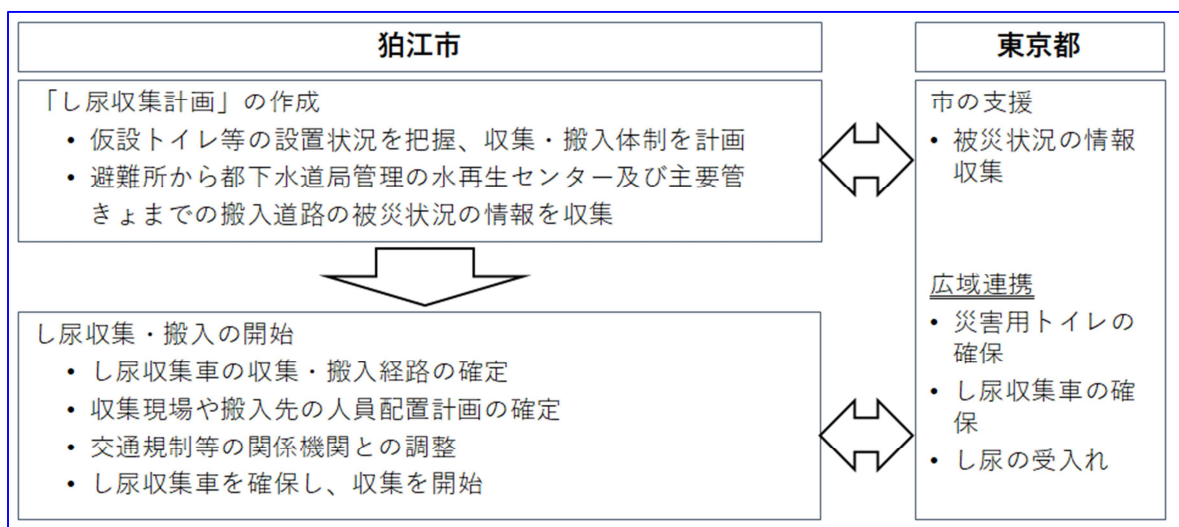
《都（総務局・福祉局）》

- 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握する。
- 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。

《日本赤十字社東京都支部》

- 義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有する。

5 トイレの確保及びし尿処理



※ 図は一連の業務を示すものであり、図にある全業務が応急対策期間に実施されるのではなく、復旧対策に移行後に実施される業務を含んでいる。

（１）災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入の準備

《市（総務部・環境部）》

- 仮設トイレ等の設置状況を把握し、し尿収集計画の策定、収集体制の整備を行う。
- 上水道が断水している場合は、排水設備に異常がないかを確認した上で、災害用井戸、学校のプール等を活用し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。また、災害用トイレで使用する生活用水を確保する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子ども等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリートイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 協定締結事業者の応援により確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、都や協定締結先自治体に応援を要請する。

《都（環境局）》

- 都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体等に対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

（２）避難所における対応

《市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 各避難所は、地震後に断水した場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害対策用井戸、学校のプール等で確保した水を使用し、施設のトイレの機能の回復を図る。
- 施設のトイレが使用できない場合及び使用可能の確認がとれるまでは、以下のとおりとする。
 - ・発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、各避難所は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。
 - ・発災後4日目以降のし尿収集車による収集が可能になった場合に使用する災害用トイレの確保を総務部が図るとともに、協定締結事業者による収集の調整を環境部が実施する。
 - ・備蓄分が不足した場合には、市民生活部を通じて都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

（３）事業所・各家庭等における対応

《事業者・市民》

- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、非常災害用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- マンション等の集合住宅にあつては、管理組合等が中心となり、居住者が協力して排水設備に異常がないかを確認する必要がある。
- 下水道の機能に支障が発生している場合は、事業所・家庭に備蓄してある災害用トイレを活用する。

6 ごみ処理

- 震災時の災害ごみ及び一般ごみは、応急対策期間から復旧対策期間まで継続して出される。市として地震発生後の早い時期に適切な対応を取らない場合、災害ごみが市内の各所に集積され、各種の災害対応活動を阻害するとともに、衛生環境を悪化させる可能性があるため、応急対策期間から所要の施策を実施する必要がある。

《市（環境部）》

- 災害廃棄物処理計画に沿って可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶとき等は、都や事務組合等と情報の共有を密にして対応する。
- 被災状況を把握して、必要により災害廃棄物処理計画を見直し、ごみの発生推定量の算出、集積場所の決定等を行うとともに、被害状況を都に報告する。
- ごみの収集運搬は、委託業者と協議の上、作業計画を策定して、被災地域のごみ収集にあたる。
- 市の処理能力を超えると判断したときは、都（環境局）に必要な調整・支援を求める。
- 早期処理のため、応急時においても平時と同様の分別を徹底するものとする。
- 応急時のごみの分別等の周知方法については、収集業者がごみを回収する際にチラシを配布してもらうよう調整する。
- 生ごみ等の可燃ごみ収集を優先し、その他のごみについては対応可能になり次第順次回収を行う。

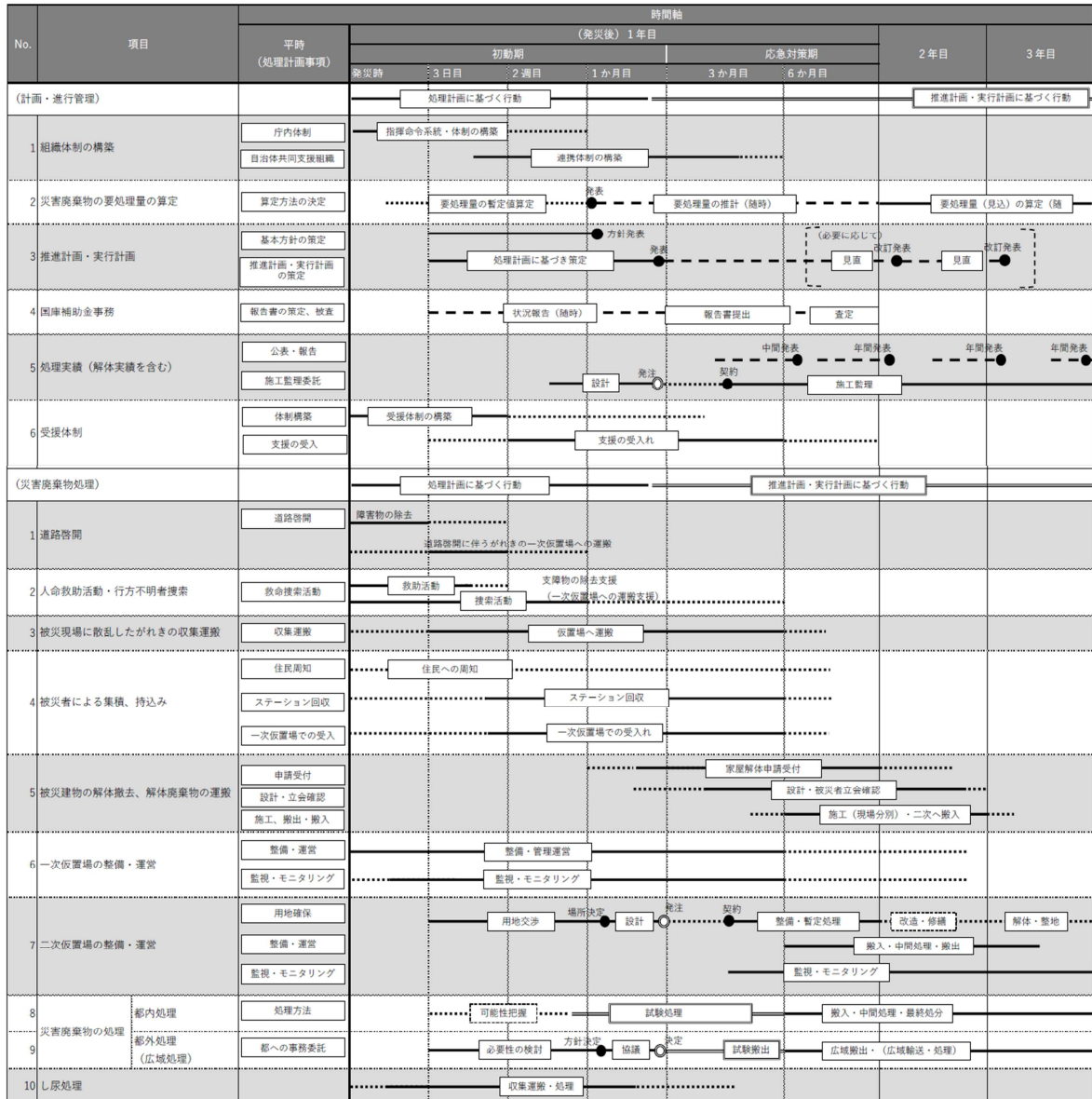
《都（環境局）》

- 市から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。
- 市の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び他府県や関係業界団体への応援要請及び調整を行う。また、市が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じ得る場合は、市の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求めるものとする。さらに、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。

7 災害廃棄物処理

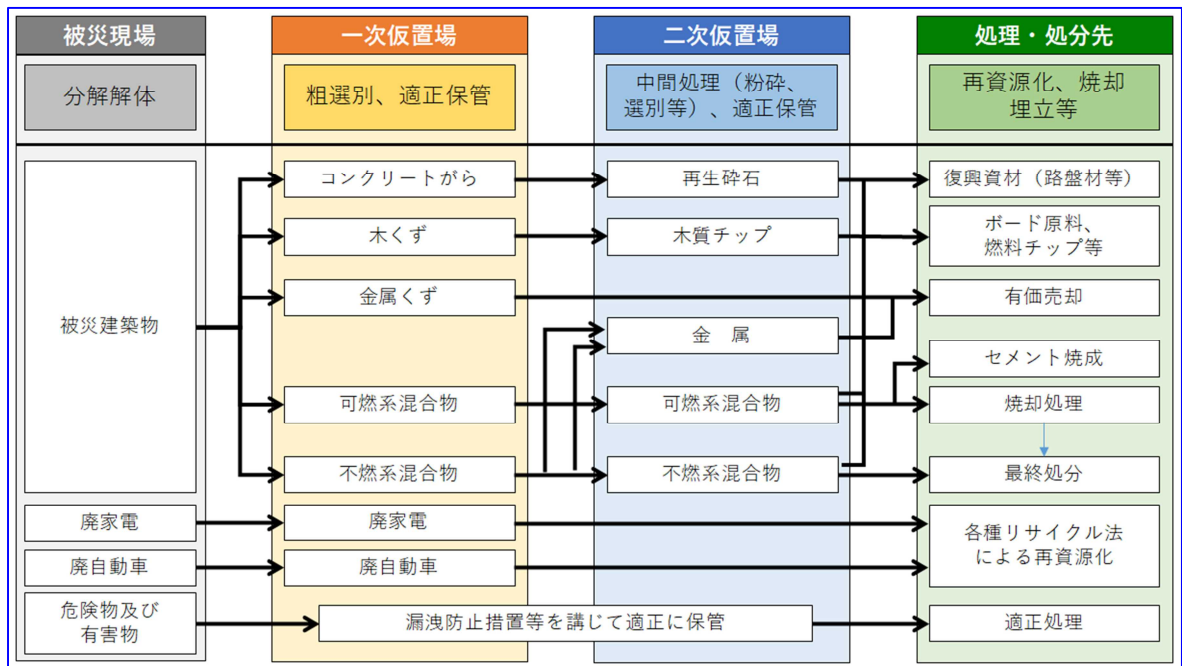
- 災害廃棄物は、応急対策期間から復旧対策期間まで継続して出される。市として地震発生後の早い時期に適切な対応を取らない場合、災害廃棄物が市内の各所に集積され、各種の災害対応活動を阻害するとともに、衛生環境を悪化させる可能性があるため、応急対策期間から所要の施策を実施する必要がある。

【災害廃棄物処理の業務手順】（東京都地域防災計画より抜粋）



※ 図は一連の業務を示すものであり、図にある全業務が応急対策期間に実施されるのではなく、復旧対策に移行後に実施される業務を含んでいる。

【災害廃棄物処理の基本的流れ】（東京都地域防災計画より抜粋）



※ 図は一連の業務を示すものであり、図にある全業務が応急対策期間に実施されるのではなく、復旧対策に移行後に実施される業務を含んでいる。

＜市（環境部）＞

- 被災状況を把握し、災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定する。この際、災害廃棄物処理計画に沿って災害廃棄物処理の基本方針を明らかにするとともに、必要に応じ災害廃棄物処理計画を修正する。
- 被災状況及び災害廃棄物発生量を東京都災害廃棄物対策本部（仮称）に報告し、必要に応じて応援を要請する。
- 協定締結事業者等に協力を要請する。
- 災害廃棄物の処理に関して、仮置場の設置等、必要な事項を市民に周知する。この際、西和泉グラウンドを仮置場の候補地とするが、西和泉グラウンドが使用できない場合は他の候補地について検討する。

＜都（環境局）＞

- 速やかに被災区市町村及び各機関間との連携を図り、災害廃棄物処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に東京都災害廃棄物対策本部（仮称）を設置し、以下の業務を所管する。
 - ・災害廃棄物処理全般に関する進行管理
 - ・東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定
 - ・区市町村との連絡調整、情報提供
 - ・災害廃棄物の処理に関する広報
 - ・仮置場の確保に関する支援

- ・国との連絡調整・協議
- ・広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整
- ・最終処分に関する調整
- 市の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請する。

8 ボランティアとの連携

《市（事務局・福祉保健部・教育部）》 《狛江市社会福祉協議会》

- 市は、狛江市福祉協議会にボランティアの活動の調整等に関する協力を依頼する。
- 狛江市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターを設置・運営する。市災害ボランティアセンターの設置予定地は、あいとぴあセンターとする。
- 事務局及び福祉保健部は、都の「避難所管理運営の指針」に基づいた業務手順により、市災害ボランティアセンターを通じて受け入れたボランティアを各避難所等に派遣する。この際、教育部を通じて各避難所の状況を確認し、ボランティアの派遣の可否を判断する。
- 応急対策期間のボランティア受入れは、避難所の運営体制の確立や在宅の被災者の生活支援等、災害対応の初期業務を支援するものとし、災害対応の状況に応じて、受入範囲を逐次拡大する。
- 避難所で活動するボランティアに対しては、ゼッケン等を用いて、避難者との判別ができるように配慮し、円滑なボランティア活動の実施と避難所の安全管理を図る。
- 都から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、狛江市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

《調布警察署》

- 交通規制支援ボランティアへの協力を要請する。

《狛江消防署》

- 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行う。

《都（生活文化スポーツ局）》

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子どものほか、高齢者、障者、外国人等要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援する。
- 都内外の被災状況の情報を収集する。
- 国・道府県・区市町村との連絡調整を行う。
- ボランティアの受入れ状況等の情報を提供する。
- 市災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制を構築する。

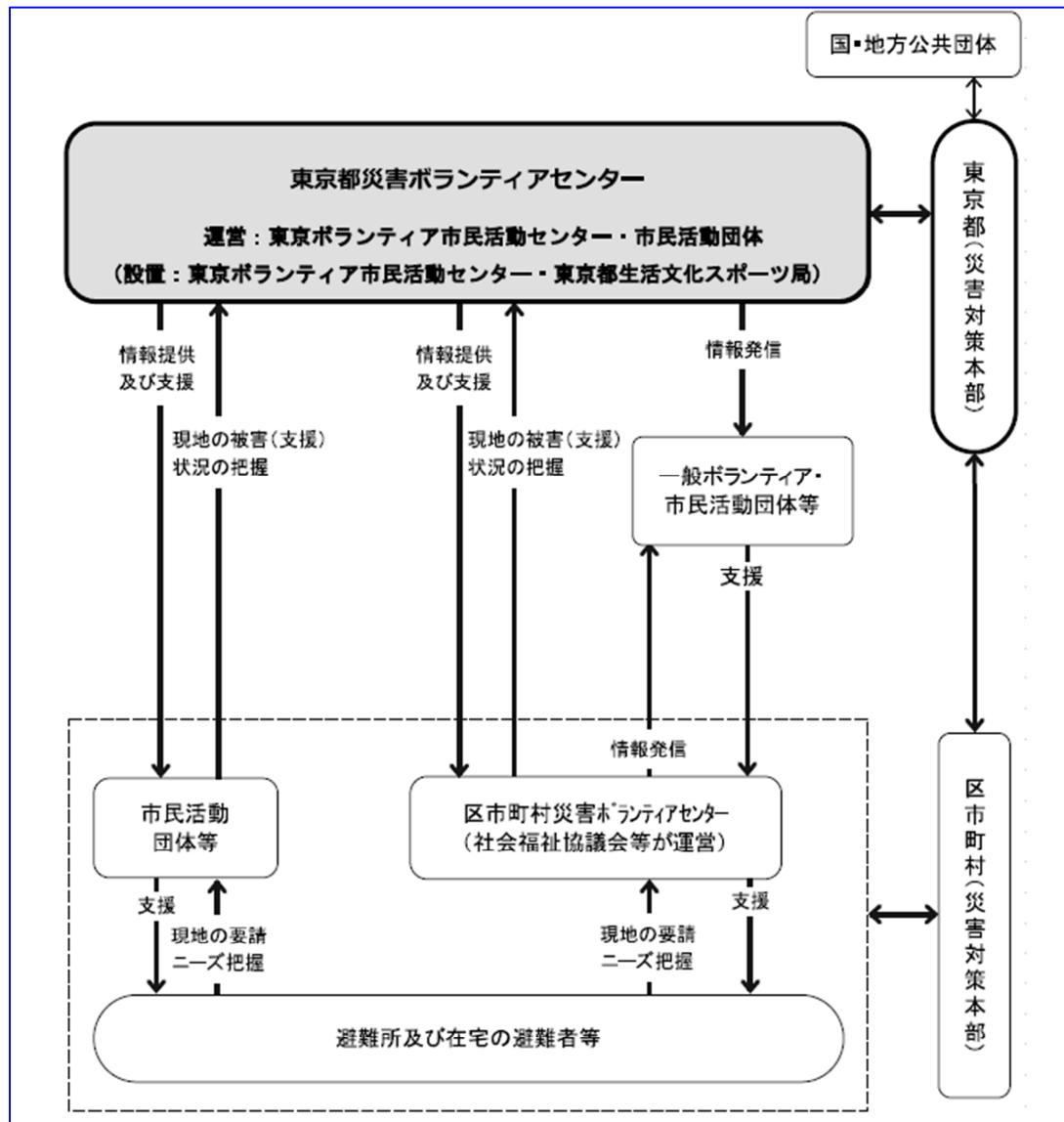
《東京ボランティア・市民活動センター》

- 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援する。
- 災害ボランティアコーディネーターを市災害ボランティアセンターに派遣する。
- 市災害ボランティアセンターの設置・運営を支援する。
- 市のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報を提供する。
- 資機材やボランティア等の区市町村間の需給調整を行う。
- ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織と連携する。

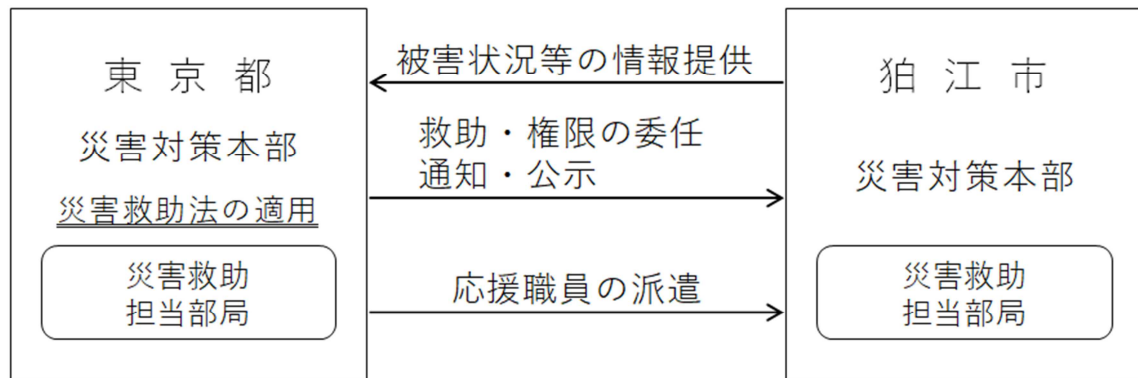
【東京都における防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防 災 （ 語 学 ） ボ ラ ン テ ィ ア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被 災 宅 地 危 険 度 判 定 士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交 通 規 制 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器機材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施

【一般ボランティア支援の業務手順】（東京都地域防災計画から抜粋）



9 災害救助法の適用



＜市（事務局・企画財政部）＞

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- 災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。
- 災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

＜都（本部）＞

- 知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、市及び都各局に指示するとともに、内閣総理大臣、関係指定地方行政機関等に報告又は通知する。

10 激甚災害の指定

＜市（企画財政部）＞

- 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。
- 特別財政援助等の申請手続等に当たって、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

＜都（総務局）＞

- 大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、市の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

第3章 復旧対策

第1節 復旧対策の構想

1 全 般

- 第2期の復旧対策は、4日目以降を基準として、応急対策に引き続き実施され、震災後の当面の復旧業務に目途が立ち、災害対策本部が閉鎖されることにより終了する。
- 復旧対策では災害対応業務の焦点が、被災者の捜索・救助から市民の生活再建へと徐々に移行する。都や協定を締結する自治体及び事業者等からの応援職員や物資、市内外からのボランティアが逐次到着し、人的及び物的資源の制約が緩和されていくため、応急対策期間から開始した業務の継続・拡大や新たな業務への着手がなされる。
- 震災時の復旧対策は長期間継続する可能性がある。このため、災害対策本部事務局及び各部等は、職員のシフトを含む勤務体制を整備し、継続的な活動体制を確立するとともに、状況の進展に応じた見直しを行う必要がある。
- 東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年発生した大規模な災害では、多くの災害関連死が発生している。災害関連死の多くは地震発生後の早い時期に発生しており、熊本地震の場合、1週間以内に25%以上、1か月以内に60%以上が亡くなっている。また、80%弱の死亡者が70歳以上となっている。復旧対策においては、早期から高齢者を主対象とする災害関連死の抑制に資する施策を各分野において実施する必要がある。

2 継続的な活動体制の確立

(1) 職員等の活動基盤の維持

- 応急対策期間に設置した職員及び都や防災機関等からの連絡員等のための休憩・仮眠場所の設置、食料、飲料等の必要な物資の配分について、必要により見直しを行い、機能の維持を図る。
- 災害対応を行う市職員の子どもの預かりを実施している場合、市内及び周辺の小学校、保育施設等の再開状況を確認し、継続の必要性を検討する。
- 狛江市内には利用可能な宿泊施設が限られているため、応援職員の宿泊場所確保について、派遣元自治体、都等と連携を図る。
- 別紙第13 職員等の活動基盤の維持

(2) 防災機関等の活動

- 災害対応の状況と各防災機関等の勢力及び特性を踏まえ、活動内容の定期的な調整を行い、必要により見直しを行う。この際、各防災機関等の活動内容に大きな変更がある場合、

活動終了により撤収する場合等、体制に大きな変更がある場合は、努めて事前に都と調整する。

- 大規模救出救助活動拠点候補地である多摩川緑地公園グラウンドの使用に変更がある場合、都と調整する。
- 別紙第14 防災機関等の活動

3 避難所の運営等

- 自宅等での生活が困難な被災者のために、必要に応じて、避難所の運営を継続する。避難所の運営は、引き続き避難所運営協議会を中心とする避難者による自主運営とし、市の避難所派遣職員、関係機関、ボランティア等により支援する。
- 他自治体等からの応援職員を避難所に配置し、市の避難所派遣職員の一部を本来の所属、又は新たに所要が発生した災害対応業務に再配置する。
- 避難所避難者及び避難所から物資を受け取る在宅の被災者の生活に必要な物資、並びに避難所の運営に必要な物資の要請及び受入れを行い、避難者等に配布する。この際、物資の受入状況によっては、災害関連死の発生防止に留意し、子どもや高齢者、妊婦等の要配慮者を優先した配布を行う。
- 下水道の使用の可否、し尿収集車による収集の可否を踏まえ、避難所におけるトイレの適切な使用について十分に周知徹底する。
- 医療救護活動と連携し、医師や健康活動班の活動を通じて避難者の心身の健康管理を行い、災害関連死の発生防止を図る。この際、心のケアには十分に留意する。
- 避難者の生活環境の改善として、入浴施設の調整、要配慮者を優先した簡易ベッド等の導入及び民間賃貸住宅、旅館、ホテル等の借り上げを行うとともに、避難所における体操等の各種催し、保養施設への一時的な転地等を行い、避難者のストレス緩和を図る。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、都及び協定締結先自治体等と連携し、避難者の市外への移送について検討する。
- 医療施設及び福祉施設の状況、被災者の自宅等のライフラインの状況を踏まえ、必要に応じて、福祉避難所の運営を継続する。
- 復旧対策の進展に応じ、早期に学校の再開を図るため、避難所の縮小を進める。この際、必要により避難所の統廃合、避難者の他施設への移動等を行う。
- 別紙第15 避難所の運営等

4 在宅の被災者の支援

- 在宅の被災者への物資供給、保健活動班による巡回健康相談等の実施は、地震発生後の自宅等での生活を支え、避難所への被災者の集中を回避する上で重要である。在宅の被災者を担当する各避難所、町会、マンション管理組合等と連携し、必要な支援を提供していく。
- 特に、大規模マンションの在宅の被災者への適切な支援は、避難所の過密化を防止し、市

の復旧対策を進める上で重要である。マンション管理組合等との調整が整った場合は、避難所を経由せずに市から直接物資の供給を実施する。

- 避難所避難者と同様に在宅の被災者が、入浴施設の利用や保養施設の一時的利用等ができるようにする。
- 別紙第16 在宅の被災者の支援

5 帰宅困難者の帰宅支援

- 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅等に集中し、再度混乱を生じるおそれがある。
- 帰宅困難者の駅等への集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。
- 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで徒歩帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、都や災害時帰宅支援ステーションとなるコンビニエンスストア等の民間店舗と協力し徒歩帰宅支援を充実させる。
- 一次滞在施設としての役割を終了した市の公共施設は、被災者の新たな受入れ、相談窓口の開設、各種業務の拠点、災害対応業務に従事する職員等の休息場所等の次の目的のために転用する。具体的な使用用途については、当時の状況により定める。
- 別紙第17 帰宅困難者の帰宅支援

6 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

- 被災者の避難所又は在宅における生活環境を改善し、住民生活の早期再建を図り、市の復旧対策を進めるため、都及び鉄道、電気、ガス、通信等の各事業者と協力し、被災した交通ネットワーク及びライフラインの復旧を進める。
- 別紙第18 交通ネットワーク及びライフライン等の確保

7 医療救護活動等

- 災害対応時の医療救護活動は、発災直後、超急性期、急性期、亜急性期、慢性期及び中長期にフェーズ区分されている。復旧対策に該当するフェーズは、急性期以降であり、被災状況、傷病者の状況、医療施設やライフラインの復旧状況等に応じた医療救護活動が実施される。

- 市は、応急対策期間に引き続き、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市災害薬事コーディネーター、狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院をはじめとする医療機関等の協力を得て、市内の医療救護活動を統制・調整する。
- 避難所の運営及び在宅の被災者への支援と連携して、医師の巡回診療や健康活動班の巡回健康相談による被災者の心身の健康管理を行い、災害関連死の発生防止を図る。この際、心のケアには十分に配慮する。
- 都及び保健所、医師会と連携し、被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。
- 応急対策期間に引き続き、被災者及び行方不明者の捜索・救助等を実施する。
この際、必要に応じて、遺体の火葬について市が火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。
- 別紙第19 医療救護活動等

8 物資等関連業務

- 応急対策期間に引き続き物資等の関連業務を実施し、在宅又は避難所における被災者の生活を維持して災害関連死の防止を図る。この際、都等からの物資輸送が逐次本格化すると見られる復旧対策期間においては、協定締結事業者等の協力を得て準備した地域内輸送拠点及び輸送車両を活用し、避難所及び大規模マンションへの円滑な物資の輸送に着意する。
- 被災者が必要とする物資は、時間の経過とともに変化し多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども等の被災者の特性によって必要となる物資は異なる。これらの多様なニーズに対応するため、市は、避難所等と連携し、ボランティアや市民活動団体等の協力を得て、被災者の要望を把握するとともに、必要な物資の確保及び配布に努める。この際、女性用品の配布は女性が行うなどの配慮をする。
- 温かい食事の提供は、被災者の心身の健康を維持する上で大切であり、震災後4日目以降は炊き出しによる給食の実施に努める。この際、ボランティアや市民活動団体等との連携を図るとともに、必要により都に支援を求める。炊き出しの実施に当たっては、感染症対策や食中毒防止を含む衛生管理を十分に講じるとともに、食材の明示等、アレルギーへの対応に配慮する。
- 都及び保健所の協力を得て、飲料水の安全を確保する。
- 非常災害用井戸、くみ置き、学校のプール等、各種の手段により、生活用水を確保する。
- 国及び都の実施する市場の流通確保及び情報提供に基づき、生活関連物資に関する市民への適切な情報提供を行い、不安の解消と冷静な行動の促進を図る。
- 別紙第20 物資等関連業務

9 住民生活の早期再建

- 被災者の生活再建を進める上で、罹災証明書の交付は重要である。住家被害認定調査を実施するとともに、調査結果を踏まえて罹災証明書の交付準備を進め、都や周辺区市とも調整の上、準備が整ったならば、罹災証明書を交付する。
- 首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。都は、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、応急修理の実施に関わる方針等を策定し、区市町村及び関係機関への周知、応援体制の確保を図る。市は、都の提示する基準をもとに、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。
- 住家が全壊又は全焼して居住する住家がなく、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する必要がある。都は、応急仮設住宅等の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等の供給方針を作成・公表するとともに、住宅種別ごとの募集計画等を策定し、区市町村及び関係機関への周知、応援体制の確保を図る。市は、都の提示する基準をもとに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。
- 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建に関わる活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録する。この際、被災者の多様な相談等に対応するため、都や関係機関と連携するとともに、庁内で必要な情報の共有を図る。
- 都をはじめとする関係機関と連携し、義援金に関わる業務を適切に実施する。
- 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付により、被災者に対する生活支援策を迅速に実施する。
- 震災により離職を余儀なくされた被災者の早期再就職を促進するため、国や都と連携し、被災者に対する職業のあっせんを実施する。
- 国や都と連携し、被災者の租税等の減免や徴収猶予等を迅速に実施する。
- 国や都、日本郵便等の関係機関が実施する被災者に対する各種の生活支援策について、市民に周知する。
- 通常のトイレが引き続き使用できない場合、発災後4日目以降は、都によるし尿の受入れ態勢及び市のし尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを確保し、使用に供する。
- 災害廃棄物の処理を進めるために、応急対策期間の業務に引き続き、市内の仮置場の集積や運搬状況等を把握する。また、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- 応急対策期間に引き続き、市災害ボランティアセンターを通じたボランティアの受入れを行う。この際、被災者等のニーズへの整合を重視するとともに、市内の被災状況及び災害対応状況を踏まえて参加者の安全確保に留意し、ボランティアの受入れ拡大を図る。
- 学校、保育園等の復旧及び再開は、子どもたちの生活を日常に近づけるのみならず、保護者を一時的に子の監護から解放し、震災後の復旧を促進することになる。市は、学校、保育

園等と連携し、早期の復旧及び再開を図る。

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。都による災害救助法の適用が決定されたならば、市長は知事から権限の委任を受け、応急救助を実施する。
- 別紙第21 住民生活の早期再建

第2節 災害対策本部事務局・各部等の実施事項

- 本節の事務局及び各部等の実施事項は、第1節の各項目及び別紙に示した各実施事項をもとに作成・列挙したもの。
- また、応急対策と復旧対策は、生存者の救命率が大きい地震発生から72時間、3日間を基準として、災害対応業務の焦点が被災者の生活再建へと徐々に移行することから区分されたものである。一方、各災害対応業務は、この区分を越えて連続して行われるものであるから、復旧対策への移行をもって応急対策において示された事務局及び各部等の実施事項が自動的に解除されるものではない。各実施事項の完了は、被災状況及びこれへの対応状況を踏まえて判断される。
- したがって、復旧対策として本節に列挙された事項のみを実施するのではなく、応急対策として示された事項のうち、完了していないものは継続して実施する必要がある。実施に当たっては、引き続き、全ての事項を均等に行うのではなく、実際の被災状況と災害対応の進展状況、利用可能な人的及び物的資源の状況を考慮し、優先順位を付して資源の配分を行い、実行する必要がある。

1 災害対策本部事務局

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第1】② 災害対策本部の業務サイクルの見直し 【別紙第1】③ 都及び協定締結自治体に対する応援要請の実施 【別紙第1】④ 応援職員の受入れ、概要説明、各部等への配分の実施 【別紙第1】⑤ 災害対策本部の廃止に関する事項 【別紙第1】⑥ 応援職員の宿泊場所の確保及び輸送 【別紙第13】⑦ 防災機関等との活動要領の調整 【別紙第14】⑧ 新たな応援協力が必要な場合の要請の実施 【別紙第14】⑨ 大規模救出救助活動拠点候補地である多摩川緑地公園グラウンドの使用について、都と調整を実施 【別紙第14】⑩ 避難所の開設期間の延長に関する都との調整 【別紙第15】⑪ ライフラインの復旧遅延等で運営が著しく困難な避難所の維持に関する検討 【別紙第15】 |
|---|

- ⑫ 応援職員と交代した市職員の再配置 【別紙第 15】
- ⑬ 避難者及び在宅の被災者の生活環境等の改善に役立つ物品の調達 【別紙第 15】【別紙第 16】
- ⑭ 避難者及び在宅の被災者のための入浴施設の確保 【別紙第 15】【別紙第 16】
- ⑮ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を主対象に市内外の民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げ 【別紙第 15】【別紙第 16】
- ⑯ 被災者のストレス緩和のために保養地への一時的な転地に関して調整 【別紙第 15】【別紙第 16】
- ⑰ 被災者の市外への移送について都及び協定締結自治体等と調整 【別紙第 15】
- ⑱ 復旧対策の進展状況を踏まえ、学校の早期再開につなげるため、避難所の縮小及び整理統合に努めること 【別紙第 15】
- ⑲ 開設の必要がなくなった避難所の閉鎖の決定 【別紙第 15】
- ⑳ 都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して帰宅を支援 【別紙第 17】
- ㉑ 事業者等と連携し、徒歩帰宅者に対して、災害時帰宅支援ステーションの状況を含む情報の提供、誘導等による支援を実施 【別紙第 17】
- ㉒ 当時の状況を踏まえ、閉鎖後の一時滞在施設の使用用途を検討 【別紙第 17】
- ㉓ 発災当初、予備の地域内輸送拠点が使用できなかった場合、協定締結事業者と協力して開設を準備し、地域内輸送拠点の変更について調整 【別紙第 20】
- ㉔ 被災後の生活の長期化に伴う必要物資の変化について、避難所、福祉避難所及び大規模マンションの管理組合等に情報を提供 【別紙第 20】
- ㉕ 物資の調達状況について、可能な範囲で避難所、福祉避難所及び大規模マンションの管理組合等に情報を提供 【別紙第 20】
- ㉖ 物資等に関する被災者のニーズの把握 【別紙第 20】
- ㉗ 都と連携して被災者生活実態調査を実施 【別紙第 21】
- ㉘ 国や都、日本郵便等の関係機関が実施する被災者に対する各種の生活支援策について市民に周知 【別紙第 21】
- ㉙ 市災害ボランティアセンターと連携し、市内の被災状況及び災害対応状況を踏まえてボランティア参加者の安全確保に留意して受入れを拡大 【別紙第 21】

2 災対総務部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第 1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第 1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第 1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第 1】
- ⑤ 市の施設の運営に必要な燃料の確保を協定締結事業者に依頼 【別紙第 1】

- ⑥ 防災センターの発電機の燃料を確保 【別紙第1】
- ⑦ 市庁舎のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施 【別紙第13】
- ⑧ 職員等の休憩・仮眠場所の配置、食料・飲料等の配分を状況に応じて見直し 【別紙第13】
- ⑨ 職員のメンタルヘルス維持を図る対策の実施 【別紙第13】
- ⑩ 災害用仮設トイレが不足する場合は確保を図ること 【別紙第15】
- ⑪ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第21】

3 災対企画財政部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第1】
- ⑤ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第21】
- ⑥ 義援金の募集・受付・配分及び都への報告を実施 【別紙第21】
- ⑦ 災害救助法の適用に関わる事務の実施 【別紙第21】

4 災対市民生活部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第1】
- ⑤ 所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保 【別紙第1】
- ⑥ 所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施 【別紙第13】
- ⑦ 利用の終了した帰宅困難者の一時滞在施設の閉鎖 【別紙第17】
- ⑧ 必要に応じて火葬許可証に代わり「特例許可証」を発行 【別紙第19】
- ⑨ 遺体の火葬に必要な棺、火葬場、遺体搬送用の輸送車両の確保 【別紙第19】
- ⑩ 必要に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請 【別紙第19】
- ⑪ 広域火葬体制に関する広報の実施 【別紙第19】
- ⑫ 協定締結事業者の協力を得て地域内輸送拠点を運営 【別紙第20】
- ⑬ 協定締結事業者の協力を得て、地域内輸送拠点から避難所及び大規模マンションに物資を輸送 【別紙第16】【別紙第20】

- ⑭ 物資の調達状況について、可能な範囲で避難所運営協議会及び大規模マンションの管理組合等に情報を提供 【別紙第20】
- ⑮ 物資等に関する被災者のニーズの把握 【別紙第20】
- ⑯ 避難所等の態勢が整い、米飯の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施 【別紙第20】
- ⑰ 市において炊き出しその他による食品等の供給が困難な場合、都総務局に応援を要請 【別紙第20】
- ⑱ 炊き出しに必要な米穀、副食品、調味料の確保 【別紙第20】
- ⑲ 主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報の把握、市民に対する適切な情報提供 【別紙第20】
- ⑳ 住家被害認定調査を実施するとともに、狛江消防署とも連携し、罹災証明書交付の各種準備を進め、罹災証明書を交付 【別紙第21】
- ㉑ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第21】
- ㉒ 被災者の職業のあわせんについて、都に対して要請措置等を行うために必要な計画等を策定 【別紙第21】
- ㉓ 市税その他の減免や徴収猶予等の被災者の負担軽減措置を実施 【別紙第21】

5 災対福祉保健部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第1】
- ⑤ 所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保 【別紙第1】
- ⑥ 所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施 【別紙第13】
- ⑦ 医師や健康活動班の派遣を通じて避難所の避難者及び在宅の被災者の心身の健康管理を行い、災害関連死の発生防止に寄与 【別紙第15】【別紙第16】
- ⑧ 避難所における飲料水及び食品の安全確保 【別紙第15】
- ⑨ 必要に応じて福祉避難所の運営を継続 【別紙第15】
- ⑩ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生場所等の消毒を実施 【別紙第19】
- ⑪ 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」及び「消毒班」を編成し、又は担当者を配置して、防疫活動を実施 【別紙第19】
- ⑫ 防疫活動の実施にあたり市の対応能力が十分でない場合、都保健医療局又は狛江市医師会、狛江市薬剤師会に協力を要請 【別紙第19】

- ⑬ 感染症発生状況を把握し、流行状況等を踏まえた予防接種、保健活動班による被災者の健康調査や健康相談の実施 【別紙第 19】
- ⑭ 被災動物の保護に関して都及び関係団体に協力するとともに、協定締結事業者である獣医師会に支援を要請 【別紙第 19】
- ⑮ 都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の安全確保の指導等を実施 【別紙第 20】
- ⑯ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第 21】
- ⑰ 被災者の生活再建支援のための資金援助等を実施 【別紙第 21】
- ⑱ 市税その他の減免や徴収猶予等の被災者の負担軽減措置を実施 【別紙第 21】

6 災対子ども家庭部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第 1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第 1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第 1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第 1】
- ⑤ 所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保 【別紙第 1】
- ⑥ 所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施 【別紙第 13】
- ⑦ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第 21】
- ⑧ 市税その他の減免や徴収猶予等の被災者の負担軽減措置を実施 【別紙第 21】
- ⑨ 市立保育園及び学童クラブ等の復旧にあたり必要な対応を実施 【別紙第 21】

7 災対環境部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第 1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第 1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第 1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第 1】
- ⑤ 所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保 【別紙第 1】
- ⑥ 所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施 【別紙第 13】
- ⑦ 都のし尿の受入れが可能な場合、協定締結事業者に収集を要請 【別紙第 15】【別紙第 21】
- ⑧ 市の確保できるし尿収集車では不足する場合、都に応援を要請 【別紙第 15】
- ⑨ 排水樋管に被害が生じた場合の対応 【別紙第 18】

- ⑩ 下水道施設に被害が発生した場合の対応 【別紙第 18】
- ⑪ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施 【別紙第 19】
- ⑫ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第 21】
- ⑬ 市税その他の減免や徴収猶予等の被災者の負担軽減措置を実施 【別紙第 21】
- ⑭ 災害廃棄物の処理に関する各種の業務を実施。この際、協定締結事業者に協力を依頼するとともに、ボランティアや市民活動団体と連携 【別紙第 21】
- ⑮ 公費負担の対象となる災害廃棄物処理の範囲を市民に周知 【別紙第 21】
- ⑯ 災害救助法の適用後、対象となる土石、竹木等の除去を実施 【別紙第 21】

8 災対都市建設部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第 1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第 1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第 1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第 1】
- ⑤ 所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保 【別紙第 1】
- ⑥ 所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施 【別紙第 13】
- ⑦ 帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道及びバス事業者から代替輸送の状況を含む運行状況を収集 【別紙第 17】
- ⑧ 市道上の障害物の除去、道路構造物等の被害状況の点検及び応急復旧対策等の実施 【別紙第 18】
- ⑨ 都の示す基準、業者リスト等に基づき、被災住宅の応急修理に関する事項を実施 【別紙第 21】
- ⑩ 都の示す割当て、基準等に基づき、応急仮設住宅の供与に関する事項を実施 【別紙第 21】
- ⑪ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第 21】

9 災対教育部

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第 1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、部の業務サイクルの見直し 【別紙第 1】
- ③ 特定の業務がある場合、都等との応援要請に関する調整の実施 【別紙第 1】
- ④ 応援職員の受入れ及び業務内容等の説明の実施 【別紙第 1】
- ⑤ 所管する施設に発電機がある場合、燃料を確保 【別紙第 1】

- ⑥ 所管する施設のライフラインの復旧状況を踏まえ、電気、水道、トイレ等の使用統制を実施 【別紙第13】
- ⑦ ライフラインの復旧遅延等で運営が著しく困難な避難所の維持に関する検討 【別紙第15】
- ⑧ ボランティア派遣に関する避難所の要望の取りまとめ及び市災害ボランティアセンターへの提出 【別紙第15】
- ⑨ 避難の長期化等にもなう避難者や運営スタッフ等の精神面を含む健康状態を把握し、必要に応じて医師や健康活動班の派遣を要請 【別紙第15】
- ⑩ 避難所における避難者の生活状況及び避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を実施 【別紙第15】
- ⑪ 避難所担当の市職員の交代として、応援職員を避難所に配置 【別紙第15】
- ⑫ 避難者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与の継続。この際、可能な場合は炊き出しによる温かい食事の提供 【別紙第15】
- ⑬ 避難所における飲料水及び食品の安全確保 【別紙第15】
- ⑭ 下水道の使用の可否、し尿収集車による収集の可否を踏まえ、各避難所におけるトイレの適切な使用について周知徹底 【別紙第15】
- ⑮ 市のし尿収集が開始された場合、汲取りを必要とする仮設トイレの使用を開始 【別紙第21】
- ⑯ 生活環境等の改善に役立つ物品の避難者及び在宅の被災者への配布 【別紙第15】【別紙第16】
- ⑰ 避難所におけるラジオ体操やヨガ等の催しの実施 【別紙第15】【別紙第16】
- ⑱ 都から被災者の受入れを依頼された場合、避難所の受入態勢を整備 【別紙第15】
- ⑲ 避難所の縮小及び整理統合を行うため、避難者の移動を実施 【別紙第15】
- ⑳ 避難所の縮小又は閉鎖により学校施設を返還する場合の原状復帰 【別紙第15】
- ㉑ 物資等に関する被災者のニーズの把握 【別紙第20】
- ㉒ 都の環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の安全確保の指導等を実施 【別紙第20】
- ㉓ 学校のプール、雨水貯留槽、災害対策用井戸等により避難所の生活用水を確保 【別紙第20】
- ㉔ 被災者のための相談窓口を設置して要望を聴取し、解決を図るほか、庁内及び関係機関と連携 【別紙第21】
- ㉕ 学校の復旧にあたり必要な対応を実施 【別紙第21】

10 災対議会事務局

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第1】
- ② 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、議会事務局の業務サイクルの見直し 【別紙第1】

11 災害復興本部準備室

- ① 災害対応業務の焦点の変化に応じた職員配置の見直し 【別紙第1】
- ② 震災後、1週間程度の早い時期を目途に、災害復興本部準備室を拡充し、災害復興本部を設置 【別紙第1】
- ③ 災害対策本部の業務サイクル見直しを受け、業務サイクルの見直し 【別紙第1】

別紙一覧

- 別紙第13 職員等の活動態勢の維持
- 別紙第14 防災機関等の活動
- 別紙第15 避難所の運営等
- 別紙第16 在宅の被災者等の支援
- 別紙第17 帰宅困難者の帰宅支援
- 別紙第18 交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 別紙第19 医療救護活動等
- 別紙第20 物資等関連業務
- 別紙第21 住民生活の早期再建

職員等の活動態勢の維持

1 職員等の活動基盤の維持

(1) 休憩場所の設置及び食料等の配布

《市（事務局・総務部・各部等）》

- 総務部は、庁舎内のライフラインの状況を確認し、電気、水道、トイレ等の使用を適切に統制する。
- 総務部は、応急対策期間に設置した職員及び都や防災機関等からの連絡員等のための休憩・仮眠場所の配置、並びに食料・飲料等の必要な物資の配分について、状況に応じた見直しを行い、機能の維持を図る。
- 各部等は、所管する施設のライフラインの状況を確認し、電気、水道、トイレ等の使用を適切に統制する。
- 事務局及び各部等は、災害対応業務に支障がなく自宅等から通勤可能な職員について、原則として自宅からの通勤を継続させる。

(2) 職員のメンタルヘルスの維持

《市（総務部）》

- 平時から協力を得ている専門家と連携して、職員の心理的負担を軽減するための対策を実施する。この際、遺体に係わる業務等による惨事ストレスへの対応、避難所運営や生活再建をはじめとする市民対応に係わる心理的負担への対応等、職員の状況に応じた対応を実施できるように配慮する。

2 職員の子どもを預かる施設の運営

《市（事務局・総務部・子ども家庭部・教育部）》

- 応急対策期間に開設した災害対応を行う市職員の子どもを預かる施設について、市内及び周辺の小学校、保育施設等の再開状況を確認し、継続の必要性を検討する。
- 所要の検討が終了し災害対応を行う市職員の子どもを預かる体制が整備されているが、使用する施設又は受入れを担当する職員の状況により、応急対策期間に市職員の子どもを預かる施設を開設していない場合、受入れが可能となった時点で施設を開設する。
- 総務部、子ども家庭部、教育部は、それぞれ必要な食料、飲料を含む物資、子どもを受け入れる施設の提供を継続する。
- 子ども家庭部は、引き続き、子どもを受け入れる担当職員を配置する。

3 応援職員の宿泊場所の確保等

《市（事務局）》

- 狛江市内には利用可能な宿泊施設が限られているため、応援職員の宿泊場所確保について、派遣元自治体、都等と連携を図る。
- 必要により、協定締結事業者の協力を得て、応援職員の輸送支援を行う。

防災機関等の活動

1 狛江市災害対策本部への連絡員の派遣

- 応急対策期間に引き続き、各防災機関等からの連絡員を受け入れる。

2 活動要領の調整

＜市（事務局）＞

- 災害対応の状況と各防災機関等の勢力及び特性を踏まえ、効果的かつ効率的な活動を実施するため、災害対策本部において、事務局及び防災機関等により活動要領を調整する。この際、通信環境が整う場合は、ビデオ会議等の活用を考慮する。
- 市及び防災機関等の活動要領の調整においては、行方不明者の捜索・救助、被災者の安全確保及び避難生活等の支援、並びに住民生活の早期再建のバランスに配慮する。また、ボランティアの活用が期待できる場合、これを考慮する。このため、必要に応じて、狛江市災害ボランティアセンターの代表の参加を求めることがある。
- 防災機関等の活動内容に大きな変更がある場合、活動終了により撤収する場合等、体制に大きな変更がある場合は、努めて事前に都と調整する。
- 活動要領の調整は、調整結果が各防災機関等の活動に円滑に反映されるように、災害対策本部の業務サイクル上に実施時期を定め、先行的に行うように努める。

3 狛江消防署

- 当時の状況に応じて、震災消防活動を実施する。
- 地震等に関する警報及び重要な注意報について、東京消防庁等から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに市に通報する。
- 地震に起因する水防に関する情報を入手したときは市及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。
- 危険防止のために危険物等の応急措置が必要な事態が発生した場合、応急対策期間と同様に対応する。
- 管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、引き続き市に提供するとともに、防災機関等との情報交換を図る。

4 調布警察署

- 当時の状況に応じて、所要の警備活動等を実施する。

5 狛江市消防団

- 応急対策期間に引き続き、当時の状況に応じて、震災時の消防活動を継続する。
- 災害対応の進展により、消防団の体制を大きく変更する場合は、災害対策本部長の承認を得て実施する。

6 狛江市地区消防隊

- 当時の状況に応じて、必要により、狛江消防署及び狛江市消防団と協力し、消火及び防火活動を実施する。

7 応援協力・派遣要請

《市（事務局・各部）》

- 災害対応の状況に応じて、新たな応援協力が必要になった場合、応急対策期間に準じて要請を実施する。

8 応急活動拠点の調整

《市（事務局）》

- 応急対策期間に引き続き、大規模救出救助活動拠点候補地である多摩川緑地公園グラウンドを提供する。
- 多摩川緑地公園グラウンドの使用に変更がある場合、都と調整する。

避難所の運営等

1 避難所の運営

《市（事務局・福祉保健部・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 自宅等での生活が困難な被災者のために、必要に応じて、避難所の運営を継続する。避難所の運営は、引き続き避難所運営協議会を中心とする避難者による自主運営とし、市の避難所派遣職員、関係機関、ボランティア等により支援する。
- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、事務局は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 教育部及び避難所運営協議会は、震災から相当の期間が経過した時期の運営方法を想定し、避難所の運営にあたる。
- ライフラインの回復に長い期間を要すると見込まれる場合、又は道路の閉塞による孤立が続くと見込まれる場合等、運営が著しく困難な避難所について、事務局及び教育部は、避難所運営協議会と協議の上、当該避難所を維持することの適否を検討するものとする。
- 教育部は、ボランティア派遣に関する避難所の要望を取りまとめ、市災害ボランティアセンターに提出する。避難所は、市災害ボランティアセンターを通じて、ボランティアを受入れる。
- 教育部及び避難所運営協議会は、避難の長期化等の状況を踏まえ、避難者や避難所に関わる運営スタッフ等の精神面を含む健康状態を把握し、必要に応じて医師や健康活動班の派遣を要請する等、必要な措置を講じる。
- 福祉保健部は、教育部と連携し、医師や健康活動班の派遣を通じて避難者等の心身の健康管理を行い、災害関連死の発生防止を図る。この際、心のケアには十分に留意する。
- 教育部及び避難所運営協議会は、プライバシーの確保状況、寝具の状況、入浴施設の利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の状況、配食の状況、生活必需品の配布状況等の避難者の生活状況及びごみ処理等の避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

2 応援職員の避難所への配置

《市（事務局・教育部）》

- 事務局は、他の自治体からの応援職員の一部を避難所担当として教育部に配置する。
- 教育部は、避難所を担当している市職員の一部に代えて、応援職員を避難所に配置する。この際、以下の事項に留意する。
 - ・避難所運営協議会との連携や要望事項等の引継ぎ、市災害対策本部との連絡調整のため、市職員の配置を一部継続する。
 - ・応援職員の配置に当たっては、派遣元ごとに配置先避難所を努めて固定し、業務の継続性

に配慮する。

- 事務局は、応援職員と交代した避難所担当の市職員を他の災害対応業務等に従事させるため、本来の所属への復帰又は新職務への配置を行う。

3 食料・生活必需品等の供給・貸与

《市（教育部）》 《避難所運営協議会》

- 応急対策期間に引き続き、避難者及び避難所において物資を受け取る在宅の被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与を行う。
- 実施可能な場合は、被災者自ら、状況によりボランティア等の支援を受け、炊き出しを行い、温かい食事を提供する。この際、アレルギーを考慮して、食材の明示に留意する。
- 避難所避難者及び避難所から物資を受け取る在宅の被災者の生活に必要な物資、並びに避難所の運営に必要な物資の要請及び受入れを行い、避難者等に配布する。この際、物資の受入状況によっては、災害関連死の発生防止に留意し、子どもや高齢者、妊婦等の要配慮者を優先した配布を行う。

4 飲料水及び食品の安全確保

《市（福祉保健部・教育部）》

- 応急対策期間に引き続き、飲料水及び食品の安全確保を行う。

5 トイレ機能の確保

《市（総務部・環境部・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 下水道の使用の可否、し尿収集車による収集の可否を踏まえ、避難所におけるトイレの適切な使用について十分に周知徹底する。
- し尿収集車による収集が可能な場合に使用する災害用トイレが不足する場合、総務部は確保を図る。環境部は、協定締結事業者にし尿の収集を要請する。この際、市の確保できるし尿収集車では不足する場合、都に応援を要請する。

6 避難者の生活環境等の改善

（1）生活環境の改善

《市（事務局・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 空調設備が使用できないなど、暑さ・寒さ対策が必要な場合、事務局は冷却ジェル又は使い捨てカイロを調達する。教育部及び避難所運営協議会は、これを避難者に配布する。
- 事務局は、必要により簡易ベッド又はダンボールベッドを調達する。教育部及び避難所運営協議会は、これを高齢者等の要配慮者に優先して貸与する。
- 避難者が入浴できるように、事務局は、市内及び近傍の入浴施設の利用調整、自衛隊の野外入浴施設の設置要請等を実施する。この際、必要により協定締結事業者と調整し、入浴施

設までの輸送車両を準備する。また、入浴施設及び輸送車両は、在宅の被災者も利用できるようにする。

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、事務局は、市内外の民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

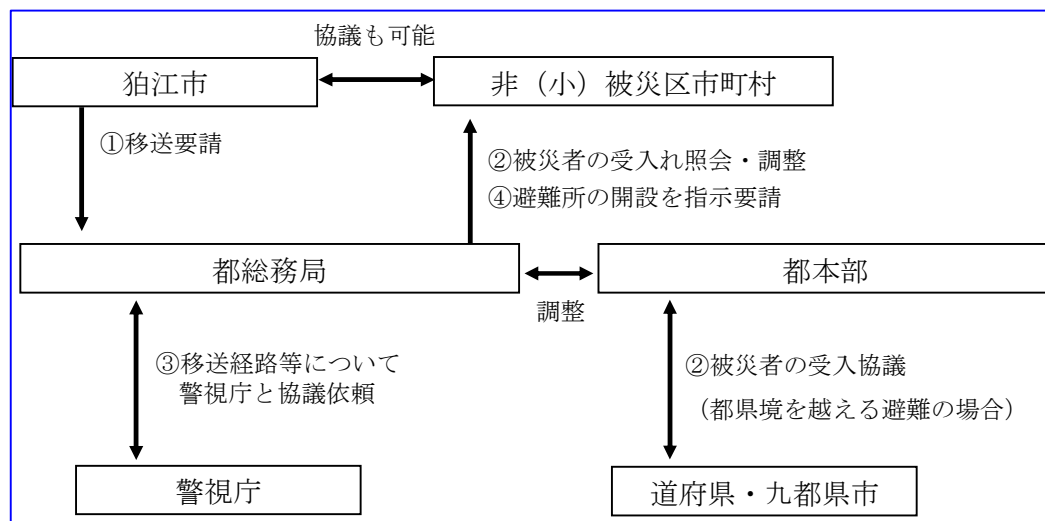
（２）ストレスの緩和

《市（事務局・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 避難者の健康促進や気分転換を図るため、ボランティア等の協力を得て、避難所において可能な範囲で運動や文化的活動の催しを実施する。
- 希望する被災者の保養地への一時転地等によるストレス緩和を図るため、事務局は、協定締結自治体等と調整し、保養施設の一時的な利用等を実施する。この際、一部の経費負担を参加者に求めることも考慮する。
- 避難所における催しや保養施設の一時的な利用等は、在宅の被災者も利用できるようにする。

7 被災者の他地区への移送

【移送先の決定】（東京都地域防災計画をもとに作成）



《市（事務局・教育部）》

- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、事務局は、必要に応じて、都及び協定締結自治体、被害のない又は小さい近隣自治体等と被災者の市外への移動について調整する。
- 特に、避難所及び被災者の収容状況から市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（被害のない又は小さい近隣自治体、もしくは隣接県）への移送について、市長から知事（都総務局）に要請する。
- 被災者の他地区への移送を要請する場合、事務局は、市職員の中から移送先における避難

所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣し、避難所の運営に積極的に協力する。

- 都から被災者の受入れを依頼された場合、教育部は、避難所の受入態勢を整備する。

《都（福祉局）》

- 市から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定する。
- 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。
- 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 要配慮者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

8 福祉避難所の運営

《市（福祉保健部・教育部）》

- 福祉保健部は、医療施設及び福祉施設の状況、被災者の自宅等のライフラインの状況を踏まえ、必要に応じて、福祉避難所の運営を継続する。
- 教育部は、引き続き、一般避難所に所在する要配慮者の心身双方の健康状態に配慮し、障がいの特性や個々の状態、ニーズを把握して、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を求めるものとする。

9 避難所の縮小及び閉鎖

《市（事務局・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 事務局は、ライフラインの復旧や仮設住宅の供給を含む復旧対策の進展状況を踏まえ、避難所に使用する学校の早期の再開につなげるため、避難所を担当する教育部と調整し、避難所の縮小及び整理統合に努める。この際、自立が困難な避難者への相談や支援に努める。
- 教育部及び避難所運営協議会は、事務局の方針に基づき、避難者の移動又は受入れを行い、避難所の縮小及び整理統合を行う。
- 避難所の縮小及び整理統合にあたり、事務局は、必要に応じて協定締結事業者に避難者の輸送支援を要請する。
- 事務局は、開設の必要がなくなった避難所を速やかに閉鎖する。
- 教育部は、避難所の縮小又は閉鎖にともない使用した施設を返還する場合、施設の原状復帰を行う。この際、必要に応じて、事務局を通じて事業者又はボランティアの協力を要請する。

在宅の被災者の支援

1 避難所に準じた支援の提供

《市（事務局・福祉保健部・教育部）》 《避難所運営協議会》 《狛江市社会福祉協議会》

- 在宅の被災者への物資供給、保健活動班による巡回健康相談等の実施は、地震発生後の自宅等での生活を支え、避難所への被災者の集中を回避する上で重要である。
- 教育部及び各避難所運営協議会は、応急対策期間に引き続き、各避難所の担当する在宅の被災者に対して、食料・生活必需品等の供給・貸与を行う。
- 教育部及び各避難所運営協議会は、担当する在宅の被災者の生活に必要な物資の要請及び受入れを行い、配布する。この際、災害関連死の発生防止に留意し、物資の状況によっては、子どもや高齢者、妊婦等の要配慮者を優先した配布を行う。
- 福祉保健部は、医師や健康活動班の活動を通じて在宅の被災者の心身の健康管理を行い、災害関連死の発生防止に努める。この際、心のケアには十分に留意する。
- 狛江市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターにおいて、在宅の被災者の要望とボランティア希望者の組み合わせを行い、ボランティアの派遣を行う。

2 マンション防災における復旧対策の実施

《マンションに関わる管理組合・自治会・自主防災組織等》

- 応急対策期間に引き続きマンション居住者の地震後の生活を支援する。
- 物資の供給を市から直接受けることになっているマンションの管理組合等は、居住者の生活に必要な物資の要請及び受入れを行う。
- 逐次のライフラインの復旧状況を確認し、状況に応じた在宅での生活について指導する。この際、以下の事項に留意する。
 - ・マンション施設内の排水設備及び下水道の使用の可否を踏まえたトイレ機能の適切な確保
 - ・エレベーター保守管理会社と連携したエレベーターの早期復旧。この際、「1ビル1台」ルール（東京都地域防災計画149頁）に留意
 - ・エレベーターが復旧するまでの間の高層階の居住者の孤立防止
- マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配を行う。

《市（市民生活部）》

- 物資の供給を市から直接受ける大規模マンションに対して物資を供給する。

3 被災者の生活環境等の改善

(1) 生活環境の改善

《市（事務局・教育部）》 《避難所運営協議会》

《マンションに関わる管理組合・自治会・自主防災組織等》

- 空調設備が使用できないなど、暑さ・寒さ対策が必要な場合、事務局は冷却ジェル又は使い捨てカイロを調達する。教育部及び避難所運営協議会は、これを担当する在宅の被災者に配布する。物資の供給を市から直接受けることになっているマンションの管理組合等は、これを居住者に配布する。
- 被災者が入浴できるように、事務局は、市内及び近傍の入浴施設の利用調整、自衛隊の野外入浴施設の設置要請等を実施する。この際、必要により協定締結事業者と調整し、入浴施設までの輸送車両を準備する。また、避難所に入浴施設を開設した場合も在宅の被災者が利用できるようにする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、事務局が市内外の民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる場合、状況により在宅の被災者も利用できるようにする。

(2) ストレスの緩和

《市（事務局・教育部）》

- 避難所における健康促進や気分転換のための運動や文化的活動の催し、被災者の保養地への一時転地等のストレス緩和施策は、在宅の被災者も対象として行う。この際、保養地への一時転地に当たっては、一部の経費負担を参加者に求めることも考慮する。

帰宅困難者の帰宅支援

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 帰宅ルールの周知・運用

《都（総務局）》 《事業者等》

- 事業者は、従業員を帰宅させるに際して、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。
- 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅すること等を積極的に周知する。

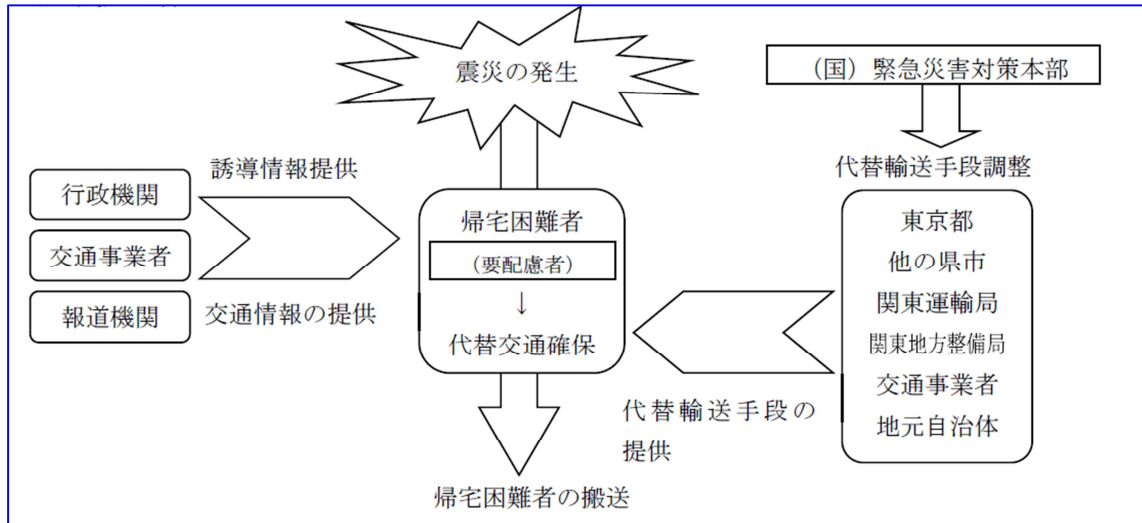
(2) 鉄道運行情報等の提供

《市（事務局・都市建設部）》 《都（総務局）》 《小田急電鉄》 《小田急バス》

- 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 市は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- 小田急電鉄は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に関わる情報を都や報道機関に提供する。
- 小田急バスは、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に関わる情報を都や報道機関に提供する。
- 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

(3) 代替輸送手段の確保

【代替輸送手段確保の業務手順】（東京都地域防災計画より抜粋）

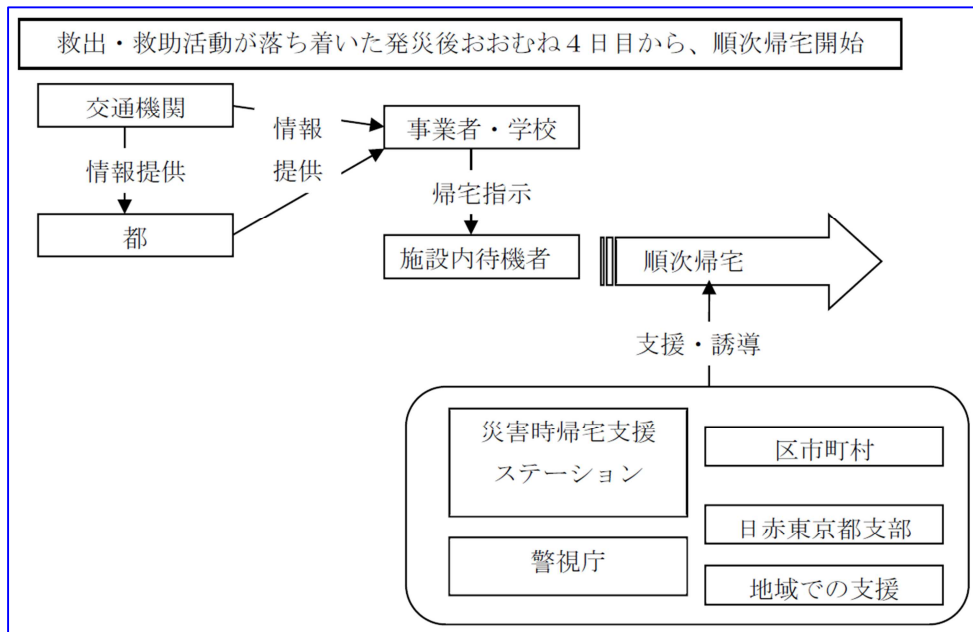


《市（事務局・都市建設部）》 《都（総務局・交通局）》 《国》 《小田急バス》

- 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに関わる総合調整を行う。
- 国や都は、バスによる代替輸送手段を確保する。
- バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施する。
- 調達できるバスには限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- 市は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- 小田急バスは、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に関わる情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

【徒歩帰宅者支援の業務手順】（東京都地域防災計画より抜粋）



《市（事務局・都市建設部）》 《都（総務局）》 《調布警察署》 《事業者》 《学校》

- 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等へののっとり、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線³⁴を中心に、通行可能区間等の安全情報、沿道の火災・建物倒壊等の危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 市は、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 調布警察署は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
- 事業者・学校は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、組織内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

³⁴ 東京都地域防災計画資料編（330頁）に記載されている東京都の指定する帰宅支援の対象道路（16路線）の内、狛江市の近傍にあり、市の災害対応に影響すると見られる路線は、①玉川通り（三宅坂～二子橋）、②甲州街道（桜田門～八王子）、③環状8号線である。

- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。
- 東京都及び赤十字による市内の帰宅支援ステーションは以下のとおり。
 - ・都立狛江高等学校（元和泉三丁目9番1号）
 - ・赤十字エイドステーション（元和泉三丁目6番地和泉多摩川児童公園内）

3 一時滞在施設の閉鎖

《市（事務局・市民生活部）》 《一時滞在施設となる施設の管理者》

- 帰宅困難者の帰宅が進み利用の終了した一時滞在施設を閉鎖する。
- 一次滞在施設としての役割を終了した市の公共施設は、被災者の新たな受入れ、相談窓口の開設、各種業務の拠点、災害対応業務に従事する職員等の休息場所等の次の目的のために転用する。具体的な使用用途については、当時の状況により定める。

交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 道路・橋梁

《市（都市建設部）》

- 市道上の障害物除去及び必要な対策を措置する。
- 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を点検し、必要に応じ応急復旧対策を確立する。
- 工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。

《都（建設局）》

- 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

2 鉄道施設

《小田急電鉄》

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、その結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川・内水排水施設

《市（環境部）》

- 排水樋管で被害が生じた場合は、排水ポンプ等資機材を用いて対応するとともに、直ちに国（京浜河川事務所）及び都（建設局）に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。

《都（建設局）》

- 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 排水機場施設の被害を取りまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。

4 水道

《都（水道局）》

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。

5 下水道

《市（環境部）》

- ポンプ場に機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先とし、各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水機能の回復を図る。
- 管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れ等被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想される。管きょ施設の点検を行い、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- 被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

《都（下水道局）》

- 市の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

6 電気・ガス・通信等

《東京電力》

- 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘

案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること等についても広報する。

《東京ガスグループ》

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定等の情報をいち早く広報する。

《通信事業者》

- 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況、及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況等の情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

医療救護活動等

1 防疫体制の確立

(1) 防疫活動

《市（福祉保健部・環境部）》

- 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生場所等の消毒、ねずみ族、昆虫等³⁵の駆除等を行う。
- 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」及び「消毒班」を編成（又は担当者配置）して、防疫活動を実施する。
- 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し迅速に連絡する。
- 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都保健医療局又は狛江市医師会、狛江市薬剤師会に協力を要請する。
- 都が活動支援や指導、区市町村間の調整を行う場合、協力する。

《狛江市医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 市からの要請に基づき、防疫活動に協力する。

《都（保健医療局）》

- 市の防疫活動を支援・指導する。
- 市等から情報を収集し、感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除について指示を行うとともに、防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行う。
- 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達する。
- 市の衛生管理対策を支援・指導する。
- 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等、環境衛生を確保する。
- 「食品衛生指導班」により市と連携して食品の安全を確保する。
- 必要に応じて、都医師会、都薬剤師会等に対して、市の実施する防疫活動への協力を要請するとともに、連絡調整を行う。
- 必要に応じて、他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

³⁵ ねずみ族、昆虫等とは、感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと。

《多摩府中保健所》

- 市の防疫活動を支援・指導する。
- 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。
- 市の衛生管理対策を支援・指導する。
- 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等、環境衛生を確保する。
- 「食品衛生指導班」により市と連携して食品の安全を確保する。

(2) 感染症対策

《市（福祉保健部）》

- 被災地や避難所における感染症発生状況を把握する。
- 感染症（インフルエンザや麻疹等）の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 保健活動班により被災者に対する健康調査及び健康相談を行う。

《都（保健医療局）》

- 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。
- 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。
- 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合等には、保健所と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 保健所とともに被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

《多摩府中保健所》

- 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。
- 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。
- 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合等には、都保健医療局と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都保健医療局とともに被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

(3) 班別の役割分担

班 名	機関名	役 割
防疫班	市	○ 医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。 ・健康調査及び健康相談 ・避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・感染症予防のため広報及び健康指導 ・避難所のトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	市	○ 防疫班と緊密に連携をとり、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。 ・患者発生時の消毒（指導） ・避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	市	○ 健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。 ・健康調査及び健康相談の実施 ・広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	○ 保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、区市町村と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。 ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・食品集積所の衛生確保 ・避難所の食品衛生指導 ・その他食品に起因する危害発生の防止 ・食中毒発生時の対応 ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・手洗いの励行 ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・情報提供 ・殺菌、消毒剤の調整

班 名	機関名	役 割
環境衛生指導班	保健所等	○ 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。 ・飲料水の塩素による消毒の確認 ・都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

（４）被災動物の保護

《市（福祉保健部）》

- 被災動物の保護に関して都及び関係団体に協力する。
- 協定締結事業者である東京都獣医師会多摩東支部及び狛江市獣医師会に対して、動物救護活動の支援を要請する。

《都（保健医療局）》

- 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。
- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

2 火葬

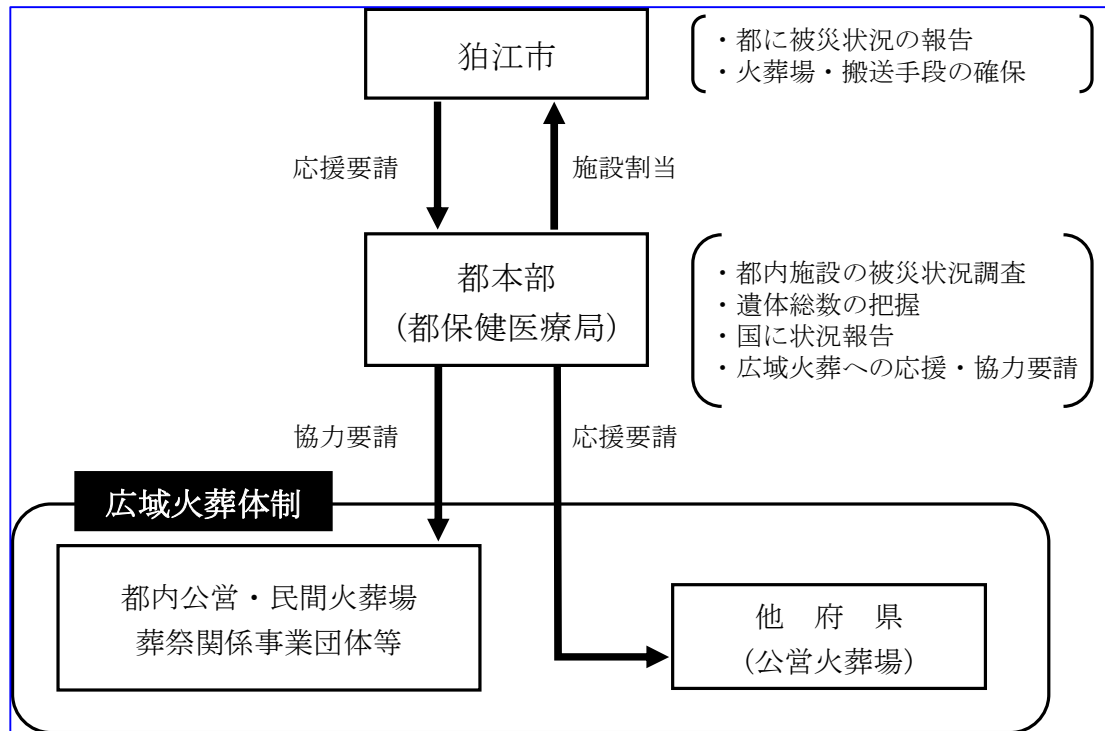
（１）火葬特例の適用・許可証の発行

《市（市民生活部）》

- 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

(2) 広域火葬の実施

【火葬体制】(東京都地域防災計画をもとに作成)



＜市（市民生活部）＞

- 遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して、火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- 都の調整で割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

＜都（保健医療局・建設局）＞

- 都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。
- 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
- 市からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定し、速やかに市及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通

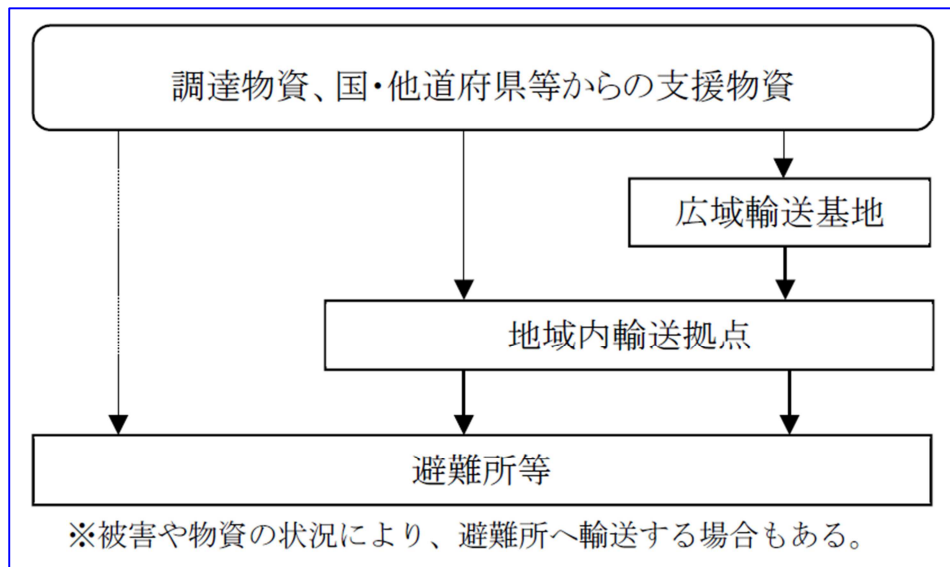
知する。

- 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。
- 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。
- 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。
- 遺体の搬送について市から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
- 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受け入れを実施する。
- 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

物資等関連業務³⁶

1 物資の輸送

【陸上搬送概念図】（東京都地域防災計画より抜粋）



（1）地域内輸送拠点の運営

《市（事務局・市民生活部）》

- 事務局は、使用する地域内輸送拠点を都総務局に報告する。
- 市民生活部は、協定締結事業者の協力を得て地域内輸送拠点を運営し、都からの調達分を含む市の調達する食料、生活必需品等の物資の輸送及び配分方法について定める。都等による物資の輸送がなされたならば、物資の受入れ、仕分け、保管、発送指示に基づく発送業務を行う。
- 予備の地域内輸送拠点が当初使用できず、市民総合体育館を地域内輸送拠点として使用している場合、事務局は、協定締結事業者と協力して、予備の地域内輸送拠点の開設に努める。予備の地域内輸送拠点の使用が可能になったならば、本部長の承認を得て、都と調整の上、地域内輸送拠点を変更し、都総務局に報告する。

（2）物資の輸送

《市（市民生活部）》

- 協定締結事業者の協力を得て、地域内輸送拠点から避難所、福祉避難所及び大規模マンションに物資を輸送する。

³⁶ 本別紙第20の記述は、大規模マンションに対して市から直接物資供給を行う場合のもの。これを行わない場合は、大規模マンションの住民も近傍の避難所から物資の供給等を受ける。

《都（本部・総務局・生活文化スポーツ局・産業労働局・中央卸売市場）》

- 市の指定する地域内輸送拠点を把握する。
- 国、他道府県等から輸送された物資、又は都の調達した物資を、民間物流事業者、調達業者等の協力を得て、市の指定する地域内輸送拠点等まで輸送し、引き渡す。

2 多様なニーズへの対応

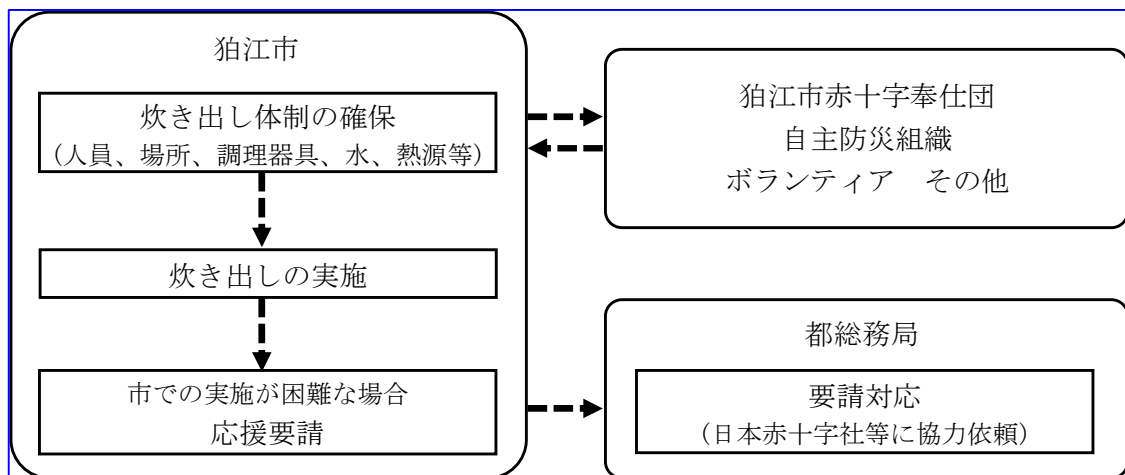
《市（事務局・市民生活部・福祉保健部・教育部）》 《避難所運営協議会》

《大規模マンション管理組合》

- 事務局は、被災後の生活の長期化に伴う必要物資の変化について、過去の災害事例等を参考に避難所、福祉避難所及び大規模マンション等に情報提供する。
- 事務局及び市民生活部は、市独自及び都等を通じた物資の調達状況について、可能な範囲で、避難所、福祉避難所及び大規模マンションの管理組合等に情報提供する。
- 事務局、市民生活部及び教育部は、物資の種類によっては福祉保健部の協力を得て、巡回健康相談等と連携し、医薬品として被災者に届くように配慮する。
- 被災者のニーズの把握は以下の方法により行う。
 - ・避難所は、避難所避難者及び当該避難所から物資を受領する在宅の被災者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。
 - ・福祉避難所は、避難者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。
 - ・大規模マンションの管理組合等は、居住者の物資の要望を取りまとめ、市災害対策本部に提出する。
 - ・避難所等で活動するボランティアや市民活動団体から情報提供を受ける。
- 避難所、福祉避難所及び大規模マンションにおいて、生理用品や女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法について配慮する。

3 炊き出し

【炊き出しの業務手順】（東京都地域防災計画をもとに作成）



《市（市民生活部）》

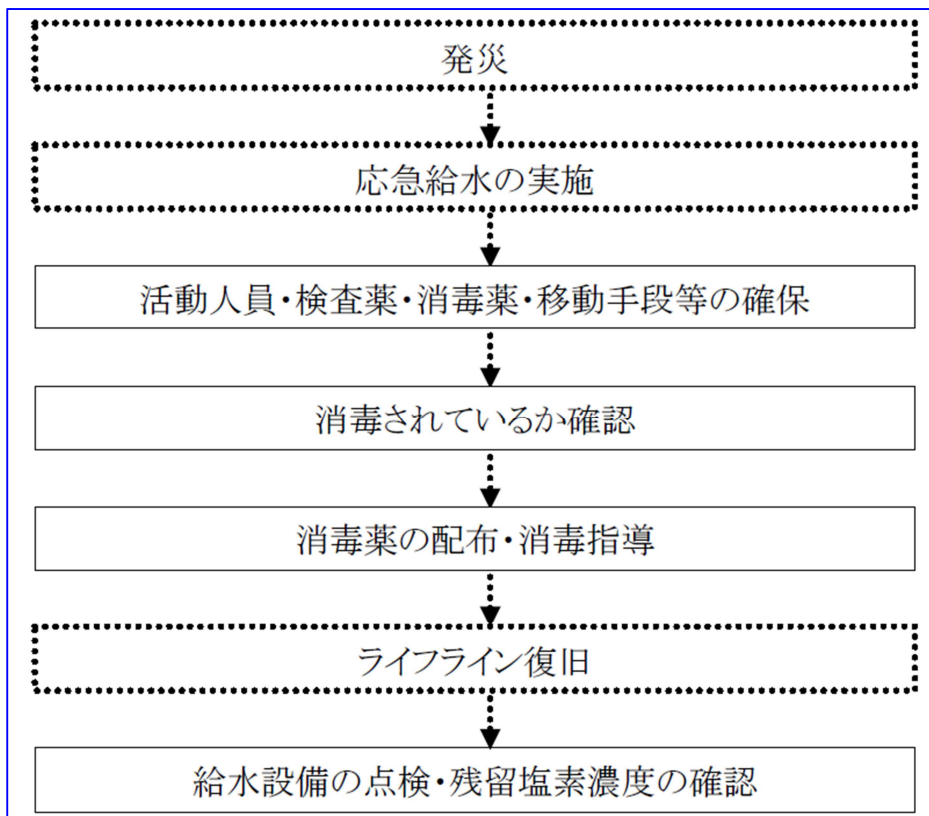
- 震災後およそ4日目以降、避難所等の態勢が整い、米飯の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。
- 市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都総務局に応援を要請する。
- 備蓄するアルファ化米等に不足が生じた場合の調達、協力協定に基づき、狛江市米穀商組合から米穀を調達する。
- 米飯の炊き出しにより給食する際は、米飯給食に必要な副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等を協定締結事業者等から調達する。不足する場合は、都に要望する。
- 生鮮食料品は市内での調達を図る。不足する場合は、都に要望する。
- 炊き出しの実施に当たっては、感染症対策や食中毒防止を含む衛生管理を十分に講じるとともに、食材の明示等、アレルギーへの対応に配慮する。

《都（総務局）》

- 市から炊き出しの要請があった場合は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。

4 水の安全確保

【水の安全確保に関する都の業務】（東京都地域防災計画から抜粋）



《市（福祉保健部・教育部）》

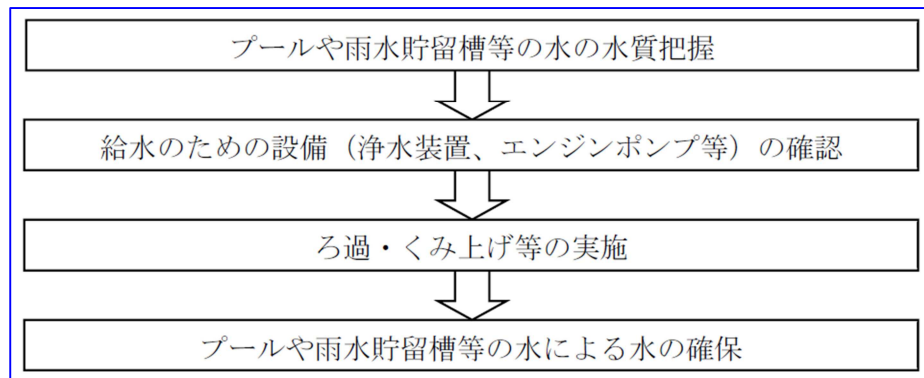
- 都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認等の指導を行う。
- ライフライン復旧後は、環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度³⁷を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

《都（保健医療局）》

- 市からの要請に応じ、消毒薬の配布を行う。また、残留塩素の確認等を行う。
- 環境衛生指導班を編成し、以下の活動を行う。
 - ・飲料水が塩素で消毒されているかの確認
 - ・市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
 - ・市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

5 生活水の確保

【生活水確保の手順】（東京都地域防災計画から抜粋）



《市民・事業者》

- 浄水機能に支障が発生している場合には、くみ置き、災害対策用井戸、河川水等によって水を確保する。

《市（教育部）》

- 被災後に断水した場合、避難所においては、学校のプール、雨水貯留槽、災害対策用井戸等で確保した水を使用する。

6 生活関連物資に関する市民への適切な情報の提供

《市（市民生活部）》 《都（生活文化スポーツ局）》

³⁷ 水道水は、衛生面から塩素による消毒を行い、蛇口での残留塩素濃度を 0.1mg/L 以上保持することが法令で定められている。東京都水道局では「おいしさに関する水質目標」を独自に定め、残留塩素濃度を必要最低限の 0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下としている。

- 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、市民に対し適切に情報提供を行う。

住民生活の早期再建

1 罹災証明書の交付

《市（市民生活部）》

- 住家被害認定調査を実施するとともに、被災者生活再建支援システムを用いて調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居等の日程を確認しながら、交付日程及び交付会場について庁内調整するとともに、資機材を確保する。この際、交付日程については、都や周辺区市と足並みを揃えるなどの調整を行う。また、交付会場については、市役所庁舎に限らず、被災者の利便性や混雑緩和等も考慮し、学校やその他公共施設の使用を含めて検討する。
- 罹災証明書の交付基準や交付時期、会場等を広報し、市民に周知する。
- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等をもとに被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 火災による被害認定調査及び罹災証明書の交付について、狛江消防署と連携を図る。

《狛江消防署》

- 火災による被害認定調査及び罹災証明書の交付について、市と連携を図り、必要に応じて交付手続の支援を行う。

《都（総務局）》

- 罹災証明書交付窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行う。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行う。
- 都の復興計画の策定に向けて、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体を把握し、都における支援策の検討に活用する。

2 被災住宅の応急修理

【住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）の概要】

項 目	概 要
目 的	屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。 また、損傷した住宅前の歩行者等の安全を確保する。
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
対象者の調査及び選定	住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により、救助の時期を逸しないように速やかに判定を行う。
修 理	○屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張 ○損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御 ○アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張
経 費	1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。
期 間	災害発生の日から10日以内に完了
その他	救助の必要性及び内容の妥当性を示す事実を確認する必要から、施工前、施工後の写真撮影を行うこと。

【住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）の概要】

項 目	概 要
目 的	災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。
対象者	災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
対象者の調査及び選定	市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・受付・審査等の事務を行う。

項 目	概 要
修 理	都が、応急修理に関する協定締結団体と調整の上、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
経 費	1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。
期 間	原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）。
帳票の作成	応急修理を実施した場合、都及び市は必要な帳票を整備する。

《市（都市建設部）》

- 都が提示する募集選定基準等をもとに、募集・受付・審査を実施する。
- 市が事業の審査・手続きを行い、都の作成した業者のリストから業者を指定して工事を依頼、修理費用を直接支払う。
- 原則として以下の書類、帳簿等を整備し、保存する。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存する。
 - ・救助実施記録日計表
 - ・住宅の応急修理記録簿
 - ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
 - ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

《都（住宅政策本部）》

- 応急修理方針等を策定する。
- 事前協定等に基づき、関係団体等に対して協力要請をする。
- 区市町村に対して募集・受付・審査等を事務委任する。
- 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。

3 応急仮設住宅等の供与

【応急仮設住宅等の供与の概要】

項 目		概 要
種 類	公的住宅の活用による一時提供型住宅	都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給
	民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅	都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供
	建設型応急住宅	都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供

項 目	概 要
入居資格	以下の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者 ・住家が全焼、全壊又は流失した者 ・居住する住家がない者 ・自らの資力では住家を確保できない者 使用申込みは1世帯1か所限り
入居者の募集・選定	○都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当て、入居者の募集及び選定を依頼 ○割り当ては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当て ○住宅の割り当てを受けた市は、市の被災者に対し募集を実施 ○入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区市町村が入居者を選定
応急仮設住宅等の管理及び入居期間	○応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が実施 ○市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備 ○応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が規定

【建設型応急住宅】（東京都地域防災計画から抜粋）

事 項	内 容
建設地	○都は区市町村から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供
構造及び規模等	○平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応等、被災者コミュニティや高齢者・障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○1戸当たりの設置にかかる費用については、国の定めによる。 ○都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施
建設工事	○災害発生の日から20日以内に着工 ○都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があつせんする建設業者に建設工事を発注 ○必要に応じ、他の建設業者にも発注 ○都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供
その他	○区市町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導

＜市（都市建設部）＞

- 災害救助法の適用となる場合、協定締結事業者等と協力し、民間賃貸住宅を被災者に提供することを検討する。
- 市が入居者管理を行い、仮設住宅等に関する苦情や相談を受け付ける窓口を設置しておくとともに、必要に応じ事務局を通じて、協定締結先自治体等に仮設住宅等に関する業務の応援を求める。
- コミュニティの構築を考慮し、入居者の孤立化を防ぐため、仮設住宅の建設・運用に当た

っては、共用スペースや集会所スペースの設置、入居配置への配慮等、避難住民同士が交流しやすいような空間づくりを都に働きかける。

- 市内の仮設住宅を建設できるエリアは限られていることから、集合住宅タイプの仮設住宅も検討する。
- 仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は、市の要請により都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で市長が特に必要と認めた場合は、災害救助法の規定に準じ、市において建設する。
- 都から建設型応急住宅の工事監理等を委任された場合、これを実施する。
- 都の示す割当て及び基準に基づき、入居者の募集及び選定を行う。
- 市内では必要戸数の確保が困難な場合、都との調整を踏まえ、他の区市町村と相互に融通するための調整を行う。
- 入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 状況に応じて、仮設住宅での動物の同行を受け入れ、苦情等のトラブルを避けるため、飼育のルール作りや飼い主に対する指導や支援を関係機関と連携して実施する。

＜都（住宅政策本部）＞

- 応急仮設住宅等供給方針を策定する。
- 公的住宅の空き住戸を確保する。
- 賃貸型応急住宅の確保に向け、協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。
- 建設型応急住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、市に工事監理等を委任する。
- 募集・受付・審査等の業務について、市に事務委任するとともに、募集計画等を提示する。

4 被災者の生活相談等の支援

＜市（各部）＞

- 被災者のための相談窓口を設置して要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- 相談窓口の設置に当たっては、多様な相談等に対応するため、必要に応じて各種情報を共有できる体制とする。
- 被災者からの申請により、狛江消防署と連携して罹災証明書を交付する。交付に当たっては、窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、被災者の利便の向上に努める。
- 罹災証明書交付時に確定した情報をもとに、被災者生活再建支援システムを用いて被災者台帳を構築し、被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

＜市（事務局・各部）＞

- 避難所における避難者、在宅の被災者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象

とする被災者生活実態調査（被災者センサス）について、事務局は都と連携し、必要により各部の協力を得て、又は業者への委託により、これを実施する。

《調布警察署》

- 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。

《狛江消防署》

- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。
- 被災者に対して、出火防止として、以下のような指導を行う。
 - ・被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
 - ・危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
- 市と連携して罹災証明書の交付手続を支援する。支援に当たっては、窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

《都》

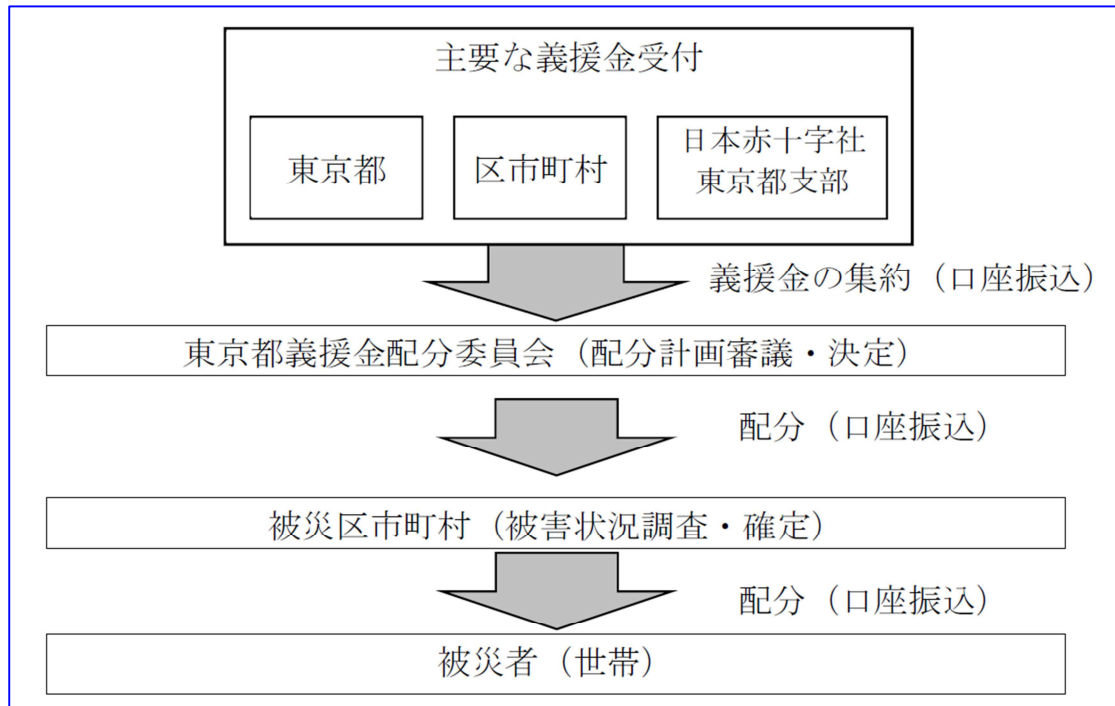
- 市が被災者台帳の作成のため、都の保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報を提供する。
- 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等への対応を行う。
- 被災1か月後を目途に、各局が連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談等様々な生活相談を含む、総合的な相談業務を実施する。
- 男女平等参画の視点から、避難所生活における課題等についての相談支援を実施するとともに、相談内容等を市へ情報提供する。

《都（総務局・都市整備局・住宅政策本部）》

- 市と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

5 義援金の募集・受付・配分

【義援金受付・配分の流れ】（東京都地域防災計画から抜粋）



《市（企画財政部）》

- 義援金の募集・受付
 - ・義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。
 - ・都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
- 義援金の配分・受入れ
 - ・都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。
- 義援金の支給
 - ・都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。
 - ・被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

《狛江市赤十字奉仕団》

- 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。
- 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

《都（福祉局）》

- 東京都義援金配分委員会の設置
 - ・義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。
 - ・都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に市を通じて被災世帯に公正に配分する。
- 義援金の管理
 - ・都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。
- 義援金の配分
 - ・義援金の募集開始後、都委員会を開催し、被災区市町村への義援金の配分計画の策定、義援金の受付・配分に関わる広報活動及びその他義援金の受付・配分等に関して必要な事項を審議し、決定する。
- 義援金の送金
 - ・決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。
- 義援金の広報
 - ・義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知する。

6 被災者の生活再建等の資金援助等

《市（福祉保健部）》 《都（福祉局）》

- 自然災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。
- 災害により精神的又は身体的に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

《狛江市社会福祉協議会》 《東京都社会福祉協議会》

- 被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

7 職業のあっせん

《市（市民生活部）》

- 被災者の職業のあっせんについて、都に対して要請措置等を行うために必要な計画等を

策定する。

《東京労働局》

- 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については市の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17 か所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。
- 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。
- 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、以下の措置を講じる。
 - ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ・公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

8 租税等の徴収猶予及び減免等

《市（市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部）》

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は狛江市税条例（平成3年条例第5号）により、市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。
- 国や都の方針等に準じて、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行う。
- 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、廃棄物処理手数料、各種証明書類の交付手数料等の減免や徴収猶予を行うなど、被災者の負担軽減の措置を講じる。
- 上記以外の公租公課等について、必要により、被災者が負担軽減を受けらるるよう適切な措置を講じる。

《都（主税局）》

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は東京都都税条例（昭和25年条例第56号）により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。

《東京労働局》

- 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講じる。

9 国・都・関係機関によるその他の生活支援

《市（事務局・各部）》

- 国や都、日本郵便等の関係機関が実施する被災者に対する各種の生活支援策について、市民に周知する。

【各種の生活支援策】（東京都地域防災計画をもとに作成）

機関名等	生活支援策
東京労働局	○災害により、失業の認定日にハローワークへ出向くことができない受給資格者に対して、事後に証明書等による失業の認定を行い、失業給付を行う。 ○被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料等の納入期限の延長等や免除の措置を講じる。
日本郵便	○被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 ○被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ○被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ○被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
日本放送協会	○NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等を行う。また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施する。 ○被災者の受信料を免除する。 ○状況により避難所へ受信機を貸与する。
都産業労働局 関係機関	○都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。 ○日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について融資を行う。 ○都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。 ○都は、農林漁業対策上必要と認めるときは、被害農林漁業者等に対する特別対策資金の融通等の措置を講じる。 ○都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要なとする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

機関名等	生活支援策
NTT 東日本 NTTコミュニケーションズ NTT ドコモ	○NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施する。 ○災害救助法適用地域の被災者の電話料金の支払期限を延長する。 ○料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示するほか、報道発表等でその旨を周知する。

10 トイレの確保及びし尿処理

(1) 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

《市（環境部）》

- 都のし尿の受入れ態勢を確認し、受入可能な場合、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を協定締結事業者等のし尿収集車により収集し、水再生センター等に搬入する。

(2) 避難所における対応

《市（環境部・教育部）》 《避難所運営協議会》

- 教育部及び避難所運営協議会は、市によるし尿収集が開始された場合、汲取りを必要とする仮設トイレ等の使用を開始する。
- 環境部は、協定締結事業者等によるし尿の収集を実施する。

(3) 事業所・各家庭等における対応

《市（環境部）》 《事業者・市民》

- 環境部は、避難所以外の公共施設、公園等にあるし尿収集が必要な災害用トイレからの収集を、協定締結事業者等により行う。
- 事業者やマンション等の集合住宅において、仮設トイレからのし尿の収集を独自にできない場合は、市に相談する。

11 災害廃棄物の処理

《市（環境部）》

- 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- 応急対策期間に引き続き市内の仮置場の集積及び運搬状況を把握する。
- 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討して都に報告する。
- 災害廃棄物の最終処分受入場所を確保する。
- 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、協定締結事業者への協力依頼に加えて、必要によりボランティアや市民活動団体との連携を図る。
- 都が国と協議して定める公費負担の対象となる災害廃棄物処理の範囲（①適用地域、②適

用主体（個人及び事業所の範囲）、③適用業務（基礎部分や塀等の解体・撤去を含むかどうか）を市民に周知する。

- 土石、竹木等の処理に関して、災害救助法適用後、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、協定締結事業者等の協力を得て、除去を実施する。この際、土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者は、以下のとおり。
 - ・自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）
 - ・居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障がいとなるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にあること
 - ・当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）
 - ・半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）
 - ・原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること

《都（災害廃棄物対策本部（仮称）・環境局・総務局）》

- 被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で検討し、決定する。
- 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導する。
- 市から各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討する。
- 仮置場、最終処分場の確保に関する支援を行う。
- 市と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請する。

12 ボランティアとの連携

《市（事務局・各部）》 《狛江市社会福祉協議会》

- 事務局及び各部は、応急対策期間に引き続き、市災害ボランティアセンターを通じたボランティアの受入れを行う。
- 事務局及び狛江市災害ボランティアセンターは、市内の被災状況及び災害対応状況を踏まえて参加者の安全確保に留意し、ボランティアの受入れ拡大を図る。この際、都からの調整及び統制があった場合は、これに留意する。
- 狛江市災害ボランティアセンターは、市災害対策本部、関係機関、被災者等のニーズを踏まえ、これとの整合を重視してボランティアの受入れ及び配分を行う。
- ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した狛江市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資機材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接

的に支援する。

13 学校の復旧時の対応

《市（教育部）》 《市立小中学校》

- 教育部は、復旧時に以下の対応を行う。
 - ・校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧を図る。
 - ・各学校を担当する職員等を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、被災した学校の運営について、助言と指導に当たる。
 - ・教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。
 - ・市内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。
- 震災により住家に被害を受け、学用品を損失し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、教育部と連携し、災害救助法に基づき被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
- 校長は、復旧時に以下の対応を行う。
 - ・教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、教育部に連絡する。
 - ・教育部と連携して連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
 - ・防災マニュアルに基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策にも十分留意する。
 - ・教育活動の再開に当たっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。
 - ・市内及び近隣地区の他避難所等に避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前述に準じた指導を行うように努める。
 - ・避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能となる場合には、教育部と連携して他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
 - ・災害の推移を把握し、教育部と緊密な連絡を図るとともに、平常時の授業に戻すように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。

14 保育園等の復旧時の対応

《市（子ども家庭部）》

- 園長からの園舎等の被害報告に基づき関係部署等と連携し、速やかに復旧させる。
- 保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

《市立保育園》

○ 園長は、復旧時に以下の対応を行う。

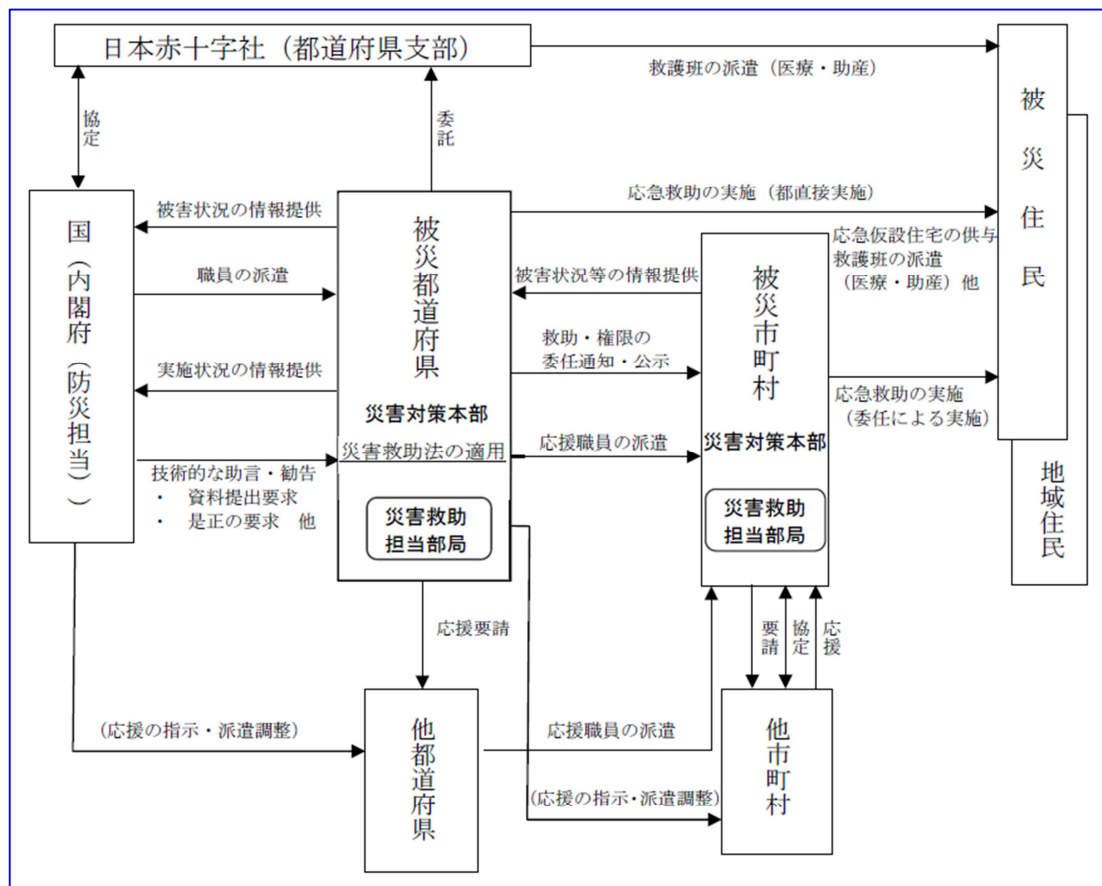
- ・職員を掌握するとともに、保育園の被災状況、職員の被災状況及び園舎等の被害状況を調査し、保健及び生活指導の対策を立て、市に報告する。
- ・保育活動の再開に当たっては、保育園児の安否確認及び通園経路の安全確認を行う。
- ・災害の推移を把握し、市と緊密な連絡を図るとともに、速やかに平常保育に戻すように努める。また、その時期について早急に保護者に連絡する。
- ・保育園の職員の応援が必要であると認めるときは、市へ調整を要請する。

《児童館・学童クラブ・放課後子ども教室（kokoA）》

○ 職員等は、市と連携しながら施設等の被害状況を調査し、速やかに復旧させるよう努める。

15 災害救助法の運用等

【災害救助法の運用に関わる業務手順】（東京都地域防災計画から抜粋）



《市（企画財政部）》

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- 災害救助法の適用を知事に要請する場合は、都に対し以下の事項を通知する。この際、まず電話等をもって速やかに通知し、じ後、文書により通知するものとする。

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害状況
- ・災害救助法の適用を要請する理由
- ・必要な救助の種類
- ・適用を必要とする機関
- ・すでに実施した救助措置及び今後実施しようとする救助措置
- ・その他必要な事項

＜都（総務局・関係各局）＞

- 都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定する。
- 都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備する。
- 被災区市町村の被害状況を調査する体制を整備する。
- 救助の実施に必要な関係帳票を整備する。

【災害救助法に基づく救助の種類】（東京都地域防災計画をもとに作成）

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索及び処理

※ 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

※ 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

【救助法に基づく報告事項】（東京都地域防災計画から抜粋）

○ 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

○ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

【都知事による従事命令等】（東京都地域防災計画から抜粋）

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に以下の権限が付与されている。

種 類	内 容
従事命令	○ 一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
協力命令	○ 被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる等
管 理 使 用 保管命令 及び収用	○ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限 なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

第 4 部 災害復興

第1章 基本的考え方

東日本大震災をはじめとする多くの震災において、被災した各自治体は、多くの課題を抱えながらも災害復興に真摯に取り組み、復興を遂げてきた。市が震災により大きな被害を受けたときは、こうした先例を参考としながら、着実に災害復興に取り組んでいく。

1 復興の基本的考え方

- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復旧対策と復興対策は並行して行われ、相互に影響する可能性があることから、市に大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定め、進むべき方向性を明らかにする必要がある。この際、以下の視点から取組を進めるように留意する。
 - ・災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように、市は都と協議・連携しながら生活、福祉、保健、環境、産業、住宅、教育、文化等の施策を総合的かつ計画的に進める。
 - ・地域のコミュニティが、被災者のこころの健康を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
 - ・障がい者、高齢者、女性等、様々な立場の意見が反映されるよう、復興の取組の場・組織、活動等への参画等、その環境整備に努める。

2 復興に向けた体制

- 迅速かつ機動的に実施する応急対策及び復旧対策を担う災害対策本部とは別に、中長期的な視点から計画的に実施する復興対策を担う災害復興本部を設置する。この際、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携・連絡しながら処理する。
- 組織体制づくりに当たっては、被災の規模や状況等を考慮し、必要な業務、人員を整理したうえで行う。

第2章 復興体制

1 狛江市災害復興本部の設置

- 市長は、災害により被害を受けた地域が市の相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合、必要があると認めたときは、狛江市災害復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- 復興本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、市災害対策本部と緊密に連携を図りながら、災害復興方針及び災害復興計画を策定することにより、災害復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な災害復興事業を推進していく。
- 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。本部長は市長をもって充て、副本部長及び本部員は、本部長が市の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 本部員は、本部長の命を受け、又は復興本部の決定に従い、災害復興に関わる事務事業を実施する。

2 災害復興チーム

- 復興本部で決定された方針、計画、指示等を受け、具体的な施策を実行するため、必要に応じて、その下部組織として狛江市災害復興チーム（以下「復興チーム」という。）を設置する。
- 復興チームの組織構成、構成メンバー、所掌事務、所掌分野、設置時期、設置期間、人員数等は、被災の規模や状況により柔軟に定める。

第3章 災害復興計画等の策定

市長は、震災後早期に、市民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、国、都、他地方公共団体等と連携・協力して、災害復興方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき災害復興事業を推進する。

また、市民が1日も早く震災前の暮らしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが必要である。東京都では、平成15年3月に、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、「東京都震災復興マニュアル復興施策編」を策定し、首都直下地震等による被害想定の見直し等を踏まえ、適宜修正を実施している。

市においても速やかな復興対策を行うため、東京都のマニュアルの内容を踏まえて、都市の復興及び生活の復興を図る上で必要な市職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに、復興を進めるための復興本部の設置等組織体制、財政運営方針等の検討を行い、これらに関する訓練の実施、市のマニュアル及び市街地復興整備条例の制定を検討していく。

1 災害復興方針の策定

- 復興を円滑に進めるためには、市、市民、地域、事業者等が、復興後のまちのあるべき姿を共有することが重要である。そのため、市長は復興本部設置後2週間程度をめぐり、復興の方向性を示す災害復興方針を復興本部の審議を経て策定し、公表する。
- 災害復興方針の策定に当たっては、以下の事項に配慮する。
 - ・暮らしのいち早い再建と安定
 - ・安全で快適な生活環境づくり
 - ・市民や地域社会との連携及び協働
- 災害復興方針の策定に当たっては、市政運営の総合的な指針である狛江市第4次基本構想（令和2年3月）に留意するとともに、都が策定する震災復興方針との整合を図る。

2 災害復興計画の策定

- 市長は、災害復興方針に基づき、被災後6か月をめぐり、復興本部の審議を経て災害復興計画を策定し、公表する。
- 災害復興計画は、復興に関わる市政の総合的かつ最上位の計画として位置付けるとともに、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

3 特定分野計画の策定

- 復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。
- 個別の復興計画を策定する場合は、上位計画である災害復興計画との整合性に配慮する

とともに、被災の程度や状況に鑑みながら策定し、公表する。

4 事前の整理

- 各部は、復興に向けた取組が円滑に進められるように、先例や東京都震災復興マニュアル復興施策編を参考に、あらかじめどのような業務が想定されるか、また、その業務の大まかな流れ、必要な組織体制、業務遂行に当たっての課題等について検討し、整理しておく。

第4章 復興に向けた取組

1 生活復興と都市復興

(1) 生活復興

- 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対して、都と協議・連携しながら、施策の実施を通じて、生活復興のための直接支援を行う。

(2) 都市復興

- 人々が暮らしやすく、住み続けることができる活力に満ちた都市をつくるため、以下の点に留意して復興に取り組む。
 - ・市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、『被災を繰り返さない都市づくり』を行う。
 - ・都市復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる『持続的発展が可能な都市』にしていくことを目標とする。
 - ・市、市民、地域、事業者、都、国等、多様な主体が一体となって復興に取り組むことで、協働と連帯によるまちづくりを行う。

2 各分野の復興

- 市は、都と協力し、各分野における復興を進める。この際、各分野における都及び市の実施事項は、東京都震災復興マニュアル復興施策編を参照する。

(1) 住宅の復興

- 自力による復興を基本としつつ、応急的な住宅の確保、自力再建への支援等により、都と連携、協力しながら、可能な限り早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、可能な限り多様な住宅対策を講じる。

(2) 暮らしの復興

- 市民が一日も早く従前の生活を取り戻し、その安定を図るために、医療、福祉、保健等に関する対策を講じる。また、市民や事業者に対して情報提供や相談等を実施することにより、自力復興のための環境整備を行う。また、ボランティア等が活動しやすい環境整備を図るとともに、これらの団体等と連携・協力する。

(3) 産業の復興

- 早期の事業再開等が円滑に進むよう、農地、中小企業、観光資源等の被害・復旧状況を把握するとともに、震災からの産業復興を支援する。自力再建までの一時的な事業スペースの確保や、再建のための金融支援、相談体制の整備等、都と連携・協力して対策を講じる。

(4) 都市の復興

- 都市の復興において、都は都内全域を対象として、基幹的な都市施設や特定の地区を対象とした広域復興計画を立て、復興事業を推進する。これに対して市は、市内の被災市街地の地域復興計画を立て、復興事業を推進する。

登録番号（刊行物番号）

R 6－43

狛江市地域防災計画（令和 7 年修正）＜震災編＞

令和 7 年 2 月発行

発 行 狛江市防災会議

編 集 狛江市総務部安心安全課
狛江市和泉本町 1－1－5
電話 03-3430-1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 610 円